

【表紙】

【提出書類】 半期報告書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 令和元年9月9日

【中間会計期間】 自 平成31年1月1日 至 令和元年6月30日

【会社名】 クレディ・アグリコル・コーポレート  
・アンド・インベストメント・バンク  
(Crédit Agricole Corporate and Investment Bank)

【代表者の役職氏名】 マネージング・ディレクター・グローバル・マーケット  
・ディビジョン  
(Managing Director Global Market Division)  
ベンジャミン・ランベール  
(Benjamin LAMBERG)

【本店の所在の場所】 フランス国、モンルージュ・セデックス、92547 CS 70052  
レ・ゼタジュニ広場 12番地  
(12, place des Etats-Unis CS 70052  
92547 Montrouge Cedex  
France)

【代理人の氏名又は名称】 弁護士 福田直邦

【代理人の住所又は所在地】 東京都千代田区大手町一丁目1番1号  
大手町パークビルディング  
アンダーソン・毛利・友常法律事務所

【電話番号】 03-6775-1000

【事務連絡者氏名】 弁護士 岡田春奈  
弁護士 田村将人

【連絡場所】 東京都千代田区大手町一丁目1番1号  
大手町パークビルディング  
アンダーソン・毛利・友常法律事務所

【電話番号】 03-6775-1453  
03-6775-1552

【縦覧に供する場所】 該当事項なし

## 第一部 【企業情報】

(注1) 別段の記載がある場合を除き、本書に記載の「ユーロ」、「€」または「EUR」は欧州経済通貨同盟に参加している欧州連合（以下「EU」という。）の加盟国の統一通貨を、「米ドル」または「USD」はアメリカ合衆国の法定通貨を、「円」は日本国の法定通貨を指すものとする。本書において、別段の記載がある場合を除き、便宜上記載されている日本円への換算は、1ユーロ＝118.01円の換算率（2019年8月19日現在の株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信直物売買相場仲値）により計算されている。

(注2) 本書において、文脈上別段の記載または解釈がなされる場合を除き、「当社」、「クレディ・アグリコル・CIB」および「CACIB」は、クレディ・アグリコル・コーポレート・アンド・インベストメント・バンクを、「クレディ・アグリコル・CIB・グループ」はクレディ・アグリコル・CIB・SAならびにその支社および子会社を、「クレディ・アグリコル・エス・エー・グループ」はクレディ・アグリコル・エス・エーおよびその連結子会社ならびに地域銀行の25%（地域銀行は、持分法により連結されている。）を指す。さらに、「クレディ・アグリコル・グループ」は、クレディ・アグリコル・エス・エー、地域銀行および地方金庫ならびにその子会社を指す。「当行グループ」は、ほとんどの場合「クレディ・アグリコル・グループ」を、その他の場合には「クレディ・アグリコル・CIB・グループ」を指す。

本書において、「CIB」または「コーポレート・アンド・インベストメント・バンク」は、CACIBの主要事業部門を意味し、主要事業部門にはファイナンス事業ならびにキャピタル・マーケットおよび投資銀行事業を含む。

(注3) 本書中の表で計数が四捨五入されている場合、合計は計数の総和と必ずしも一致しない。

## 第1 【本国における法制等の概要】

### 1 【会社制度等の概要】

下記事項以外は、2019年5月23日付で提出した有価証券報告書（以下「2018年有価証券報告書」という。）の「提出会社の属する国・州等における会社制度」および「提出会社の定款等に規定する制度」に記載された事項について、当該半期中に重要な変更はない。変更箇所には下線を付す（なお、2018年有価証券報告書において付されていた下線は、変更箇所を明示するため、以下においては表示していない。）。

#### (1) 提出会社の属する国・州等における会社制度

(中略)

##### 取締役会および最高経営責任者

取締役会は3名以上18名以内の取締役からなる。従業員によって選任された取締役は、取締役の最低および最高人数の算定には含まれない。

吸収または新設合併の場合、取締役の数を暫定的に最高24名まで増加することができる。取締役はフランス人もしくは外国人または法人でもよいが、法人の場合はその常任代表者として自然人を指定しなければならない。

フランス商法において規定される通り、各取締役は、当社の株式を一定数保有しなければならない旨を定款に定めることができるが、これは従業員によって選任された取締役には適用されない。

取締役が少なくとも1株保有する旨をCACIBの定款に定めない。

取締役は最長任期6年で株主総会において選任されるが、(定款または適用ある法律に定められた年齢制限の範囲内で)何度でも再任されることができる。株主総会は、随時、何らかの理由により取締役会の構成員の解任を決定することができる。

フランス商法において規定される通り、取締役会は、女性と男性とをバランス良く代表することを求めて構成される。連続した3事業年度目において平均の常勤従業員数が500名以上であり、純売上高またはバランスシート合計額が50百万ユーロに達する企業において、各性別の構成員の割合は、指名について審議しなければならない次回の定時株主総会の閉会時点で、40%を下回ることはできない。

取締役会は当社の活動の方向性を決定し、その活動に関する社会および環境問題を考慮し、当社の企業利益(フランス語では「*intérêt social*」)に従ってそれが実行されることを確実にする。取締役会は、株主総会に明示的に与えられた権限に従い、また会社の目的の範囲内で当社の適切な運営に関するすべての問題を取り扱い、当社に関する事項を協議によって決定する。取締役会はその任務の遂行に必要なすべての書類および情報を与えられる。

各年、取締役会は、当該事業年度中の当社の状況および事業に関する経営報告書(*rapport de gestion*)ならびにコーポレート・ガバナンスに関する報告書(*rapport sur le gouvernement d'entreprise*)を通常年次株主総会に提出しなければならない。

取締役会の決議は出席取締役または委任状により代理された取締役の多数決により決せられる。可否同数の場合は定款に別段の定めがない限り取締役会会長(*Président du Conseil d'administration*)が決定権を有する。

取締役会会長は取締役会から同取締役会によって選任される。取締役会会長は取締役会の業務を整理および監督し、株主総会にこれを報告する。取締役会会長は当社の企業組織が正常に機能していることを確認し、特に取締役がそれぞれの任務を遂行できることを確認する。

取締役会は、当社の経営管理を組織化する方法を決定する。当社の経営管理は、取締役会会長が、または取締役会に選任された最高経営責任者の肩書を有する者のいずれかが、担当するものとする。これは、取締役会会長および最高経営責任者の役職の分離がフランス銀行規則により要求されていることを示している。

最高経営責任者は、すべての状況において会社を代表して行為する幅広い権限を与えられる。最高経営責任者は、会社の目的の範囲内で、また法が明示的に株主総会または取締役会に与えた権限に従ってその権限を行使する。

最高経営責任者は、第三者との関係で会社を代表する。当社は、第三者が当該行為が会社の目的の範囲外であることを知っていたこと、または定款の公表だけではかかる証明をするのに十分でないと思われる場合は知っていたはずであることを証明できない限り、会社の目的の範囲外の最高経営責任者の行為によっても拘束される。

取締役会は最高経営責任者の権限を制限することができるが、この制限は第三者に対しては効力をもたない。

取締役会は、最高経営責任者の提案により、最高経営責任者代理(*Directeur Général Délégué*)の肩書で最高経営責任者を補佐する責任を負う者を5名まで選任することができる。

取締役会は、最高経営責任者の承認を得て、最高経営責任者代理に与えられる権限の範囲および期間を決定する。ただし、第三者との関係においては、最高経営責任者と同一の権限を有する。

(後略)

## 2 【外国為替管理制度】

2018年有価証券報告書に記載された事項について、当該半期中に重要な変更はない。

### 3 【課税上の取扱い】

下記事項以外は、2018年有価証券報告書に記載された事項について、当該半期中に重要な変更はない。変更箇所には下線を付す（なお、2018年有価証券報告書において付されていた下線は、変更箇所を明示するため、以下においては表示していない。）。

#### (1) フランスの租税制度

以下は、日本における課税ならびに1995年3月3日付の「所得に対する租税に関する二重課税の回避および脱税の防止のための日本国政府とフランス共和国政府との間の条約」（以下「租税条約」という。）および2007年1月11日付の議定書（2019年1月1日から両国において効力を生じたOECD多国間協定（MLI）による修正を含む。）の目的上の日本国居住者、租税条約の利益を享受する権利を有する者、および本社債のために日本国外の恒久的施設または固定的拠点から行為していない者がクレディ・アグリコル・CIBにより発行されている社債（以下「本社債」という。）を取得、保有および処分した場合の重要なフランス税効果の概要である。

以下の説明は、一般的な概要である。この説明は、特定の状況にある本社債の所持人に関連する可能性のあるフランス税法および租税条約についてのすべての記載をしたものではない。

（中略）

#### 5) 強制開示規制（DAC6指令）

欧州連合理事会は、2018年5月25日に仲介業者に対して強制開示規制を導入するEU理事会指令第2018/822号（以下「DAC6指令」という。）を採用した。指令の国内法化に応じて、本社債は、DAC6指令により定められる一定の基準（「ホールマーク」）に基づき「報告対象の取決め」とみなされ、税務当局への開示対象となる可能性がある。

時期としては、その他のEU加盟国としてのフランスは、2020年7月1日から開始される対応する報告義務に伴い、その国内法において、遅くとも2019年12月31日にはDAC6指令を実行に移さなければならない。また、DAC6指令は特に、2018年6月25日以降に締結される「報告対象の取決め」が2020年8月31日までに報告されなければならないことを規定している。

## 第2 【企業の概況】

### 1 【主要な経営指標等の推移】

(単位：百万ユーロまたは%)	2019年6月30日	2018年12月31日	2018年6月30日	2017年12月31日	2017年6月30日
総資産額	562,328	511,702	514,787	488,586	506,893
顧客に対する貸出金および債権	141,179	134,302	131,251	135,039	133,830
顧客に対する債務	129,145	123,510	110,022	106,960	109,317
株主持分	21,524	20,426	19,214	19,045	19,217
ティア1比率	15.8% (CRD 段階適用)	16.0% (CRD 段階適用)	14.7% (CRD 段階適用)	16.2% (CRD 段階適用)	16.2% (CRD 段階適用)
	14.7% (CRD 完全実施)	14.4% (CRD 完全実施)	13.2% (CRD 完全実施)	14.1% (CRD 完全実施)	14.1% (CRD 完全実施)

(単位：百万ユーロ)	2019年6月30日	2018年12月31日	2018年6月30日	2017年12月31日	2017年6月30日
収益	2,764	5,276	2,833	4,999	2,573
営業総利益	1,004	1,955	1,099	1,814	922
営業利益	945	2,010	1,081	1,484	697
税引前利益	950	2,010	1,082	1,779	827
当期純利益 - 当行グループの持分	692	1,479	774	1,156	632

### 2 【事業の内容】

2018年有価証券報告書に記載された事項について、当該半期中に重要な変更はない。

### 3 【関係会社の状況】

下記「第6 経理の状況 1 中間財務書類 連結財務諸表 (7) 中間連結財務諸表に対する注記」の注記11を参照。

### 4 【従業員の状況】

当社は、半期末日時点における従業員数を開示していない。2018年12月31日現在、当行グループにて雇用されている常勤従業員は11,544名であった。

## 第3 【事業の状況】

### 1 【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】

下記「2 事業等のリスク」を参照。

### 2 【事業等のリスク】

#### - リスク要因 -

本項には、クレディ・アグリコル・CIBが晒されるリスクの主な種類およびクレディ・アグリコル・CIBの有価証券の保有に関する特定のリスクが示されている。本項の他の箇所においては、クレディ・アグリコル・CIBのリスク選好およびリスク管理のために採用される方針について考察されている。クレディ・アグリコル・CIBのリスクの管理に係る情報は、金融商品の開示に関するIFRS第7号に従って表示されている。

#### クレディ・アグリコル・CIBが晒されるリスクの概要

2018年有価証券報告書の提出日以後、本項目に変更はない。（2018年有価証券報告書「第一部 企業情報 第3 事業の状況 2 事業等のリスク クレディ・アグリコル・CIBが晒されるリスクの概要」を参照。）

#### クレディ・アグリコル・CIBが事業を行う環境に関連するリスク

2018年有価証券報告書の提出日以後、本項目に変更はない。（2018年有価証券報告書「第一部 企業情報 第3 事業の状況 2 事業等のリスク クレディ・アグリコル・CIBが事業を行う環境に関連するリスク」を参照。）

#### 信用およびカウンターパーティー・リスク

2018年有価証券報告書の提出日以後、本項目に変更はない。（2018年有価証券報告書「第一部 企業情報 第3 事業の状況 2 事業等のリスク 信用およびカウンターパーティー・リスク」を参照。）

#### 金融リスク

2018年有価証券報告書の提出日以後、本項目に変更はない。（2018年有価証券報告書「第一部 企業情報 第3 事業の状況 2 事業等のリスク 金融リスク」を参照。）

#### オペレーショナル・リスクおよび関連するリスク

2018年有価証券報告書の提出日以後、本項目に変更はない。（2018年有価証券報告書「第一部 企業情報 第3 事業の状況 2 事業等のリスク オペレーショナル・リスクおよび関連するリスク」を参照。）

#### クレディ・アグリコル・CIBの業務に関するその他のリスク

**クレディ・アグリコル・CIBは中期計画の目標を達成できないおそれがある。**

2019年6月6日、クレディ・アグリコル・グループはその中期計画であるストラテジック・アンビション2022（以下「中期計画」という。）を発表した。中期計画は、（ ）顧客およびその資金調達ニーズに焦点を当てたモデルを導入すること、（ ）（現金管理、サプライ・チェーンおよび貿易金融における）商業銀行としての証券の募集を増加させること、（ ）アジアでのプレゼンスを高めることおよび（ ）長期にわ

たるグリーン融資の主要な提供者としての地位を維持することに重点を置いたクレディ・アグリコル・CIBのための戦略目標を含むいくつかのイニシアティブを伴うものである。

中期計画は、特に、収益、費用、純利益および自己資本比率に関連するいくつかの財務目標を含んでいる。これらの財務目標は主に内部計画および資源の配分のために設定され、事業および経済の状況に関するいくつかの仮定に依拠している。かかる財務目標は予想される業績の見通しおよび予測を構成するものではない。クレディ・アグリコル・CIBの実際の業績は、本項の他の箇所に記載されるリスク要因の一つまたは複数の発生を含む、いくつかの理由で、これらの目標と乖離する（および著しく乖離する）可能性があるだろう。

計画の成功はクレディ・アグリコル・CIBの異なる事業部門におけるかなり多くのイニシアティブ（規模的に著しいものと緩やかなものどちらも）に左右される。これらのうちの多くは達成できる一方で、すべての目標が達成される可能性は低く、どの目標が達成されるか、または達成されないかを予測することは不可能である。中期計画はまた、重大な投資についても予定しているが、計画の目標が達成されない場合には、かかる投資の収益は予想よりも低いものとなる。

クレディ・アグリコル・CIBが中期計画の目標を達成できない場合には、その財務状況および業務成績は悪影響を受けるおそれがある。

### **有害事象はクレディ・アグリコル・CIBの複数の事業に同時に影響を及ぼすおそれがある。**

クレディ・アグリコル・CIBの主要な活動のそれぞれは、それらに特有のリスクの対象になっており、かつ異なる市場周期の対象となっている一方で、有害事象がクレディ・アグリコル・CIBの複数の活動に同時に影響を及ぼすおそれがある。そのような場合には、クレディ・アグリコル・CIBはその活動を多様化させることを通じて達成することを望んでいた利益を達成できない可能性があるだろう。例えば、不利なマクロ経済状況はクレディ・アグリコル・CIBに、貸付業務における債務不履行リスクを増加させること、証券ポートフォリオの価値を低下させることおよびクレディ・アグリコル・CIBの手数料を稼得する事業の収益を減少させることによって、様々な形で影響を及ぼし得る。一つの事象が複数の活動に悪影響を及ぼす場合、クレディ・アグリコル・CIBの業務成績および財務状況への影響は特に深刻になるおそれがある。

### **クレディ・アグリコル・CIBは気候変動に関連するリスクの影響を受ける。**

クレディ・アグリコル・CIBの活動は一般的には気候変動リスクに直接晒されるものではないが、クレディ・アグリコル・CIBは重大になり得るいくつかの間接的リスクの影響を受けている。クレディ・アグリコル・CIBが大量の温室効果ガスを排出する活動を行っている事業に貸付をしている場合、クレディ・アグリコル・CIBは借入人の活動に係るより厳しい規制または制限がその与信の質に悪影響を及ぼし、結果としてクレディ・アグリコル・CIBがローン・ポートフォリオの損失に苦しむリスクの影響を受ける可能性がある。クレディ・アグリコル・CIBは排出枠取引に関する活動も行っており、当該排出枠の価格の不利な変動により損失を被る可能性がある。より切迫した気候変動環境への移行が加速するにつれて、クレディ・アグリコル・CIBはその戦略的目的を達成するためおよび損失を被ることを防ぐために、その活動を適切に順応させなければならないであろう。

### **クレディ・アグリコル・CIBは、高い信用格付を維持しなければならず、これができなければ事業および収益性に悪影響が生じるおそれがある。**

信用格付はクレディ・アグリコル・CIBの流動性に重大な影響を及ぼす。信用格付の格下げは、クレディ・アグリコル・CIBの流動性および競争力に悪影響が生じ、借入費用が増加し、資本市場へのアクセスが制限され、クレディ・アグリコル・CIBのカバード・ボンド・プログラムもしくはトレーディング、デリバティブお

よび担保付融資契約の双務規定に基づく義務が発動され、または社債の市場価値に悪影響が生じる場合がある。

クレディ・アグリコル・CIBが市場投資家から調達する長期無担保資金の調達コストは、信用格付によってある程度左右される信用スプレッド（同じ年限の国債について債券投資家に支払われる利率との格差）に直接関係する。信用スプレッドが拡大すれば、クレディ・アグリコル・CIBの資金調達コストが大幅に増加する可能性がある。信用スプレッドの変動は連続的で、市場と連動しており、また予測不能で著しく変動的な動きに左右される場合がある。また信用スプレッドは、市場における発行者の信用力の認知度によっても影響を受ける。さらに信用スプレッドは、クレディ・アグリコル・CIBの債務を参照するクレジット・デフォルト・スワップの購入者のコストの変動によって影響を受ける可能性がある。かかるコストの変動は、これらの債務の信用の質、ならびにクレディ・アグリコル・CIBが制御し得ない数々の市場要素によって、影響を受ける。

### **クレディ・アグリコル・CIBは、激しい競争に直面している。**

クレディ・アグリコル・CIBは、あらゆる金融サービス市場において、ならびに提供する商品およびサービスについて、激しい競争に直面している。欧州の金融サービス市場は比較的成熟しており、金融サービス商品に対する需要は、経済全体の推移に関連している部分がある。この環境における競争は、提供する商品およびサービス、価格設定、販売システム、顧客サービス、ブランド認知度、財務力の把握、ならびに顧客のニーズに応えるために資本を利用する意思の有無等、様々な要因に基づいている。

さらに、個別のまたは緩和された規制、またはプルデンシャル比率に関するその他の要件を適用し得る新たな、かつより競争的なライバル（革新的なテクノロジー・ソリューションを活用するものを含む。）が、市場に参入してくる可能性がある。技術的進歩およびeコマースの成長により、非金融機関は従来は金融商品であった商品およびサービスを提供することが可能となり、金融機関およびその他の企業は、電子証券取引を含む、電子およびインターネットを基盤とした金融ソリューションを提供できるようになった。これらの新たな参加者はクレディ・アグリコル・CIBの商品およびサービスに係る価格下落圧力を働かせ、従来安定的で、従来の金融機関が大半を占めていた分野におけるマーケット・シェアを勝ち取ることに成功できる。加えて、特に決済処理およびリテール・バンキングにおける新規参入、ビットコイン等の新規通貨、およびブロックチェーン等の、取引処理を容易にする新たな技術が、金融部門および顧客の銀行サービスの消費方法を徐々に変化させている。かかる新たな技術の出現、依然定義段階にある規制上の枠組みによる影響を予測することは困難であるが、その活用の増加は銀行および金融業界における競争の状況を変えることができるだろう。そのため、クレディ・アグリコル・CIBは、システムを導入することならびに現在の市場シェアおよび業績レベルを維持するための技術の取組みを強化することによって、フランスおよび事業を行っているその他の主要な市場におけるその競争性を維持するよう努めなければならない。

### **クレディ・アグリコル・CIBが優秀な従業員を惹きつけ、定着させられるか否かは、事業の成否にとって重要であり、これができない場合には業績に重大な影響を与えるおそれがある。**

クレディ・アグリコル・CIBの従業員は、当行の最も重要な資源であり、金融サービス業界の多くの分野において、優秀な人材を求める競争は激しい。クレディ・アグリコル・CIBの業績は、新たな従業員を惹きつける一方、既存の従業員を定着させ、その意欲を引き出すことができるか否かによって左右される。金融サービス業界における従業員給与を制限する法律および規制により、クレディ・アグリコル・CIBは優秀な従業員を惹きつけ、定着させることができない可能性がある。事業環境の変化により、クレディ・アグリコル・CIBは、従業員をある事業から別の事業へ異動させ、または特定の事業に従事する従業員の数を削減する場合がある。この場合、従業員が新しい任務に適應するまで一時的に業務が中断され、またクレディ・アグリコ



ル・CIBは事業環境の改善を活用することが難しくなる可能性がある。さらに、現在および将来の法律（移民および外部委託に関する法律を含む。）により、クレディ・アグリコル・CIBは、ある区域から他の区域への職務または人員の異動を制限される場合がある。この場合、当行は、事業機会または潜在的な効率化を活用することが難しくなる可能性がある。

#### 有価証券の保有者に対するリスク

**クレディ・アグリコル・ネットワークの構成企業が将来財政難に陥った場合には、クレディ・アグリコル・エス・エーは、かかる構成企業を支援するために、クレディ・アグリコル・ネットワークの資源（自身の資源を含む）を動員する必要がある。**

クレディ・アグリコル・エス・エーは、クレディ・アグリコル・エス・エー、地域銀行および地方金庫ならびに関連会社としてのCACIBおよびBforBankを含むクレディ・アグリコル・ネットワークの中心的事業体であり、フランス通貨金融法典第R.512-18条が適用される（以下「クレディ・アグリコル・ネットワーク」という。）。

フランス通貨金融法典第L.511-31条により確立された内部の法定財務支援メカニズムに従って、クレディ・アグリコル・エス・エーは、クレディ・アグリコル・ネットワークの中心的事業体として、クレディ・アグリコル・ネットワークの各構成企業および全体としてのネットワークの流動性ならびにソルベンシーを確保するために必要なあらゆる措置を講じなければならない。クレディ・アグリコル・ネットワークの各構成企業は、この内部の財務支援メカニズムから恩恵を受け、またこれに寄与する。

フランス通貨金融法典のこれらの一般規定は、法定財務支援メカニズムを実施する際に使用される業務上の措置を提供する内部措置により実施されてきた。特に、これらの措置には、クレディ・アグリコル・エス・エーが、財政難に陥る可能性のあるクレディ・アグリコル・ネットワークの構成企業に関して措置を取ることにより中心的事業体としての義務を遂行できるようにすることを目的とした流動性およびソルベンシーに関する銀行業務リスクのための基金（フランス語の頭文字を取って「FRBLS」として知られる。）の設立が含まれる。

クレディ・アグリコル・エス・エーは、2019年8月9日現在、クレディ・アグリコル・ネットワークの構成企業を支援するためにFRBLSに頼る必要性が生じるような事由は認識していないが、将来FRBLSに助けを求める必要性が生じないという保証はない。そのような場合には、FRBLSの資源が不十分であると判明した際には、クレディ・アグリコル・エス・エーは、クレディ・アグリコル・ネットワークの中心的事業体として、自身の資源、ひいてはクレディ・アグリコル・ネットワークの他の構成企業の資源を動員することでその差を埋めることが要求される。

この義務の結果として、クレディ・アグリコル・ネットワークの構成企業が深刻な財政難に陥った場合には、かかる財政難を引き起こす事由が、クレディ・アグリコル・エス・エーおよび財務支援メカニズムに従って要請を受け得るクレディ・アグリコル・ネットワークのその他の事業体の財政状態に悪影響を与える可能性がある。かかる状況がクレディ・アグリコル・グループの破綻処理手続の開始またはクレディ・アグリコル・ネットワークの構成企業の裁判所の命令による清算を引き起こすという極端な場合には、最初に財政難に陥った事業体を支援するためにクレディ・アグリコル・エス・エー、ひいてはクレディ・アグリコル・ネットワークのその他の構成企業の資源を適用することにより、まず各分類（普通株式等ティア1、その他ティア1資本およびティア2資本）の資本性商品全体に影響を与える可能性があり、最終的に、損失が資本性商品の合計額を上回った場合に、適用される法律および適用される条件の規定に従って、非上位優先証券および上位優先証券または同様の順位を有するその他の債券を含む、一定のペイルインの目的上の適格債券にも影響を与える可能性がある。そのような場合には、影響を受けた有価証券の保有者および債権者は投資のすべてまたは一部を失う可能性がある。

**有価証券の保有者は、破綻処理手続が開始された場合または当行グループの財政状態が著しく悪化した場合には、損害を被る可能性がある。**

欧州における金融危機解決のための枠組み（注1）は、金融危機の防止および解決のためのシステムを導入し、単一破綻処理委員会を含む欧州の破綻処理機構に対し金融機関もしくはその属する当該グループのすべてまたは一部の破綻処理に関して必要な措置を取るための多様な権限を付与した。かかる措置は、当該破綻処理機構（つまり、場合に応じてACPRまたはSRB）が以下のように判断を下した場合に開始される。

- ・金融機関またはその属する当該グループが破綻しているまたは破綻しそうである。
- ・他の措置が適正な期間内にかかる破綻を回避する合理的な見通しが無い。
- ・清算手続が財政の安定を維持するのに適していない。

破綻処理機構は、「シングル・ポイント・オブ・エントリー」という破綻処理戦略がクレディ・アグリコル・グループに最適であると考えている（注2）。この戦略によると、破綻処理手続が開始された場合、クレディ・アグリコル・エス・エーが、クレディ・アグリコル・ネットワークの中心的事業体およびその子会社の親会社としてクレディ・アグリコル・グループに関して「シングル・ポイント・オブ・エントリー」となる。

クレディ・アグリコル・グループが破綻しているもしくは破綻しそうである、かつ、他の措置が合理的な期間内にかかる破綻を回避する合理的な見通しが無い場合および/または当該グループが特別な公的支援を必要としている場合には、破綻処理機構は、破綻手続が開始される前に、または当行グループを存続させるためにそうすることが必要な場合には、準備金を全額投入した後に、当該事業体が発行した資本性商品（株式、相互保有株式（持ち合い株）、CCI、CCAならびにその他ティア1およびティア2商品等）の減額を進めるか、またはかかる商品（株式を除く。）を株式に転換しなければならない。

必要な場合には、破綻処理機構は、適用される法律に定められる条件およびこれらの債務の条項に従って、特定の限られた分類にある債務を除き、支払いの優先順位と逆の順番から、残りの資本性商品および当該事業体が発行したその他の適格債務についてベイルイン権限を行使する決定を行う（つまり、かかる資本性商品のすべてもしくは一部を減額または株式に転換する決定を行う）ことができる。

以上を踏まえると、上記に言及される資本性商品および適格債務の保有者は、クレディ・アグリコル・グループに対する破綻処理手続が開始された場合に、資本性商品の所持人についてはかかる手続が開始される前に、その投資のすべてまたは一部を失う可能性がある。

破綻処理機構はまた、とりわけ、当該機関の事業の第三者または承継機関へのすべてもしくは一部の売却、資産の分離ならびに発行された負債性商品の条項の改正（満期および/もしくは未払利息の金額の変更ならびに/または支払の一時的な停止の強制を含む。）が含まれるその他の破綻処理措置を実行する可能性がある。

クレディ・アグリコル・グループの財務状態が悪化している、または悪化する可能性があると考えられる場合には、以上に記載の、破綻処理機構によるベイルイン権限およびその他の破綻処理措置の行使により、クレディ・アグリコル・エス・エーおよびクレディ・アグリコル・ネットワークのその他の構成企業が発行する株式およびその他の金融商品の価値の下落が加速する可能性がある。

（注1） 単一破綻処理メカニズムに関するEU規則第806/2014号（規則第2019/877号で改正された。）ならびに金融機関および投資会社の再生ならびに破綻処理のための欧州規模の枠組みを設立するEU指令第2014/59号（指令第2019/879号で改正された。）

（注2） 2018年4月19日付SRB決定

## - リスク管理 -

クレディ・アグリコル・CIB・グループは、以下の主要なリスクに晒されている。

- ・信用リスク
- ・市場リスク
- ・資産負債管理リスク 構造上の財務リスク（グローバル金利リスク、外国為替リスク、流動性およびファイナンス・リスク）
- ・オペレーショナル・リスク、法的リスクおよび法令遵守違反リスク

リスク管理および監督に関する組織、原則およびその手法は2018年有価証券報告書「第一部 企業情報 第3 事業の状況 2 事業等のリスク（「バーゼル 第3の柱による開示」を除く。）」に詳細が記されている。

リスクの説明および2019年上半期における主要な変化（下記「第6 経理の状況 1 中間財務書類 連結財務諸表（7）中間連結財務諸表に対する注記」の注記6.4に記載されているソブリン・リスクを除く。）は以下に記載の通りである。

### リスク管理の枠組みの適切性に関する声明

EU規則第575/2013号の第435(1)(e)条および2018年中に提供されたすべての情報に基づき、取締役会は、その2019年2月11日の会議において、クレディ・アグリコル・CIBが導入したリスク管理の枠組みが当行の業績および戦略を考慮した上で適当であると判断した。

#### 信用リスク

信用リスクの測定の原則、方法および計画は、2018年有価証券報告書「第一部 企業情報 第3 事業の状況 2 事業等のリスク リスク管理 信用リスク」に記載されている。

#### 範囲

信用リスクの範囲は、デリバティブおよび有価証券のポートフォリオを除く商業的コミットメントを含む。クレディ・アグリコル・エス・エー・グループに属する相手方に対するエクスポージャーは、以下の表に示されていないことも注意されたい。

2019年6月30日現在、輸出信用保証控除後（UBAFを除く。）のクレディ・アグリコル・エス・エー・グループが行った顧客および銀行への貸付は、2018年12月31日現在と比較して高く、349十億ユーロであった。その地域的区分および経済主体別の内訳は以下の通りである。

#### 地域的区分によるカウンターパーティー・リスクの内訳

（単位：％）	2019年6月30日	2018年12月31日
西欧諸国（フランスを除く。）	28.38%	29.80%
フランス	20.29%	21.20%
北米	19.51%	18.40%
アジア（日本を除く。）	11.85%	11.10%
日本	10.35%	10.10%
アフリカおよび中東	4.63%	4.90%

ラテンアメリカ	2.81%	2.60%
欧州（西欧およびフランスを除く。）	2.18%	2.00%
その他および国際機関	0.00%	0.00%

出所：リスクデータ（UBAFを除く、オンおよびオフバランスシートの、輸出信用保証控除後の顧客および銀行の商業的コミットメント）

#### 経済主体別のカウンターパーティー・リスクの内訳

（単位：％）	2019年6月30日	2018年12月31日
銀行	18.76%	18.77%
その他	17.74%	17.82%
うち証券化	10.13%	10.21%
石油およびガス	9.99%	9.11%
その他金融業（銀行以外）	5.20%	5.40%
不動産	5.28%	4.99%
電気	4.31%	4.76%
航空および航空宇宙	4.11%	4.21%
重工業	3.52%	3.35%
自動車	2.91%	3.21%
海運	3.08%	3.10%
通信	3.77%	3.13%
建設	2.63%	2.79%
保険	2.40%	2.63%
その他産業	2.59%	2.50%
その他運輸	2.38%	2.39%
消費財の製造および販売	2.40%	2.45%
ITおよびテクノロジー	1.94%	2.19%
ヘルスケアおよび製薬	1.72%	1.72%
食品製造業	1.55%	1.67%
観光、ホテルおよびレストラン	1.30%	1.38%
非商業サービス／公的部門／地域政府	1.08%	1.08%
メディアおよび出版	0.60%	0.59%
公共事業	0.45%	0.42%
木材、紙および梱包	0.30%	0.30%
合計	100.0%	100.0%

出所：リスクデータ（UBAFを除く、オンおよびオフバランスシートの、輸出信用保証控除後の顧客および銀行の商業的コミットメント）

#### 貸出金および債権のエクスポージャー

償却後の貸出金および債権の内訳は下記「第6 経理の状況 1 中間財務書類 連結財務諸表 (7) 中間連結財務諸表に対する注記」の注記6.3に記載されている。

#### リスク費用

クレディ・アグリコル・CIBのリスク費用およびその主要な変動は下記「第6 経理の状況 1 中間財務書類 連結財務諸表 (7) 中間連結財務諸表に対する注記」の注記4.9に記載されている。

#### IFRS第9号基準の適用

##### 予想損失の測定

予想信用損失（ECL）の測定に用いられる会計原則は、会計方針および原則（信用リスクの項目）に記載されており、具体的には、用いられた市場インプット、仮定および測定技法が含まれている。

2018年有価証券報告書「第一部 企業情報 第3 事業の状況 2 事業等のリスク リスク管理 信用およびカウンターパーティー・リスク」に記載される信用リスク管理システムは、以下の3つの主要な要素から構成される。

- ・現在予想損失の見積りに用いられる標準的測定システム
- ・著しい悪化の判定にも用いられるコミットメントの監視プロセス
- ・すべての担保および個人保証をECLの算定に含めることができる、リスクの削減のためのメカニズム

したがって、翌12ヶ月間および残余期間の予想信用損失を計算し、金融商品の信用リスクが当初認識から大幅に増加したかどうかを判定するためには、当行グループは主に、規制上の計算システム（内部格付システム、保証およびデフォルト時損失率の計算）の一部として使用されたデータを参照している。

予想損失の測定には、以下の2つの異なる種類の将来予測的なマクロ経済情報が使用されている。

- ・すべての当行グループの事業体を対象とするマクロ経済の見通しの同質性を確保するために用いられる将来予測的な中核情報
- ・特定の地域特性を考慮するため中心シナリオの指標を調整するのに使用可能な地方の将来予測的な情報

当行グループは、クレディ・アグリコル・エス・エーの経済部門（ECO）が作成した将来予測的なマクロ経済シナリオを中心的に使用している。

経済の見通しは、IFRS第9号の処理に携わる当行グループの主要な事業体およびクレディ・アグリコル・エス・エーの部門が集合したIFRS第9号調整委員会によって四半期ごとに見直される。

クレディ・アグリコル・CIBおよびその事業体の将来予測的な中央モデルに使用されるシナリオは、2019年上半期中に更新された。基本シナリオは、債券の緊張状態のない成長の減速であると総じて要約できる。世界の経済情勢は、ユーロ圏における活動の統合および2019年の米国における成長の減速に特徴付けられるだろう。米国の成長は、2020年以降、税制面からの景気刺激策の効果の終了および貿易戦争の影響による景気後退に伴い、より急激に減速すると予測される。この制動は、ヨーロッパに広がり、成長率はその潜在成長率に届かないことだろう。物価上昇圧力が働いていないために、ECBの金融政策は引き続き緩和志向であり、長期金利のコアレートは低名目成長およびリスク回避の高まりによって、低い水準を維持する。

#### ECLの動向

2019年6月30日現在における当期中の残高およびECLの構造の変動は、「第6 経理の状況 1 中間財務書類 連結財務諸表 (7) 中間連結財務諸表に対する注記」の注記3に記載されている。

## 市場リスク

市場リスクの管理枠組み、測定方法およびその監督は、2018年有価証券報告書「第一部 企業情報 第3 事業の状況 2 事業等のリスク リスク管理 市場リスク」に記載されている。

## ・リスク管理

### 方法および測定システム

2019年上半期中、バリュー・アット・リスクの測定方法は、変更の対象とならなかった。

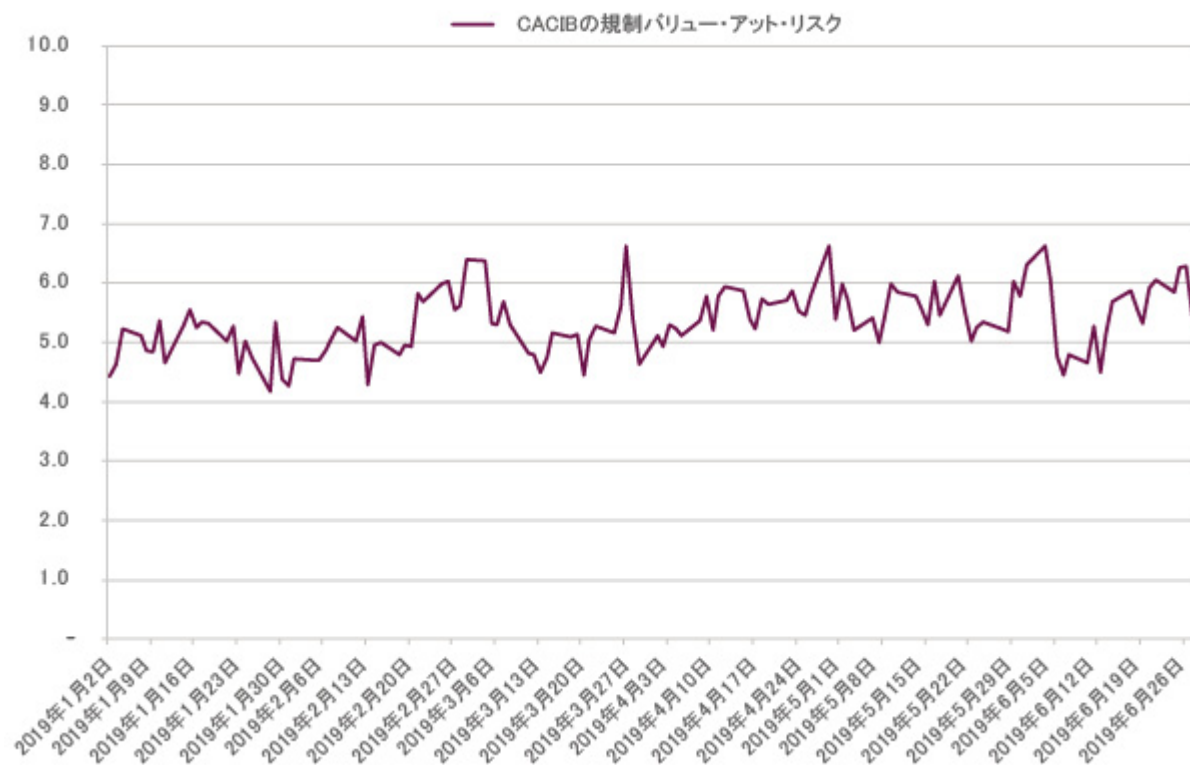
### エクスポージャー（バリュー・アット・リスク）

#### 2019年上半期におけるクレディ・アグリコル・CIBの規制バリュー・アット・リスク

(単位：百万ユーロ)	2019年6月30日	最小	最大	平均	2018年12月31日
金利バリュー・アット・リスク	3.7	2.3	4.1	2.9	2.9
株式バリュー・アット・リスク	0.9	0.7	2.0	1.2	2.0
外国為替バリュー・アット・リスク	2.0	1.5	5.0	2.6	2.7
信用バリュー・アット・リスク	2.9	2.3	4.4	3.2	2.5
ネットィング・バリュー・アット・リスク	3.7	2.0	7.3	4.6	5.7
<b>クレディ・アグリコル・CIB</b>	<b>5.8</b>	<b>4.2</b>	<b>6.6</b>	<b>5.3</b>	<b>4.5</b>

### クレディ・アグリコル・CIBのバリュー・アット・リスクの日次推移

2019年上半期におけるクレディ・アグリコル・CIBの規制バリュー・アット・リスク



2019年上半期末の規制バリュー・アット・リスクは、5.8百万ユーロであった。

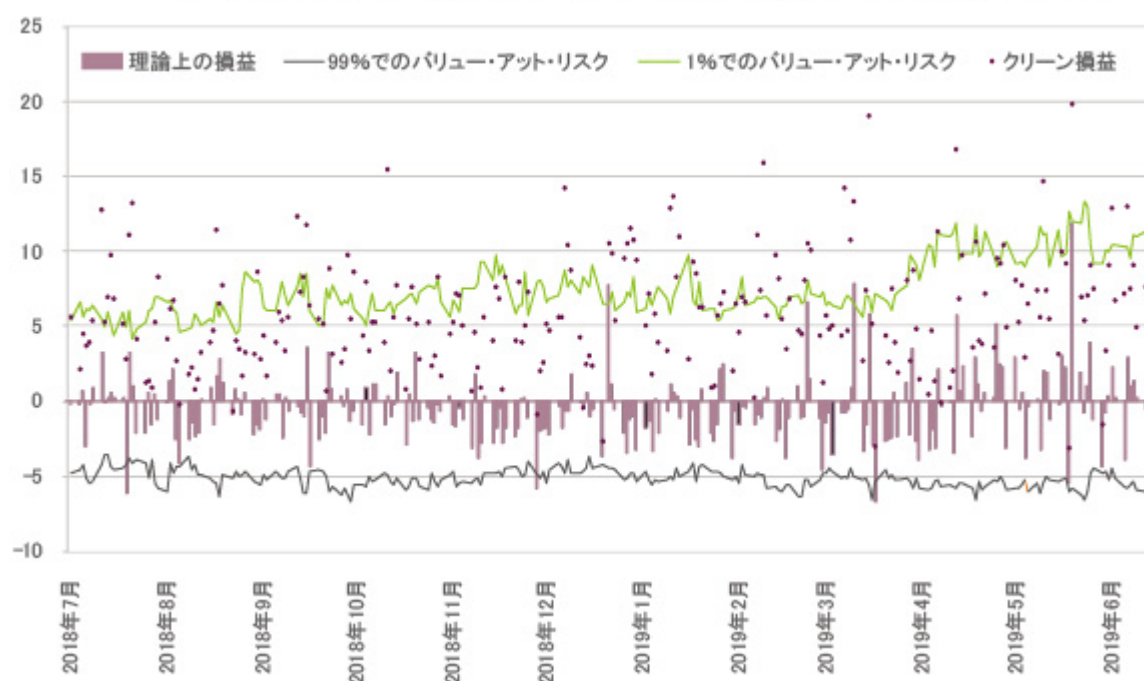
当上半期中、規制バリュー・アット・リスクは2018年の数値よりタイトな範囲内に収まっており、上限値は2019年3月27日に6.6百万ユーロに達した。

中央銀行による量的緩和が一層拡大され、基準金利が下落すると予想されることにより異次元の緩和におかれている市場において、米中間の貿易戦争の激化による5月のかすかな揺れがあったものの（これはすぐに緩和された。）、リスクの水準は制御されかつ低いままであった。上半期中の規制バリュー・アット・リスクの平均値は、2018年に5.6百万ユーロであったのに対して安定していた。

さらに、実際の損益（準備金および新規取引を除く日次損益である理論上の損益）に関連するバックテストの例外事象が当上半期中に認識された。2019年6月末日現在において、過去1年間を通じて、バリュー・アット・リスクよりも大きい理論上損失（日次取引を除く。）を伴う例外事象は3件であった。

### バリュー・アット・リスクのバックテスト

2019年6月30日現在のCACIBの規制バリュー・アット・リスクのバックテスト(単位:百万ユーロ)

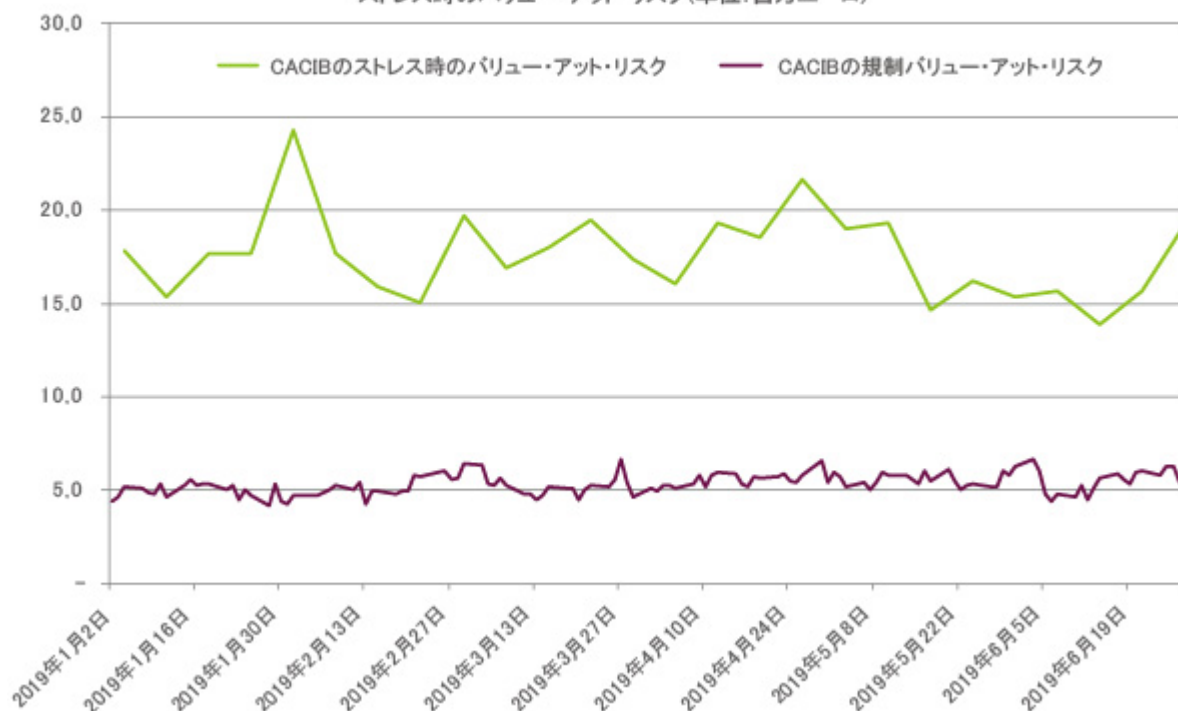


### SVaRエクスポージャー

#### 2019年上半期におけるクレディ・アグリコル・CIBのストレス時における規制バリュー・アット・リスク

規制要件に従い、SVaR（ストレス時におけるバリュー・アット・リスク）は、毎週測定されている。2019年上半期中、ストレス時におけるバリュー・アット・リスクに著しい変動はなかった。

2019年上半期におけるクレディ・アグリコル・CIBの規制バリュアット・リスクおよび  
ストレス時のバリュアット・リスク(単位:百万ユーロ)



当上半期中、バリュアット・リスクに占めるストレス時におけるバリュアット・リスクの比率は、2018年下半年期よりも狭い2.4から5.1の範囲内にとどまっている。2019年6月末現在のバリュアット・リスクに占めるストレス時におけるバリュアット・リスクの比率は3.3であった。

#### 1日間の信頼水準を99%としたストレス時におけるバリュアット・リスクの変動

(単位:百万ユーロ)	2019年6月30日	最小	最大	平均	2018年12月31日
ストレス時におけるバリュアット・リスク	19	14	24	18	19

#### その他の指標

##### IRC (追加的リスクに係る自己資本賦課) 関連の所要資本

(単位:百万ユーロ)	2019年6月30日	最小	最大	平均	2018年12月31日
IRC	140	133	200	158	200

##### CVA関連の所要資本

(単位:百万ユーロ)	2019年6月30日	最小	最大	平均	2018年12月31日
CVA	266	265	309	284	250

##### プルーデント・バリュエーション関連の所要資本

(単位:百万ユーロ)	2019年6月30日	最小	最大	平均	2018年12月31日
プルーデント・バリュエーション	777	777	861	840	840
市場のみ	389	389	400	396	394



### 資産負債管理部門 - 構造上の財務リスク

資産負債管理部門の構成、枠組みおよび追跡調査については、2018年有価証券報告書「第一部 企業情報 第3 事業の状況 2 事業等のリスク リスク管理 資産負債管理部門 - 構造上の財務リスク」に記載されている。

### グローバル金利リスク

2019年上半期中、クレディ・アグリコル・CIBのエクスポージャーには、重大な変化は見られなかった。

2019年6月30日における金利ギャップの詳細は以下の通りであり、当行の1年満期における金利の上昇および貸借対照表の残存期間における金利の下落に対するエクスポージャーを示している。

(単位：十億ユーロ)	0年 - 1年	1年 - 5年	5年 - 10年
米ドルにおける平均ギャップ	(0.6)	+0.02	+0.04
ユーロにおける平均ギャップ	(0.4)	+0.9	+0.3

### 流動性リスク

2019年6月末日現在、12ヶ月間の平均として計算されたクレディ・アグリコル・CIBのLCR比率の分子（法定準備金を除き、適格流動資産証券ポートフォリオ、現金および中央銀行預け金を含む。）は、108十億ユーロであった。12ヶ月間の平均として計算されたクレディ・アグリコル・CIBの比率（キャッシュ・フロー純額を表す。）の分母は92十億ユーロであった。規制機関の要求に従って、この情報は現在2018年3月31日から四半期ごとに公表されている。クレディ・アグリコル・CIBの12ヶ月間の平均LCR比率は、2019年6月末日現在において118%であった。金融機関はこの比率に関して、2018年1月1日以降100%に設定された基準値を満たす必要がある。

### 為替リスク

為替リスクの管理方針、追跡調査および統制には、2019年上半期において重大な変更はなかった。

### 利率および変動リスク

金融リスクの管理の枠組み内において、クレディ・アグリコル・CIBは、遵守される経営陣の意図に基づきヘッジ関係が確立される商品（金利スワップおよび外国為替取引）を利用している。3種類のヘッジ（公正価値ヘッジ、キャッシュ・フロー・ヘッジおよび外貨建純投資のヘッジ）については、2018年有価証券報告書「第一部 企業情報 第3 事業の状況 2 事業等のリスク リスク管理 資産負債管理部門 - 構造上の財務リスク 金利リスクおよび外国為替リスクヘッジ」に記載されている。

キャッシュ・フロー・ヘッジに関しては、IFRS第7号によれば、キャッシュ・フロー・ヘッジ戦略に基づく貸借対照表項目に関する将来の利息の内容は、以下の通り満期期間別に表される。

(単位：百万ユーロ)	2019年6月30日		
	1年超5年以下	5年超	合計
受領予定のヘッジされたキャッシュ・フロー	1	70	71
支払予定のヘッジされたキャッシュ・フロー			

### オペレーショナル・リスク

オペレーショナル・リスクの管理および監視体制については、2018年有価証券報告書「第一部 企業情報 第3 事業の状況 2 事業等のリスク リスク管理 業務リスク」に記載されている。

政府文書「クレディ・アグリコル・CIBの恒常的統制の組織およびガバナンス」は2019年4月19日に更新された。これは、RPC MRO（オペレーショナル・リスク管理部門）における常勤本社監査役のヒエラルキーを認めている。

#### 法的リスク

クレディ・アグリコル・CIBおよび完全連結子会社において未解決の主要な法的および税務訴訟は、2018年有価証券報告書「第一部 企業情報 第3 事業の状況 2 事業等のリスク リスク管理 法的リスク」に記載されている。

本書記載の例外事象および紛争に関して、新たな進展が以下に記載されている。

- ・下記「紛争および例外事象 Euribor、Liborおよびその他の指数」の第7段落末文および第8段落末文
- ・下記「紛争および例外事象 オー・サリバンおよびタベラ」の最終段落
- ・下記「紛争および例外事象 バンク・サウジ・フランシ」の最終段落
- ・下記「紛争および例外事象 インターコンチネンタル取引所（「ICE」）」の第3段落および最終段落

#### 紛争および例外事象

- ・米国財務省外国資産管理室（OFAC）

2015年10月、クレディ・アグリコル・エス・エーおよびその子会社であるクレディ・アグリコル・CIBは、米国の経済制裁下にある国々との一連の米ドル建取引に関する調査を実施している、米国当局およびニューヨーク州当局との間で契約を締結した。かかる契約の対象となる事象は、2003年から2008年の間に発生した。

調査に関連して米国当局およびニューヨーク州当局に協力したクレディ・アグリコル・CIBおよびクレディ・アグリコル・エス・エーは、合計787.3百万米ドル（692.7百万ユーロ）の罰金を支払うことに合意した。かかる罰金の支払いは、既に確保されている既存の準備金に割り当てられるため、2015年下半期の会計には影響を与えなかった。

連邦準備制度（Fed）の理事会およびニューヨーク州金融サービス局（NYDFS）との間での合意は、CASAおよびクレディ・アグリコル・CIBとのものである。米国財務省外国資産管理室（OFAC）との合意は、クレディ・アグリコル・CIBとのものである。クレディ・アグリコル・CIBは、コロンビア特別区米連邦地検（USAO）およびニューヨーク州の地方検察局（DANY）との間でも、期間を3年間とする別の執行猶予合意（DPAs）を締結した。2018年10月19日、USAOおよびDANYの間の2つの執行猶予合意は、クレディ・アグリコル・CIBがDPAsに基づくすべての義務を遵守し、3年の期間の満了時に終了した。

クレディ・アグリコルは、国際制裁の法律に関する内部手続およびそのコンプライアンス・プログラムを強化し続け、自国の規制機関である欧州中央銀行およびフランス金融健全性規制監督・破綻処理機構（ACPR）ならびにその他の世界中のネットワークにおける規制機関と共に、米国当局およびニューヨーク州当局に全面協力し続ける予定である。

NYDFSおよび米国連邦準備制度理事会との契約に従い、クレディ・アグリコルのコンプライアンス・プログラムは、その有効性を評価するための定期的な見直しに服し、かかる見直しには、NYDFSに任命された1年任期の独立したコンサルタントによる検討および連邦準備制度理事会に承認された独立したコンサルタントによる年に1度の検討が含まれる。

- ・Euribor、Liborおよびその他の指数

クレディ・アグリコル・エス・エーおよびその子会社であるクレディ・アグリコル・CIBは、複数の銀行間金利についての指定銀行として、( )複数通貨のLibor(ロンドン銀行間取引金利)、Euribor(欧州銀行間取引金利)およびその他の特定の市場インデックスの計算ならびに( )これらの金利およびインデックスに関連する取引についての調査の一環として、多数の当局より情報要請を受けた。これらの要請は、2005年から2012年までのいくつかの期間を対象としている。

当該各種当局への協力の一環として、クレディ・アグリコル・エス・エーおよびその子会社であるクレディ・アグリコル・CIBは、当該各種当局から要請された情報を収集する目的で調査を実施した。各種当局の中でも、とりわけ米国当局のDOJ(司法省)およびCFTC(商品先物取引委員会)とは協議中である。現在は、これらの議論の結果も結論が出される日も知ることはできない。

さらに、クレディ・アグリコル・CIBは現在、フロリダ州の司法長官によるLiborおよびEuriborの両方に関する調査の対象となっている。

かかる調査および成功には至らなかった和解手続きに続き、欧州委員会は、2014年5月21日にクレディ・アグリコル・エス・エーおよびクレディ・アグリコル・CIBに対し、Euriborに関連したデリバティブにおける競争を防止、制限または歪曲する目的および/または効果を有する合意または協調行動に関する異議告知書を送達した。

2016年12月7日付の決定において、欧州委員会は、ユーロ金利デリバティブのカルテルに参加したことに対し、クレディ・アグリコル・エス・エーおよびクレディ・アグリコル・CIBの両社に114,654,000ユーロの罰金を課した。クレディ・アグリコル・エス・エーおよびクレディ・アグリコル・CIBは、当該決定に異議を申し立てており、欧州裁判所に決定を破棄するように求めている。

さらに、スイスの競争当局であるCOMCOは、クレディ・アグリコル・エス・エーおよびいくつかのスイスおよび国際銀行に関してEuriborを含めた金利デリバティブ市場の調査を実施した。また、2016年6月、韓国競争当局(KFTC)は、2015年9月に開始したクレディ・アグリコル・CIBならびに各種通貨におけるLibor指標、EuriborおよびTibor指標に対する調査を終了することを決定した。一定の外国為替デリバティブ(ABS-NDF)に対する調査は、2018年12月20日にクレディ・アグリコル・CIBに通知された決定に従い、KFTCによって終了した。

2012年および2013年以降、クレディ・アグリコル・エス・エーおよびクレディ・アグリコル・CIBが、その他の金融機関と共に告発された米国における集団訴訟2件に関し、1つは両者が被告(Euriborの「サリバン」事件)、もう1つはクレディ・アグリコル・エス・エーのみが被告(Liborの「リーバーマン」事件)であるが、「リーバーマン」集団訴訟は訴訟の妥当性を検討する準備段階にある。当該訴訟は、ニューヨーク州の連邦地方裁判所において依然中断している。「サリバン」集団訴訟に関して、クレディ・アグリコル・エス・エーおよびクレディ・アグリコル・CIBは、申立人の請求を棄却する申立てを提出した。ニューヨーク州の連邦地方裁判所は第一審においてクレディ・アグリコル・エス・エーおよびクレディ・アグリコル・CIBの棄却申立てを支持した。2019年6月14日、原告はこの判決に対して上訴した。

2016年7月1日以降、クレディ・アグリコル・エス・エーおよびクレディ・アグリコル・CIBは、その他の銀行と共に、SIBOR(シンガポール銀行間取引金利)およびSOR(シンガポールスワップ取引金利)指標に関する米国での新たな集団訴訟(「フロントポイント」事件)の当事者となっている。クレディ・アグリコル・エス・エーおよびクレディ・アグリコル・CIBが最初の棄却の申立てを提出した後、ニューヨーク連邦裁判所は、原告による新たな申立てを審理し、関連するインデックスに関与していなかったということを根拠として、クレディ・アグリコル・エス・エーをフロントポイント事件から除外した。しかし、裁判所は、判例法の最近の展開を考慮して、その管轄権がクレディ・アグリコル・CIBおよびSIBORのインデックス・パネルの構成員であるすべての銀行に対して適用され得ると考えている。申立てに含まれているSIBOR/USDインデックスおよびSORインデックスに関する主張も裁判所で棄却されたため、SIBOR/シンガポールドル間金利のイン

デックスのみが、依然審理の対象になっている。12月26日、原告は、SIBORおよびSOR指標の不正操作が米ドル取引に影響したという主張を再度フロントポイント事件の範囲に含めるために新しい申立てを提出した。クレディ・アグリコル・CIBは、その他の被告と共に、ニューヨーク連邦裁判所において2019年5月2日に開催された審問において、この新しい申立てに対して異議を唱えた。判決は保留されている。

これらの集団訴訟は民事訴訟であり、かかる訴訟において原告はEuribor、Libor、SIBORおよびSORの利率の設定に用いられた方法の被害者であると申し立てており、不当に受け取られたと主張する金額の返還ならびに補償金ならびに支払った費用および手数料の補償の返済を請求している。

#### ・バンク・サウジ・フランシ

クレディ・アグリコル・コーポレート・アンド・インベストメント・バンク（クレディ・アグリコル・CIB）は、バンク・サウジ・フランシ（BSF）から国際商業会議所（ICC）に提出された仲裁申立てを受領した。かかる紛争は、BSFとクレディ・アグリコル・CIBの間の、すでに効力を有していない技術サービス契約の履行に関するものである。2018年8月7日、BSFはその申立てをSAR1,011,670,654.00（約232百万ユーロ）と測定し、さらなる申立てを提出する権利を保有していた。BSFは2019年6月21日に「申立人主張書面」を提出し、その申立てをSAR1,023,523,357.00（約242百万ユーロ）と再評価した。クレディ・アグリコル・CIBはBSFの申立ておよび請求を完全に否定した。

#### ・SSA債

いくつかの規制機関は、クレディ・アグリコル・エス・エーおよびクレディ・アグリコル・CIBに対し、米ドル建のSSA債券（国際機関債、準ソブリンおよび政府系機関債）流通債券市場に関与する様々な銀行の活動に関連する調査のための情報を要求した。かかる規制機関との協力を通して、クレディ・アグリコル・CIBは、要求された入手可能な情報を収集するための内部調査を実施した。2018年12月20日、欧州委員会はクレディ・アグリコル・エス・エーおよびクレディ・アグリコル・CIBを含む複数の銀行に、SSA米ドル建債券の流通債券市場における欧州連合競争法への抵触可能性の調査との関連で、異議告知書を交付した。クレディ・アグリコル・エス・エーおよびクレディ・アグリコル・CIBはこの異議を認識し、2019年3月29日に回答書を提出した。

クレディ・アグリコル・CIBは、その他の銀行と共に、ニューヨーク州南部地区の米国連邦地方裁判所における様々な連結された集団訴訟の一員とされている。かかる訴訟は、原告らが、十分な損害を主張できなかったとして、2018年8月29日に棄却された。しかし、原告は不備を是正する機会を与えられた。2018年11月7日、原告は修正した請求を提出した。クレディ・アグリコル・CIBは他の被告と同様に修正請求を棄却する申立てを提出した。

2019年2月7日、CACIBおよびニューヨーク州南部地区の米国連邦地方裁判所において既に係争中となっている集団訴訟の一員である他の被告に対して、もう1つの集団訴訟が提起された。

2018年7月11日、クレディ・アグリコル・エス・エーおよびクレディ・アグリコル・CIBは、その他の銀行と共に、オンタリオ州上位裁判所において提出された集団訴訟について通達を受けた。現在までに通達を受けていないもう1つの集団訴訟については、カナダ連邦裁判所において提出されたはずである。これらの調査または集団訴訟の結果ならびにこれらの調査、訴訟手続きおよび集団訴訟が終了する日を予測することは現段階では不可能である。

#### ・オー・サリバンおよびタベラ

2017年11月9日、イラクにおける攻撃により負傷または死傷したと主張する個人のグループ（もしくは彼らの家族または継承者）が、クレディ・アグリコル・エス・エーおよびその子会社であるクレディ・アグリコ

ル・コーポレート・アンド・インベストメント・バンク（クレディ・アグリコル・CIB）を含む複数の銀行を、ニューヨーク州の米国連邦地方裁判所において提訴した（「オー・サリバン」事件）。

2018年12月29日、同じ個人のグループが、57の新しい原告と共に、同じ被告に対する別の訴訟を提起した（「オー・サリバン」事件）。

2018年12月21日、別の個人のグループが同じ被告に対して訴訟を提起した（「タベラ」事件）。

この3つの請求はすべて、クレディ・アグリコル・エス・エー、クレディ・アグリコル・CIBおよびその他の被告が、イランおよびそのエージェントと共謀し、米国の制裁を妨害し、米国反テロリズム法およびテロ行為の支援者に対する正義案（JASTA）に違反してイラン組織と取引を行った、と主張するものである。請求は、特に、クレディ・アグリコル・エス・エー、クレディ・アグリコル・CIBおよびその他の被告が、アメリカ合衆国財務省の外国資産管理室により管理された制裁に違反してイランおよびイラン組織に代わって米ドル取引を行ったと申し立てており、それにより、イランにテロリスト組織への資金提供を可能にし、結果として原告を攻撃した、とされている。原告は、不特定額の補償的損害賠償を求めている。

2018年3月2日、クレディ・アグリコル・CIBおよびその他の被告は、オー・サリバンの請求を棄却する申立てを提出した。2019年3月28日、裁判所は被告の申立てを棄却した。2019年4月22日、原告は請求を修正する申立てを提出した。被告は2019年5月20日にかかる申立てに対する異議を提出し、2019年6月10日に原告は回答書を提出した。

#### ・インターコンチネンタル取引所（「ICE」）

2019年1月15日、インターコンチネンタル取引所（「ICE」）ならびにクレディ・アグリコル・エス・エー、クレディ・アグリコル・CIBおよびクレディ・アグリコル・セキュリティーズUSAを含む複数の銀行に対する集団訴訟（「パトナム銀行」事件）が、ニューヨーク連邦裁判所（ニューヨーク州南部地区の米国連邦地方裁判所）において提起された。この訴訟は、ISEの米ドルLiborを指標として連動する金融商品に投資したと主張する原告によって提起された。彼らは、2014年2月以降、共謀してISEの米ドルLibor指標を人為的に低く設定し、その結果として違法な利益を得たとして銀行を訴えている。

2019年1月31日、クレディ・アグリコル・エス・エー、クレディ・アグリコル・CIBおよびクレディ・アグリコル・セキュリティーズUSAを含む複数の銀行に対する同様の訴訟（「リボニア」事件）が、ニューヨーク州南部地区の米国連邦地方裁判所に提起された。2019年2月1日、これらの2つの集団訴訟は審理前手続きのために併合された。

2019年3月4日、3つ目の集団訴訟（「ハワイ・シート・メタル・ワーカーズ退職金ファンド」事件）が同じ銀行に対して同じ裁判所に提出され、2019年4月26日に前述の2つの訴訟と併合された。

2019年7月1日、原告は「統合集団訴訟」を提起した。

#### ・拘束力のある契約

クレディ・アグリコル・コーポレート・アンド・インベストメント・バンク（クレディ・アグリコル・CIB）は、いかなる産業上、商業上または金融上の特許、ライセンスもしくは契約に依拠しない。

#### 法令遵守違反リスク

2018年12月31日以降、本項目に変更はなく、以下の通り構成される。

法令遵守違反リスクは、銀行および金融活動に関連する規定（たとえ、かかる活動が本質的に、法律上、規制上、職業上または倫理上の活動であったとしても）または執行機関の指示（特に監督機関のガイドラインに従った指示）の法令遵守違反から発生する、司法、行政または懲戒処分、重大な金融損失もしくは風評被害のリスクとして定義される。

法令遵守統制システムは、クレディ・アグリコル・CIB・グループの恒常的統制システムの一部であり、これらのリスクの統制を確実にしている。

・法令遵守違反リスクの防止および統制

クレディ・アグリコル・CIB・グループ内の法令遵守違反リスクの統制は、法令遵守部門により行われている。法令遵守部門の目的は、以下の事項を行うことである。

- ・外部の潜在的に有害または不法ないかなる行為からもクレディ・アグリコル・CIBを保護すること。すなわち、不正および腐敗との戦い、マネー・ロンダリングの防止、テロ資金供与との戦い、資産凍結および禁輸の分野における義務等
- ・内部倫理規定における違反ならびにクレディ・アグリコル・CIB・グループおよびその従業員が従うべき職業上の義務の不遵守（インサイダー取引、価格操作、虚偽情報の拡散、利益相反、助言の欠如等）に加え、内部におけるまたは複合的な不正および内部における腐敗に対する市場および当行の顧客の利益に関する当行の評判を保護すること

かかる目的のために、法令遵守部門は、以下の事項を行う。

- ・法令遵守に関する助言および教育を行うことで、当行の従業員および業務執行管理職に対して有益な助言をし、支援すること
- ・（フランス国内および海外における連結内部統制の範囲内で本社および事業体の両方のためのガバナンス・システム、法令遵守リスク・マッピング、ガバナンス文書、監視および統制システムといった）法令遵守統制メカニズムの画定および組織化
- ・活動に応じた事前のまたは事後の必要な統制の遂行、および特に当行の計算でまたは顧客のために行う取引の監視
- ・リスクおよび恒常的統制部門と協力して、法令遵守に関して起こり得る事象についての情報の拡大を体系化することおよび必要な是正手段の迅速な実施を確保すること
- ・規制当局および市場監督当局との関係性を管理すること
- ・メカニズムの質および法令遵守リスクのレベルに関してクレディ・アグリコル・エス・エーの業務執行陣、取締役会および法令遵守部門ならびにフランスおよび海外の当局および規制機関に対して必要な報告を提供すること

法令遵守違反リスク統制システムは、特に投資サービス、顧客の保護、マネー・ロンダリングおよびテロ資金供与の防止、国際制裁の遵守ならびに内部および外部の不正防止に関連する法律、規制および内部基準の不遵守に対するリスクから保護することを目的として設計されている。従業員研修、明文化された内部規則の制定、専門ツール、恒常的法令遵守統制、規制当局に対する申告義務の遂行等の具体的な業務上の管理および監視のための資源が利用された。

法令遵守管理委員会は、法令遵守違反リスクの管理システムを監視し、適切な安全水準を保証するため、その妥当性および有効性を確保する。それと同時に、法令遵守部門の責任者は、定期的にクレディ・アグリコル・CIBの統治部門およびクレディ・アグリコル・エス・エーの法令遵守部門に、当行によって発生した法令遵守違反リスクを通知する。

クレディ・アグリコル・CIB・グループの法令遵守部門は、クレディ・アグリコル・エス・エー・グループの法令遵守事業部門の一部である。クレディ・アグリコル・CIB・グループの法令遵守事業部門は、本社のすべての法令遵守チームならびに国際ネットワークの地域管理者およびそれらのチームを含む。統合を進展させ、当該部門の独立性を保証するための階層的なおよび職務上の関連性は以下の通りである。

- ・法令遵守部門の責任者は、クレディ・アグリコル・エス・エーの法令遵守部門の責任者に階層的な報告を上げ、クレディ・アグリコル・CIBの最高経営責任者に職務上の報告を行う。

- ・クレディ・アグリコル・CIBの地方法令遵守責任者は、国際法令遵守責任者に階層的な報告を上げ、シニア・カンントリー・オフィサーに職務上の報告を行う。法令遵守部門長により特別に承認された場合（クレディ・アグリコル・CIBドバイ、クレディ・アグリコル・CIBブラジルおよびクレディ・アグリコル・CIBロシア）は、現地のシステムが、現地の法律および法令遵守責任者に職務上の報告を行う、地方法令遵守責任者を提供する。
- ・ウェルス・マネジメント事業活動の法令遵守管理者は、クレディ・アグリコル・CIBの法令遵守部門長に階層的な報告を上げ、プライベート・バンキングのマネージング・ディレクターに職務上の報告を行う。

2018年において、法令遵守事業部門は、プロフィールおよび専門性に関する資源の強化ならびにそのプロセスの適応のための活動を継続および強化させた。

したがって、クレディ・アグリコル・CIBの法令遵守部門の組織は、以下の2つの補完的な軸を中心に展開した。

- ・地方レベルで業務を行うLC0（地方法令遵守責任者）の責任に基づく当行のグローバル法令遵守規則ならびに法律、規制および地方の専門基準についての各事業体による法令遵守を保証する地理的システム。
- ・本部の法令遵守部門は、法令遵守リスクのタイプ別に組織化された3つの業務部門および4つの横断的な部門から構成され、それぞれがその法令遵守の分野について世界的に責任を負っており、本部レベルおよびクレディ・アグリコル・CIBの事業体の両方における、以下の部門の中核である。
  - 相場操縦および反競争的行為の識別および防止ならびに利益相反および関連する統制の特定、防止および管理といった内部ならびに外部の基準の事業ごとの法令遵守のシステムを担当するグローバル事業法令遵守部門。さらに、事業法令遵守部門は、AMFの一般規制第313-4条の意味における事業部門の法令遵守を担当する。
  - マネー・ロンダリングの防止、テロ資金供与との戦い、禁輸および資産凍結に係る義務ならびに外部の腐敗といった金融犯罪に関するリスクの特定、マッピング、防止、統制および報告を行う当行の全体的なシステムを担当する財務セキュリティ部門。財務セキュリティ部門は、本社の財務セキュリティに関する警告の処理および統制を確実にし、また、高リスク状況（禁輸）における最後のよりどころとして介入する。
  - 当行における腐敗および不正リスクの防止および発見を担当し、不正および腐敗と戦う。
  - ガバナンス、報告、規制上の監視の調整、規制機関との相互作用、法令遵守の研修に関する戦略およびHRに関する話題といった法令遵守部門の職務を含む部門横断的な事項の調整を担当する事務局長。事務局長はまた、クレディ・アグリコル・CIBの法令遵守部門の内部統制および恒常的統制部門も担当し、調和した統制システムに関連する監督、調整および報告を確実にする。事務局長はまた、当行の意思決定機関における総合管理者の支援を、当行に提出された書類（例えば、当行の主要な信用リスク委員会によって出された法令遵守通知）上のすべての法令遵守違反リスクを対象とする意見を表明することで、担当する。
  - データ処理チームは、データ処理（個人データの保護を含む。）に関連する法令遵守違反リスクの管理を担当している。
  - 変更管理チームは、法令遵守部門における管理の変更、デジタル化および法令遵守部門のプロジェクトの管理を担当している。
  - 国際部門は、法令遵守部門におけるベスト・プラクティスの交換を担当しており、チームにおいて標準を揃え、かつ全地域におけるすべてのCPL従業員のための訓練を展開するため、LC0（地方法令遵守責任者）の協調を確保する。

ウェルス・マネジメントの事業体の監督および調整を担当するCA・インドスエズ・ウェルス（グループ）ホールディングの法令遵守部門は、3つの独立した部門（「規制遵守部門」、財務セキュリティ部門ならびに不正および腐敗に対する取組み部門）を中心として組織され、これにより事業部門の統治において法令遵守部門が担う重要な役割が強化された。これらの3つの部門は、ウェルス・マネジメントの法令遵守責任者に報告を行う。

法令遵守部門の主要な統治機関は、法令遵守管理委員会であり、クレディ・アグリコル・CIBの法務（LGL）部門、ファイナンス（FIN）部門、恒常的統制およびリスク（RPC）部門ならびにクレディ・アグリコル・CIBの定期的統制（GIA）部門が参加している。クレディ・アグリコル・エス・エーの法令遵守部門もまた、当該委員会の常任委員である。さらに、法令遵守部門は、NAPシステムの統治を担当し、クレディ・アグリコル・CIBのトップレベルの新事業および商品（NAP）委員会の責任者を務める。

2018年において、クレディ・アグリコル・CIBの法令遵守部門は、当行の業務執行陣および事業部門に対し引き続きサポートを提供し、助言を行っている。

さらに、法令遵守部門はその組織、ツールおよびプロセスの改善を継続し、その資源を拡大するため、様々なプロジェクトおよびイニシアティブを開始した。その目的は、規制上の変更および規制機関の期待への対処の有効性を増大させ、全般的には当行におけるすべての事業プロセスにおいて法令遵守の文化を育てることである。

この枠組みの中で、とりわけ以下の、当該システムの統治および法令遵守リスクの管理を強化するための多くのプロジェクトやイニシアティブが2018年に実行された。

- ・特にMIFID、サバン2、一般データ保護規制等の進行中のプロジェクトの継続を伴う規制上の展開を考慮すること
- ・NAPシステムに関する業務の継続、腐敗および脱税との戦いを強化するための業務の開始、ならびに従業員が内密かつ安全な方法で警告を寄せられるような新しいツールを通じた内部告発システムの強化で、法令遵守違反リスク管理システムの強化のための（純粋な現地のイニシアティブを越えた）全体的な計画を実施すること
- ・（特に、優先地域の）国際制裁改善計画（すなわち、ガバナンス、OFAC制裁リスク管理システムにおける自己査定行動、フロー審査のシステム・プロジェクトの展開）におけるチームを動員すること
- ・法令遵守部門の文化を築くための努力ならびにその日々の業務が当行およびそのクライアントを守ることに役立つチームの取組みを認識し表彰することを目的とした、第三弾の「コンプライアンス・アワード」イベントの企画による、法令遵守部門の文化を育てるための当行の業務執行陣の行為のサポート

[次へ](#)



- クレディ・アグリコル・CIB・グループの第3の柱のアップデート -

- クレディ・アグリコル・CIB・グループのバーゼル 第3の柱による開示のアップデート -

2013年6月26日付欧州議会および理事会のEU規則第575/2013号（自己資本規制。以下「CRR」という。）は、CRR第2019/876号（「CRR2」と呼ばれる。）により修正されており、関連する金融機関（特に金融機関および投資会社）がそのリスク管理業務に関する定量的および定性的な情報を開示することを求めている。クレディ・アグリコル・エス・エー・グループのリスク管理制度およびそのエクスポージャーのレベルは本項および上記「リスク管理」に記載されている。

バーゼル は以下の3つの柱に重点を置く。

- ・第1の柱は、現在の規制上の枠組みに従って最低所要自己資本要件および比率の水準を設定する。
- ・第2の柱は、適用される方法に基づき、銀行が晒される主要なリスクを網羅する所要資本の定量化を通して規制上のアプローチを完成させる（下記「経済資本の管理」を参照。）。
- ・第3の柱は、市場に対する財務開示の新たな基準を導入する。これは、規制上の資本構成要素およびリスク評価につき、適用される規則および当期中の事業の両面で、さらに詳細なものである。

クレディ・アグリコル・CIB・グループは、規制上の公表要件を満たす項目を個別に提示するために、リスク要因とは別の項において、第3の柱に関する健全性情報を開示することになっている。

クレディ・アグリコル・CIB・グループのソルベンシー管理の主な目的は、その自己資本を評価し、クレディ・アグリコル・CIB・グループが、その活動の観点から晒されているかまたは晒される可能性のあるリスクをカバーする十分な自己資本を有することを常に検証することであり、これにより好ましい条件での当グループの金融市場へのアクセスが確保される。

この目的を達成するため、当行グループは、ICAAP（内部自己資本評価プロセス）に依拠している。

ICAAPは、以下に挙げられる主な規制原文（バーゼル合意、欧州銀行監督機構ガイドライン、欧州中央銀行の健全性の要請）の解釈指針に従い構築されている。具体的には以下の事項が含まれる。

- ・当行グループの子会社の特質に適合し、当行グループのレベルでモニタリングの集約および協働を可能とする株式資本の管理に係るガバナンス
- ・規制上の資本要件の測定（第1の柱）
- ・リスク識別のプロセスおよび内部アプローチを利用した所要資本の定量化に基づく経済所要資本の測定（第2の柱）
- ・経済の中心シナリオに基づく予算予想と整合する短期的および中期的な予想に基づく規制上の資本の管理
- ・3年間にわたる経済悪化に基づくシナリオによる資本毀損をシミュレーションすることを目的とするICAAPストレス・テストの運用（2018年有価証券報告書「第一部 企業情報 第3 事業の状況 2 事業等のリスク リスク管理 市場リスク 市場リスクの測定および管理方法 ストレス・テスト」を参照。）
- ・経済資本の管理（下記「経済資本の管理」を参照。）
- ・特にリスク管理の主な改善分野を規定する定性的なICAAP

またICAAPは、当行グループのその他の戦略的なプロセス（ILAAP（流動性充実度評価プロセス）、リスク選好、予算編成、再生計画、リスク識別等）と相互に作用する統合されたプロセスである。

ソルベンシーに加えて、クレディ・アグリコル・CIBはまたレバレッジ比率を管理し、クレディ・アグリコル・グループの破綻処理比率に貢献する。

最後に、主要なソルベンシー比率は、クレディ・アグリコル・CIB・グループ内で適用されるリスク選好管理制度にとって不可欠な部分である（上記「リスク管理」を参照。）。

## 規制上の資本の管理

IAS第1号に基づく資本管理に関する定性的および定量的な情報は、下記「適用される規制上の枠組み」および下記「資本の定義 会計および規制上の資本の調整」に記載される。これらの情報は、法定監査人の意見の対象である場合、「法定監査人の意見の対象となる情報である。」という脚注が置かれることにより識別される。

### 適用される規制上の枠組み

規制上の枠組みを強化するため、バーゼル 合意は、規制上の所要資本の質およびレベルを補強し、規制上の枠組みに新たなリスクの分類を追加した。さらに、2008年の金融危機を受けて、銀行の債務不履行を回避できるよう、具体的な規制上の枠組みが導入された。

金融機関および投資会社に適用される規制要件に関する法律は、2013年6月26日に欧州連合の官報に公表され（主に2014年2月20日のフランス政令第2014-158号により置き換えられた所要資本指令第2013/36/EU号（「CRD」と呼ばれる。）および所要資本規制（規則第575/2013号、「CRR」と呼ばれる。））、法律に規定される経過措置に従い2014年1月1日から効力を生じた。

欧州の銀行再生・破綻処理指令（指令第2014/59/EU号、「BRRD」と呼ばれる。）は2014年6月12日に公表され、経過措置規定に従い2015年1月1日から効力を生じ、欧州の単一破綻処理メカニズム規則（規則第806/2014号、「SRMR」と呼ばれる。）は2014年7月30日に公表され、経過措置規定に従い2016年1月1日から効力を生じた。

2019年6月7日、銀行パッケージを構成する4件の文書が欧州連合の官報に公表された。これらは2021年6月末までに段階的に施行される予定である。

- ・ BRRD2：指令第2014/59/EU号を修正する2019年5月20日付欧州議会および理事会のEU指令第2019/879号
- ・ SRMR2：EU規則第806/2014号を修正する2019年5月20日付欧州議会および理事会のEU規則第2019/877号
- ・ CRD：指令第2013/36/EU号を修正する2019年5月20日付欧州議会および理事会のEU指令第2019/878号
- ・ CRR2：EU規則第575/2013号を修正する2019年5月20日付欧州議会および理事会のEU規則第2019/876号

BRRD2指令およびCRD 指令は、公表の20日後すなわち2019年6月27日に施行されるフランス法規則のCRR2およびSRMR2に置き換えられることとなるが、すべての条項が直ちに適用される訳ではない。

CRR2/CRD（CRDに置き換えられる予定）の枠組みの下では、4つのレベルの所要資本比率が算出される。

- ・ 普通株式等ティア1（CET1）資本比率
- ・ ティア1（T1）比率
- ・ 総資本比率
- ・ レバレッジ比率（2021年6月から適用される。）

かかる比率は、一方でバーゼル の計算規則からバーゼル の計算規則への移行、また他方ではCRR2により（2025年6月28日まで）規定される適格基準の移行を段階的に管理することを目的とする段階適用の手法で計測される。計算規則の経過措置は、すべての株式について2018年1月1日までの適用であったが、ハイブリッド債券については2022年1月1日まで適用される。下記「資本の定義 移行の推進」を参照。

当該制度に加えて、グローバルなシステム上重要な銀行（G-SIB）のペイルインおよび資本増強の能力の適切性を見積もるための比率も既に設定されている。この総損失吸収能力（TLAC）比率は、BRRDに規定される自己資本および適格債務の最低基準（MREL）の破綻処理比率の追跡を補完する。

これらの比率はいずれも、規制上の資本額とリスクおよび/またはレバレッジ・エクスポージャー適格の金融商品との間の関係を示すものである。定義および算出は、以下に記載される。

クレディ・アグリコル・エス・エー・グループおよびクレディ・アグリコル・グループに適用される要件は充足されている。

### 監督

金融機関および指令第2004/39/EC号の別紙1に規定された特定の投資事業は、個別基準または（適用ある場合）準連結基準でのソルベンシー比率、破綻処理比率および大口エクスポージャー比率を遵守しなければならない。

フランス金融健全性規制監督・破綻処理機構（ACPR）は、CRR規則第7条に規定される条件に基づき、一定の当行グループの子会社が個別に、または必要に応じて準連結基準で、免除を享受し得ることを認めた。これにより、クレディ・アグリコル・エス・エーは個別基準で、ACPRにより適用を免除された。

2014年11月4日付の欧州中央銀行による単一監督への移行は、従前にACPRにより付与された個別の免除に疑問を投げかけるものではない。

### 規制上の範囲

#### 会計上および規制上の連結の範囲の差異

会計上の目的で連結しているが、連結基準で金融機関の規制上の連結の範囲から除外されている事業体には主に保険会社で構成され、また、規制上の目的で持分法により計上される複数の特別目的事業体が含まれる。さらに、2013年12月31日現在比例連結により会計目的上連結され、現在はIFRS第11号に従って持分法により連結される事業体は、規制目的上は依然として比例連結されている。これらの事業体に係る情報および会計上の目的で用いられる連結化の手法は、下記「第6 経理の状況 1 中間財務書類 連結財務諸表 (7) 中間連結財務諸表に対する注記」の注記12「2019年6月30日現在の連結の範囲」に記載されている。

#### 会計上および健全性の範囲別の株式投資の取扱いの差異

株式投資の種類	会計上の取扱い	完全実施バーゼル による規制上の取扱い
金融事業を行っている子会社	全部連結	全部連結であり、子会社の事業活動に応じて所要資本が発生する。
金融事業を行っている共同支配子会社	持分法	比例連結
10%を超える株式投資であり金融事業の性格を有する事業を行っているもの	持分法 金融機関に対する株式投資	CET1商品は、CET1の17.65%という控除基準を超える分につきCET1から控除される。かかる控除基準は、10%基準の算出後に適用され、将来の収益性に依拠しかつ一時差異に起因する繰延税金資産の非控除部分と共通である。 AT1およびティア2商品は、当行グループの同順位の金融商品の合計額から控除される。
10%以下の株式投資であり金融事業または保険事業を行っているもの	株式投資および 売却可能有価証券	CET1の10%という控除基準を超える分につき、CET1、AT1およびティア2商品が控除される。
グローバルなシステム上重要な保険会社（G-SII）への10%以下の出資	金融資産	CET1の10%という控除基準を超える分につき、適格要素が控除されるか、または十分でない場合に限り、ティア2商品が控除される（グローバルなシステム上重要な保険会社に関してのみ）。
ABCP（資産担保コマーシャル・ペーパー）事業の証券化ピークル	全部連結	持分法により計上された金額およびこれらのストラクチャーに係るコミットメント（流動性ファシリティおよび信用状）のリスクを加重する。

## ・全体的なシステム

### 資本計画

規制上の資本の管理は、資本計画と呼ばれる過程において実行されている。

資本計画は、ソルベンシー比率（CET1、ティア1および総資本の比率）、レバレッジ比率および破綻処理比率（MRELおよびTLAC）の推移を決定するため、上場会社であるクレディ・アグリコル・エス・エーおよびグローバルなシステム上重要な金融機関であるクレディ・アグリコル・グループの両方の連結範囲において、現行の中期計画の期間に係る資本および希少資源の消費（リスク加重資産および貸借対照表）に関する予測を提供することを意図している。

資本計画は、財政状況の追跡に関する予算的要素を取り入れており、組織上の取引計画、規制上の会計処理および健全性の変更ならびにリスク・ベースに対するモデル効果を含む。また資本計画は、当行グループの戦略と整合するように定められた発行方針（劣後債務およびTLACに適格とされる債務）および資本構造の目的に関連した分配を反映する。

資本計画は、当行グループが決定すべき発展のために利用できる余地を与える。したがって資本計画は、様々な規制要件の遵守を確実にし、CRRにより定義されるその他ティア1債務の最大分配可能額を計算するために使用される。また資本計画は、リスク選好に使用される様々なリスク制限の設定にも使用される。

資本計画は、通常の検討または特定の取引（例えば、許可の要請）のいずれの関係においても、様々なガバナンス機関に提出され、関係当局にも伝達されている。

### ガバナンス

資産負債・希少資源委員会は、四半期ごとに（必要が生じればより多く）開催され、ファイナンス部門を管轄するゼネラル・マネージャー代理が委員長を務め、最高財務責任者、最高リスク責任者、財務運営部門担当取締役、ファイナンス部門およびトレジャリー部門担当取締役ならびに各事業部門およびクレディ・アグリコル・エス・エーの代表者が含まれる。

同委員会の主な任務は以下の通りである。

- ・クレディ・アグリコル・グループおよびクレディ・アグリコル・エス・エー・グループのソルベンシー、レバレッジおよび破綻処理に関する短期および中期予測ならびに格付機関が監視する諸比率の精査
- ・中期計画と整合してソルベンシーに影響する構造仮定の承認
- ・当行グループにおける資本の管理および配分の規則の設定
- ・負債管理取引（劣後債務の管理）の決定
- ・監督および規制に関連する最新情報の入手
- ・子会社および地域銀行に関する問題の調査
- ・必要に応じて資産負債委員会および取締役会に提出される決定の準備

### ソルベンシー比率

ソルベンシー比率の分子（下記「資本の定義」を参照。）

バーゼル は3つのレベルの資本を定義する。

- ・普通株式等ティア1資本（CET1）
- ・普通株式等ティア1資本およびその他ティア1資本（AT1）によって構成されるティア1資本
- ・ティア1資本およびティア2資本によって構成される総資本

ソルベンシー比率の分母（下記「リスク加重資産の構成および変更」を参照。）

バーゼル はリスクの種類を定義する。信用リスク、市場リスクおよびオペレーショナル・リスクであり、これらはリスク加重資産の算出を生じさせる。かかるリスクは、下記「リスク加重資産の構成および変更」に記載される。

2013年6月26日付EU規則第575/2013号に従い、信用リスクに係るエクスポージャーを測定するために2つの手法が用いられている。

- ・バーゼルのエクスポージャーの各区分に係る外部機関による信用格付および所定の加重手法に基づく「標準的」アプローチ
  - ・銀行独自の内部格付システムに基づく「内部格付」（IRB）アプローチ
- 以下の手法の区別がある。
- ・当該金融機関がその独自の債務不履行予想額のみに基づいて採用する「基礎的内部格付」アプローチ
  - ・当該金融機関がその内部の予想額に基づいて採用する「先進的内部格付」アプローチ

#### ・規制上の最低要件

第1の柱の要件は、CRR規則に準拠する。規制当局はさらに、第2の柱の枠組みにおいて自由裁量的な最低要件を定める。

#### 第1の柱の最低要件

第1の柱に基づいて定められた2015年以降の所要資本は、以下の通りである。

第1の柱の最低要件	
CET1	4.50%
ティア1	6.00%
自己資本	8.00%

#### 第2の柱の最低要件

クレディ・アグリコル・グループおよびクレディ・アグリコル・エス・エー・グループは、毎年、監督上の検証・評価プロセス（SREP）の結果に従って、欧州中央銀行（ECB）から最低所要資本についての通知を受けている。

2017年以降、ECBは使用される手法を変更し、健全性要件を以下の2つの部分に分けている。

- ・第2の柱の要件（P2R）。かかる要件は、各レベルの自己資本に適用され、完全に普通株式等ティア1資本により構成されていなければならない。かかる要件を遵守できない場合、自動的に分配（その他ティア1資本手段の利払、配当金、変動報酬）が制限される。したがって、かかる要件は公的なものである。
- ・第2の柱の勧告または「第2の柱のガイダンス」（P2G）。この段階においては、かかる要件は、公的なものではない。

#### 統合バッファ要件および分配制限基準

資本バッファを設定することが各規則により定められ、段階的に適用されている。

- ・資本保全バッファ（2019年はリスク加重資産の2.5%）
- ・カウンターシクリカル・バッファ（基本的には0%から2.5%の範囲内）。金融機関レベルのかかるバッファは、その金融機関が事業を行っている各国に関して定義されたバッファを、関連する債務不履行エクスポージャー（EAD（注1））で加重平均したものである。カウンターシクリカル・バッ

ファアの比率が1つの国内当局により計算される場合、例外的な場合を除き、その適用日は、規制が公表された日から12ヶ月以内となる。

- ・システミック・リスク・バッファ（通常0%から3%の範囲であるが、欧州委員会の合意後は5%を上限とし、例外的にこれより高い場合もある。）、グローバルなシステム上重要な銀行（G-SIB）のバッファ（0%から3.5%の範囲）またはその他のシステム上重要な金融機関（O-SII）のバッファ（0%から2%の範囲）。これらのバッファは累積されず、例外はあるものの、通常は最も高い数値が適用される。クレディ・アグリコル・グループだけがG-SIBであり、バッファは、2018年は段階適用により0.75%、2019年1月1日以降は1%である。クレディ・アグリコル・エス・エー・グループはこの要件の対象ではない。

これらのバッファは、2016年から適用されており、普通株式等ティア1資本によりカバーされなければならない。資本保全バッファおよびシステミック・リスク・バッファは、2019年まで毎年段階的に適用された（2018年は所要バッファの75%、2019年は100%）。

2019年6月末において、香港、アイスランド、リトアニア、ノルウェー、チェコ共和国、英国、スロバキアおよびスウェーデンのカウンターシクリカル・バッファが、任命された国内当局により施行された。2019年7月1日より後は、カウンターシクリカル・バッファもフランス、ブルガリア、デンマーク、ルクセンブルグおよびアイルランドにおいて効力が生じる。フランスのエクスポージャーに関しては、金融安定高等評議会（HCFS）がカウンターシクリカル・バッファ比率を2019年7月1日から0.25%、2020年4月2日から0.50%とする。

かかる国々における当行グループのエクスポージャーについては、2019年6月30日現在のクレディ・アグリコル・CIBのカウンターシクリカル・バッファの比率は0.105%となった。主に、2019年7月1日にフランスのカウンターシクリカル・バッファの効力が発生することを考慮に入れると、2019年末には合計0.21%に達し、2020年4月2日以降フランスのバッファ比率が引き上げられることを考慮すると、2020年6月30日現在では0.31%に達する。

(注1) EAD（債務不履行エクスポージャー）は、債務不履行発生時のエクスポージャーの額である。バランスシート上の資産残高およびオフバランスシートのコミットメントの一部を含む。

[次へ](#)

## 2019年6月末現在のカウンターシクリカル・バッファ―計算の明細

2019年6月30日													
(単位：百万ユーロ)													
	一般的な信用 エクスポージャー		トレーディング勘定 エクスポージャー		証券化 エクスポージャー		自己資本要件					2019年 6月30日 現在のカウ ンターシク リカル資本 バッファ― 比率(%)	2020年 6月30日 現在のカウ ンターシク リカル資本 バッファ― 予想比率 (%)
	標準的 アプローチ	IRB アプローチ	トレーディ ング勘定の 長期・短期 ポジション 合計	内部モデル に関する トレーディ ング勘定 エクスポ ージャーの 価値	標準的 アプローチ	IRB アプローチ	一般的な 信用エク スポー ジャー	トレーディ ング勘定 エクスポ ージャー	証券化 エクスポ ージャー	合計	国内内訳 (%)		
ノルウェー		1,259					27			27	0.406%	2.00%	0.010%
スウェーデン	50	1,664				14	40		1	41	0.627%	2.00%	0.010%
香港	471	3,985					98			98	1.505%	2.50%	0.040%
アイスランド											0.000%	1.75%	0.000%
チェコ共和国		105					4			4	0.054%	1.25%	0.000%
デンマーク		449					18			18	0.275%	0.50%	0.000%
英国	219	13,181				1,427	281		14	295	4.507%	1.00%	0.050%
リトアニア		1									0.001%	1.00%	0.000%
スロバキア											0.000%	1.25%	0.000%
フランス	6,340	39,706	194	1,756		12,588	1,185	156	127	1,468	22.441%	0.00%	0.000%
その他諸国(注1)	4,658	138,637			670	29,099	4,270		320	4,590	70.173%	0.00%	0.000%
<b>合計</b>	<b>11,738</b>	<b>198,987</b>	<b>194</b>	<b>1,756</b>	<b>670</b>	<b>43,128</b>	<b>5,923</b>	<b>156</b>	<b>462</b>	<b>6,541</b>	<b>100.000%</b>	<b>0.00%</b>	<b>0.105%</b>

(注1) その他諸国については、カウンターシクリカル・バッファ―は関係当局により規定されていない。

[次へ](#)

パーゼル規制から欧州法（CRD）への移行により、配当、AT1商品および変動報酬額に適用される配当制限のメカニズムが導入された。銀行が配当に割くことができる金額の上限である最大配当可能額（MDA）の原則は、統合バッファ要件の不遵守を招くような配当を制限することを目的としている。

MDAトリガーが発動されるまでの余地は、CET1資本、ティア1資本および資本合計のSREP要件に達するまでのそれぞれの余地のうち、最も低いものである。

	CET1のSREP要件	ティア1のSREP要件	資本合計のSREP要件
第1の柱の最低要件	4.500%	6.000%	8.000%
第2の柱の要件（P2R）	1.500%	1.500%	1.500%
資本保全バッファ	2.500%	2.500%	2.500%
システミック・バッファ	0.000%	0.000%	0.000%
カウンターシクリカル・バッファ	0.105%	0.105%	0.105%
<b>SREP要件（a）</b>	<b>8.610%</b>	<b>10.110%</b>	<b>12.110%</b>
<b>2019年6月30日現在の段階適用されたソルベンシー比率（b）</b>	<b>11.29%</b>	<b>15.84%</b>	<b>19.00%</b>
SREP要件までの余地（b-a）	268 ベーシス・ポイント	574 ベーシス・ポイント	698 ベーシス・ポイント
<b>MDAが発動される閾値までの余地</b>		<b>268 ベーシス・ポイント (3.2十億ユーロ)</b>	

クレディ・アグリコル・CIBにとって、2019年6月30日時点のMDAの発動水準は、加重資産の8.6%、すなわち、CET1資本の10.5十億ユーロである。MDAの発動水準は2019年7月1日（フランスのカウンターシクリカル・バッファの適用日）には8.71%になる。クレディ・アグリコル・CIBは、2019年6月30日の11.29%のCET1比率で、クレディ・アグリコル・CIBはMDAの発動水準までおよそ268ベーシス・ポイントの安全幅（すなわち、CET1資本のおよそ3.2十億ユーロ）を有している。

#### 所要資本合計

第1の柱の要件、第2の柱の要件および資本バッファ合計の要件を考慮した後、最終的なSREP所要資本は以下の通りである。

SREP自己資本要件	2019年6月30日	2018年12月31日
第1の柱の最低CET1要件	4.50%	4.50%
その他の第2の柱の要件（P2R）	1.50%	1.50%
統合バッファ要件	2.61%	2.61%
<b>CET1要件</b>	<b>8.61%</b>	<b>8.61%</b>
AT1	1.50%	1.50%
ティア2	2.00%	2.00%
<b>所要資本合計</b>	<b>12.11%</b>	<b>12.11%</b>



2019年6月30日現在、クレディ・アグリコル・CIB・グループは、これ故に、8.61%の最低CET1比率を遵守しなければならない。この水準は、第1の柱、第2の柱（P2R）、資本保全バッファおよびカウンターシクリカル・バッファの要件を含む（現在判明している決定に基づく。）。

2019年2月にクレディ・アグリコル・CIB・グループにより受領された通知は、これらの要件を確認した。

### 第2の柱の調整

以下の表および項目は、欧州中央銀行の要請に従って、第2の柱の一部として行われた調整を考慮している。これらは、現在は単一破綻処理基金（SRF）および預金保証・破綻処理基金（FGDR）に関連する取消不能な支払コミットメントの健全性に係る控除にのみ関連している。

このため、第1の柱の下に行われた規制上の控除と比較して、追加で138百万ユーロがCET1から控除された。その結果、リスク加重資産は、2019年6月30日現在で138百万ユーロ減少して調整された。

### ・ソルベンシー比率の要約表

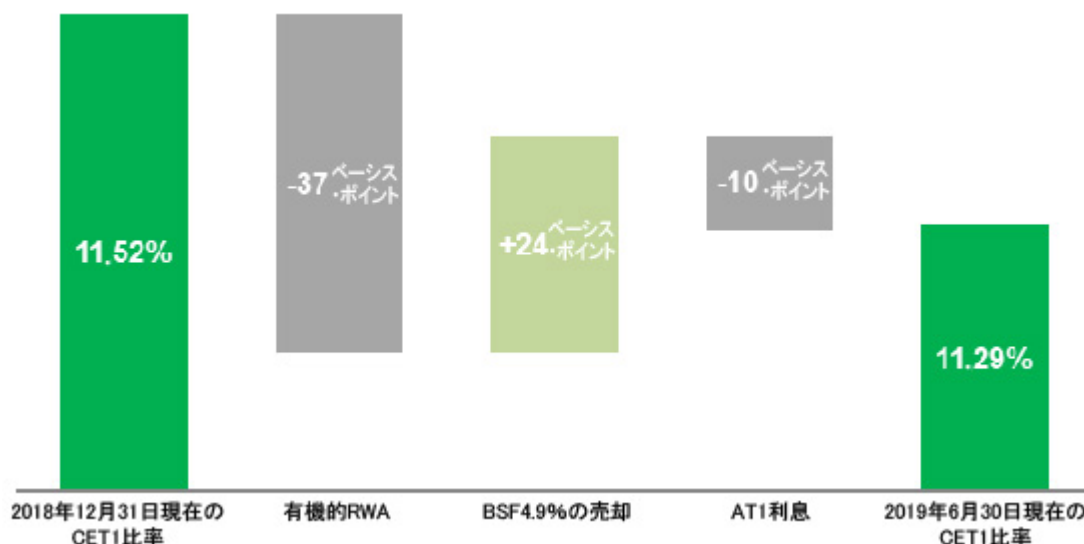
下記の表および記載はすべて、当期中の純利益を含んでいる。

(単位：百万ユーロ)	2019年6月30日		2018年12月31日	
	段階適用	完全実施	段階適用	完全実施
普通株式等ティア1 (CET1)	13,763	13,763	13,686	13,686
ティア1資本 (ティア1)	19,316	17,908	18,977	17,114
資本合計	23,171	21,531	22,371	20,477
加重資産合計	121,938	121,938	118,668	118,668
<b>CET1比率</b>	<b>11.3%</b>	<b>11.3%</b>	<b>11.5%</b>	<b>11.5%</b>
<b>ティア1比率</b>	<b>15.8%</b>	<b>14.7%</b>	<b>16.0%</b>	<b>14.4%</b>
<b>グローバル比率</b>	<b>19.0%</b>	<b>17.7%</b>	<b>18.9%</b>	<b>17.3%</b>

適用ある最低要件は満たしている。

2019年6月末現在、クレディ・アグリコル・エス・エーのCET1比率は11.29%であり、完全実施の比率も同率であった。

### ・CET1比率の変動



CET1比率は、RWAの上昇およびBSFの売却に対応して、年間を通して23ベースポイント減少した。

BSFの一部売却の項目には、売却の時点（売却は4月に行われた。）でクレディ・アグリコル・CIBにより保有されていた株式の4.9%の売却の影響を含む。

#### 資本の定義

##### ・ティア1資本（ティア1）

ティア1資本には、普通株式等ティア1資本（CET1）およびその他ティア1資本（AT1）が含まれる。

##### 普通株式等ティア1資本（CET1）

普通株式等ティア1資本には、以下のものが含まれる。

- ・ 株式資本
- ・ 資本剰余金、利益剰余金、配当金支払後の税引後利益、ならびに収集および売却目的で保有する金融資産の未実現資本利得 / 損失および換算差額を含むその他の包括利益累計額を含む準備金
- ・ その子会社が適格金融機関であるか否かにより、一部認識が中止されまたは除外すらされている非支配持分。この一部認識の中止は、子会社の所要資本を満たすために必要な資本額の超過に対応している。これは、ティア資本のそれぞれに適用される。
- ・ 主に、以下のものを含む控除
  - 流動性契約および買戻しプログラムに基づくCET1商品
  - 立上げ費用およびのれんを含む無形資産
  - プルーデント・バリュエーション（潜在的な価値調整額を控除する目的で、慎重な方法に従った、公正価値で測定する資産および負債の額の調整に一致する規制枠組みに定められる。）
  - 税務上の損金により生じる将来の収益性に依拠した繰延税金資産（DTA）の控除
  - 期待損失（EL）と比較した引当金の不足額より生じる損失金額の控除
  - 10%以下を株式投資で保有するCET1商品について、CET1資本の10%という控除制限（少量保有）を超える分の控除。控除されない部分は、リスク加重資産（商品の属性およびバーゼルの手法によりその加重は異なる。）に含まれる。
  - 一時差異により発生する将来の収益性に依拠する繰延税金資産（DTA）の、CET1資本の17.65%という控除制限を超える分の控除。かかる控除制限は、CET1の10%の初回控除制限の適用後に適用され、大量保有（10%超）で保有されるCET1商品の控除されない部分において一般的である。控除されない部分は、リスク加重資産（250%の加重）に含まれる。

- 10%超を株式投資で保有（大量保有）するCET1商品の、CET1資本の17.65%という控除制限を超える分の控除。かかる控除制限は、CET1の10%の初回控除制限の適用後に適用され、一時差異により発生する将来の収益性に依拠する繰延税金資産の控除されない部分において一般的である。控除されない部分は、リスク加重資産（250%の加重）に含まれる。
- 第2の柱に関連して監督者により要請される調整（単一破綻処理基金および預金保証・破綻処理基金に関連する取消不能な支払コミットメント）

CRR2規制は、適格基準を追加している。特に、欧州連合において設立された機関により発行された商品が、第三国の法律に従う場合、これらは完全に適格になるために、ペイルイン条項を含まなければならない。これらの規定は資本商品（CET1、AT1、ティア2）の各カテゴリーに対して適用される。

### その他ティア1資本（AT1）

#### 完全実施基準でパーゼルの下で適格であるその他ティア1資本

これは、以下のものが含まれる。

- パーゼルの下で適格であるその他カテゴリー1（その他ティア1またはAT1）は、償還インセンティブまたは義務（特に、ステップ・アップ特性）を含まない永久負債性証券で構成される。
- AT1商品は、5.125%以上に設定されなければならない閾値をCET1比率が下回った場合に発動するペイルイン・メカニズムの対象である。当該商品は、株式への転換または額面金額の減額が可能である。支払の完全な柔軟性が必須であり、自動補償メカニズムは許容されず、および/または発行者の裁量による利払の停止が許容されている。
- 2019年6月30日現在、クレディ・アグリコル・CIB のCET1比率は11.29%であった。結果として、これは損失吸収の閾値に係る資本バッファ7.5十億ユーロを示していた。
- 2019年6月30日現在、利払に適用される制限はなかった。
- AT1商品（マーケット・メイキングを含む。）の直接控除
- その他ティア1資本に関連する金融セクター事業体への投資の控除
- AT1資本の構成要素またはその他の控除（適格であるAT1非支配持分を含む。）

#### 移行中の段階適用基準で適格なその他ティア1資本

移行段階において、自己資本比率に含まれるティア1の金額は以下の通りである。

- ・ CRR2の下で適格なその他ティア1資本（AT1）
  - 2014年1月1日から2019年6月27日の間に発行されたCRRに適格なその他ティア1資本商品
- ・ 2014年1月1日より前に発行されたCRRに非適格なティア1の一部で、以下のいずれか少ない方と等しい額
  - 決算日現在の非適格ティア1商品（償却、コール、償還等の後）の規制上の金額、または
  - 2012年12月31日現在のティア1株式の30%（2019年度の閾値）。これは、4.7百万ユーロであり、認識可能な最高金額は1.4百万ユーロである。

この規制上の閾値を超えるティア1資本の金額は、段階適用されたティア2に含まれ、その額はティア2に適用される規制上の閾値までである。

[次へ](#)

## 2019年6月30日現在の超劣後債および優先株式

発行体	発行日	発行額 (百万)	通貨	コール日	報酬	ステップ・ アップ (有/無)	規制上の 措置	CRDIV下での 適格性 (有/無)	利払停止 条件	減額条件	2019年 6月30日 現在の規制 上の金額 (百万ユーロ) (注1)	2018年 12月31日 現在の規制 上の金額 (百万ユーロ) (注1)
<b>超劣後債</b>												
クレディ・ アグリコル・CIB	2005年 12月21日	85	USD	2016年1月1日、 その後は1年ごと	Libor 12M + 150bps	無	ティア1	無	運用利益が不 十分であった 場合には利息 の不払に繋がる 可能性がある ある減額	規制上の 事象の 発生時	75	74
クレディ・ アグリコル・CIB	2007年 9月28日	1,000	USD	2018年1月1日、 その後は1年ごと	Libor 12M + 252bps	無	ティア1	無	運用利益が不 十分であった 場合には利息 の不払に繋がる 可能性がある ある減額	規制上の 事象の 発生時	878	872
クレディ・ アグリコル・CIB	2004年 3月19日	500	USD	2014年1月1日、 その後は1年ごと	5.81% (2014年1月1 日以降は Libor 12M + 170bps)	無	ティア1	無	運用利益が不 十分であった 場合には利息 の不払に繋がる 可能性がある ある減額	規制上の 事象の 発生時	439	436
クレディ・ アグリコル・CIB	2004年 5月4日	470 (注2)	USD	2014年1月1日、 その後は1年ごと	6.48% (2014年1月1 日以降は Libor 12M + 156bps)	無	ティア1	無	運用利益が不 十分であった 場合には利息 の不払に繋がる 可能性がある ある減額	規制上の 事象の 発生時	176	410

クレディ・アグリコル・CIB	2015年 11月16日	600	EUR	2020年12月23日、 その後は四半期ごと	Euribor 3M + 679.5bps	無	該当なし	有	CACIBの全体的な要件に遵守していない場合には発行者または監督者の裁量により制限の適用対象となる	規制上の事象の発生時	600	600
クレディ・アグリコル・CIB	2015年 11月16日	600	EUR	2022年12月23日、 その後は四半期ごと	Euribor 3M + 670.5bps	無	該当なし	有	CACIBの全体的な要件に遵守していない場合には発行者または監督者の裁量により制限の適用対象となる	規制上の事象の発生時	600	600
クレディ・アグリコル・CIB	2015年 11月16日	600	EUR	2025年12月23日、 その後は四半期ごと	Euribor 3M + 663bps	無	該当なし	有	CACIBの全体的な要件に遵守していない場合には発行者または監督者の裁量により制限の適用対象となる	規制上の事象の発生時	600	600
クレディ・アグリコル・CIB	2016年 6月9日	720	USD	2026年6月23日、 その後は四半期ごと	Libor 3M + 686bps	無	該当なし	有	CACIBの全体的な要件に遵守していない場合には発行者または監督者の裁量により制限の適用対象となる	規制上の事象の発生時	632	628

クレディ・アグリコル・CIB	2018年6月27日	500	EUR	2028年6月27日、 その後は四半期ごと	Euribor 3M + 535bps	無	該当なし	有	CACIBの全体的な要件に遵守していない場合には発行者または監督者の裁量により制限の適用対象となる	規制上の事象の発生時	500	500
クレディ・アグリコル・CIB	2018年9月24日	500	EUR	2028年9月24日、 その後は四半期ごと	Euribor 3M + 485bps	無	該当なし	有	CACIBの全体的な要件に遵守していない場合には発行者または監督者の裁量により制限の適用対象となる	規制上の事象の発生時	500	500
クレディ・アグリコル・CIB	2019年2月26日	470	USD	2024年8月26日	Euribor 3M + 475bps	無	該当なし	有	CACIBの全体的な要件に遵守していない場合には発行者または監督者の裁量により制限の適用対象となる	規制上の事象の発生時	413	
クレディ・アグリコル・CIB	2019年6月18日	300	EUR	2024年6月18日	Euribor 3M + 488bps	無	該当なし	有	CACIBの全体的な要件に遵守していない場合には発行者または監督者の裁量により制限の適用対象となる	規制上の事象の発生時	300	
優先株式（超劣後債に相当する。）												

インドスエズ・ホールディングSCA	1993年12月22日	80	USD	2008年12月22日、その後は随時可能	Libor 6M + 230bps	無	ティア1	無	運用利益が不十分であった場合には利息の不払に繋がる可能性がある減額	70	70
<b>合計</b>										<b>5,782</b>	<b>5,291</b>

(注1) パーゼル の一定期間の適用除外条項の適用前の金額である。

この一定期間の適用除外条項の適用により、ティア1資本として維持される、超劣後債およびCRD に非適格である優先株式の総額は1,407百万ユーロとなる。

(注2) この発行は2019年上半期中、部分的に払い戻された(270百万米ドル)。

#### ・ティア2資本(ティア2)

これには、以下のものが含まれる。

- ・最短で5年の満期を有していなければならない劣後債。早期償還のインセンティブを付随してはならない。これらの商品は、満期日より前の5年間に於いて控除の対象となる。
- ・上記の段階適用されたAT1債において提示されたものと同じ、一定期間の適用除外
- ・直接保有されるティア2商品(マーケット・メイキングを含む。)
- ・内部格付アプローチに従って決定された予想される適格損失額に関連する引当金超過額(ただし、IRBに基づくリスク加重資産の0.6%が上限である。)
- ・ティア2資本に関連する金融セクターの事業体(大部分の劣後銀行債は適格ではないため、主に保険部門)への投資の控除
- ・グローバルなシステム上重要な金融機関により発行された保有する適格債務商品の控除(TLAC比率要件の目的でコミットメントの二重計上を防ぐため、グローバルなシステム上重要な金融機関は、その他のグローバルなシステム上重要な金融機関により発行された適格債務商品の保有を控除しなければならない。これらの保有は、最初に機関の適格債務から控除され、その後、十分な量でなくなるまで、ティア2自己資本商品から控除されなければならない。)
- ・ティア2資本構成要素またはその他の控除(適格であるティア2非支配持分を含む。)

段階適用ではない自己資本比率に使用されるティア2の金額は、EU規則第575/2013号(CRR)(EU規則第2019/876号(CRR)により改定)に適格なティア2資本商品に相当する。

移行期間中、自己資本比率に含まれるティア2の金額は以下の金額に相当する。

- ・完全実施：CRR2に適格なティア2
- ・段階適用：CRRに非適格なティア2の一部であり、以下のうち少ない方と同額である。
  - 決算日現在で規制上で非適格なティア2証券で、適用ある場合、非適格なティア1証券の30%の制限値(2019年の制限値)を超過するティア1証券の残り

- 2012年12月31日現在でCRRに非適格なティア2証券の30%（2019年の制限値）。2012年12月31日現在のCRRに非適格なティア2証券は、774百万ユーロであり、認識可能な最高金額は232百万ユーロであった。

## 永久劣後債

発行体	発行日	発行額 (百万)	通貨	コール日	報酬	ステップ・ アップ (有/無)	規制上の措置	CRD 下での 適格性 (有/無)	2019年6月30日 現在の 規制上の金額 (百万ユーロ)	2018年12月31日 現在の 規制上の金額 (百万ユーロ)
<b>永久劣後債</b>										
クレディ・アグリコル・CIB	1998年8月12日	30.9	EUR	2003年8月12日、 その後は随時可能	Euribor 3M + 55bps	無	ティア2	無	30	30
<b>合計</b>									<b>30</b>	<b>30</b>

## 劣後ローン

発行体	発行日	発行額 (百万)	満期日	通貨	ノン・コール日	報酬	ステップ・ アップ (有/無)	規制上の措置	CRR適格性 (有/無)	2019年6月30日 現在の 規制上の金額 (百万ユーロ)	2018年12月31日 現在の 規制上の金額 (百万ユーロ)
<b>劣後ローン</b>											
クレディ・ アグリコル・CIB	2015年3月26日	1,700	2025年3月15日	USD	2020年3月15日、 その後は 四半期ごと	Libor 3M + 252bps	無	ティア2	有	1,493	1,483
クレディ・ アグリコル・CIB	2016年6月20日	750	2026年6月20日	EUR		Libor 3M + 255bps	無	ティア2	有	750	750
クレディ・ アグリコル・CIB	2016年11月7日	500	2026年11月7日	EUR	2021年11月7日、 その後は 四半期ごと	Euribor 3M + 212.2bps	無	ティア2	有	500	500
クレディ・ アグリコル・CIB	2018年2月13日	250	2028年2月14日	EUR		Euribor 3M + 111bps	無	ティア2	有	250	250



クレディ・ アグリコル・CIB	2019年3月25日	250	2029年3月25日	EUR		Euribor 3M + 168.35bps	無	ティア2	有	250	0
<b>合計</b>										<b>3,243</b>	<b>2,983</b>

[次へ](#)

## ・移行の推進

金融機関によるCRR2/CRD の遵守を促進するため、とりわけ、資本構成要素の新規の慎重な取扱いが累進的に導入されるといった、あまり厳しくない経過措置が取られている。

これらの経過措置のすべてが、2022年1月1日に終了するハイブリッド債券に関連する経過措置を例外として、2018年1月1日に終了した。

バーゼル においては資本として適格であったが、新しい規制が適用されるともはや資本として非適格のハイブリッド債券は、特定の条件の下で、一定期間の適用除外条項の下に適格となり得る。2011年12月31日より後に発行されたCRR規制に遵守しないすべての債券は、2014年1月1日以降に除外され、発行日がそれ以前の債券については、いくつかの条件の下では、一定期間の適用除外を受ける可能性がある。この条項に従って、これらの債券は8年にわたって年率10%の減少で段階的に除外される。2018年において、2012年12月31日現在で報告された債券合計の40%が認識され、2019年は30%が認識される等である。認識されない部分は、同様の基準を満たせば、最下層の資本カテゴリー（例えば、AT1からティア2）に含まれる可能性がある。

CRR2は、一定期間の適用除外条項を導入することで、これらの条項を補完するようになる。2014年1月1日から2019年6月27日の間に発行された非適格商品は、2025年6月28日まで、段階適用の下に適格性を維持している。

[次へ](#)

・2019年6月30日現在の簡素化した規制上の資本  
ソルベンシー比率

(単位：百万ユーロ)	2019年6月30日		2018年12月31日	
	段階適用	完全実施	段階適用	完全実施
資本および準備金（当行グループの持分）（注1）	16,297	16,297	16,165	16,165
(+) フランス金融健全性規制監督・破綻処理機構の規定に従ったティア1資本（株主による前払金）				
(+) 適格少数株主持分（注1）	98	98	112	112
(-) ブルーデント・バリュエーション	(777)	(777)	(840)	(840)
(-) のれんおよびその他無形資産の控除	(1,352)	(1,352)	(1,327)	(1,327)
(-) 一時差異から生じるものではない将来の収益性に依拠する繰延税金資産	(12)	(12)	(26)	(26)
(-) 内部格付アプローチに基づく期待損失および株式の形でのエクスポージャーの期待損失に関する信用リスク調整の不足額	(8)	(8)	(7)	(7)
(-) 当該金融機関が多額の出資を行っている金融セクターの事業体のCET1商品の控除制限の超過額および一時差異により生じ、将来の収益性に依拠する控除可能繰延税金資産の控除制限の超過額（注2）			(100)	(100)
当該金融機関が多額の出資を行っている金融セクターの事業体のCET1商品	1,356	1,356	1,478	1,478
一時差異により生じる将来の収益性に依拠する控除可能繰延税金資産	328	328	344	344
( ) 金融セクターの事業体が保有するCET1商品への個別の、および( ) 繰延税金に対する10%の控除制限の適用	1,376	1,376	1,379	1,379
(-) UCITSの透明性措置	(7)	(7)	(9)	(9)
CET1資本に適用される移行調整およびその他の控除	(476)	(476)	(282)	(282)
<b>普通株式等ティア1 (CET1)</b>	<b>13,763</b>	<b>13,763</b>	<b>13,686</b>	<b>13,686</b>
AT1資本として適格な持分金融商品	4,149	4,149	3,435	3,435
一定期間の適用除外条項のもとで適格とされる非適格AT1持分金融商品	1,407		1,863	
主要活動が保険セクターにある事業体への当該金融機関の多額の出資のうち、ティア1資本から控除されたティア1またはティア2に該当する資本商品				
その他ティア1構成項目	(4)	(4)	(7)	(7)
<b>その他ティア1資本</b>	<b>5,552</b>	<b>4,145</b>	<b>5,291</b>	<b>3,428</b>
<b>ティア1資本</b>	<b>19,316</b>	<b>17,908</b>	<b>18,977</b>	<b>17,114</b>
ティア2資本として適格とされる持分金融商品および劣後借入金	3,243	3,243	2,983	2,983
非適格持分金融商品および劣後借入金	206		30	
内部格付アプローチに基づく適格期待損失および標準的アプローチに基づく一般的な信用リスク調整に関する超過引当金額	380	380	380	380

主要活動が保険セクターにある事業体への当該金融機関の多額の出資のうち、ティア2資本から控除されるティア2に該当する資本商品				
その他ティア2構成項目	26			
<b>ティア2資本</b>	<b>3,855</b>	<b>3,623</b>	<b>3,394</b>	<b>3,364</b>
<b>資本合計</b>	<b>23,171</b>	<b>21,531</b>	<b>22,371</b>	<b>20,477</b>
<b>リスク加重資産合計</b>	<b>121,938</b>	<b>121,938</b>	<b>118,668</b>	<b>118,668</b>
CET1比率	11.3%	11.3%	11.5%	11.5%
ティア1比率	15.8%	14.7%	16.0%	14.4%
総資本比率	19.0%	17.7%	18.9%	17.3%

(注1) この項目の詳細については、下記「会計および規制上の資本の調整」に係る表を参照。

(注2) 当該金融機関が多額の投資を行っている金融セクターの事業体のCET1商品。

2019年6月30日現在、**完全実施された普通株式等ティア1 (CET1)** 資本は、2018年末から0.1十億ユーロ増の13.8十億ユーロであった。

2019年上半期中のCET1に影響した事象は、AT1のクーポンの支払（マイナス0.1十億ユーロ）、純損益に振り替えられない持分により公正価値で再評価される持分証券に係る準備金の増加（0.2十億ユーロ）、証券化資産に対する規制上の残存価額の増加（マイナス0.1十億ユーロ）およびバンク・サウジ・フランシにおけるクレディ・アグリコル・CIBの4.9%の株式投資の0.2十億ユーロでの売却（規制上の評価減に関する0.1十億ユーロの利得および金融機関における主要な株式投資に関する控除額の減少に相当する0.1十億ユーロの利得を含む。）である。

**2018年1月1日以降、CET1の項目に適用される移行措置はもはや存在しないことに留意されたい。**

**完全実施されたティア1資本**は2018年12月31日現在から0.8十億ユーロ増の17.9十億ユーロであった。

**段階適用されたティア1資本**は、その他ティア1資本が0.3十億ユーロ増加したことにより、2018年12月31日現在から0.3十億ユーロ増の19.3十億ユーロとなった。

基礎的なティア1資本の増加に加えて、これらの変動は以下によるものである。非適格の債務を除き、段階適用された金額と完全実施された金額は一致しているが、この項目の変動は、段階適用された資本のみに影響するものである。

- ・AT1資本商品の発行により、資本のうち段階適用された部分と完全実施された部分につき0.7十億ユーロの増加が実現された。
- ・一定期間の適用除外条項の恩恵を受ける非適格のAT1資本商品は0.5十億ユーロ減少した。これは、保全条項（2019年1月1日に、2012年12月31日現在の棚卸金額の30%となるように変更された。）の対象となる負債の割合が年間で減少したことによる。

**完全実施されたティア2資本**は、当期中の発行により、2018年12月31日現在から0.3十億ユーロ増の3.6十億ユーロであった。

**段階適用されたティア2資本**は、2018年12月31日現在から0.5十億ユーロ増の3.9十億ユーロであった。この変動額には、完全実施による変動額と段階適用による変動額が含まれる。非適格の債務を除き、完全実施された金額と段階適用された金額は一致している。

- ・一定期間の適用除外条項の対象となるが、2012年12月31日現在の棚卸金額の30%の上限、すなわち0.2十億ユーロを超える非適格のAT1資本商品の額は、ティア2債務の一部に振り替えられた。

**全体では、2019年6月30日現在の完全実施された資本合計**は2018年12月31日現在から1.1十億ユーロ増の21.5十億ユーロであった。

段階適用された資本合計は2018年12月31日現在から0.8十億ユーロ増の23.2十億ユーロであった。この規制上の資本は、下記「破綻処理比率」の対象となる非優先シニア債務の発行を考慮に入れたものではない。

・規制上の資本の変動

(単位：百万ユーロ)	2019年6月30日現在 対2018年12月31日現在の 段階適用
<b>2018年12月31日現在の普通株式等ティア1資本</b>	<b>13,686</b>
株式資本および準備金の増加（株式に係る支払配当金を含む）	196
資本の払戻し（注1）	
配当支払前の当期利益	692
予想配当	(692)
特別配当金の支払	
事前支払配当金	
売却可能証券に係る未実現資本利得 / 損失およびその他の未実現資本利得 / 損失	(192)
ブルーデント・バリュエーション	63
少数株主持分	(14)
のれんおよびその他の無形資産の変動	(25)
CET1から控除される内部格付アプローチに基づく期待損失に関する信用リスク調整の不足額	(1)
規制上の調整（注2）	50
<b>2019年6月30日現在の普通株式等ティア1資本</b>	<b>13,763</b>
<b>2018年12月31日現在のその他ティア1資本</b>	<b>5,291</b>
発行	714
償還	(240)
規制上の調整	(212)
<b>2019年6月30日現在のその他ティア1資本</b>	<b>5,552</b>
<b>2019年6月30日現在のティア1資本</b>	<b>19,316</b>
<b>2018年12月31日現在のティア2資本</b>	<b>3,394</b>
負債性資本における発行および外貨の影響	257
負債性資本における償還および外貨の影響	
償却を含む規制上の調整（注3）	204
<b>2019年6月30日現在のティア2資本</b>	<b>3,855</b>
<b>2019年6月30日現在の総資本</b>	<b>23,171</b>

（注1） 資本の払戻し：株主貸付

（注2） 変動は、外貨の影響に関連するものである。

（注3） 満期前の5年間に於いて、ティア2商品は控除の対象となる。

・会計および規制上の資本の調整

(単位：百万ユーロ)	2019年6月30日		2018年12月31日	
	段階適用	完全実施	段階適用	完全実施

<b>株式、当行グループの持分（帳簿価額）（注1）</b>	<b>21,422</b>	<b>21,422</b>	<b>20,308</b>	<b>20,308</b>
当年の業績に係る予想配当金				
事前支払配当金				
特別配当金の支払				
規制上の資本において考慮されない純利益	(692)	(692)	(489)	(489)
仕組商品の自己信用リスクの変動に係る残存する未実現利益 / (損失)	115	115	71	71
デリバティブの自己信用リスクの変動に係る残存する未実現利益 / (損失)	(399)	(399)	(163)	(163)
キャッシュ・フロー・ヘッジに係る残存する未実現利益 / (損失)				
未実現利益 / (損失) に適用される移行制度				
持分に含まれるAT1商品（帳簿価額）	(4,149)	(4,149)	(3,435)	(3,435)
その他の規制上の調整			(15)	(15)
<b>資本および準備金（当行グループの持分）</b>	<b>16,297</b>	<b>16,297</b>	<b>16,165</b>	<b>16,165</b>
少数株主持分（帳簿価額）	98	98	112	112
(-) 規制上の枠組みに従い、認識されていない項目	(98)	(98)	(112)	(112)
(-) 優先株式				
少数株主持分				
その他の持分金融商品				
のれんおよびその他無形資産の控除	(1,352)	(1,352)	(1,327)	(1,327)
一時差異から生じるものではない将来の収益性に依拠する繰延税金資産	(12)	(12)	(26)	(26)
CET1から控除される内部格付アプローチに基づく期待損失に関する信用リスク調整の不足額	(8)	(8)	(7)	(7)
当該金融機関が多額の出資を行っている金融セクターの事業体のCET1商品の控除制限の超過額および一時差異により生じ、将来の収益性に依拠する控除可能繰延税金資産の控除制限の超過額			(100)	(100)
(-) UCITSの透明性措置	(7)	(7)	(9)	(9)
事前ブルーデント・バリュエーション	(777)	(777)	(840)	(840)
金融セクターの事業体のCET1商品の控除制限の超過額に係る移行措置の金額				
その他CET1項目	(377)	(377)	(282)	(282)
<b>CET1合計</b>	<b>13,763</b>	<b>13,763</b>	<b>13,686</b>	<b>13,686</b>
AT1持分金融商品（優先株式を含む）	5,557	4,149	5,298	3,435
ティア1資本から控除される当該金融機関が多額の出資を行っている金融セクターの事業体のティア1またはティア2商品				
移行調整、その他の控除および少数株主持分	(4)	(4)	(7)	(7)
その他のティア1資本項目				
<b>その他ティア1合計</b>	<b>5,552</b>	<b>4,145</b>	<b>5,291</b>	<b>3,428</b>
<b>ティア1合計</b>	<b>19,316</b>	<b>17,908</b>	<b>18,977</b>	<b>17,114</b>

ティア2持分金融商品	3,449	3,243	3,014	2,983
内部格付アプローチに基づく適格な期待損失に関する超過引当金	380	380	380	380
標準的アプローチを用いた一般信用リスク調整				
主要活動が保険セクターにある事業体への当該金融機関の多額の出資のうち、ティア2資本から控除されるティア2に該当する資本商品				
移行調整、その他の控除および少数株主持分	26			
その他のティア2項目				
<b>ティア2合計</b>	<b>3,855</b>	<b>3,623</b>	<b>3,394</b>	<b>3,364</b>
保険会社に対する保有持分および投資				
<b>総資本</b>	<b>23,171</b>	<b>21,531</b>	<b>22,371</b>	<b>20,477</b>

(注1) 監査人の意見の対象となる情報である。

[次へ](#)

## その他の指標

## ・レバレッジ比率

レバレッジ比率は、リスクベースの所要資本を補完するための安全策として働き、景気回復の時期に過度なレバレッジの積み上がりを抑制することにより、金融の安定性を確保する手助けとなることを目的としている。これはバーゼル委員会によりバーゼル 合意において定義され、2014年10月10日委任立法第2015/62号により改訂され、2015年1月18日に欧州連合官報において公表されたCRR第429条により、欧州法に置き換えられた。

レバレッジ比率は、ティア1資本をエクスポージャー測定により割ったもの（すなわち、デリバティブ、当行グループの関連会社間取引、証券金融取引、分子から控除された項目およびオフバランスシート項目を修正再表示後の貸借対照表上の資産およびオフバランスシート資産）と定義される。

2019年6月7日付の欧州連合官報における欧州規則のCRR2の公表以降、レバレッジ比率は2021年6月28日より適用される第1の柱の最低要件となった。

2015年1月1日より、少なくとも年に1回レバレッジ比率を公表することが義務付けられている。金融機関は、完全実施された比率または段階適用された比率のいずれを公表するかを選択することができる。金融機関が公表方法の選択変更を決定した場合、その後の最初の公表時に、過去に公表したすべての比率に係るデータと新たに選択した公表方法による比率のデータを調整しなければならない。

2019年6月30日現在、クレディ・アグリコル・CIBの段階適用されたレバレッジ比率は、ティア1基準で3.2%であった。この2018年末からの3.4%の下落は、主として、とりわけ上半期における2件の発行により当期中に資本が増加した中で活動が増強されたことによる。

## レバレッジ比率 - 共通申告 (LRCOM)

(単位：百万ユーロ)		CRRレバレッジ比率 エクスポージャー
<b>オンバランスシート・エクスポージャー（デリバティブおよびSFTを除く。）</b>		
1	オンバランスシート項目（デリバティブ、SFTおよび受託資産を除くが、担保を含む。）	308,608
2	（ティア1資本の決定の際に控除された資産の額）	(2,676)
3	<b>オンバランスシート・エクスポージャー合計（デリバティブ、SFTおよび受託資産を除く。）（上記項目1および2の合計）</b>	<b>305,931</b>
<b>デリバティブ・エクスポージャー</b>		
4	すべてのデリバティブ取引に関連する再調達価格（すなわち、適格現金変動証拠金の控除後）	16,161
5	すべてのデリバティブ取引に関連するPFEについてのアドオンの額（時価評価方式）	30,671
EU-5a	オリジナル・エクスポージャー方式に基づき決定されたエクスポージャー	
6	適用ある会計の枠組みに従い貸借対照表上の資産から控除されて差し入れられたデリバティブの担保に係るグロスアップ	5,919
7	（デリバティブ取引において差し入れられた現金変動証拠金に係る債権資産の控除）	(25,676)
8	（間接参加者取引エクスポージャーの適用除外されたCCP Leg）	
9	売建て信用デリバティブの調整済み実質想定元本	12,543



10	(売建て信用デリバティブに係る調整済み実質想定元本の相殺およびアドオン 控除)	(7,499)
11	<b>デリバティブ・エクスポージャー合計(上記4から10までの合計)</b>	<b>32,119</b>
<b>SFTエクスポージャー</b>		
12	SFT総資産(ネットtingは認識しない)(販売会計取引に係る調整後)	235,338
13	(SFT総資産の現金支払および現金受取の純額)	(103,785)
14	SFT資産に対する相手方の信用リスク・エクスポージャー	5,888
EU-14a	SFT資産の減損:EU規則第575/2013号の第429b条(4)および第222条に従った相手 方の信用リスク・エクスポージャー	
15	代理人取引エクスポージャー	
EU-15a	(間接参加者SFTエクスポージャーの適用除外されたCCP Leg)	
16	<b>証券金融取引エクスポージャー合計(上記12から15aまでの合計)</b>	<b>137,440</b>
<b>その他のオフバランスシート・エクスポージャー</b>		
17	総想定元本でのオフバランスシート・エクスポージャー	221,965
18	(与信相当額への換算に係る調整)	(79,581)
19	<b>その他のオフバランスシート・エクスポージャー(上記項目17から18の合計)</b>	<b>142,384</b>
<b>EU規則第575/2013号の第429条(7)および(14)に従い適用除外されたエクスポージャー(オンバランスシート およびオフバランスシート)</b>		
EU-19a	(EU規則第575/2013号の第429条(7)に従ったグループ間のエクスポージャー (単体ベース)の適用除外(オンバランスシートおよびオフバランスシート))	(12,082)
EU-19b	(EU規則第575/2013号の第429条(14)に従い適用除外されたエクスポージャー (オンバランスシートおよびオフバランスシート))	
<b>資本およびエクスポージャー合計</b>		
20	ティア1資本	19,315
21	<b>レバレッジ比率エクスポージャー測定合計(上記3、11、16、19、EU-19aおよび EU-19bの合計)</b>	<b>605,794</b>
<b>レバレッジ比率</b>		
22	レバレッジ比率	3.2%
<b>移行措置に関する選択および認識が中止された受託項目</b>		
EU-23	資本測定の定義に係る移行措置に関する選択	移行
EU-24	EU規則第575/2013号の第429条(11)に従い認識が中止された受託項目の額	

会計上の資産およびレバレッジ比率エクスポージャーの調整の要約(LRSUM)

(単位:百万ユーロ)		適用金額
1	公表された財務書類の通りの資産合計	562,328
2	会計目的上は連結しているが、規制上は連結の範囲外の事業体に係る調整	(9,079)
3	(適用ある会計の枠組みに従いバランスシートにおいて認識されたが、EU規則 第575/2013号の第429条(13)に従いレバレッジ比率合計エクスポージャー測定から 除外された受託資産に係る調整)	
4	デリバティブ金融商品に係る調整	(101,025)
5	証券金融取引(SFT)に係る調整	25,943

6	オフバランスシート項目に係る調整（すなわち、オフバランスシート・エクスポージャーの信用相当額への転換）	142,384
EU-6a	（EU規則第575/2013号の第429条（7）に従いレバレッジ比率合計エクスポージャー測定から除外されたグループ間のエクスポージャーに係る調整）	(12,082)
EU-6b	（EU規則第575/2013号の第429条（14）に従いレバレッジ比率合計エクスポージャー測定から除外されたエクスポージャーに係る調整）	
7	その他の調整	(2,676)
8	<b>レバレッジ比率エクスポージャー測定合計</b>	<b>605,794</b>

バランスシート・エクスポージャーの内訳表（デリバティブ、SFTおよび適用除外されたエクスポージャーを除く。）（LRSPL）が毎年公表される。

2016年2月15日付EU施行規則第2016/200号により要求される定性的要素（LRQua）は、以下の通りである。

#### 過剰なレバレッジのリスクの管理に用いられる手続の説明

レバレッジ比率はリスク要因に影響されにくく、これに基づき、既に貸借対照表の規模を抑制しているソルベンシー（ソルベンシー比率 / 破綻処理比率）および流動性リスク管理制度を補完する測定とみなされている。過剰なレバレッジを監視する枠組みにおいて、クレディ・アグリコル・CIB・グループレベルの統制により、リスク加重資産をほとんど使用しない事業には貸借対照表の規模に対して制限を設けている。

#### 当該金融機関によって報告されたレバレッジ比率が関係する期間中のレバレッジ比率に影響をもたらした要因の説明

レバレッジ比率は、当年上半期に24ベース・ポイント減少した。この減少は、とりわけレバレッジ比率エクスポージャーが増加し（当期中に48.5十億ユーロの増加（8.7%増））、かかる増加が当期中の資本の成長（当期中に0.3十億ユーロの増加（1.8%増））を上回ったことにより説明される。

#### ・破綻処理比率

##### MREL比率

MREL比率（自己資本および適格債務の最低基準）は、2014年6月12日に公表された欧州の「金融機関の再生および破綻処理に関する指令」（BRRD）において規定され、2015年1月1日より適用される（ただし2016年に適用している内部バイルインおよびMRELに係る規定を除く。）。

より一般的には、BRRDはEU域内の銀行の破綻処理の枠組みを設定しており、破綻処理機構に対し、率先して金融危機を防止し、金融の安定性を維持し、納税者の損失に対するエクスポージャーを軽減するための金融商品の処理法および権限を付与することを目的としている。

破綻処理機構は、シングル・ポイント・オブ・エントリー（SPE）の破綻処理戦略が、クレディ・アグリコル・グループに最も適していると考えている。この戦略に従い、クレディ・アグリコル・エス・エーは、クレディ・アグリコルのネットワークの中心的存在およびその子会社の親会社としての立場において、クレディ・アグリコル・グループについて破綻処理手続が開始された場合には「シングル・ポイント・オブ・エントリー」となる。

MREL比率は、破綻処理発生時の損失を吸収するために自己資本および適格債務の最低基準に対応している。これは、一定の規制上の調整後の金融機関の負債と資本の合計の割合で表示された自己資本および適格債務の金額、すなわち「債務および自己資本合計（TLOF）」として計算され、またはリスク加重資産（RWA）として表示される。

健全性株式資本、満期までの残存期間が1年超の劣後債務（プルードント・バリュエーションでは不適格であるものおよびティア2のうち割引された部分を含む。）、満期までの残存期間が1年超の非優先シニア債務および満期までの残存期間が1年超の特定の優先シニア債務は、いずれもMREL適格である。MREL適格優先シニア債務は単一破綻処理委員会（CRU）の評価の対象である。

MREL比率により適格債務基準が測定されるが、破綻処理発生時に効果的に損失を被る債務を侵害することはない。

2018年において、単一破綻処理委員会はクレディ・アグリコル・グループに対して、最初の連結MREL要件についての通知を行ったが、これは既に適用され、それ以降当行グループにより遵守されている。かかる要件は、CRUによる当年の比率の設定に際しておよび欧州の規制上の枠組みの変更に際して潜在的に変更される可能性がある。2019年1月にCRUにより公表されたMRELに関する方針には、2019年後半にCRUにより設定される要件に適用される一般的な枠組みについて記載されており、これには劣後のMREL要件（TLAC基準に沿って、シニア債務商品は通常はここから除外される予定である。）が含まれる。

クレディ・アグリコル・グループは、2022年末までに、RWAの24～25%に相当する劣後MREL比率（潜在的な適格優先シニア債務を除く。）を達成し、劣後MREL比率をTLOFの8%超に維持することを目標としている。この水準により、バйлインを優先シニア債務に適用し、優先シニア債務の投資家に対する保護の追加的な層を構築する前に、（破綻処理機構の決定に従い）単一破綻処理基金を利用することができる。

2019年中にクレディ・アグリコル・CIBへの拘束力のあるCRUによる最初の単体レベルでのMREL決定が行われる見込みである。かかる破綻処理機構により規定される目標は、当行グループが設定する目標とは異なる可能性がある。

#### TLAC比率

2015年11月9日にその様態がタームシートに示された当該比率は、G20の要請によって金融安定理事会（FSB）により設定された。FSBは、グローバルなシステム上重要な銀行（G-SIB）のバйлインおよび資本増強の能力の適切性を見積もることを目的とした当該比率の算出について定義した。この総損失吸収能力（TLAC）比率は、破綻処理機構に対して、破綻処理の発生前および発生期間中にG-SIBが十分なバйлインと資本増強の能力を有するか否かを評価する手段を与えている。結果として、破綻処理機構は、金融の安定への影響を最小限に抑え、G-SIBの重要な経済機能の継続性を保証し、納税者の資金の利用を制限する、秩序のある破綻処理戦略を実施することができるようになる。これは、グローバルなシステム上重要な金融機関に対して適用されるため、クレディ・アグリコル・グループについても適用される。ただし、クレディ・アグリコル・CIBはFSBによりG-SIBに分類されていないため、かかる比率が適用されない。

損失の吸収が可能な項目は、株式、劣後債および破綻処理機構がバйлインを適用することができる債務である。

TLAC比率の要件は、CRR2を通じて欧州法に置き換えられ、2019年6月27日より適用されている。この日以降、クレディ・アグリコル・グループは、常に以下の要件を遵守しなければならない。

- ・リスク加重資産（RWA）の16%を超えるTLAC比率に加え、CRD に従った総バッファ要件（クレディ・アグリコル・グループについては、2.5%の資本保全バッファ、1%のG-SIBバッファおよびカウンターシクリカル・バッファを含む。）。総バッファ要件を考慮し、クレディ・アグリコル・グループは、19.5%超のTLAC比率（およびカウンターシクリカル・バッファ）を守らなければならない。
- ・レバレッジ比率エクスポージャー（LRE）の6%を超えるTLAC比率。

2022年1月1日より、TLAC比率の最低要件はリスク加重資産の18%（および同日現在の総バッファ要件）と、レバレッジ比率エクスポージャーの6.75%にまで引き上げられる予定である。

[次へ](#)

## 経済資本の管理

本セクションは、2018年有価証券報告書「第一部 企業情報 第3 事業の状況 2 事業等のリスク  
バーゼル 第3の柱による開示 経済資本の管理」と比べて、一切の変更はなされていない。

[次へ](#)

## リスク加重資産の構成および変更

## リスク加重資産の要約

プルデンシャル比率の表に表示されている世界的なソルベンシー比率は、資本合計と信用リスク、市場リスクおよびオペレーショナル・リスクに係るリスク加重エクスポージャーの合計と同等である。

以下に詳述するリスクの種類、方法区分およびエクスポージャー区分（信用リスクに対する）の種類別の所要資本は、プルデンシャル比率の表に表示されているリスク加重エクスポージャー（平均リスク相当）の8%（規制上の最小値）に相当する。

## ・リスクの種類別のリスク加重資産（OV1）

信用リスク、市場リスクおよびオペレーショナル・リスクにより加重された資産の額は、2018年12月31日現在の118.7十億ユーロと比較して、2019年6月30日現在、121.9十億ユーロであった。

(単位：百万ユーロ)	リスク加重資産		最低資本要件
	2019年6月30日	2018年12月31日	2019年6月30日
<b>1 信用リスク（CCRを除く。）</b>	<b>67,359</b>	<b>64,290</b>	<b>5,389</b>
2 うち、標準的アプローチ	11,096	10,598	888
3 うち、基礎的内部格付アプローチ（FIRB）			
4 うち、先進的内部格付アプローチ（AIRB）	55,052	52,607	4,404
5 うち、簡易リスク加重または内部モデルアプローチ（IMA）に基づく株式内部格付アプローチ	1,210	1,068	97
うち、その他非債権資産		17	
<b>6 CCR</b>	<b>16,843</b>	<b>15,391</b>	<b>1,347</b>
7 うち、時価評価	3,978	3,152	318
8 うち、オリジナル・エクスポージャー			
9 うち、標準的アプローチ			
10 うち、内部モデル手法（IMM）	9,137	8,882	731
11 うち、CCP向けデフォルト・ファンドへの出資に関するリスク・エクスポージャー額	398	229	32
12 うち、信用評価調整（CVA）	3,331	3,128	266
<b>13 決済リスク</b>	<b>5</b>	<b>7</b>	<b>0</b>
<b>14 銀行勘定の証券化エクスポージャー（キャップ後）</b>	<b>5,771</b>	<b>6,393</b>	<b>462</b>
15 うち、IRBアプローチ	1,002	857	80
16 うち、内部格付当局が設定する計算方法アプローチ（SFA）	989	1,241	79
17 うち、内部評価アプローチ（IAA）	2,790	2,856	223
18 うち、標準的アプローチ	367	1,439	29
うち、2019年1月1日以降に組成された新たな証券化	623		50
<b>19 市場リスク</b>	<b>7,049</b>	<b>7,768</b>	<b>563</b>
20 うち、標準的アプローチ	1,646	1,346	132

21	うち、IMA	5,388	6,421	431
	うち、2019年1月1日以降に組成された新たな証券化	16		1
22	大口エクスポージャー			
23	オペレーショナル・リスク	21,525	21,376	1,722
24	うち、基礎的指標アプローチ			
25	うち、標準的アプローチ	422	391	34
26	うち、先進的測定アプローチ	21,103	20,985	1,688
27	控除制限値を下回る額 (250%のリスク加重対象)	3,387	3,444	271
28	フロア調整 パーゼル			
29	合計	121,938	118,668	9,755

・リスク加重資産の傾向

以下の表は、2019年上半期におけるクレディ・アグリコル・CIB・グループのリスク加重資産の変動を示している。

(単位：百万ユーロ)	2018年12月31日	外国為替	有機的変動	2019年の変動合計	2019年6月30日
信用リスク	89,524	200	3,635	3,835	93,359
うち、CVA	3,128		202	202	3,330
市場リスク	7,768		(714)	(714)	7,054
オペレーショナル・リスク	21,376		149	149	21,525
合計	118,668	200	3,070	3,270	121,938

リスク加重資産は、期間中、以下の理由により3.3十億ユーロ増加し、2019年6月30日現在121.9十億ユーロとなった。

- ・0.2十億ユーロの、ユーロに対する米ドルの価値の上昇
- ・特に以下に起因する、プラス3.1十億ユーロの有機的増加
  - CVAを除く信用リスクおよびカウンターパーティー・リスクの有機的増加(プラス3.4十億ユーロ)
  - 市場リスクの減少(マイナス0.7十億ユーロ)
  - オペレーショナル・リスクの増加(プラス0.1十億ユーロ)

信用リスクおよびカウンターパーティー・リスク

- ・信用リスクおよびカウンターパーティー・リスクの一般的な概要

リスクの種類別のエクスポージャー

以下に続く表は、クレディ・アグリコル・CIB・グループのグローバルなリスク(信用リスク、カウンターパーティー・リスク、希薄化リスクならびに決済および受渡リスク)に対するエクスポージャーを、2019年6月30日および2018年12月31日現在の標準的アプローチおよび内部格付アプローチによりエクスポージャーの区別に示したものである。

標準的アプローチに基づく17のエクスポージャーの区分は、かかる表がIRBエクスポージャーと整合性が取れていることを保証するためにグループ化された。

[次へ](#)

## 2019年6月30日現在の全体的なリスク・エクスポージャー（信用、カウンターパーティ、希薄化、決済および受渡）

	2019年6月30日												
	標準				内部格付				合計				EFP
	総エクスポージャー (注1)	CRMを考慮後の総エクスポージャー (注2)	EAD	RWA	総エクスポージャー (注1)	CRMを考慮後の総エクスポージャー (注2)	EAD	RWA	総エクスポージャー (注1)	CRMを考慮後の総エクスポージャー (注2)	EAD	RWA	
(単位：百万ユーロ)													
中央政府または中央銀行	1,011	1,011	955	896	83,440	93,337	91,058	1,033	84,451	94,348	92,013	1,929	154
機関	19,091	35,729	35,292	1,218	75,435	78,777	74,385	6,675	94,526	114,506	109,677	7,892	631
企業	26,834	10,098	6,423	5,623	257,489	235,902	183,882	58,885	284,323	246,000	190,305	64,508	5,161
リテール顧客	774	774	737	567	13,423	13,423	13,423	657	14,197	14,197	14,160	1,223	98
個人向け貸付	774	774	737	567	13,299	13,299	13,299	650	14,073	14,072	14,035	1,216	97
うち、不動産担保付													
うち、リボルビング													
うち、その他	774	774	737	567	13,299	13,299	13,299	650	14,073	14,072	14,035	1,216	97
中小企業向け貸付					125	125	125	7	125	125	125	7	1
うち、不動産担保付													
うち、その他					125	125	125	7	125	125	125	7	1
株式	234		234	235	1,696		1,682	4,597	1,930		1,916	4,832	387
証券化	670		670	367	41,500		41,500	4,781	42,169		42,169	5,148	412
与信義務以外の資産	4,343		4,343	3,476					4,343		4,343	3,476	278
<b>合計</b>	<b>52,957</b>	<b>47,612</b>	<b>48,654</b>	<b>12,382</b>	<b>472,982</b>	<b>421,439</b>	<b>405,930</b>	<b>76,626</b>	<b>525,940</b>	<b>469,051</b>	<b>454,584</b>	<b>89,008</b>	<b>7,121</b>

(注1) 当初総エクスポージャー

(注2) 信用リスク緩和措置（CRM）を考慮後の総エクスポージャー

## 2018年12月31日現在の全体的なリスク・エクスポージャー（信用、カウンターパーティ、希薄化、決済および受渡）

	2018年12月31日												
	標準				内部格付				合計				EFP
	総エクスポージャー (注1)	CRMを考慮後の総エクスポージャー (注2)	EAD	RWA	総エクスポージャー (注1)	CRMを考慮後の総エクスポージャー (注2)	EAD	RWA	総エクスポージャー (注1)	CRMを考慮後の総エクスポージャー (注2)	EAD	RWA	
(単位：百万ユーロ)													
中央政府または中央銀行	1,160	1,160	1,111	915	83,286	93,141	90,656	853	84,446	94,301	91,767	1,768	141
機関	19,296	36,758	36,332	1,525	67,354	70,224	66,176	6,768	86,650	106,982	102,507	8,293	663
企業	27,428	9,855	6,196	5,360	249,154	227,727	176,311	55,354	276,582	237,582	182,507	60,714	4,857
リテール顧客	838	838	794	612	13,087	13,087	13,086	517	13,925	13,925	13,881	1,130	90
個人向け貸付	838	838	794	612	12,964	12,964	12,964	508	13,803	13,803	13,759	1,120	90
うち、不動産担保付													
うち、リボルビング													
うち、その他	838	838	794	612	12,964	12,964	12,964	508	13,803	13,803	13,759	1,120	90
中小企業向け貸付					122	122	122	9	122	122	122	9	1
うち、不動産担保付													
うち、その他					122	122	122	9	122	122	122	9	1
株式	206		206	207	1,668		1,668	4,512	1,874		1,874	4,719	378
証券化	2,008		2,008	1,439	43,299		43,299	4,954	45,307		45,307	6,393	511
与信義務以外の資産	3,321		3,321	3,127	17		17	17	3,337		3,337	3,144	251
<b>合計</b>	<b>54,256</b>	<b>48,611</b>	<b>49,968</b>	<b>13,186</b>	<b>457,864</b>	<b>404,179</b>	<b>391,211</b>	<b>72,975</b>	<b>512,120</b>	<b>452,790</b>	<b>441,180</b>	<b>86,161</b>	<b>6,893</b>

(注1) 当初総エクスポージャー

(注2) 信用リスク緩和措置(CRM)を考慮後の総エクスポージャー

[次へ](#)



## 債務不履行時のエクスポージャーおよび価値の調整

## エクスポージャーおよび商品別のエクスポージャーの信用の質 (CR1-A)

(単位：百万ユーロ)	2019年6月30日			
	帳簿価額合計		引当金/ 減損	純額
	債務不履行時 のエクスポ ージャー	債務不履行状 態にないエク スポージャー		
1 中央政府または中央銀行	69	83,371	26	83,414
2 機関	379	75,056	410	75,025
3 企業	3,379	254,110	2,355	255,134
4 うち、特別貸付	1,237	61,591	663	62,165
5 うち、中小企業	10	656	6	660
6 リテール	155	13,268	19	13,404
7 不動産による担保				
8 中小企業				
9 非中小企業				
10 適格リボルビング				
11 その他のリテール	155	13,268	19	13,404
12 中小企業	14	111		124
13 非中小企業	141	13,158	19	13,280
14 株式		341	14	327
<b>15 2019年6月30日現在IRBアプローチ合計</b>	<b>3,982</b>	<b>426,146</b>	<b>2,824</b>	<b>427,304</b>
<b>2018年12月31日現在IRBアプローチ合計</b>	<b>3,711</b>	<b>409,460</b>	<b>3,004</b>	<b>410,167</b>
16 中央政府または中央銀行		964		964
17 地方政府または現地当局		44		44
18 公共部門事業体		1		1
19 多国籍開発銀行		6		6
20 国際機関				
21 機関		19,084		19,084
22 企業		26,131		26,131
23 うち、中小企業		176		176
24 リテール		755		755
25 うち、中小企業				
26 不動産による担保		246		246
27 うち、中小企業		4		4
28 債務不履行時のエクスポージャー	461		93	368
29 特に高リスクである項目				
30 カバード・ボンド				
31 機関に対する請求および短期の信用評価を有する企業				
32 集団投資事業		18		18

33	株式エクスポージャー		234		234
34	その他のエクスポージャー		4,343		4,343
35	2019年6月30日現在標準的アプローチ合計	461	51,827	93	52,195
	2018年12月31日現在標準的アプローチ合計	573	51,676	104	52,144
36	2019年6月30日現在合計	4,442	477,974	2,917	479,498
	2018年12月31日現在合計	4,284	461,135	3,108	462,311

## 地域別の信用エクスポージャーの質 (CR1-C)

(単位：百万ユーロ)	2019年6月30日			
	帳簿価額合計		引当金/ 減損	純額
	債務不履行時 のエクスポ ージャー	債務不履行状 態にないエク スポージャー		
1 欧州	2,313	285,864	1,438	286,738
2 フランス	1,004	140,814	671	141,147
3 英国	139	30,817	164	30,792
4 ルクセンブルク	83	20,329	36	20,377
5 ドイツ	74	14,815	38	14,851
6 スイス	16	14,916	101	14,831
7 イタリア	423	11,756	171	12,008
8 オランダ	15	9,914	13	9,916
9 スペイン	158	8,038	94	8,103
10 その他(欧州)	401	34,465	150	34,713
11 アジアおよびオセアニア	312	88,420	101	88,631
12 日本	-	39,623	7	39,616
13 シンガポール	34	9,818	9	9,843
14 香港	26	8,910	15	8,921
15 中国	35	5,951	27	5,960
16 インド	4	4,839	2	4,841
17 その他(アジアおよびオセアニア)	213	19,279	41	19,450
18 北米	246	68,333	301	68,277
19 米国	196	62,035	272	61,959
20 その他(北米)	50	6,298	29	6,318
21 中南米	584	16,361	414	16,531
22 ケイマン諸島	76	5,585	42	5,620
23 その他(中南米)	508	10,776	372	10,911
24 アフリカおよび中東	988	18,996	663	19,321
25 2019年6月30日現在合計	4,442	477,974	2,917	479,498
26 2018年12月31日現在合計	4,284	461,135	3,108	462,311

エクスポージャーの期間 (CR1-D)

2019年6月30日	帳簿価額合計					
(単位：百万ユーロ)	30日以内	30日超 60日以内	60日超 90日以内	90日超 180日以内	180日超 1年以内	1年超
1 債権	1,214	420		338	52	178
2 債務証券	898	208				
3 総エクスポージャー	2,112	621		338	52	178

2018年12月31日	帳簿価額合計					
(単位：百万ユーロ)	30日以内	30日超 60日以内	60日超 90日以内	90日超 180日以内	180日超 1年以内	1年超
1 債権	1,466	521	54	540	42	689
2 債務証券						
3 総エクスポージャー	1,466	521	54	540	42	689

上記に記載の総エクスポージャーのうち、60日以下のエクスポージャーの割合は2019年6月30日現在では83%、2018年12月31日現在では60%であった。

[次へ](#)

## 債務不履行である貸出条件緩和エクスポージャー (EFP1-E)

2019年6月30日

(単位：百万ユーロ)	債務履行可能なエクスポージャーおよび債務不履行時の エクスポージャーに係る帳簿価額合計							累積減損および累積引当金ならびに 信用リスクに起因したマイナスの公正価値調整				受領した担保 および金融保証	
	うち、債務履 行可能である が、30日超 60日以内	うち、債 務履行可 能かつ 支払猶予 の対象	うち、債務不履行時の エクスポージャー				債務履行可能な エクスポージャー		債務不履行時の エクスポージャー		債務不履行 時のエクス ポージャー	支払猶予の 対象である エクスポ ージャー	
				うち、 デフォルト	うち、減損	うち、支払 猶予の対象		うち、支払 猶予の対象		うち、支払 猶予の対象			
10 債務証券	32,795	221	11	90	77	77		(22)		(17)			
20 貸出金および債権	208,891	414	1,442	3,750	3,710	3,710	1,962	(581)	(104)	(2,101)	(779)	840	1,483
30 オフバランス シート・エク スポージャー	287,446		73	486	486		11	263	3	103	12	23	19

2018年12月31日

(単位：百万ユーロ)	債務履行可能なエクスポージャーおよび債務不履行時の エクスポージャーに係る帳簿価額合計							累積減損および累積引当金ならびに 信用リスクに起因したマイナスの公正価値調整				受領した担保 および金融保証	
	うち、債務履 行可能である が、30日超 60日以内	うち、債 務履行可 能かつ 支払猶予 の対象	うち、債務不履行時の エクスポージャー				債務履行可能な エクスポージャー		債務不履行時の エクスポージャー		債務不履行 時のエクス ポージャー	支払猶予の 対象である エクスポ ージャー	
				うち、 デフォルト	うち、減損	うち、支払 猶予の対象		うち、支払 猶予の対象		うち、支払 猶予の対象			
10 債務証券	28,973		11	84	79	79		(6)		(17)			
20 貸出金および債権	203,693	557	1,611	3,870	3,669	3,669	2,056	(596)	(121)	(2,166)	(887)	867	1,652
30 オフバランス シート・エク スポージャー	257,318		92	365	339		26	277	4	96	6	2	33

債務不履行であり、かつ再交渉を実施したエクスポージャーに関する情報には、帳簿価額合計、減損、引当金および関連する評価調整ならびに受領した担保および保証が含まれる。

デフォルト、減損、再交渉を実施したエクスポージャーまたは貸出条件緩和エクスポージャーの定義は、下記「第6 経理の状況 1 中間財務書類 連結財務諸表 (7) 中間連結財務諸表に対する注記」の注記1.2「会計原則および会計方針」に記載されている。

[次へ](#)

## 特定の信用リスクの残高の変動 ( EFP2-A )

(単位：百万ユーロ)	2019年6月30日	2018年12月31日
	特定の信用リスク 調整の累積額	一般的信用リスク 調整の累積額
1 期首残高	2,780	2,985
2 組成および取得による増加	269	271
3 認識の中止による減少	(412)	(426)
4 信用リスク(純額)の変動による変動	236	282
5 認識の中止をせずに変更したことによる 変動(純額)	1	13
6 機関の予測方法を更新したことによる変動 (純額)		
7 償却による引当金勘定における減少	(149)	(417)
8 その他の調整	(9)	70
9 期末残高(注1)	2,716	2,780
10 損益計算書に直接計上された以前に償却 された金額に係る取立益	(61)	(103)
11 損益計算書に直接償却された金額	20	52

(注1) EFP2-A、EFP1-AおよびEFP1-Cの表の間の引当金合計の差額は、主に対象範囲の差異に起因するものである。計上された固定資産および株式投資の減損ならびに保証コミットメントに係る引当金は、EFP1-AおよびEFP1-Cにのみ含まれている。

## 債務不履行となったまたは減損された貸出金および債務証券の残高の変動(減損) ( EFP2-B )

(単位：百万ユーロ)	2019年6月30日	2018年12月31日
	特定の信用リスク 調整の累積額	一般的信用リスク 調整の累積額
1 期首残高	3,748	3,977
2 前会計期間中に債務不履行または減損された貸出金 および債務証券	244	248
3 非デフォルト状態に戻されたもの	(13)	(22)
4 償却額	(371)	(214)
5 その他の変動	179	(241)
6 期末残高	3,787	3,748

## ・信用リスク

## 標準的アプローチを用いたエクスポージャー

2019年6月30日現在の標準的アプローチ - 信用リスクに対するエクスポージャーおよびCRMの影響 ( EFP4 )

(単位：百万ユーロ)		2019年6月30日					
		エクスポージャークラス					
		CCFおよびCRMを考慮前の エクスポージャー		CCFおよびCRMを考慮後の エクスポージャー		RWAおよびRWA密度	
		オンバランス シート価額	オフバランス シート価額	オンバランス シート価額	オフバランス シート価額	RWA	RWA密度
1	中央政府または中央銀行	898	67	898	33	894	96.03%
2	地方政府または現地当局		44		22		
3	公共部門事業体		1				
4	多国籍開発銀行	5	1	5	1	8	133.33%
5	国際機関						
6	機関	5,918	687	22,184	623	768	3.37%
7	企業	19,135	6,444	2,867	2,397	4,651	88.35%
8	リテール	678	78	677	41	539	75.07%
9	不動産による担保	246		246		123	50.00%
10	債務不履行時の エクスポージャー	234		234		235	100.43%
11	高リスクカテゴリー	363	5	363	2	385	105.48%
12	カバード・ボンド						
13	短期の信用評価を有する 機関および企業						
14	集団投資事業						
15	株式	18		18		18	100.00%
16	その他の項目	4,343		4,343		3,476	80.04%
17	合計	31,837	7,327	31,835	3,118	11,096	31.75%

2018年12月31日現在の標準的アプローチ - 信用リスクに対するエクスポージャーおよびCRMの影響 (EFP4)

(単位：百万ユーロ)		2018年12月31日					
		エクスポージャークラス					
		CCFおよびCRMを考慮前の エクスポージャー		CCFおよびCRMを考慮後の エクスポージャー		RWAおよびRWA密度	
		オンバランス シート価額	オフバランス シート価額	オンバランス シート価額	オフバランス シート価額	RWA	RWA密度
1	中央政府または中央銀行	1,060	52	1,060	26	911	83.89%
2	地方政府または現地当局		44		22		0.00%
3	公共部門事業体		1				0.00%
4	多国籍開発銀行		6		3	3	100.00%
5	国際機関						0.00%
6	機関	5,950	625	23,078	538	703	2.98%
7	企業	19,890	6,346	2,760	2,352	4,427	86.60%
8	リテール	733	83	733	39	580	75.13%

9	不動産による担保	211		211		105	49.76%
10	債務不履行時の エクスポージャー	206		206		207	100.49%
11	高リスクカテゴリー	470	7	470	3	520	109.94%
12	カバード・ボンド						0.00%
13	短期の信用評価を有する 機関および企業						0.00%
14	集団投資事業						0.00%
15	株式	46		46		15	32.61%
16	その他の項目	3,321		3,321		3,127	94.16%
17	合計	31,887	7,165	31,885	2,984	10,598	30.39%

[次へ](#)



## 2019年6月30日現在の資産クラスおよびリスク加重係数別のエクスポージャー（EFP5）

(単位：百万ユーロ)	2019年6月30日																信用エクスポージャー額 合計	うち、 格付なし
	リスク加重																	
	0%	2%	4%	10%	20%	35%	50%	70%	75%	100%	150%	250%	370%	1,250%	その他	控除		
1 中央政府または中央銀行	529						2		72							328	931	931
2 地方政府または現地当局	22																22	22
3 公共部門事業体																		
4 多国籍開発銀行									1	5							5	5
5 国際機関																		
6 機関	19,224	1,219			1,904	197			263	1							22,807	22,488
7 企業					181	952			4,116	15							5,265	3,674
8 リテール								718									719	718
9 不動産による担保						246											246	246
10 株式エクスポージャー									233		1						234	234
11 債務不履行時のエクスポージャー									324	41							364	364
12 特に高いリスクと関連する項目																		
13 カバード・ボンド																		
14 機関に対する請求および短期の信用評価を有する企業																		
15 CIU様式の請求									18								18	18
16 その他の項目	148				900				3,296								4,343	4,343
17 合計	19,923	1,219			2,985	1,396		718	8,322	62	1					328	34,955	33,044

## 2018年12月31日現在の資産クラスおよびリスク加重係数別のエクスポージャー（EFP5）

(単位：百万ユーロ)		2018年12月31日																信用エクスポージャー額 合計	うち、 格付なし
		リスク加重																	
エクスポージャークラス	0%	2%	4%	10%	20%	35%	50%	70%	75%	100%	150%	250%	370%	1,250%	その他	控除			
1 中央政府または中央銀行	691						2			49						344	1,086	931	
2 地方政府または現地当局	22																22	22	
3 公共部門事業体																			
4 多国籍開発銀行										3							3	5	
5 国際機関																			
6 機関	20,889	639			1,688		125			245	30						23,616	22,488	
7 企業					205		1,055			3,838	14						5,112	3,674	
8 リテール									773								774	718	
9 不動産による担保							211										211	246	
10 株式エクスポージャー										205		1					206	234	
11 債務不履行時のエクスポージャー										379	94						473	364	
12 特に高いリスクと関連する項目																			
13 カバード・ボンド																			
14 機関に対する請求および短期の信用評価を有する企業																			
15 CIU様式の請求	10			4	11		17			4							46	18	
16 その他の項目	108				107					3,106							3,321	4,343	
17 合計	21,720	639		4	2,011		1,410		773	7,828	138	1				344	34,869	33,044	

[次へ](#)

## IRBアプローチに基づくエクスポージャーの質

2019年6月30日現在のAIRBアプローチに基づくポートフォリオ別およびデフォルト率（PD）別の信用リスク・エクスポージャー（EFP6）

AIRBアプローチに関する以下の健全性ポートフォリオ

(単位：百万ユーロ)	PD区分	当初 オンバランス シートの 総エクスポ ージャー	オフバランス シートの CCF前の エクスポ ージャー	平均CCF	CRM後および CCF後のEAD	平均PD	債務 者数	平均LGD	平均満期	RWA	RWA密度	期待損失	価値調整 および 引当金
<b>中央政府および中央銀行</b>													
	0.00以上0.15未満	69,783	2,290	63.77%	81,785	0.00%		1.41%	616	210	0.26%		
	0.15以上0.25未満	966		64.11%	1,644	0.16%		9.97%	845	143	8.68%		
	0.25以上0.50未満	196		0.00%	196	0.30%		10.00%	465	19	9.76%		
	0.50以上0.75未満	581	157	75.00%	335	0.60%		9.80%	399	49	14.64%		
	0.75以上2.50未満	480	813	74.46%	92	1.00%		45.41%	1,048	97	105.29%		
	2.50以上10.00未満	718	222	72.83%	55	5.00%		59.64%	1,368	127	231.76%	2	
	10.00以上100.00未 満	128	142	75.61%	33	15.30%		70.87%	1,452	146	449.41%	4	
	100.00（デフォル ト）	69		0.00%	29	100.00%		45.00%	1,298		0.00%	15	
	<b>小計</b>	<b>72,921</b>	<b>3,624</b>	<b>63.97%</b>	<b>84,168</b>	<b>0.06%</b>		<b>1.76%</b>	<b>620</b>	<b>791</b>	<b>0.94%</b>	<b>21</b>	<b>26</b>
<b>機関</b>													
	0.00以上0.15未満	37,255	4,190	77.55%	43,160	0.02%		9.79%	578	982	2.27%	1	
	0.15以上0.25未満	1,485	310	44.19%	994	0.16%		37.20%	783	356	35.88%	1	
	0.25以上0.50未満	902	834	41.25%	1,088	0.30%		42.69%	530	390	35.87%	1	
	0.50以上0.75未満	388	843	33.57%	490	0.60%		55.03%	382	363	74.20%	1	
	0.75以上2.50未満	524	985	36.92%	535	0.89%		39.56%	693	420	78.47%	2	
	2.50以上10.00未満	2	148	21.28%	28	5.00%		86.61%	279	84	302.77%	1	

	10.00以上100.00未 満	3	24	43.75%	10	12.17%		81.29%	192	40	416.58%	1	
	100.00(デフォル ト)	379		0.00%	379	100.00%		45.01%	615		0.00%	400	
	<b>小計</b>	<b>40,938</b>	<b>7,332</b>	<b>67.04%</b>	<b>46,682</b>	<b>0.87%</b>		<b>12.30%</b>	<b>580</b>	<b>2,636</b>	<b>5.65%</b>	<b>408</b>	<b>410</b>
<b>企業 - その他</b>													
	0.00以上0.15未 満	24,760	54,335	53.05%	52,633	0.04%		36.22%	757	7,500	14.25%	8	
	0.15以上0.25未 満	11,233	15,702	54.31%	17,365	0.16%		43.09%	884	6,295	36.25%	11	
	0.25以上0.50未 満	10,620	15,567	53.58%	15,199	0.30%		43.91%	917	7,478	49.20%	17	
	0.50以上0.75未 満	6,936	9,044	57.79%	9,044	0.60%		45.16%	892	6,652	73.55%	20	
	0.75以上2.50未 満	10,129	9,819	57.06%	10,875	1.10%		48.44%	1,135	10,166	93.48%	46	
	2.50以上10.00未 満	662	1,047	40.64%	570	5.00%		37.99%	1,182	678	118.99%	9	
	10.00以上100.00未 満	1,162	1,954	37.81%	1,149	16.14%		47.12%	1,043	1,606	139.73%	41	
	100.00(デフォル ト)	1,579	475	50.66%	1,673	100.00%		45.43%	718	153	9.14%	1,212	
	<b>小計</b>	<b>67,081</b>	<b>107,943</b>	<b>53.64%</b>	<b>108,509</b>	<b>1.99%</b>		<b>40.63%</b>	<b>854</b>	<b>40,529</b>	<b>37.35%</b>	<b>1,363</b>	<b>1,686</b>
<b>企業 - 中小企業</b>													
	0.00以上0.15未 満	19	14	70.88%	28	0.07%		37.02%	1,050	5	18.69%		
	0.15以上0.25未 満	37	1	74.25%	36	0.16%		48.40%	1,330	21	57.39%		
	0.25以上0.50未 満	5	3	51.74%	7	0.30%		47.55%	922	4	53.22%		
	0.50以上0.75未 満	15	126	31.75%	44	0.60%		45.37%	574	27	61.22%		
	0.75以上2.50未 満	126	167	64.10%	212	1.33%		34.46%	1,042	151	71.03%	1	
	2.50以上10.00未 満	3	3	71.07%	5	5.00%		39.83%	657	5	99.36%		
	10.00以上100.00未 満	24	2	84.83%	13	19.03%		41.99%	539	27	206.07%	1	
	100.00(デフォル ト)	6	4	32.42%	7	100.00%		45.00%	343		0.71%	4	
	<b>小計</b>	<b>235</b>	<b>318</b>	<b>53.30%</b>	<b>353</b>	<b>3.73%</b>		<b>38.28%</b>	<b>974</b>	<b>239</b>	<b>67.85%</b>	<b>6</b>	<b>6</b>

企業 - 特別貸付												
	0.00以上0.15未満	1,978	1,488	52.46%	9,658	0.03%		5.84%	1,377	301	3.12%	
	0.15以上0.25未満	8,157	1,751	66.35%	10,734	0.16%		10.27%	1,362	1,170	10.90%	2
	0.25以上0.50未満	11,418	3,758	56.85%	11,258	0.30%		11.39%	1,316	1,880	16.69%	4
	0.50以上0.75未満	9,109	2,873	45.53%	8,733	0.60%		13.20%	1,183	2,092	23.95%	7
	0.75以上2.50未満	10,804	4,068	57.06%	9,989	1.16%		13.86%	1,308	3,442	34.46%	16
	2.50以上10.00未満	1,314	142	32.63%	840	5.00%		14.08%	1,156	427	50.82%	6
	10.00以上100.00未満	1,365	227	53.51%	916	15.38%		19.04%	1,286	843	92.06%	23
	100.00(デフォルト)	1,203	28	80.13%	1,187	100.00%		41.21%	1,115	46	3.87%	392
	小計	45,349	14,334	55.57%	53,315	2.99%		11.76%	1,305	10,200	19.13%	450
リテール - 適格リボルピング												
	0.00以上0.15未満	10,371		0.00%	10,371	0.09%		5.91%	365	141	1.36%	1
	0.15以上0.25未満	1,886		0.00%	1,886	0.21%		27.26%	365	221	11.73%	1
	0.25以上0.50未満	678		0.00%	678	0.60%		33.70%	365	175	25.78%	1
	0.50以上0.75未満			0.00%		0.00%		0.00%			0.00%	
	0.75以上2.50未満	93		72.83%	93	1.60%		21.25%	365	23	25.15%	
	2.50以上10.00未満	129		0.00%	129	12.13%		36.43%	365	82	63.47%	6
	10.00以上100.00未満			0.00%		20.00%		50.95%	1,315		120.34%	
	100.00(デフォルト)	141		0.00%	141	100.00%		30.76%	417	7	4.63%	15
	小計	13,298		72.83%	13,299	1.21%		10.77%	366	650	4.88%	24
リテール - その他の非中小企業												
	0.00以上0.15未満	88		0.00%	88	0.09%		8.55%		2	2.02%	
	0.15以上0.25未満	16		0.00%	16	0.21%		24.15%		2	10.53%	
	0.25以上0.50未満	4		0.00%	4	0.60%		31.95%		1	26.96%	

0.50以上0.75未満			0.00%		0.00%		0.00%			0.00%		
0.75以上2.50未満			0.00%		1.60%		47.20%			60.61%		
2.50以上10.00未満	2		0.00%	2	12.80%		65.15%		2	123.46%		
10.00以上100.00未満			0.00%		0.00%		0.00%			0.00%		
100.00(デフォルト)	14		0.00%	14	100.00%		75.00%			0.00%		
小計	125		0.00%	125	11.42%		19.00%		7	5.72%		
合計(全ポートフォリオ)	239,946	133,552	55.56%	306,450	1.43%		19.31%		55,052	17.97%	2,273	2,810

2018年12月31日現在のAIRBアプローチに基づくポートフォリオ別およびデフォルト率（PD）別の信用リスク・エクスポージャー（EFP6）

AIRBアプローチに関する以下の健全性ポートフォリオ

(単位：百万ユーロ)	PD区分	当初 オンバランス シートの 総エクスポ ージャー	オフバランス シートの CCF前の エクスポ ージャー	平均CCF	CRM後および CCF後のEAD	平均PD	債務 者数	平均LGD	平均満期	RWA	RWA密度	期待損失	価値調整 および 引当金
<b>中央政府および中央銀行</b>													
	0.00以上0.15未満	68,908	2,890	66.98%	81,026	0.01%		1.40%	614	227	0.28%		
	0.15以上0.25未満	453		64.06%	1,166	0.16%		10.00%	1,031	116	9.99%		
	0.25以上0.50未満	378		0.00%	378	0.30%		9.98%	404	36	9.52%		
	0.50以上0.75未満	775	214	75.00%	323	0.60%		10.00%	559	47	14.65%		
	0.75以上2.50未満	296	490	75.00%	45	1.24%		46.88%	1,331	58	127.73%		
	2.50以上10.00未満	685	315	73.86%	82	5.00%		59.76%	1,459	140	171.06%	2	
	10.00以上100.00未 満	84	108	76.34%	26	12.41%		77.60%	1,126	104	402.17%	3	
	100.00（デフォル ト）	78		0.00%	31	100.00%		45.00%	1,367		1.04%	17	
	<b>小計</b>	<b>71,657</b>	<b>4,017</b>	<b>66.96%</b>	<b>83,077</b>	<b>0.06%</b>		<b>1.72%</b>	<b>620</b>	<b>729</b>	<b>0.88%</b>	<b>22</b>	<b>25</b>
<b>機関</b>													
	0.00以上0.15未満	31,788	4,215	81.80%	37,672	0.03%		8.83%	611	961	2.55%	1	
	0.15以上0.25未満	889	492	46.90%	576	0.16%		39.17%	747	258	44.77%		
	0.25以上0.50未満	789	1,165	39.05%	1,139	0.30%		42.29%	529	437	38.33%	1	
	0.50以上0.75未満	404	712	44.30%	565	0.60%		52.66%	425	383	67.74%	1	
	0.75以上2.50未満	842	1,087	41.53%	856	0.96%		39.16%	543	628	73.41%	3	
	2.50以上10.00未満	47	87	20.81%	21	5.00%		74.74%	326	56	267.61%	1	
	10.00以上100.00未 満	95	24	27.69%	100	19.48%		39.01%	1,639	229	228.88%	7	

	100.00 (デフォルト)	377		0.00%	377	100.00%		45.01%	625		0.00%	394	
	<b>小計</b>	<b>35,230</b>	<b>7,782</b>	<b>69.99%</b>	<b>41,306</b>	<b>1.02%</b>		<b>11.84%</b>	<b>609</b>	<b>2,952</b>	<b>7.15%</b>	<b>409</b>	<b>400</b>
<b>企業 - その他</b>													
	0.00以上0.15未満	24,852	52,546	54.10%	52,004	0.04%		35.56%	729	7,385	14.20%	8	
	0.15以上0.25未満	10,377	15,404	56.69%	16,316	0.16%		43.58%	965	5,996	36.75%	10	
	0.25以上0.50未満	7,098	16,847	48.19%	11,779	0.30%		49.51%	959	6,306	53.53%	14	
	0.50以上0.75未満	7,763	8,947	59.28%	9,490	0.60%		45.76%	919	6,758	71.21%	21	
	0.75以上2.50未満	8,218	11,041	56.02%	10,562	1.10%		45.60%	1,109	9,757	92.37%	43	
	2.50以上10.00未満	495	636	55.95%	304	5.00%		50.28%	773	418	137.67%	6	
	10.00以上100.00未満	944	1,731	36.17%	951	15.54%		41.71%	1,005	1,590	167.12%	49	
	100.00 (デフォルト)	1,575	283	43.76%	1,580	100.00%		45.12%	843	11	0.72%	1,310	
	<b>小計</b>	<b>61,322</b>	<b>107,434</b>	<b>53.84%</b>	<b>102,987</b>	<b>1.94%</b>		<b>40.64%</b>	<b>854</b>	<b>38,221</b>	<b>37.11%</b>	<b>1,460</b>	<b>1,794</b>
<b>企業 - 中小企業</b>													
	0.00以上0.15未満	6	4	20.00%	6	0.06%		46.61%	1,443	2	24.78%		
	0.15以上0.25未満	2		100.00%	2	0.16%		47.34%	662		30.11%		
	0.25以上0.50未満	3	3	54.78%	4	0.30%		47.60%	1,104	3	60.56%		
	0.50以上0.75未満	20	142	75.85%	36	0.60%		35.76%	623	17	48.13%		
	0.75以上2.50未満	127	247	49.36%	217	1.33%		36.02%	1,056	160	73.78%	1	
	2.50以上10.00未満	10	1	63.61%	10	5.00%		38.42%	1,134	11	108.87%		
	10.00以上100.00未満	51	163	75.10%	161	19.64%		45.90%	1,626	164	101.39%	4	
	100.00 (デフォルト)	7		84.72%	8	100.00%		45.05%	402		0.00%	4	
	<b>小計</b>	<b>227</b>	<b>558</b>	<b>60.44%</b>	<b>443</b>	<b>9.67%</b>		<b>40.11%</b>	<b>1,224</b>	<b>356</b>	<b>80.32%</b>	<b>9</b>	<b>7</b>
<b>企業 - 特別貸付</b>													
	0.00以上0.15未満	1,764	1,419	51.18%	9,198	0.03%		5.49%	1,354	259	2.81%		



0.15以上0.25未満	8,036	2,429	68.05%	10,219	0.16%		9.73%	1,350	1,046	10.24%	1	
0.25以上0.50未満	10,573	2,943	63.51%	10,421	0.30%		12.23%	1,313	1,801	17.28%	4	
0.50以上0.75未満	8,274	2,683	45.15%	7,961	0.60%		11.62%	1,286	1,736	21.81%	5	
0.75以上2.50未満	10,506	3,679	57.63%	9,774	1.12%		14.37%	1,280	3,234	33.09%	15	
2.50以上10.00未満	1,301	161	40.18%	1,036	5.00%		15.65%	1,121	559	53.97%	8	
10.00以上100.00未満	1,672	241	59.39%	1,127	15.74%		19.58%	1,111	1,134	100.60%	35	
100.00(デフォルト)	1,195	29	78.00%	1,159	100.00%		41.97%	1,093	62	5.39%	421	
<b>小計</b>	<b>43,320</b>	<b>13,584</b>	<b>57.21%</b>	<b>50,896</b>	<b>3.14%</b>		<b>11.73%</b>	<b>1,304</b>	<b>9,832</b>	<b>19.32%</b>	<b>489</b>	<b>761</b>

## リテール - 適格リボルピング

0.00以上0.15未満	10,832		0.00%	10,832	0.09%		6.30%		162	1.49%	1	
0.15以上0.25未満	1,308		0.00%	1,308	0.21%		25.57%		145	11.05%	1	
0.25以上0.50未満	525		0.00%	525	0.60%		35.53%		138	26.35%	1	
0.50以上0.75未満			0.00%		0.00%		0.00%			0.00%		
0.75以上2.50未満	38		72.83%	38	1.60%		24.90%		11	28.52%		
2.50以上10.00未満	117		0.00%	117	12.34%		28.15%		43	36.64%	3	
10.00以上100.00未満			0.00%		20.00%		51.69%			122.10%		
100.00(デフォルト)	143		0.00%	143	100.00%		31.09%		10	6.67%	14	
<b>小計</b>	<b>12,964</b>		<b>72.83%</b>	<b>12,964</b>	<b>1.24%</b>		<b>9.79%</b>		<b>508</b>	<b>3.92%</b>	<b>20</b>	<b>17</b>

## リテール - その他の非中小企業

0.00以上0.15未満	85		0.00%	85	0.09%		7.75%		2	1.79%		
0.15以上0.25未満	14		0.00%	14	0.21%		33.48%		2	14.60%		
0.25以上0.50未満	6		0.00%	6	0.60%		68.21%		4	57.56%		
0.50以上0.75未満			0.00%		0.00%		0.00%			0.00%		
0.75以上2.50未満	1		0.00%	1	1.60%		30.03%			38.21%		

2.50以上10.00未満	1		0.00%	1	12.47%		57.69%		1	101.73%		
10.00以上100.00未満			0.00%		0.00%		0.00%			0.00%		
100.00 (デフォルト)	14		0.00%	14	100.00%		6.19%			2.30%		
小計	122		0.00%	122	11.68%		13.91%		9	7.44%		
合計 (全ポートフォリオ)	224,843	133,375	56.38%	291,795	1.47%		19.06%		52,607	18.03%	2,409	3,004

[次へ](#)

## ヘッジ目的で用いられた信用デリバティブ

## RWAに係る信用デリバティブの影響 (EFP7)

(単位：百万ユーロ)	2019年6月30日	
	信用デリバティブ前のRWA	実際のRWA
<b>1</b> FIRBに基づくエクスポージャー		
2 中央政府および中央銀行		
3 機関		
4 企業 - 中小企業		
5 企業 - 特別貸付		
6 企業 - その他		
<b>7</b> AIRBに基づくエクスポージャー		
8 中央政府および中央銀行	2	0
9 機関	6	6
10 企業 - 中小企業	4,918	3,522
11 企業 - 特別貸付	1	1
12 企業 - その他		
13 リテール - 不動産により担保された中小企業		
14 リテール - 不動産により担保された非中小企業		
15 リテール - 適格リボルビング		
16 リテール - その他の中小企業		
17 リテール - その他の非中小企業		
18 内部格付株式		
19 その他非債権資産		
<b>20 合計</b>	<b>4,928</b>	<b>3,529</b>

## 2018年12月31日から2019年6月30日までの間のRWAの変化

## IRBアプローチに基づく信用リスク・エクスポージャーに対するRWAのキャッシュ・フロー計算書 (EFP8)

(単位：百万ユーロ)	2019年6月30日	
	RWA額	所要資本
<b>1</b> 前報告期間末現在のRWA	<b>57,882</b>	<b>4,631</b>
2 資産の規模	1,595	128
3 資産の質	447	36
4 モデルの更新		
5 手法および方針		
6 取得および処分		
7 外国為替の変動	265	21
8 その他		
<b>9</b> 報告期間末現在のRWA	<b>60,189</b>	<b>4,815</b>

#### ・カウンターパーティー・リスク

クレディ・アグリコル・CIBは、銀行勘定およびトレーディング勘定における全エクスポージャーに係るカウンターパーティー・リスクを計算する。トレーディング勘定における項目に関しては、市場リスクの規制上の監督に係る規定に従いカウンターパーティー・リスクを計算する。

先渡金融商品の取引に係るカウンターパーティー・リスクの規制上の処理は、規制上の基礎により、2013年6月26日付EU規則第575/2013号に定義されている。先渡金融商品の取引に係るカウンターパーティー・リスクに対するエクスポージャーの測定のために、クレディ・アグリコル・CIBグループは、市場価格手法（第274条）を、またはIMM（第283条）を使用している。

[次へ](#)

## カウンターパーティー・リスクに対するエクスポージャーの分析

2019年6月30日現在のアプローチ別のカウンターパーティー・リスクに対するエクスポージャー

(単位：百万ユーロ)	2019年6月30日											
	標準				内部格付				合計			
	総エクスポージャー	EAD	RWA	EFP	総エクスポージャー	EAD	RWA	EFP	総エクスポージャー	EAD	RWA	EFP
中央政府および中央銀行					6,896	6,891	241	19	6,896	6,891	241	19
機関	12,479	12,479	441	35	27,164	27,703	4,038	323	39,644	40,182	4,479	358
企業	552	552	478	38	22,229	21,705	7,916	633	22,780	22,257	8,394	672
リテール顧客												
株式												
証券化												
その他非債権資産												
<b>合計</b>	<b>13,031</b>	<b>13,031</b>	<b>918</b>	<b>73</b>	<b>56,289</b>	<b>56,298</b>	<b>12,196</b>	<b>976</b>	<b>69,320</b>	<b>69,330</b>	<b>13,115</b>	<b>1,049</b>

(単位：百万ユーロ)	2018年12月31日											
	標準				内部格付				合計			
	総エクスポージャー	EAD	RWA	EFP	総エクスポージャー	EAD	RWA	EFP	総エクスポージャー	EAD	RWA	EFP
中央政府および中央銀行					7,612	7,578	125	10	7,612	7,578	125	10
機関	12,712	12,712	818	65	24,342	24,870	3,816	305	37,054	37,582	4,634	371
企業	388	380	330	26	22,710	21,985	6,945	556	23,097	22,365	7,275	582
リテール顧客												
株式												
証券化												

その他非債権資産												
合計	13,100	13,092	1,148	92	54,663	54,433	10,885	871	67,763	67,525	12,034	963

## 標準的手法に基づくカウンターパーティー・リスクに対するエクスポージャー

2019年6月30日現在の規制上のポートフォリオ別およびリスク加重別の標準的アプローチに基づくカウンターパーティー・リスクに対するエクスポージャー

(CCR3)

(単位：百万ユーロ)	2019年6月30日													カウンター パーティー・ リスクに対する エクスポージャー合計	うち、 格付なし
	リスク加重														
エクスポージャー クラス	0.0%	2.0%	4.0%	10.0%	20.0%	35.0%	50.0%	70.0%	75.0%	100.0%	150.0%	その他			
中央政府または中央銀行															
地域政府または地方政府															
公共機関															
多国籍開発銀行															
国際組織															
銀行（機関）	1	12,194			68		65			151				12,479	12,290
企業							147			404				552	260
リテール															
デフォルト															
短期信用評価を用いた 機関および企業															
その他の項目															
<b>合計</b>	<b>1</b>	<b>12,194</b>			<b>68</b>		<b>211</b>			<b>555</b>				<b>13,031</b>	<b>12,550</b>

2018年12月31日現在の規制上のポートフォリオ別およびリスク加重別の標準的アプローチに基づくカウンターパーティー・リスクに対するエクスポージャー  
(CCR3)

(単位：百万ユーロ)	2018年12月31日													カウンター パーティー・ リスクに対する エクスポージャー合計	うち、 格付なし
	リスク加重														
エクスポージャー クラス	0.0%	2.0%	4.0%	10.0%	20.0%	35.0%	50.0%	70.0%	75.0%	100.0%	150.0%	その他			
中央政府または中央銀行															
地域政府または地方政府															
公共機関															
多国籍開発銀行															
国際組織															
銀行（機関）	36	9,899			2,660		58			59				12,712	12,636
企業					1		98			281				380	197
リテール															
デフォルト															
短期信用評価を用いた 機関および企業															
その他の項目															
<b>合計</b>	<b>36</b>	<b>9,899</b>			<b>2,661</b>		<b>156</b>			<b>340</b>				<b>13,092</b>	<b>12,832</b>

[次へ](#)



先進的アプローチに基づくカウンターパーティー・リスクに対するエクスポージャー

2019年6月30日現在のポートフォリオ別およびデフォルト率(PD)別のカウンターパーティー・リスク・エクスポージャー、先進的内部格付アプローチに関する監督ポートフォリオ(CCR4)

(単位：百万ユーロ)		2019年6月30日					
	PD区分	CRM後のEAD	平均PD	平均LGD	平均満期	RWA	RWA密度
<b>中央政府および中央銀行</b>							
	0.00以上0.15未満	6,360	0.01%	1.24%	1,049	16	0.25%
	0.15以上0.25未満	105	0.16%	9.97%	845	9	8.38%
	0.25以上0.50未満	63	0.30%	10.00%	465	6	9.96%
	0.50以上0.75未満	269	0.60%	9.80%	399	32	11.89%
	0.75以上2.50未満	52	1.36%	46.14%	1,434	63	121.35%
	2.50以上10.00未満		0.00%	0.00%			0.00%
	10.00以上100.00未満	41	19.97%	54.10%	1,745	115	279.05%
	100.00(デフォルト)		0.00%	0.00%			0.00%
	<b>小計</b>	<b>6,891</b>	<b>0.17%</b>	<b>2.44%</b>	<b>1,022</b>	<b>241</b>	<b>3.50%</b>
<b>機関</b>							
	0.00以上0.15未満	23,202	0.03%	12.81%	606	1,662	7.17%
	0.15以上0.25未満	1,792	0.16%	37.20%	783	733	40.89%
	0.25以上0.50未満	1,345	0.30%	42.69%	530	758	56.33%
	0.50以上0.75未満	485	0.60%	55.03%	382	392	80.71%
	0.75以上2.50未満	883	0.82%	36.64%	743	342	38.71%
	2.50以上10.00未満	36	5.00%	86.61%	279	96	269.57%
	10.00以上100.00未満	24	19.87%	44.81%	370	56	232.56%
	100.00(デフォルト)		100.00%	45.01%	615		59.57%
	<b>小計</b>	<b>27,767</b>	<b>0.10%</b>	<b>17.27%</b>	<b>612</b>	<b>4,038</b>	<b>14.54%</b>
<b>企業 - その他</b>							
	0.00以上0.15未満	9,633	0.04%	35.90%	739	1,245	12.93%
	0.15以上0.25未満	2,075	0.16%	43.09%	884	919	44.27%
	0.25以上0.50未満	2,540	0.30%	43.91%	917	1,254	49.37%
	0.50以上0.75未満	2,028	0.60%	45.16%	892	1,306	64.43%
	0.75以上2.50未満	1,894	1.03%	47.87%	1,127	1,549	81.79%
	2.50以上10.00未満	129	5.00%	37.99%	1,182	155	120.80%
	10.00以上100.00未満	211	18.69%	52.41%	975	685	324.24%
	100.00(デフォルト)	79	100.00%	45.43%	718	46	58.53%
	<b>小計</b>	<b>18,588</b>	<b>0.92%</b>	<b>40.26%</b>	<b>841</b>	<b>7,159</b>	<b>38.52%</b>
<b>企業 - 中小企業</b>							
	0.00以上0.15未満	66	0.03%	47.46%	1,274	14	21.45%
	0.15以上0.25未満	3	0.16%	48.40%	1,330	1	38.69%
	0.25以上0.50未満	4	0.30%	47.55%	922	2	58.13%

0.50以上0.75未満	2	0.60%	45.37%	574	2	94.81%
0.75以上2.50未満	32	1.32%	37.04%	1,116	37	113.52%
2.50以上10.00未満	3	5.00%	39.83%	657	4	169.15%
10.00以上100.00未満	2	19.89%	44.90%	502	7	275.30%
100.00 (デフォルト)		0.00%	0.00%			0.00%
<b>小計</b>	<b>112</b>	<b>0.96%</b>	<b>44.21%</b>	<b>1,172</b>	<b>67</b>	<b>59.95%</b>
<b>企業 - 特別貸付</b>						
0.00以上0.15未満	628	0.06%	10.25%	1,348	36	5.73%
0.15以上0.25未満	912	0.16%	10.27%	1,362	150	16.41%
0.25以上0.50未満	575	0.30%	11.39%	1,316	92	16.09%
0.50以上0.75未満	487	0.60%	13.20%	1,183	95	19.47%
0.75以上2.50未満	398	1.06%	12.76%	1,299	147	37.02%
2.50以上10.00未満	34	5.00%	14.08%	1,156	11	31.79%
10.00以上100.00未満	104	14.60%	19.18%	1,248	159	152.11%
100.00 (デフォルト)	5	100.00%	41.21%	1,115		0.00%
<b>小計</b>	<b>3,144</b>	<b>1.06%</b>	<b>11.64%</b>	<b>1,308</b>	<b>690</b>	<b>21.95%</b>
<b>合計</b>	<b>56,502</b>	<b>0.44%</b>	<b>22.74%</b>	<b>777</b>	<b>12,196</b>	<b>21.59%</b>

2018年12月31日現在のポートフォリオ別およびデフォルト率(PD)別のカウンターパーティー・リスク・エクスポージャー、先進的内部格付アプローチに関する監督ポートフォリオ(CCR4)

(単位：百万ユーロ)		2018年12月31日					
PD区分	CRM後のEAD	平均PD	平均LGD	平均満期	RWA	RWA密度	
<b>中央政府および中央銀行</b>							
0.00以上0.15未満	7,201	0.01%	1.29%	1,050	18	0.25%	
0.15以上0.25未満	172	0.16%	10.00%	1,031	14	7.89%	
0.25以上0.50未満	106	0.30%	9.98%	404	9	8.92%	
0.50以上0.75未満	74	0.60%	10.00%	559	12	16.70%	
0.75以上2.50未満	54	1.19%	45.70%	1,333	59	110.76%	
2.50以上10.00未満		0.00%	0.00%			0.00%	
10.00以上100.00未満	5	19.85%	56.70%	1,139	12	264.80%	
100.00 (デフォルト)		0.00%	0.00%			0.00%	
<b>小計</b>	<b>7,612</b>	<b>0.04%</b>	<b>2.03%</b>	<b>1,037</b>	<b>125</b>	<b>1.64%</b>	
<b>機関</b>							
0.00以上0.15未満	20,275	0.03%	11.30%	627	1,361	6.71%	
0.15以上0.25未満	1,887	0.16%	39.17%	747	716	37.94%	
0.25以上0.50未満	1,362	0.30%	42.29%	529	772	56.66%	
0.50以上0.75未満	474	0.60%	52.66%	425	420	88.63%	
0.75以上2.50未満	838	0.81%	31.04%	773	270	32.21%	
2.50以上10.00未満	12	5.00%	74.74%	326	34	293.57%	

	10.00以上100.00未満	113	19.99%	35.50%	1,738	242	213.94%
	100.00(デフォルト)	3	100.00%	45.01%	625	1	24.78%
	<b>小計</b>	<b>24,964</b>	<b>0.19%</b>	<b>16.53%</b>	<b>635</b>	<b>3,816</b>	<b>15.29%</b>
<b>企業 - その他</b>							
	0.00以上0.15未満	12,321	0.04%	34.47%	693	1,342	10.89%
	0.15以上0.25未満	1,957	0.16%	43.58%	965	972	49.69%
	0.25以上0.50未満	2,152	0.30%	49.51%	959	1,004	46.65%
	0.50以上0.75未満	1,893	0.60%	45.76%	919	1,175	62.05%
	0.75以上2.50未満	1,527	1.07%	46.42%	1,119	1,281	83.92%
	2.50以上10.00未満	80	5.00%	50.28%	773	106	132.98%
	10.00以上100.00未満	197	19.03%	44.23%	845	513	260.88%
	100.00(デフォルト)	2	100.00%	45.12%	843	1	55.21%
	<b>小計</b>	<b>20,129</b>	<b>0.42%</b>	<b>39.04%</b>	<b>802</b>	<b>6,395</b>	<b>31.77%</b>
<b>企業 - 中小企業</b>							
	0.00以上0.15未満	63	0.03%	47.06%	1,296	13	21.43%
	0.15以上0.25未満	3	0.16%	47.34%	662	1	38.33%
	0.25以上0.50未満	3	0.30%	47.60%	1,104	2	58.27%
	0.50以上0.75未満	2	0.60%	35.76%	623	1	83.37%
	0.75以上2.50未満	29	1.33%	34.91%	1,039	31	105.99%
	2.50以上10.00未満	2	5.00%	38.42%	1,134	3	175.04%
	10.00以上100.00未満	1	19.44%	45.56%	1,596	1	211.00%
	100.00(デフォルト)		100.00%	45.05%	402		12.79%
	<b>小計</b>	<b>102</b>	<b>0.94%</b>	<b>43.37%</b>	<b>1,186</b>	<b>53</b>	<b>51.60%</b>
<b>企業 - 特別貸付</b>							
	0.00以上0.15未満	587	0.06%	9.99%	1,317	36	6.17%
	0.15以上0.25未満	409	0.16%	9.73%	1,350	58	14.18%
	0.25以上0.50未満	421	0.30%	12.23%	1,313	98	23.33%
	0.50以上0.75未満	291	0.60%	11.62%	1,286	68	23.48%
	0.75以上2.50未満	226	0.96%	14.04%	1,232	73	32.31%
	2.50以上10.00未満	25	5.00%	15.65%	1,121	8	32.55%
	10.00以上100.00未満	104	14.28%	18.61%	1,121	155	149.00%
	100.00(デフォルト)	5	100.00%	41.97%	1,093		0.00%
	<b>小計</b>	<b>2,068</b>	<b>1.29%</b>	<b>11.64%</b>	<b>1,296</b>	<b>496</b>	<b>24.01%</b>
<b>合計</b>		<b>54,875</b>	<b>0.30%</b>	<b>22.59%</b>		<b>10,885</b>	<b>19.84%</b>

## 内部モデル手法（IMM）に基づく2018年12月31日から2019年6月30日までの間のRWAの変化

## 内部モデル手法（IMM）に基づくカウンターパーティー・リスク・エクスポージャーに対するリスク加重資産（RWA）のキャッシュ・フロー計算書（CCR7）

(単位：百万ユーロ)	2019年6月30日	
	RWA額	所要資本
1 前報告期間末現在のRWA	8,363	669
2 資産の規模	1,469	117
3 相手方の資産の質	(167)	(13)
4 モデルの更新（内部モデル手法のみ）		
5 手法および方針（内部モデル手法のみ）		
6 取得および処分		
7 外国為替の変動	(256)	(20)
8 その他	(272)	(22)
9 報告期間末現在のRWA	9,137	731

## CVA

## 信用評価調整（CVA）に関する所要資本（CCR2）

(単位：百万ユーロ)	2019年6月30日		2018年12月31日	
	CRM後のEAD	RWA	CRM後のEAD	RWA
1 先進的CVA資本賦課の対象となるポートフォリオ合計	16,592	2,810	15,852	2,510
2 ( ) VaR構成要素（3の乗数を含む。）		21		22
3 ( ) ストレス時のVaR要素（3の乗数を含む。）		204		179
4 標準的CVA資本賦課の対象となる全ポートフォリオ	20,499	520	16,641	618
EU4 オリジナル・エクスポージャー手法に基づくもの				
5 CVA資本賦課の対象に係る合計	37,092	3,331	32,493	3,128

## ・信用リスクに適用されるリスク軽減手法

## 信用リスクに適用されるリスク軽減手法

2019年6月30日現在のヘッジ目的の信用デリバティブ

## 信用デリバティブに係るエクスポージャー（CCR6）

(単位：百万ユーロ)	2019年6月30日		
	信用デリバティブ・ヘッジ		その他の 信用デリバティブ
	買入プロテクション	売却プロテクション	
想定元本			
単一の発行体に係るクレジット・デフォルト・スワップ	3,578	10	
指数クレジット・デフォルト・スワップ			
トータル・リターン・スワップ			

信用オプション			
その他の信用デリバティブ			
<b>想定元本合計</b>	<b>3,578</b>	<b>10</b>	
<b>公正価値</b>			
正の公正価値（資産）	1		
負の公正価値（負債）	(120)		

主要なクリアリング・ハウス（ICEクリア・クレジットLLC）における決済に係る既存のプロテクションの解除。かかる解除は、当該売却ポジションと当初購入されたプロテクションの相殺前に、IT／会計システムにおける売却済みのプロテクションとして最初に表示される。

・銀行ポートフォリオにおける株式エクスポージャー

2019年6月30日現在の内部格付アプローチに基づく総エクスポージャーおよび債務不履行時のエクスポージャー（EFP10）

（単位：百万ユーロ）	2019年6月30日					
	分類					
	オンバランスシート額	オフバランスシート額	リスク加重	エクスポージャー額	RWA	所要資本
上場株式エクスポージャー			190%			
プライベート・エクイティ・エクスポージャー	1		290%	1	3	
その他の株式エクスポージャー	340		370%	326	1,207	97
<b>合計</b>	<b>341</b>			<b>327</b>	<b>1,210</b>	<b>97</b>

2018年12月31日現在の内部格付アプローチに基づく総エクスポージャーおよび債務不履行時のエクスポージャー（EFP10）

（単位：百万ユーロ）	2018年12月31日					
	分類					
	オンバランスシート額	オフバランスシート額	リスク加重	エクスポージャー額	RWA	所要資本
上場株式エクスポージャー	1		190%	1	2	
プライベート・エクイティ・エクスポージャー	4		290%	4	13	1
その他の株式エクスポージャー	285		370%	285	1,053	84
<b>合計</b>	<b>290</b>			<b>290</b>	<b>1,068</b>	<b>85</b>

[次へ](#)

## 市場リスク

- ・トレーディング勘定に係る市場リスクに対するエクスポージャー
- 標準的アプローチを用いたリスク加重エクスポージャー
- 標準的アプローチを用いたリスク加重エクスポージャー (MR1)

(単位：百万ユーロ)	2019年6月30日		2018年12月31日	
	RWA	所要資本	RWA	所要資本
<b>先物および先渡</b>	<b>1,596</b>	<b>128</b>	<b>1,247</b>	<b>100</b>
金利リスク（一般事項および特定事項）	130	10	136	11
株式リスク（一般事項および特定事項）				
通貨リスク	1,459	117	1,108	89
コモディティ・リスク	7	1	4	
<b>オプション</b>	<b>1</b>		<b>31</b>	<b>2</b>
簡易的アプローチ				
デルタ・プラス手法				
シナリオ・アプローチ	1		31	2
証券化	49	4	68	5
<b>合計</b>	<b>1,646</b>	<b>132</b>	<b>1,346</b>	<b>108</b>

## 内部モデルアプローチを用いたエクスポージャー

リスク加重資産および所要資本

内部モデルアプローチに基づく市場リスク (MR2-A)

(単位：百万ユーロ)	2019年6月30日		2018年12月31日	
	RWA	所要資本	RWA	所要資本
<b>1 バリュエ・アット・リスク (aとbのうち高い方の値)</b>	<b>883</b>	<b>71</b>	<b>798</b>	<b>64</b>
(a) 前日のバリュエ・アット・リスク (VaRt-1)		18		14
(b) 過去60営業日のバリュエ・アット・リスクの日次平均 (VaRavg) × 増倍率 (mc)		71		64
<b>2 ストレス時におけるバリュエ・アット・リスク (aとbのうち高い方の値)</b>	<b>2,749</b>	<b>220</b>	<b>3,121</b>	<b>250</b>
(a) 最新のストレス時におけるバリュエ・アット・リスク (sVaRt-1)		61		59
(b) 過去60営業日のストレス時におけるバリュエ・アット・リスクの平均 (sVaRavg) × 増倍率 (ms)		220		250
<b>3 追加的リスクに係る自己資本賦課 - IRC (aとbのうち高い方の値)</b>	<b>1,756</b>	<b>140</b>	<b>2,502</b>	<b>200</b>
(a) 直近のIRC値 (上記3において算出された債務不履行および移行に関する追加的リスク)		104		193
(b) 過去12週間のIRC値の平均		140		200
<b>4 包括的なリスク測定 - CRM (a、bおよびcのうち最も高い値)</b>				

(a)	直近の相関トレーディング・ポートフォリオのリスク値				
(b)	過去12週間の相関トレーディング・ポートフォリオのリスク値の平均				
(c)	直近の相関トレーディング・ポートフォリオのリスク値に係るSAにおける自己資本要件の8%				
5	<b>合計</b>	<b>5,388</b>	<b>431</b>	<b>6,421</b>	<b>514</b>

内部モデルの利用により生じる価値

内部モデルアプローチ (IMA) を用いたトレーディング・ポートフォリオ価額 (MR3)

(単位：百万ユーロ)		2019年6月30日	2018年12月31日
1	<b>バリュー・アット・リスク (10日、99%)</b>		
2	最大値	21	21
3	平均値	18	16
4	最小値	15	12
5	期末の値	18	14
6	<b>ストレス時におけるバリュー・アット・リスク (10日、99%)</b>		
7	最大値	68	78
8	平均値	55	62
9	最小値	44	53
10	期末の値	61	59
11	<b>IRCと一致する所要資本 (99.9%)</b>		
12	最大値	195	236
13	平均値	108	154
14	最小値	67	85
15	期末の値	80	149
16	<b>CRMと一致する所要資本 (99.9%)</b>		
17	最大値		
18	平均値		
19	最小値		
20	期末の値		
21	フロアー (標準的な測定手法)		

・バリュー・アット・リスク (MR4) 手法のバックテスト

当該モデルの関連性を管理するバリュー・アット・リスク・モデルのバックテスト・プロセスおよびかかるバックテストの結果は、上記「リスク管理」を参照。

### 3 【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

#### (1) 業績等の概要

下記「(3) 財政状態、経営成績およびキャッシュ・フローの状況の分析」を参照。

#### (2) 生産、受注および販売の状況

該当事項なし

#### (3) 財政状態、経営成績およびキャッシュ・フローの状況の分析

##### - クレディ・アグリコル・CIBの事業分析および財務実績 -

###### 経済環境および金融環境

2019年上半期：治療的措置よりも予防的措置

複数の多角的リスク（例えば、米中間の貿易論争、ペルシャ湾における地政学的緊張、欧州における政治的懸念およびブレグジット）を特徴とする国際環境において、当年上半期は、強固な世界同時成長サイクルは本当に終わったということを示唆した。主に国内成長のファンダメンタルズは全体として強固であるが、製造業部門の低迷および対外純貿易の寄与の衰えはすでに成長の重荷となっている。国際貿易に対するエクスポージャーおよび工業部門がその経済圏において今なお有する地位に応じて、様々な経済圏が、非常に不規則に、明らかに影響を受けている。閉鎖的で、あまり工業に頼らない米国は、広く影響を受けやすく、依然として工業中心のドイツとは対照的である。

2019年第1四半期の主要な経済圏における成長は安心できるものであったが、第2四半期には上昇傾向ではなくなったようである。5月の中国および米国間の敵対関係の再燃、ドナルド・トランプ氏による米国のその他の貿易相手国に対する攻撃の示唆、ペルシャ湾で高まる緊張、ならびにテリーザ・メイ氏の辞任を伴うブレグジットの（2度目の）延期により、不確実性の程度は非常に高水準まで高まっている。このような風潮は顧客の信用を害し、経済成長にとって好ましくない様子見の姿勢へと繋がっている。

米国では、2019年の初頭は、1月25日に終了した米国史上最長の政府閉鎖に特徴付けられた。しかしながら、第1四半期の成長は大した影響を受けず、（年率換算の四半期ベースで）3%を上回っていた。2018年の減税の効果が弱まり、世界的風潮が悪化することで、第2四半期の事業は著しく停滞することが予想され、年率換算した四半期の成長率は1.9%を見込んでいる。家計消費を支える労働市場の力強さおよび賃金の引上げにもかかわらず、物価上昇圧力は依然として非常に抑制されている。

中国もまた第1四半期はよく持ちこたえ、前年比で6.4%の成長を維持した。それでもなお、貿易戦争の影響は顕著であり、それは第2四半期の数値に表れている。中国は、工業部門の減速を伴う、前年比で6.2%という歴史的な低成長を経験している。このような減速を前にして、政府は支援策を導入し、6月の活動指標は期待を上回り、これらの刺激策が国内需要および中国の成長にプラスの影響を与え始めていることを示している。

ユーロ圏の2018年は、貿易戦争の影響および特有の一時的要因（自動車の新基準およびライン川の水位低下）を伴い、浮き沈みの激しい終わり方であった。これにより、特にドイツおよびイタリアの工業部門は多大なマイナスの影響を被った。フランスもまた、「黄色いベスト」危機に関連するいくつかの混乱を経験した。このような背景にもかかわらず、2019年第1四半期のGDP成長率は、国内のファンダメンタルズがプラスを維持し、消費および投資の持続が可能になったことにより、最終的に見込みよりも力強い（2018年第4四半期のプラス0.2%の後、第1四半期を通じてプラス0.4%）ことが判明した。しかしながら、この傾向は持続せず、実質GDPは第2四半期を通じて良くて0.3%の上昇と見込まれることを最新の経済指標は示している。調査（PMI）は、国際貿易の減少に妨げられた産業とより上昇傾向な国内環境（失業率の低下、購買力の上昇、



財政刺激策)に支えられたサービスとの間のコントラストという情勢を描いている。欧州の経済活動は上記のとおり神経質な状況にあり、より影響を受けやすく工業中心のドイツやイタリアのような国々は、対外貿易に頼らず、「黄色いベスト」危機の結果としてイニシアティブを享受しているフランスやスペインさえも含む他の国々以上に苦しんでいる。

治療的措置よりも予防的措置を好む中央銀行は、予想よりも緩和的な金融政策を選択した。世界的な景気減速を引合いに出し、連邦準備制度理事会はその方針をうまく、そして驚くほど素早く転換した。これは、2018年後半に見られた金融不安の再発を恐れていることの暗示である。連邦準備制度理事会は、忍耐強くなること、そして予想されていた正常化は完了していないことを3月に発表した。ECBIは、単に暫定的に開始した「正常化」を早期に終了した。6月初めに、ECBIは、2020年半ばまで金利の変動(引上げ)を延期し、9月に開始する銀行に対する新たな長期資金供給オペ(TLTRO)を公表した。続いて、ECBIは、即座により毅然として緩和姿勢を取り、自由に使える手段をすべて用いて(金利の引下げ、純資産買入れの再開)金融政策を緩和する準備が整っていることを表明した。一連のリスク回避および主要金利引上げの可能性を避けている緩和姿勢の中央銀行により、ドイツおよび米国の長期金利(10年物)は低水準まで後退し(低水準過ぎてマイナスとなった。)、2019年6月末にそれぞれマイナス0.30%および2%(つまり、半年でマイナス55およびマイナス65ベース・ポイント)となった。同様に、上半期を通じて、10年物OATおよびドイツブundsのスプレッドは約20ベース・ポイント低下して30ベース・ポイントに下落し、これにより、フランスの金利はマイナス領域、正確には6月末にマイナス0.004%になった。依然として相当な成長率および回復の模索と相まった金利の下落により、株式市場は当年上半期中に大変好調な業績を記録した。例えば、ユーロ・ストックス50およびS&P500指数はそれぞれ16.5%および15%上昇した。

## 連結業績

## 要約連結損益計算書

(単位：百万ユーロ)	CIB	非経常(注1)	基礎的CIB	ウェルス・ マネジメント事業
収益	2,348	(39)	2,387	407
営業費用	(1,403)		(1,403)	(357)
営業総利益	945	(39)	984	50
リスク費用	(53)		(53)	(6)
持分法適用会社の純利益持分	(1)		(1)	
その他の資産に係る純利得(損失)	6	(0)	6	(0)
のれんの減損				
税引前利益	897	(39)	936	44
法人所得税	(259)	10	(269)	(7)
当期純利益	638	(29)	667	37
非支配持分	(1)		(1)	5
当期純利益 - 当行グループの持分	639	(29)	668	32

(単位：百万ユーロ)	コーポレート・ センター事業	クレディ・アグリコ ル・CIB	変動率 2019年上半期 基礎的CIB / 2018年上半期 基礎的CIB	為替レートを 固定した場合の 変動率 2019年上半期 基礎的CIB / 2018年上半期 基礎的CIB
収益	9	2,764	0%	(2%)
営業費用		(1,760)	1%	0%
営業総利益	9	1,004	(1%)	(5%)
リスク費用		(59)	ns	
持分法適用会社の純利益持分		(1)	ns	
その他の資産に係る純利得(損失)		6	ns	
のれんの減損			ns	
税引前利益	9	950	(4%)	
法人所得税	12	(254)	(2%)	
当期純利益	21	696	(5%)	
非支配持分		4	0%	
当期純利益 - 当行グループの持分	21	692	(5%)	

(注1) ローン・ヘッジ(2019年にマイナス27百万ユーロおよび2018年に20百万ユーロ)およびNBIに対するDVAの現行の影響(2019年にマイナス12百万ユーロおよび2018年に15百万ユーロ)による修正再表示後。

米中貿易摩擦へのおそれおよびブレグジットの進展不足等の様々な懸念により、2019年上半期の市場環境は依然として複雑なままである。

欧州では、ECBのベンチマーク金利は依然として低い水準であった。ほとんどの政府債の利回りはゼロに近い一方で、最高格付の社債の利回りは0.5%から1.8%の間である。

米国では、連邦準備制度理事会が金利を2.5%に据え置いた。さらに、金融部門および長期債の働きによって押し上げられた米国市場は、株式および固定利付債の価値の世界的な上昇をもたらした。米ドルは2019年上半期を通じておおむね安定を保っていた。

このような状況において、基礎的CIBの収益は、現在の為替レートの場合、2018年上半期と比較して安定していた。ファイナンス事業の収益は、現在の為替レートの場合、4%増加した。投資銀行およびキャピタル・マーケット事業に関して、収益は、ボラティリティ・レベルの低下を特徴とする好ましくない環境およびアドバイザー事業の衰えにより、現在の為替レートの場合、3%減少した。こうした状況にもかかわらず、信用事業は発行市場において歴史的レベルの業績を収め、流通市場において活動を継続している。

費用は、為替レートを固定した場合安定している。

リスク費用には、引当金純額が含まれる。リスク費用は特に、2019年上半期におけるいくつかの単発の引当金により増加した。

当期純利益（CACIBグループの持分）は692百万ユーロである。

## 事業部門別業績

## ファイナンス事業

(単位：百万ユーロ)	2019年上半期原資産 (注1)	2018年上半期原資産 (注1)	変動率	為替レートを 固定した場合の 変動率
			2019年上半期原資産 / 2018年上半期原資産	2019年上半期原資産 / 2018年上半期原資産
収益	1,304	1,256	4%	1%
営業費用	(521)	(528)	(1%)	(3%)
営業総利益	783	728	8%	3%
リスク費用	(33)	(4)	ns	
持分法適用会社の純利益持分	(1)	1	ns	
税引前利益	751	725	4%	
法人所得税	(214)	(201)	7%	
当期純利益	537	524	2%	
当期純利益 - 当行グループの持分	538	525	2%	

(注1) 2019年にマイナス27百万ユーロおよび2018年に20百万ユーロとなった銀行業務純収益に対するDVAの現行の影響による修正再表示後。

ファイナンス事業の収益は、ストラクチャード・ファイナンス事業および商業銀行事業の両方に押し上げられ、現在の為替レートの場合、4%増加した。

ストラクチャード・ファイナンス事業は多岐にわたり、商品は高水準である。企業買収ファイナンス、石油およびガスならびに不動産部門は、特に高い業績を収めた。為替レートを固定した場合、ストラクチャード・ファイナンスの収益は7%増加した。

昨年と比較して巨額取引が不足したことから、負債最適化および売却部門は減速した。シンジケート・ローン市場ではユーロ圏での取引量が2010年以来最も少なくなるという概して厳しい環境において、クレディ・アグリコル・CIBは、その地位を向上させ、シンジケート・ローンについてトップの地位となった(注1)。

国際貿易および取引銀行部門の収益は、主にすべての地域的区分にわたる主要取引により急増した。2019年上半期の大変好調な生産水準により、輸出事業は力強い業績を収めた。

コーポレート・バンキング事業の当期純利益 - 当行グループの持分への寄与は538百万ユーロであり、2018年上半期と比較して2%増加した。

(注1) 出所：Refinitiv R17

## キャピタル・マーケットおよび投資銀行事業

(単位：百万ユーロ)	2019年上半期原資産 (注1)	2018年上半期原資産 (注1)	変動率	為替レートを 固定した場合の 変動率
			2019年上半期原資産 / 2018年上半期原資産	2019年上半期原資産 / 2018年上半期原資産
収益	1,083	1,125	(4%)	(6%)
営業費用	(882)	(859)	3%	1%
営業総利益	201	266	(24%)	(29%)
リスク費用	(20)	(15)	ns	
税引前利益	185	251	(26%)	
法人所得税	(55)	(73)	(24%)	
当期純利益	130	178	(27%)	
非支配持分			ns	
当期純利益 - 当行グループの持分	130	178	(27%)	

(注1) 2019年にマイナス12百万ユーロおよび2018年にプラス15百万ユーロとなった銀行業務純収益に対するDVAの現行の影響による修正再表示後。

キャピタル・マーケット事業の収益は、現在の為替レートの場合、2018年上半期と比較して4%減少した。

債券事業の収益は、現在の為替レートの場合、2018年上半期と比較して安定していた。

好ましい信用スプレッドを背景に、信用業務は特に期待できるものとなり、クレディ・アグリコル・CIBは、グリーン・ボンドの世界的に有数のブックランナーとしての地位を維持し(注1)、ユーロ発行ランキングでは第3位(2018年は第6位)に上昇した(注2)。

金利事業もまた、発行スワップ業務およびALMヘッジ・プログラムの継続の恩恵を受けた。

外国為替事業は、新興市場、特にアジアにおいて好業績を記録したが、オプション事業に影響を与えるボラティリティの低下により全体的に見ると低迷している。

投資銀行事業の収益は、高水準だった2018年と比較すると、減少した。M&A市場はフランスにおいて最低水準である。エクイティ・キャピタル・マーケットの取引量も減少を記録した。

キャピタル・マーケットおよび投資銀行事業の当期純利益 - 当行グループの持分への寄与は130百万ユーロであった。

(注1) 出所：ブルームバーグ 2019

(注2) 出所：Renitiv N1

## ウェルス・マネジメント事業

(単位：百万ユーロ)	2019年上半期	2018年上半期	変動率 2019年上半期 / 2018年上半期	為替レートを 固定した場合の 変動率 2019年上半期 / 2018年上半期
収益	407	417	(2%)	(4%)
営業費用	(357)	(347)	3%	1%
営業総利益	50	70	(29%)	(31%)
リスク費用	(6)	1	(700%)	
税引前利益	44	71	(38%)	
法人所得税	(7)	(21)	(67%)	
当期純利益	37	50	(26%)	
非支配持分	5	5	0%	
当期純利益 - 当行グループの持分	32	45	(29%)	

ウェルス・マネジメント事業の収益は、現在の為替レートの場合は2%、為替レートを固定した場合は4%減少した。この減少は、外部の成長事業によるプラスの影響にもかかわらず、外部での再々保険の大幅な減少を反映している。通貨の変動および範囲の変更を除くと、収益は、21百万ユーロ減少した。

現在の為替レートの場合、費用は3%（為替レートを固定した場合は1%）増加した。これらの費用のいくつかは範囲の拡大に関連しており、コスト削減計画の影響により相殺されている。

2019年6月末現在、運用資産額は、主に、株式市場指数の上昇を伴う市場効果により、2018年6月末と比較して4.3十億ユーロ増加し、合計130.3十億ユーロとなった。

## コーポレート・センター事業

(単位：百万ユーロ)	2019年上半期	2018年上半期	変動率 2019年上半期 / 2018年上半期
収益	9		ns
営業総利益	9		ns
税引前利益	9		ns
法人所得税	12		ns
当期純利益	21		ns
当期純利益 - 当行グループの持分	21		ns

コーポレート・センター部門には、その他の部門には起因しない様々な影響が含まれる。

## - 最近の動向および見通し（2019年のシナリオ） -

貿易戦争は、中国および米国間の多角的な緊迫のうちの一要素に過ぎないが、非常に目立つ要素である。

覇権が脅かされていると感じている国家と、匹敵する台頭国家の対立というこの論争は長引きそうである。

「ごまかし」の延期期間も当然考えられるが、いずれにしても米中関係の持続的な小康状態の前兆となることはないだろう。6月末の大阪G20サミットでトランプ大統領および習国家主席により休戦協定が締結されたが、貿易および地政学的緊張の双方が継続し成長は妨げられるだろう。

米国では、成長率の自然な減速に加えて、不確実性および企業の利鞘の縮小が最後には生産投資の低迷へと繋がるだろう。労働市場の力強さおよび収入の段階的な増加による個人消費の好実績にもかかわらず、成長は後退する見通しである。しかしながら、フェデラル・ファンド・レートの各25ベース・ポイントの2回の引下げを伴う、連邦準備制度理事会が適用すると当行が仮定する（インフレのおそれがないため、いっそう理にかなっている。）予防的な金融緩和により、成長および株式市場の低迷は阻止されそうである。そのため、その継続年数が印象的（10年間の連続成長）な米国のサイクルは、2%という潜在成長率を大きく上回る、つまり、年間平均で2018年（赤字により拠出される税金の削減が事業に一時的な刺激を与えた年であった。）の2.9%に対して2019年は2.5%という成長率に落ち着くだろう。

中国では、米国との延長された長期的な貿易摩擦が（貿易動向に対する）直接および（消費および投資に対する）間接の悪影響を及ぼし、双方の影響をまとめると、2019年のGDP成長率が1パーセント近く差し引かれる可能性がある。減速の結果はすでに労働市場において顕著であり、労働市場の回復力は社会の安定の鍵となる要素である。そのため中国当局は、総減少需要量を相殺するために、挑戦ともとれる措置を採用する準備を進めている。中国当局は、満足のいく労働市場パフォーマンスに対応する最低値である6%の目標から大きく逸れないように、成長を刺激するようあらゆる分野（金融政策の緩和、貨幣価値の下落の容認、銀行信用の刺激およびインフラ計画）で行動に移すだろう。しかしながら、中国の成長が高水準で安定しているとしても、中国が世界の他の国々を牽引することができると思えるのは不毛だろう。

ユーロ圏では、サイクルの終了が「正常ではない」ことが判明している。最近の数値は概して好ましいものではあるが、成長が一時的な要因に反応して過剰に下落していることを示した。この反発がひとたび吸収されていたなら、成長は、抑えられた上昇ペースではあるが、回復傾向にあっただろう。しかし、依然として内需の力強さを証明しているこれらの「ハードデータ」と調査によるあまり楽観的でない警告との食い違いは、慎重な対応を求めている。調査は、通例サイクルの低迷を取り囲む単純な警戒心よりは高いレベルの懸念を引き付けているようである。収益見通しの悪化は依然として限定的であるが、国際的開発に関連するリスクが具体的に表出するのではないかという不確実性は、そのため、予測、特に投資予測の重荷となっている。しかしながら、内需は厳しい修正を被る見込みはなく、ECBの緩和的な発言は（間近に迫った措置の詳細を明かすことをしなくとも）、財政的制約を恒久的に解除することで成長を潜在成長率に近づける（年間平均で2018年の1.9%の後、2019年は1.2%）ことが期待される。

主要な中央銀行が着手する、インフレを伴わない経済見通しの悪化ならびに懸念および財政混乱の原因の増加により十分に正当化された政策である予防的な金融緩和政策により、当行のシナリオは相当な減速は示すかもしれないが、成長の破綻を示すものではない。

連邦準備制度理事会およびECBの緩和的な姿勢を示唆する声明に加えて、ECBは、インフレが今や事実上存在していない情勢に適した中期戦略という独自の金融戦略を展開している。この中央銀行の緩和的な姿勢を背景に、長期金利は引き続き非常に低いまだだろう。これは、中央銀行の権限およびその権限を果たすための適切な措置にリスク回避およびインフレなき景気減速を反映している。当行のシナリオは、2019年末時点のドイツおよび米国の長期金利（10年物）は6月末の水準に近い、それぞれマイナス0.25%および2%、ならびにOATは0%を用いている。

クレディ・アグリコル・CIBについて

CACIBの事業部門は、2019年上半期における複雑な市場環境の中で、好調な業績を収めた。下半期の活動は、好ましくない季節的影響により次第に弱まる傾向にあるが、同様に継続することが期待される。

ストラクチャード・ファイナンス事業は成長を持続し、商業銀行事業は継続して好調な業績を収めるであろう。

利鞘の縮小が長引くが、キャピタル・マーケット事業は、上半期に始まった好ましい商業傾向の恩恵を受けることが期待される。

下半期の見通しは、世界的な貿易摩擦の沈静化、市場のボラティリティの程度および巨額取引のプレゼンス次第である。

#### 4 【経営上の重要な契約等】

2018年有価証券報告書に記載された事項について、当該半期中に重要な変更はない。

#### 5 【研究開発活動】

該当事項なし



## 第4 【設備の状況】

### 1 【主要な設備の状況】

当該半期中、主要な設備の状況に重要な変更はない。

### 2 【設備の新設、除却等の計画】

該当事項なし

## 第5 【提出会社の状況】

### 1 【株式等の状況】

#### (1) 【株式の総数等】

##### 【株式の総数】

授権株数	発行済株式総数	未発行株式数
(注)	290,801,346株 (2019年6月30日現在)	(注)

(注) フランス法上、未発行の授権株式という概念はない。しかしながら当社の株主は、一定の額および期間において新株または持分証券を発行する権限を取締役に与えることができる。

##### 【発行済株式】

記名・無記名の別及び 額面・無額面の別	種類	発行数	上場金融商品取引所名又は 登録認可金融商品取引業協会名	内容
記名式 (1株の額面金額27ユーロ)	普通株式	290,801,346株 (2019年6月30日現在)	該当なし	議決権に 制限のない 株式

#### (2) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項なし

#### (3) 【発行済株式総数及び資本金の状況】

当該半期中、発行済株式総数および資本金の状況に変更はない。

#### (4) 【大株主の状況】

2019年6月30日現在、当社の所有者構成は以下の通りである。

株主	株式数	株式資本 に占める割合	議決権 に占める割合
クレディ・アグリコル・エス・エー	283,037,792	97.33%	97.33%
SACAMデヴェロップモン (注1)	6,485,666	2.23%	2.23%
デルフィナンス (注2)	1,277,888	0.44%	0.44%
<b>合計</b>	<b>290,801,346</b>	<b>100%</b>	<b>100%</b>

(注1) クレディ・アグリコル・グループによって保有されている。

(注2) クレディ・アグリコル・エス・エー・グループによって保有されている。

## 2 【株価の推移】

該当事項なし

## 3 【役員の状況】

### 業務執行陣

2018年有価証券報告書の提出日後、本半期報告書提出日までに業務執行陣の異動はない。

### 取締役会

2018年有価証券報告書の提出日後、本半期報告書提出日までに取締役の異動はない。

### 業務執行委員会

2018年有価証券報告書の提出日後、本半期報告書提出日までに業務執行委員会の構成員について以下の異動があった。

#### 新任の業務執行委員会の構成員

##### ステファンヌ・ドゥクロワゼ

###### 当社における役職

リスクおよび恒常的統制部門責任者

就任日： 2019年9月1日

##### ピエール・ゲイ

###### 当社における役職

グローバル・マーケット部門責任者

就任日： 2019年8月1日

#### 退任した業務執行委員会の構成員

##### イザベル・ジロラミ

###### 当社における役職

マネージング・ディレクター代理

退任日： 2019年8月1日

##### アレクサンドラ・ボレスラフスキ

###### 当社における役職

リスクおよび恒常的統制部門責任者

退任日： 2019年9月1日

### マネジメント委員会

2018年有価証券報告書の提出日後、本半期報告書提出日までにマネジメント委員会の構成員について以下の異動があった。

#### 新任のマネジメント委員会の構成員

##### ユベール・レニエ

###### 当社における役職

SCO UK

**マルティーン・ブティネ**

---

<b>当社における役職</b>	グローバル法令遵守部門
-----------------	-------------

---

**アルノー・ダンティニャーノ**

---

<b>当社における役職</b>	グローバル・マーケット部門
-----------------	---------------

---

**トマ・スピッツ**

---

<b>当社における役職</b>	グローバル・マーケット部門
-----------------	---------------

---

退任したマネジメント委員会の構成員

**ダニエル・ブヨ**

---

<b>当社における役職</b>	SCO UK
-----------------	--------

---

**エリック・シェーブル**

---

<b>当社における役職</b>	グローバル法令遵守部門
-----------------	-------------

---

## 第6 【経理の状況】

a. 本書記載のクレディ・アグリコル・CIBおよび子会社(以下合わせて「当社グループ」という。)の原文の中間連結財務諸表(以下、「原文の中間連結財務諸表」という。)は、欧州連合で採択され、国際会計基準審議会により発行された国際財務報告基準(以下「IFRS」という。)に準拠して作成されている。邦文の中間連結財務諸表は、原文の中間連結財務諸表の翻訳に、下記の円換算額を併記したものである。当社グループの中間連結財務諸表の日本における開示については、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和52年大蔵省令第38号。以下「中間財務諸表等規則」という。)第76条第1項の規定が適用されている。

邦文の中間連結財務諸表には、中間財務諸表等規則に基づき、原文の中間連結財務書類中のユーロ表示の金額のうち主要なものについて円換算額が併記されている。日本円への換算には、2019年8月19日の株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信直物売買相場の仲値、1ユーロ = 118.01円の為替レートが使用されている。

なお、中間財務諸表等規則に基づき、日本とフランスとの会計処理の原則および手続ならびに表示方法の主要な相違については、第6の「3 日本とフランスにおける会計原則及び会計慣行の主要な相違」に記載されている。

円換算額ならびに第6「2 その他」および第6の「3 日本とフランスにおける会計原則及び会計慣行の主要な相違」の事項は原文の中間連結財務諸表には記載されていない。

b. 原文の中間連結財務諸表は、外国監査法人等(「公認会計士法」(昭和23年法律第103号)第1条の3第7項に規定されている外国監査法人等をいう。)から、「金融商品取引法」(昭和23年法律第25号)第193条の2第1項第1号に規定されている監査証明に相当すると認められる証明を受けていない。

## 1 【中間財務書類】

## 連結財務諸表

## (1) 損益計算書

	注記	2019年6月30日		2018年12月31日		2018年6月30日	
		百万 ユーロ	百万円	百万 ユーロ	百万円	百万 ユーロ	百万円
受取利息および類似収益	4.1	3,666	432,625	6,215	733,432	3,051	360,049
支払利息および類似費用	4.1	(2,335)	(275,553)	(3,758)	(443,482)	(1,878)	(221,623)
受取報酬および手数料	4.2	774	91,340	1,581	186,574	829	97,830
支払報酬および手数料	4.2	(375)	(44,254)	(624)	(73,638)	(311)	(36,701)
純損益を通じて公正価値で測定する金融商品に係る純利得/(損失)	4.3	968	114,234	1,774	209,350	1,074	126,743
売買目的保有資産/負債に係る純利得/(損失)		1,680	198,257	540	63,725	927	109,395
純損益を通じて公正価値で測定するその他の資産/負債に係る純利得/(損失)		(712)	(84,023)	1,234	145,624	147	17,347
資本を通じて公正価値で測定する金融商品に係る純利得/(損失)	4.4	50	5,901	92	10,857	50	5,901
資本(純損益に振り替えられる)を通じて公正価値で測定する負債性金融商品に係る純利得/(損失)						2	236
資本(純損益に振り替えられない)を通じて公正価値で測定する資本性金融商品に係る報酬収益(配当金)		50	5,901	92	10,857	48	5,664
償却原価で測定する金融資産の認識の中止による純利得/(損失)	4.5	(1)	(118)	(1)	(118)		
償却原価で測定する金融資産から純損益を通じて公正価値で測定する金融資産への分類変更による純利得/(損失)							
資本を通じて公正価値で測定する金融資産から純損益を通じて公正価値で測定する金融資産への分類変更による純利得/(損失)							
その他の業務収益	4.6	46	5,428	94	11,093	42	4,956
その他の業務費用	4.6	(29)	(3,422)	(97)	(11,447)	(24)	(2,832)
銀行業務純収益		2,764	326,180	5,276	622,621	2,833	334,322
営業費用	4.7	(1,668)	(196,841)	(3,235)	(381,762)	(1,693)	(199,791)
有形固定資産および無形資産の減価償却費、償却費および減損	4.8	(92)	(10,857)	(86)	(10,149)	(41)	(4,838)
営業総利益		1,004	118,482	1,955	230,710	1,099	129,693
リスク費用	4.9	(59)	(6,963)	55	6,491	(18)	(2,124)
営業利益		945	111,519	2,010	237,200	1,081	127,569
持分法適用会社の純利益持分		(1)	(118)			1	118
その他の資産に係る純利得/(損失)	4.10	6	708				
のれんに係る評価変動額	6.7						
税引前利益		950	112,110	2,010	237,200	1,082	127,687
法人所得税		(254)	(29,975)	(525)	(61,955)	(304)	(35,875)
非継続事業からの純利益(税引後)							
純利益		696	82,135	1,485	175,245	778	91,812
非支配持分		4	472	6	708	4	472
純利益 - 当社グループの持分		692	81,663	1,479	174,537	774	91,340
1株当たり利益(ユーロ/円) <sup>1</sup>	6.10	1.96	231	4.44	524	2.37	280
希薄化後1株当たり利益(ユーロ/円) <sup>1</sup>	6.10	1.96	231	4.44	524	2.37	280

<sup>1</sup> 非継続事業からの純利益(税引後)が含まれている。

## (2) 純利益ならびに資本に直接認識された利得および損失

注記	2019年6月30日		2018年12月31日		2018年6月30日		
	百万 ユーロ	百万円	百万 ユーロ	百万円	百万 ユーロ	百万円	
<b>純利益</b>	<b>696</b>	<b>82,135</b>	<b>1,485</b>	<b>175,245</b>	<b>778</b>	<b>91,812</b>	
退職後給付に係る数理計算上の利得/(損失)	4.11	(78)	(9,205)	52	6,137	29	3,422
自己の信用リスクの変動に起因する金融負債に係る利得/(損失) <sup>1</sup>	4.11	(45)	(5,310)	368	43,428	173	20,416
資本(純損益に振り替えられない)を通じて公正価値で測定する資本性金融商品に係る利得/(損失) <sup>1</sup>	4.11	144	16,993	264	31,155	321	37,881
資本(純損益に振り替えられない)に直接認識された利得/(損失)(税引前)、持分法適用会社を除く	4.11	21	2,478	684	80,719	523	61,719
資本(純損益に振り替えられない)に直接認識された持分法適用会社の利得/(損失)に対する持分相当額(税引前)	4.11						
資本(純損益に振り替えられない)に直接認識された利得/(損失)に係る法人所得税、持分法適用会社を除く	4.11	58	6,845	(262)	(30,919)	(130)	(15,341)
資本(純損益に振り替えられない)に直接認識された持分法適用会社の利得/(損失)に対する持分相当額に係る法人所得税	4.11						
資本(純損益に振り替えられない)に直接認識された非継続事業に係る純利得/(損失)	4.11						
<b>資本(純損益に振り替えられない)に直接認識された利得/(損失)(税引後)</b>	<b>4.11</b>	<b>79</b>	<b>9,323</b>	<b>422</b>	<b>49,800</b>	<b>393</b>	<b>46,378</b>
為替換算調整勘定に係る利得/(損失)	4.11	17	2,006	148	17,465	84	9,913
資本(純損益に振り替えられる)を通じて公正価値で測定する負債性金融商品に係る利得/(損失)	4.11	2	236	(40)	(4,720)	(7)	(826)
ヘッジ手段であるデリバティブに係る利得/(損失)	4.11	360	42,484	(109)	(12,863)	(121)	(14,279)
資本(純損益に振り替えられる)に直接認識された利得/(損失)(税引前)、持分法適用会社を除く	4.11	379	44,726	(1)	(118)	(44)	(5,192)
資本(純損益に振り替えられる)に直接認識された持分法適用会社の利得/(損失)に対する持分相当額(税引前)	4.11	1	118	(1)	(118)	(1)	(118)
資本(純損益に振り替えられる)に直接認識された利得/(損失)に係る法人所得税、持分法適用会社を除く	4.11	(125)	(14,751)	47	5,546	48	5,664
資本(純損益に振り替えられる)に直接認識された持分法適用会社の利得/(損失)に対する持分相当額に係る法人所得税	4.11						
資本(純損益に振り替えられる)に直接認識された非継続事業に係る利得/(損失)(税引後)	4.11						
<b>資本(純損益に振り替えられる)に直接認識された利得/(損失)(税引後)</b>	<b>4.11</b>	<b>255</b>	<b>30,093</b>	<b>45</b>	<b>5,310</b>	<b>3</b>	<b>354</b>
<b>資本に直接認識された利得/(損失)(税引後)</b>	<b>4.11</b>	<b>334</b>	<b>39,415</b>	<b>467</b>	<b>55,111</b>	<b>396</b>	<b>46,732</b>

純利益および資本に直接認識された利得/(損失)	1,030	121,550	1,952	230,356	1,174	138,544
うち、当社グループ持分	1,025	120,960	1,951	230,238	1,168	137,836
うち、非支配持分	5	590	1	118	6	708

<sup>1</sup> 純損益に振り替えられない項目の剰余金への振替額(注記4.11参照)



## (3) 貸借対照表 - 資産

	注記	2019年6月30日		2018年12月31日	
		百万 ユーロ	百万円	百万 ユーロ	百万円
現金および中央銀行預け金		47,200	5,570,072	46,538	5,491,949
純損益を通じて公正価値で測定する金融資産	6.1-6.4	269,220	31,770,652	240,774	28,413,740
売買目的保有金融資産		268,940	31,737,609	240,560	28,388,486
純損益を通じて公正価値で測定するその他の 金融資産		280	33,043	214	25,254
ヘッジ手段であるデリバティブ		1,267	149,519	965	113,880
資本を通じて公正価値で測定する金融資産	3- 6.2-6.4	10,775	1,271,558	11,362	1,340,830
資本(純損益に振り替えられる)を通じて 公正価値で測定する負債性金融商品		9,304	1,097,965	9,700	1,144,697
資本(純損益に振り替えられない)を通じて 公正価値で測定する資本性金融商品		1,471	173,593	1,662	196,133
償却原価で測定する金融資産	3- 6.3-6.4	191,515	22,600,685	181,371	21,403,592
金融機関に対する貸出金および債権		17,044	2,011,362	19,172	2,262,488
顧客に対する貸出金および債権		141,179	16,660,534	134,302	15,848,979
負債性証券		33,292	3,928,789	27,897	3,292,125
金利ヘッジ対象のポートフォリオに係る 再評価差額				2	236
当期および繰延税金資産 <sup>1</sup>		992	117,066	1,145	135,121
経過勘定およびその他の資産		39,166	4,621,980	27,862	3,287,995
投資不動産		1	118	1	118
有形固定資産 <sup>1</sup>	6.6	841	99,246	356	42,012
無形資産	6.6	316	37,291	301	35,521
のれん	6.7	1,035	122,140	1,025	120,960
資産合計		562,328	66,360,327	511,702	60,385,953

<sup>1</sup> 2019年1月1日にIFRS第16号「リース」を初めて適用したことによる影響については、注記10「会計処理の変更またはその他の事象による影響」を参照

## (4) 貸借対照表 - 負債および株主持分

	注記	2019年6月30日		2018年12月31日	
		百万 ユーロ	百万円	百万 ユーロ	百万円
中央銀行からの預り金		639	75,408	877	103,495
純損益を通じて公正価値で測定する金融負債	6.1	259,631	30,639,054	234,880	27,718,189
売買目的保有金融負債	6.1	231,806	27,355,426	208,156	24,564,490
純損益を通じて公正価値で測定するもの として指定した金融負債	6.1	27,825	3,283,628	26,724	3,153,699
ヘッジ手段であるデリバティブ		1,695	200,027	1,067	125,917
償却原価で測定する金融負債	6.5	236,589	27,919,868	222,353	26,239,878
金融機関に対する債務	6.5	49,446	5,835,122	47,302	5,582,109
顧客に対する債務	6.5	129,145	15,240,401	123,510	14,575,415
発行債券	6.5	57,998	6,844,344	51,541	6,082,353
金利ヘッジ対象のポートフォリオに係る 再評価差額		50	5,901	5	590
当期および繰延税金負債 <sup>1</sup>		1,885	222,449	1,959	231,182
経過勘定およびその他の負債 <sup>1</sup>		33,600	3,965,136	23,487	2,771,701
保険契約に係る責任準備金		9	1,062	10	1,180
引当金	6.8	1,745	205,927	1,679	198,139
劣後債務	6.9	4,961	585,448	4,959	585,212
<b>負債合計</b>		<b>540,804</b>	<b>63,820,280</b>	<b>491,276</b>	<b>57,975,481</b>
株主持分		21,524	2,540,047	20,426	2,410,472
株主持分、当社グループの持分		21,422	2,528,010	20,308	2,396,547
資本金および剰余金		13,574	1,601,868	12,860	1,517,609
連結剰余金		6,648	784,530	5,795	683,868
資本に直接認識された利得/(損失)		508	59,949	174	20,534
資本に直接認識された非継続事業に係る利得/ (損失)					
純利益		692	81,663	1,479	174,537
非支配持分		102	12,037	118	13,925
<b>負債および株主持分合計</b>		<b>562,328</b>	<b>66,360,327</b>	<b>511,702</b>	<b>60,385,953</b>

<sup>1</sup> 2019年1月1日にIFRS第16号「リース」を初めて適用したことによる影響については、注記10「会計処理の変更またはその他の事象による影響」を参照

[次へ](#)

## (5) 株主持分変動計算書

	当社グループの持分								非支配持分							
	資本金および剰余金				資本に直接認識された利得/(損失)				資本に直接認識された利得/(損失)							
	資本金	株式発行 差金 および 連結 剰余金	自己 株式 の 消却	その他の 資本性 金融商品	資本金 および 連結 剰余金 合計	資本(純損 益に振り 替えられ る)に直接 認識され た利得/ (損失)	資本(純損 益に振り 替えられ ない)に 直接認識 された利得/ (損失)	資本に直 接認識さ れた利得 /(損失) 合計	純利益	株主 持分	資本金、 連結剰余 金および 純利益	資本(純損 益に振り 替えられ る)に直接 認識 された利 得/(損失)	資本(純損 益に振り 替えられ ない)に 直接認識 された利 得/(損失)	資本に直 接認識さ れた利得/ (損失) 合計	株主 持分	連結 株主持分
単位：百万ユーロ																
2018年1月1日現在の株主持分(公表値)	7,852	8,832		2,107	18,791	454	(305)	149		18,940	101	3	1	4	105	19,045
新基準の適用による影響		328			328	36	(483)	(447)		(119)						(119)
2018年1月1日現在の株主持分	7,852	9,160		2,107	19,119	490	(788)	(298)		18,821	101	3	1	4	105	18,926
増資																
自己株式の増減																
資本性金融商品の発行				500	500					500						500
2018年度上半期の資本性金融商品の償還				(84)	(84)					(84)						(84)
2018年度上半期の支払配当金		(1,236)			(1,236)					(1,236)	(8)				(8)	(1,244)
取得/処分による非支配持分への影響		(52)			(52)					(52)	9				9	(43)
株式に基づく報酬に関連する変動																
株主との取引に関連する変動		(1,288)		416	(872)					(872)	1				1	(871)
資本に直接認識された利得/(損失)の変動						3	392	395		395		1	1	2	2	397
うち、資本(純損益に振り替えられない)を通じて公正価値で測定する資本性金融商品に係る利得/(損失)の剰余金への振替							42	42		42						42
うち、自己の信用リスクの変動に係る利得/(損失)の剰余金への振替							10	10		10						10
持分法適用会社の資本(純利益を除く)の変動に対する持分						(1)		(1)		(1)						(1)
2018年度上半期の純利益								774		774	4				4	778
その他の変動		(15)			(15)					(15)						(15)
2018年6月30日現在の株主持分	7,852	7,857		2,523	18,232	492	(396)	96	774	19,102	106	4	2	6	112	19,214
増資											11				11	11
自己株式の増減																
資本性金融商品の発行				500	500					500						500

2018年度下半期の資本性金融商品の償還			(106)	(106)					(106)						(106)
2018年度下半期の支払配当金															
取得/処分による非支配持分への影響	38			38					38						38
株式に基づく報酬に関連する変動															
<b>株主との取引に関連する変動</b>	<b>38</b>	<b>394</b>		<b>432</b>					<b>432</b>	<b>11</b>				<b>11</b>	<b>443</b>
<b>資本に直接認識された利得/(損失)の変動</b>	<b>(72)</b>			<b>(72)</b>	<b>44</b>	<b>34</b>	<b>78</b>		<b>6</b>		<b>(2)</b>	<b>(5)</b>	<b>(7)</b>	<b>(7)</b>	<b>(1)</b>
うち、資本(純損益に振り替えられない)を通じて公正価値で測定する資本性金融商品に係る利得/(損失)の剰余金への振替	(60)			(60)		18	18		(42)						(42)
うち、自己の信用リスクの変動に係る利得/(損失)の剰余金への振替	(12)			(12)		2	2		(10)						(10)
持分法適用会社の資本(純利益を除く)の変動に対する持分															
2018年度下半期の純利益								705	705	2				2	707
その他の変動	63			63					63						63
2018年12月31日現在の株主持分	7,852	7,886	2,917	18,655	536	(362)	174	1,479	20,308	119	2	(3)	(1)	118	20,426
2018年度の利益処分		1,479		1,479				(1,479)							
2019年1月1日現在の株主持分	7,852	9,365	2,917	20,134	536	(362)	174		20,308	119	2	(3)	(1)	118	20,426
新基準の適用による影響															
2019年1月1日現在の株主持分(修正再表示後)	7,852	9,365	2,917	20,134	536	(362)	174		20,308	119	2	(3)	(1)	118	20,426
増資															
自己株式の増減															
資本性金融商品の発行			714	714					714						714
2019年度上半期の資本性金融商品の償還			(124)	(124)					(124)						(124)
2019年度上半期の支払配当金	(489)			(489)					(489)	(8)				(8)	(497)
取得/処分による非支配持分への影響	(1)			(1)					(1)	(8)				(8)	(9)
株式に基づく報酬に関連する変動															
<b>株主との取引に関連する変動</b>	<b>(490)</b>	<b>590</b>		<b>100</b>					<b>100</b>	<b>(16)</b>				<b>(16)</b>	<b>84</b>
<b>資本に直接認識された利得/(損失)の変動</b>	<b>18</b>			<b>18</b>	<b>253</b>	<b>79</b>	<b>332</b>		<b>350</b>		<b>1</b>		<b>1</b>	<b>1</b>	<b>351</b>
うち、資本(純損益に振り替えられない)を通じて公正価値で測定する資本性金融商品に係る利得/(損失)の剰余金への振替	20			20		(20)	(20)								
うち、当社の信用リスクの変動に係る利得/(損失)の剰余金への振替	(2)			(2)		2	2								

持分法適用会社の資本(純利益を除く) の変動に対する持分					1		1		1				1	
2019年度上半期の純利益								692	692	4		4	696	
その他の変動	(29)		(29)						(29)	(5)		(5)	(34)	
2019年6月30日現在の株主持分	7,852	8,864	3,507	20,223	790	(283)	507	692	21,422	102	3	(3)	102	21,524

	当社グループの持分								非支配持分							
	資本金および剰余金				資本に直接認識された利得/ (損失)				資本に直接認識された利得/ (損失)							
	資本金	株式発行 差金 および 連結 剰余金	自己 株式 の 消却	その他の 資本金 金融商品	資本金 および 連結 剰余金 合計	資本(純損 益に振り替 えられる) に直接認識 された利 得/(損失)	資本(純損 益に振り 替えられ ない)に直 接認識さ れた利得/ (損失)	資本に直 接認識さ れた利得 /(損失)	純利益	株主 持分	資本金、 連結剰余 金および 純利益	資本(純損 益に振り 替えられ る)に直接 認識 された利 得/(損失)	資本(純損 益に振り替 えられな い)に 直接認識 された利 得/(損失)	資本に直 接認識さ れた利得/ (損失)	株主 持分	連結 株主持分
単位：百万円																
2018年1月1日現在の株主持分 (公表値)	926,615	1,042,264		248,647	2,217,526	53,577	(35,993)	17,583		2,235,109	11,919	354	118	472	12,391	2,247,500
新基準の適用による影響		38,707			38,707	4,248	(56,999)	(52,750)		(14,043)						(14,043)
2018年1月1日現在の株主持分	926,615	1,080,972		248,647	2,256,233	57,825	(92,992)	(35,167)		2,221,066	11,919	354	118	472	12,391	2,233,457
増資																
自己株式の増減																
資本性金融商品の発行				59,005	59,005					59,005						59,005
2018年度上半期の資本性金融商品の償還				(9,913)	(9,913)					(9,913)						(9,913)
2018年度上半期の支払配当金		(145,860)			(145,860)					(145,860)	(944)				(944)	(146,804)
取得/処分による非支配持分への影響		(6,137)			(6,137)					(6,137)	1,062				1,062	(5,074)
株式に基づく報酬に関連する変動																
株主との取引に関連する変動		(151,997)		49,092	(102,905)					(102,905)	118				118	(102,787)
資本に直接認識された利得/ (損失)の変動						354	46,260	46,614		46,614		118	118	236	236	46,850
うち、資本(純損益に振り替えられない)を通じて公正価値で測定する資本性金融商品に係る利得/(損失)の剰余金への振替							4,956	4,956		4,956						4,956
うち、自己の信用リスクの変動に係る利得/(損失)の剰余金への振替							1,180	1,180		1,180						1,180
持分法適用会社の資本(純利益を除く)の変動に対する持分						(118)		(118)		(118)						(118)
2018年度上半期の純利益									91,340	91,340	472				472	91,812
その他の変動		(1,770)			(1,770)					(1,770)						(1,770)
2018年6月30日現在の株主持分	926,615	927,205		297,739	2,151,558	58,061	(46,732)	11,329	91,340	2,254,227	12,509	472	236	708	13,217	2,267,444
増資											1,298					1,298
自己株式の増減																

資本性金融商品の発行			59,005	59,005				59,005						59,005	
2018年度下半期の資本性金融商品の償還			(12,509)	(12,509)				(12,509)						(12,509)	
2018年度下半期の支払配当金															
取得/処分による非支配持分への影響	4,484			4,484				4,484						4,484	
株式に基づく報酬に関連する変動															
<b>株主との取引に関連する変動</b>	<b>4,484</b>		<b>46,496</b>	<b>50,980</b>				<b>50,980</b>	<b>1,298</b>				<b>1,298</b>	<b>52,278</b>	
<b>資本に直接認識された利得/(損失)の変動</b>	<b>(8,497)</b>		<b>(8,497)</b>	<b>5,192</b>	<b>4,012</b>	<b>9,205</b>		<b>708</b>		<b>(236)</b>	<b>(590)</b>	<b>(826)</b>	<b>(826)</b>	<b>(118)</b>	
うち、資本(純損益に振り替えられない)を通じて公正価値で測定する資本性金融商品に係る利得/(損失)の剰余金への振替	(7,081)		(7,081)		2,124	2,124		(4,956)						(4,956)	
うち、自己の信用リスクの変動に係る利得/(損失)の剰余金への振替	(1,416)		(1,416)		236	236		(1,180)						(1,180)	
持分法適用会社の資本(純利益を除く)の変動に対する持分															
2018年度下半期の純利益								83,197	83,197	236			236	83,433	
その他の変動	7,435		7,435					7,435						7,435	
2018年12月31日現在の株主持分	926,615	930,627	344,235	2,201,477	63,253	(42,720)	20,534	174,537	2,396,547	14,043	236	(354)	(118)	13,925	2,410,472
2018年度の利益処分		174,537		174,537				(174,537)							
2019年1月1日現在の株主持分	926,615	1,105,164	344,235	2,376,013	63,253	(42,720)	20,534		2,396,547	14,043	236	(354)	(118)	13,925	2,410,472
新基準の適用による影響															
2019年1月1日現在の株主持分(修正再表示後)	926,615	1,105,164	344,235	2,376,013	63,253	(42,720)	20,534		2,396,547	14,043	236	(354)	(118)	13,925	2,410,472
増資															
自己株式の増減															
資本性金融商品の発行			84,259	84,259					84,259					84,259	
2019年度上半期の資本性金融商品の償還			(14,633)	(14,633)					(14,633)					(14,633)	
2019年度上半期の支払配当金		(57,707)		(57,707)					(57,707)	(944)			(944)	(58,651)	
取得/処分による非支配持分への影響		(118)		(118)					(118)	(944)			(944)	(1,062)	
株式に基づく報酬に関連する変動															
<b>株主との取引に関連する変動</b>	<b>(57,825)</b>		<b>69,626</b>	<b>11,801</b>				<b>11,801</b>	<b>(1,888)</b>				<b>(1,888)</b>	<b>9,913</b>	
<b>資本に直接認識された利得/(損失)の変動</b>	<b>2,124</b>		<b>2,124</b>	<b>29,857</b>	<b>9,323</b>	<b>39,179</b>		<b>41,304</b>		<b>118</b>		<b>118</b>	<b>118</b>	<b>41,422</b>	

うち、資本(純損益に振り替えられない)を通じて公正価値で測定する資本性金融商品に係る利得/(損失)の剰余金への振替	2,360		2,360		(2,360)	(2,360)								
うち、当社の信用リスクの変動に係る利得/(損失)の剰余金への振替	(236)		(236)		236	236								
持分法適用会社の資本(純利益を除く)の変動に対する持分					118	118		118						118
2019年度上半期の純利益								81,663	81,663	472		472		82,135
その他の変動	(3,422)		(3,422)						(3,422)	(590)		(590)		(4,012)
2019年6月30日現在の株主持分	926,615	1,046,041	413,861	2,386,516	93,228	(33,397)	59,831	81,663	2,528,010	12,037	354	(354)	12,037	2,540,047

[次へ](#)



## (6) キャッシュ・フロー計算書

注記	2019年6月30日		2018年12月31日		2018年6月30日		
	百万 ユーロ	百万円	百万 ユーロ	百万円	百万 ユーロ	百万円	
税引前利益	950	112,110	2,010	237,200	1,082	127,687	
有形固定資産および無形資産 の減価償却費、償却費および 減損	4.8	92	10,857	86	10,149	41	4,838
のれんおよびその他の非流動 資産の減損	6.7						
減損および引当金繰入額	77	9,087	(19)	(2,242)	31	3,658	
持分法適用会社の純利益持分	1	118			(1)	(118)	
投資活動に係る損失/(利得) 純額	(6)	(708)					
財務活動に係る損失/(利得) 純額	121	14,279	188	22,186	86	10,149	
その他の変動	(476)	(56,173)	(56)	(6,609)	(840)	(99,128)	
税引前利益に含まれる非資金 項目およびその他の調整合計	(191)	(22,540)	199	23,484	(683)	(80,601)	
金融機関に対する項目の変動	7,312	862,889	5,536	653,303	10,068	1,188,125	
顧客に対する項目の変動	(5,350)	(631,354)	(592)	(69,862)	(9,517)	(1,123,101)	
金融資産および金融負債 の変動	(25)	(2,950)	1,935	228,349	(2,023)	(238,734)	
非金融資産および非金融負債 の変動	(1,459)	(172,177)	(371)	(43,782)	(120)	(14,161)	
持分法適用会社からの配当金 受取額							
法人所得税支払額	(191)	(22,540)	(203)	(23,956)	(62)	(7,317)	
営業活動から生じた資産 および負債の純額の増加/ (減少)	287	33,869	6,305	744,053	(1,653)	(195,071)	
非継続事業による変動							
営業活動による現金収入/ (支出)純額合計(A)	1,046	123,438	8,514	1,004,737	(1,255)	(148,103)	
参加持分の変動 <sup>1</sup>	450	53,105	(7)	(826)	(12)	(1,416)	
有形固定資産および無形資産 の変動	(29)	(3,422)	(159)	(18,764)	(68)	(8,025)	
非継続事業による変動							
投資活動による現金収入/ (支出)純額合計(B)	421	49,682	(166)	(19,590)	(79)	(9,323)	
株主から受け取った/ (に支払った)現金 <sup>2</sup>	95	11,211	(422)	(49,800)	(827)	(97,594)	
財務活動によるその他の現金 収入/(支出) <sup>3</sup>	1,606	189,524	824	97,240	34	4,012	
非継続事業による変動							
財務活動による現金収入 (支出)純額合計(C)	1,701	200,735	402	47,440	(793)	(93,582)	
現金および現金同等物に 対する為替レートの変動 の影響(D)	896	105,737	1,298	153,177	647	76,352	
現金および現金同等物の増 加/(減少)純額(A+B+C+D)	4,064	479,593	10,048	1,185,764	(1,480)	(174,655)	
現金および現金同等物 期首残高	42,150	4,974,122	32,101	3,788,239	32,101	3,788,239	

現金および中央銀行預け金の 残高純額*	45,647	5,386,802	31,008	3,659,254	31,008	3,659,254
銀行間預け金/預金の残高 純額**	(3,497)	(412,681)	1,093	128,985	1,093	128,985
現金および現金同等物 期末残高	46,214	5,453,714	42,149	4,974,003	30,621	3,613,584
現金および中央銀行預け金の 残高純額*	46,554	5,493,838	45,646	5,386,684	31,833	3,756,612
銀行間預け金/預金の 残高純額**	(340)	(40,123)	(3,497)	(412,681)	(1,212)	(143,028)
現金および現金同等物純額の変動	4,064	479,593	10,048	1,185,764	(1,480)	(174,655)

\* 「現金および中央銀行預け金」の残高純額(経過利息を除く。)から構成されている。

\*\* 「貸倒懸念のない銀行間預け金」および「貸倒懸念のないコールローン」(注記6.3参照)ならびに「銀行間預金」および「コールマネー」(経過利息を除く。)(注記6.5参照)の残高純額から構成されている。

<sup>1</sup> この項目は、参加持分の取得および処分による現金に対する正味の影響額を表している。これらの外部との取引については、注記2「当期間における組織上の主要な取引および重要な事象」に記載している。これは主に、クレディ・アグリコル・CIBのバンク・サウジ・フランシに対する持分4.9%の売却444百万ユーロである。

<sup>2</sup> 2019年度上半期の金額には、クレディ・アグリコル・CIBによるクレディ・アグリコル・エス・エーに対する配当金支払額  
-599百万ユーロ、およびクレディ・アグリコル・CIBによるクレディ・アグリコル・エス・エーに対するAT1債の発行  
714百万ユーロが含まれている。

<sup>3</sup> この項目には、主に、CASAが引き受けていた超劣後証券の繰上償還の実行-232百万ユーロ、CASAに対する社債の発行  
1,798百万ユーロ、クレディ・アグリコル・エス・エーに対する劣後債務の発行250百万ユーロ、および利息支払額-121  
百万ユーロが含まれている。

[次へ](#)

## (7)中間連結財務諸表に対する注記

注記1:当社グループが採用している会計原則および会計方針、使用した判断および見積り

## 1.1 適用基準および比較可能性

クレディ・アグリコル・CIB・グループの2019年6月30日現在の要約中間連結財務諸表は、IAS第34号「期中財務報告」に準拠して作成し、表示している。同基準書は、期中財務報告書に含めるべき最小限の内容を定義し、期中財務報告に適用すべき認識および測定原則を明示するものである。

要約中間連結財務諸表の作成に適用した基準および解釈指針は、クレディ・アグリコル・CIB・グループの2018年12月31日終了事業年度の連結財務諸表に適用したものと同一であり、CE規則第1606/2002号に従い、欧州連合が採用したIAS/IFRSの基準およびIFRICの解釈指針(「カーブアウト」版)(マクロヘッジ会計に関するIAS第39号の一部適用除外)に準拠している。

当該基準および解釈指針は、2019年6月30日時点で欧州連合が採用するIFRSの規定により補完されており、2019年度から強制適用となっている。

これには以下が含まれる。

基準、修正または解釈指針	欧州連合による 公表日	強制適用日 (以下の日に開始 する事業年度)	当社グループの 適用の有無
IFRS第16号「リース」 リース会計に関するIAS第17号および関連解釈指針(IFRIC第4号「契約にリースが含まれているか否かの判断」、SIC第15号「オペレーティング・リース - インセンティブ」およびSIC第27号「リースの法形式を伴う取引の実質の評価」)を置き換える	2017年10月31日 (UE 2017/1986)	2019年1月1日	はい
IFRS第9号「金融商品」の修正 負の補償を伴う期限前償還要素	2018年3月22日 (UE 2018/498)	2019年1月1日 <sup>(1)</sup>	はい
IFRIC解釈指針第23号「法人所得税の税務処理に関する不確実性」 IAS第12号「法人所得税」の明確化	2018年10月24日 (UE 2018/1595)	2019年1月1日 <sup>(2)</sup>	はい
IFRSの年次改善「2015年 - 2017年サイクル」 - IAS第12号「法人所得税」 - IAS第23号「借入コスト」 - IFRS第3号/IFRS第11号「企業結合」	2019年3月15日 (UE 2019/412)	2019年1月1日 2019年1月1日 2019年1月1日	はい はい はい
IAS第28号「関連会社および共同支配企業に対する投資」の修正 関連会社/共同支配企業に対する長期持分に関する投資者の会計処理の明確化	2019年2月11日 (UE 2019/237)	2019年1月1日	はい

IAS第19号「従業員給付」の修正 制度改訂、縮小または清算が行われた場合の 当期勤務費用および利息純額の算定の明確化	2019年3月14日 (UE 2019/402)	2019年1月1日	はい
---	-----------------------------	-----------	----

(1) 当社グループは、2018年1月1日から当該IFRS第9号の修正の早期適用を決定している。

(2) 不確実な税務ポジションの貸借対照表上の表示に関して、2018年10月24日付のIFRIC解釈指針第23号(EU2018/1595)では明確に規定されなかったため、2018年12月31日と比較して分類に変更はない。

このように、クレディ・アグリコル・CIB・グループは、2019年1月1日より、IFRS第16号「リース」に準拠したIFRS財務諸表を初めて公表している。

IFRS第16号「リース」は、IAS第17号および関連するすべての解釈指針(IFRIC第4号「契約にリースが含まれているか否かの判断」、SIC第15号「オペレーティング・リース - インセンティブ」およびSIC第27号「リースの法形式を伴う取引の実質の評価」)を置き換えている。

IFRS第16号により導入される主な変更は、借手の会計処理である。IFRS第16号は、借手に対して、契約期間にわたりコミットメントであるリース債務を負債に、使用権資産(減価償却対象)を資産に認識することにより、すべてのリース契約を貸借対照表に計上するモデルを要求している。

IFRS第16号の当初適用にあたり、当社グループは修正遡及方式を選択適用し、過去にIAS第17号を適用してオペレーティング・リースに分類していた契約について、IFRS第16号C5項(b)に従い2019年度比較情報の修正再表示を行っていない。この方式により、当社グループは、リース負債を残りのリース料の現在価値で測定するとともに、使用権資産をリース負債の額(該当ある場合、適用開始日の直前に貸借対照表に認識していた当該リースに係る前払リース料または未払リース料の金額の分を修正後)で認識している。

過去にファイナンス・リースに分類していたリースに関しては、適用開始日に、リース資産およびリース負債の帳簿価額を使用権資産およびリース負債に分類変更している。

IFRS第16号の適用による株主持分への重要な影響はない。

当社グループは移行日に、当該基準が定める以下の実務上の便法を選択適用している。

- ・ 適用開始日から12ヶ月以内にリース期間が終了する契約の修正免除
- ・ 原資産が少額であるリースの修正免除
- ・ 使用権を財政状態計算書に2018年12月31日現在認識していた額に不利なリースに係る引当金の分修正
- ・ 当初直接コストを使用権の測定から除外

また、当社グループは、適用開始日に契約がリースまたはリースを含んだものであるかどうかの再判定を行わないことを選択しており、移行日より前に締結していた契約のうちIAS第17号およびIFRIC第4号に従いリースとして識別していた契約に対してIFRS第16号を適用している。

使用権およびリース負債の計算に適用している割引率は、2019年1月1日時点のリース契約の残存期間に基づく、IFRS第16号の適用開始日現在の追加借入利子率である。

適用開始日に認識した使用権は、主に不動産(事務所建物)のリースに関するものである。

当社グループは、2019年6月30日現在IASBにより公表されているが欧州連合は未採択の基準および解釈指針は適用していない。当該基準および解釈指針は欧州連合が定めた日に発効するため、2019年6月30日時点では当社グループはこれらを適用していない。

これは特にIFRS第17号が該当する。

IFRS第17号「保険契約」は、IFRS第4号を置き換えるものである。IASBは2018年11月14日開催の会合で、適用開始日の2022年1月1日までの1年延期を含む、複数の修正を提案した。これらの修正案は、2019年の公開協議の対象(公開草案)となるはずである。

当該基準は、保険契約負債の評価、認識、保険契約の収益性の評価、および表示に関する新たな原則を規定している。当社グループでは、2017年度および2018年度に、保険子会社における当該基準の論点や影響を識別するため、導入プロジェクトの枠組みを始動させている。この分析および準備作業は、2019年度も継続している。

上記の他に、IAS第1号/第8号「財務諸表の表示」の修正(2020年1月1日から適用、欧州連合の採択が条件)がIASBから公表されているが、当社グループでは重要な論点はない。

要約中間連結財務諸表は、クレディ・アグリコル・CIB・グループの2018年12月31日現在の連結財務諸表に開示している情報を更新することを目的としており、同連結財務諸表との併読が必要である。このため、要約中間連結財務諸表には、クレディ・アグリコル・CIB・グループの財政状態および経営成績の変動に関する最も重要な情報についてのみ記載している。

本質的に、見積りは、連結財務諸表の作成に不可欠であり、見積りには仮定の使用が必要とされ、将来の実際の結果に関するリスクおよび不確実性を伴う。仮定の使用を必要とする会計上の見積りは、主に、公正価値で測定する金融商品、非連結会社に対する参加持分、年金制度およびその他の将来の従業員給付、ストック・オプション制度、回収不能債権の減損、引当金、のれんの減損、および繰延税金資産の評価を行う際に使用される。

## 1.2 会計原則および会計方針

### リース(IFRS第16号)

当社グループは、リースの貸手または借手となる場合がある。

#### 当社グループが貸手の場合のリース

リース取引は、その実質および財務的実態を基に分析の上、ファイナンス・リースまたはオペレーティング・リースに分類している。

- ・ ファイナンス・リースの場合、リースは、貸手から融資を受けた借手への資産の売却と同一とされる。貸手は、ファイナンス・リース取引の経済的実質に関する分析を基に、以下の処理を行う。
  - a) リースした固定資産を貸借対照表から除く。
  - b) 顧客に対する金融債権を、当該リースにおいて貸手が受け取るべきリース料をリースの計算利率で割り引いた金額に貸手に発生している無保証残存価値を加えた額で、「償却原価で測定する金融資産」に計上する。
  - c) 当該金融債権とリースした固定資産の正味帳簿価額との差額に係る一時差異について、繰延税金を認識する。
  - d) リース料(収益)は、利息部分と元本の回収部分とに分解する。
- ・ オペレーティング・リースの場合、貸手は、リース資産を貸借対照表の資産の部の「有形固定資産」に認識するとともに、リース収益を定額法により損益計算書の「その他の業務収益」に計上する。

#### 当社グループが借手の場合のリース

リース資産が利用可能となった日に、リース取引を貸借対照表に認識している。借手は、予想契約期間にわたりリース資産の使用権を「有形固定資産」に計上するとともに、同期間にわたりリース料支払債務を「その他の負債」に計上する。

リース期間とは、リースの解約不能期間に、借手がリースを延長するオプションを行使することが合理的に確実な期間と、借手がリースを解約するオプションを行使しないことが合理的に確実な期間を調整した期間である。

フランスで商業リースに適用される期間(「3/6/9」として知られる。)は、一般に9年(最初の3年間は解約不能)である。

リース負債は、契約期間中のリース料の現在価値に等しい額で認識する。リース料には、固定リース料、変動リース料のうちレートまたは指数に応じて決まる金額、残価保証に基づいて借手が支払うと見込まれる金額、購入オプション、または早期解約に対するペナルティが含まれる。指数またはレートに応じて決まるものではない変動リース料および控除不能付加価値税は、リース負債の算定には含めず、「営業費用」に認識している。

使用权およびリース負債の算定に適用する当初の割引率は、リースの計算利率を容易に算定できない場合、契約日における契約期間に係る借手の追加借入利率となる。

リース料(費用)は、利息部分と元本の支払部分とに分解する。

使用权資産は、リース負債の当初測定のコストに、当初直接コスト、前払リース料、および原状回復コストを加えた額で測定し、予想契約期間にわたり減価償却を行う。

リース負債および使用权資産は、リース契約の見直し、リース期間の再見積り、または指数もしくはレートの適用によるリース料の改訂が行われた際に調整を行う場合がある。

借手の使用权およびリース負債に係る一時差異について、繰延税金を認識する。

IFRS第16号が定める例外に基づき、短期リース(当初の期間が12ヶ月以内)および原資産の金額が少額であるリースは、貸借対照表に認識していない。これに係るリース費用は、定額法により損益計算書の「営業費用」に計上している。

当社グループは、IFRS第16号の規定に従い、無形資産のリースにIFRS第16号を適用していない。

## 注記2: 当期間における組織上の主要な取引および重要な事象

2019年6月30日現在の連結の範囲およびその変更に関する詳細は、注記12「2019年6月30日現在の連結の範囲」の末尾に記載している。

### 2.1 バンク・サウジ・フランシの売却

クレディ・アグリコル・コーポレート・アンド・インベストメント・バンクは、バンク・サウジ・フランシ(以下「BSF」という。)の資本に対する持分4.9%のリップルウッド率いるコンソーシアムへの売却を、2019年4月29日に完了した。売却価格は、1株当たり31.50サウジ・リアル(以下「SAR」という。)、総額18.6億SAR(または444百万ユーロ)である。

- ・ 持分3.0%は、米国を拠点とする投資持株会社であるリップルウッド・アドバイザーズLLC(以下「リップルウッド」という。)が支配する投資ピークル(RAMホールディングスI Ltd)に売却
- ・ 持分1.9%は、サウジアラビアの会社であるオラヤン・サウジ投資会社に売却

この結果、バンク・サウジ・フランシに対するクレディ・アグリコル・CIBの持分は、10.0%に減少している。

クレディ・アグリコル・CIBは、この売却の一環として、BSFに対する持分6.0%を追加取得する権利をリップルウッドに付与している。この権利は、2019年12月末までに、1株当たり30.00SAR、総額21.7億SAR(売却日現在約518百万ユーロ)で行使可能である。

この取引の影響額(ワラントの行使または期限までの影響を含む。)は、全額資本に直接認識し、純損益への振替は行わない。

[次へ](#)

注記3:信用リスク

(「リスク管理 - 信用リスク」(訳者注:原文の項目)を参照。)

当期間における帳簿価額の変動および損失評価引当金の変動

損失評価引当金とは、信用リスクに関して純損益(「リスク費用」)に認識した、資産の減損およびオフバランスのコミットメントに対する引当金である。

下表は、リスク費用に認識した損失評価引当金および関連する帳簿価額の期首残高と期末残高との調整を、会計上の区分別および金融商品の種類別に表したものである。



## 償却原価で測定する金融資産: 負債性証券

	正常資産				減損資産 (バケット3)		合計		
	12ヶ月ECLの対 象となる資産 (バケット1)		全期間ECLの対 象となる資産 (バケット2)		帳簿価 額総額	損失 評価 引当金	帳簿価 額総額 (a)	損失 評価 引当金 (b)	帳簿価額 純額 (a)+(b)
	帳簿価額 総額	損失 評価 引当 金	帳簿価 額総額	損失 評価 引当金					
百万ユーロ									
2019年1月1日現在	27,889	(4)			26	(14)	27,915	(18)	27,897
当期間のバケット間の資産の振替	(24)	3	24	(3)					
バケット1からバケット2への振替	(24)	3	24	(3)					
バケット2からバケット1への回復									
バケット3への振替 <sup>(1)</sup>									
バケット3からバケット2/ バケット1への回復									
振替後計	27,865	(1)	24	(3)	26	(14)	27,915	(18)	27,897
帳簿価額総額および損失評価 引当金の変動	5,555	(5)	197	(10)	(4)		5,748	(15)	
新たな金融資産: 取得、供与、 組成等 <sup>(2)</sup>	128,305	(11)					128,305	(11)	
認識の中止: 処分、償還、満期等	(125,859)	8					(125,859)	8	
直接償却									
財政的困難によるリストラクチャ リング時のキャッシュ・フローの 条件変更									
当期間におけるモデルの信用リス クパラメータの変更									
モデル/手法の変更									
範囲の変更									
その他	3,109	(2)	197	(10)	(4)		3,302	(12)	
合計	33,420	(6)	221	(13)	22	(14)	33,663	(33)	33,630
特定の会計上の測定方法に起因す る帳簿価額の増減(損失評価引当金 への重要な影響なし) <sup>(3)</sup>	(338)						(338)		
2019年6月30日現在	33,082	(6)	221	(13)	22	(14)	33,325	(33)	33,292
当期間に直接償却を行った金融資 産の契約金額のうち依然履行強制 活動の対象となっている額									

(1) バケット3への振替は、当初バケット1に分類していたが、当期間にバケット3に直接引き下げた、またはバケット2を経てバケット3に引き下げた残高である。

(2) バケット2の組成には、当期間にバケット2に振り替えたバケット1の残高が含まれている場合がある。

- (3) ミクロヘッジを行っている商品の公正価値再評価額の変動、実効金利法の適用による増減(プレミアム/ディスカウ  
トの償却を含む。)、リストラクチャリング債権に係る割引の振戻しに起因する増減(当該資産の残存期間にわたり銀行  
業務純収益に戻入)、および為替の影響による増減が含まれている。

## 償却原価で測定する金融資産:金融機関に対する貸出金および債権

	正常資産				減損資産 (バケット3)			合計	
	12ヶ月ECLの対 象となる資産 (バケット1)		全期間ECLの対 象となる資産 (バケット2)		帳簿価 額総額	損失 評価 引当金	帳簿価額 総額(a)	損失評 価引当 金(b)	帳簿価額 純額 (a)+(b)
	帳簿価 額総額	損失 評価 引当金	帳簿価 額総額	損失 評価 引当金					
百万ユーロ									
2019年1月1日現在	19,101	(4)	55		411	(391)	19,567	(395)	19,172
当期間のバケット間の資産の振替	52		(52)						
バケット1からバケット2への振替									
バケット2からバケット1への回復	52		(52)						
バケット3への振替 <sup>(1)</sup>									
バケット3からバケット2/ バケット1への回復									
振替後計	19,153	(4)	3		411	(391)	19,567	(395)	19,172
帳簿価額総額および損失評価 引当金の変動	(2,173)	1	11		1	(2)	(2,161)	(1)	
新たな金融資産:取得、 供与、組成等 <sup>(2)</sup>	7,902	(2)	12				7,914	(2)	
認識の中止:処分、償還、 満期等	(10,177)	5	(1)	1	(1)		(10,179)	6	
直接償却									
財政的困難によるリストラクチャ リング時のキャッシュ・フローの 条件変更									
当期間におけるモデルの信用 リスクパラメータの変更									
モデル/手法の変更									
範囲の変更									
その他	102	(2)		(1)	2	(2)	104	(5)	
合計	16,980	(3)	14		412	(393)	17,406	(396)	17,010
特定の会計上の測定方法に起因す る帳簿価額の増減(損失評価引当金 への重要な影響なし) <sup>(3)</sup>	32		1		1		34		
2019年6月30日現在	17,012	(3)	15		413	(393)	17,440	(396)	17,044
当期間に直接償却を行った金融資 産の契約金額のうち依然履行強制 活動の対象となっている額									

(1) バケット3への振替は、当初バケット1に分類していたが、当期間にバケット3に直接引き下げた、またはバケット2を経てバケット3に引き下げた残高である。

(2) バケット2の組成には、当期間にバケット2に振り替えたバケット1の残高が含まれている場合がある。

- (3) ミクロヘッジを行っている商品の公正価値再評価額の変動、実効金利法の適用による増減(プレミアム/ディスカウ  
トの償却を含む。)、リストラクチャリング債権に係る割引の振戻しに起因する増減(当該資産の残存期間にわたり銀行  
業務純収益に戻入)、および為替の影響による増減が含まれている。

## 償却原価で測定する金融資産:顧客に対する貸出金および債権

	正常資産				減損資産 (バケット3)		合計		
	12ヶ月ECLの対 象となる資産 (バケット1)		全期間ECLの対 象となる資産 (バケット2)		帳簿価 額総額	損失 評価 引当金	帳簿価額 総額(a)	損失評価 引当金 (b)	帳簿価額 純額 (a)+(b)
	帳簿価額 総額	損失 評価 引当金	帳簿価額 総額	損失 評価 引当金					
百万ユーロ									
2019年1月1日現在	121,300	(144)	12,110	(434)	3,226	(1,756)	136,636	(2,334)	134,302
当期間のバケット間の資産の 振替	(571)	(35)	340	42	231	(82)		(75)	
バケット1からバケット2への 振替	(1,888)	2	1,888	(8)				(6)	
バケット2からバケット1への 回復	1,432	(44)	(1,432)	45				1	
バケット3への振替 <sup>(1)</sup>	(115)	7	(129)	6	244	(83)		(70)	
バケット3からバケット2/ バケット1への回復			13	(1)	(13)	1		0	
振替後計	120,729	(179)	12,450	(392)	3,457	(1,838)	136,636	(2,409)	134,227
帳簿価額総額および損失評価 引当金の変動	7,921	16	(1,271)		(514)	141	6,136	157	
新たな金融資産:取得、 供与、組成等 <sup>(2)</sup>	57,500	(85)	1,759	(154)			59,259	(239)	
認識の中止:処分、償還、 満期等	(47,104)	91	(2,889)	160	(370)	88	(50,363)	339	
直接償却					(151)	149	(151)	149	
財政的困難によるリストラク チャリング時のキャッシュ・ フローの条件変更		(1)				(1)		(2)	
当期間におけるモデルの信用 リスクパラメータの変更		3		(11)		(112)		(120)	
モデル/手法の変更									
範囲の変更									
その他	(2,475)	8	(141)	5	7	17	(2,609)	30	
合計	128,650	(163)	11,179	(392)	2,943	(1,697)	142,772	(2,252)	140,520
特定の会計上の測定方法に 起因する帳簿価額の増減 (損失評価引当金への重要 な影響なし) <sup>(3)</sup>	220		115		324		659		
2019年6月30日現在	128,870	(163)	11,294	(392)	3,267	(1,697)	143,431	(2,252)	141,179
当期間に直接償却を行った金 融資産の契約金額のうち依然 履行強制活動の対象となって いる額									

- (1) バケット3への振替は、当初バケット1に分類していたが、当期間にバケット3に直接引き下げた、またはバケット2を経てバケット3に引き下げた残高である。
- (2) バケット2の組成には、当期間にバケット2に振り替えたバケット1の残高が含まれている場合がある。
- (3) ミクロヘッジを行っている商品の公正価値再評価額の変動、実効金利法の適用による増減(プレミアム/ディスカウントの償却を含む。)、リストラクチャリング債権に係る割引の振戻しに起因する増減(当該資産の残存期間にわたり銀行業務純収益に戻入)、および為替の影響による増減が含まれている。

## 資本を通じて公正価値で測定する金融資産:負債性証券

	正常資産				減損資産 (バケット3)		合計	
	12ヶ月ECLの対 象となる資産 (バケット1)		全期間ECLの対 象となる資産 (バケット2)		帳簿 価額	損失 評価 引当金	帳簿 価額	損失 評価 引当金
	帳簿 価額	損失 評価 引当金	帳簿 価額	損失 評価 引当金				
百万ユーロ								
2019年1月1日現在	9,700	(3)				(3)	9,700	(6)
当期間のバケット間の資産の振替								
バケット1からバケット2への振替								
バケット2からバケット1への回復								
バケット3への振替 <sup>(1)</sup>								
バケット3からバケット2/ バケット1への回復								
振替後計	9,700	(3)				(3)	9,700	(6)
帳簿価額総額および損失評価 引当金の変動	(493)						(493)	
当期間の公正価値による再評価	104						104	
新たな金融資産:取得、供与、 組成等 <sup>(2)</sup>	956	(1)					956	(1)
認識の中止:処分、償還、満期等	(1,619)	1					(1,619)	1
直接償却								
財政的困難によるリストラクチャー リング時のキャッシュ・フローの条件 変更								
当期間におけるモデルの 信用リスクパラメータの変更								
モデル/手法の変更								
範囲の変更								
その他	66						66	
合計	9,207	(3)				(3)	9,207	(6)
特定の会計上の測定方法に起因する 帳簿価額の増減(損失評価引当金へ の重要な影響なし) <sup>(3)</sup>	97						97	
2019年6月30日現在	9,304	(3)				(3)	9,304	(6)
当期間に直接償却を行った金融資産 の契約金額のうち依然履行強制活動 の対象となっている額								

(1) バケット3への振替は、当初バケット1に分類していたが、当期間にバケット3に直接引き下げた、またはバケット2を経てバケット3に引き下げた残高である。

(2) バケット2の組成には、当期間にバケット2に振り替えたバケット1の残高が含まれている場合がある。

(3) 実効金利法の適用による影響(プレミアム/ディスカウントの償却)が含まれている。

## 融資コミットメント

	正常コミットメント				減損コミットメント (バケツ3)			合計	
	12ヶ月ECLの 対象となる コミットメント (バケツ1)		全期間ECLの 対象となる コミットメント (バケツ2)		コミッ トメン ト額	損失 評価 引当金	コミット メント額 (a)	損失 評価 引当金 (b)	コミット メント 純額 (a)+(b)
	コミット メント額	損失 評価 引当金	コミッ トメン ト額	損失 評価 引当金					
百万ユーロ									
2019年1月1日現在	125,869	(75)	3,517	(160)	34	(3)	129,420	(238)	129,182
当期間のバケツ間の コミットメントの振替	(1,573)	(5)	1,323	5	249	(3)	(1)	(3)	
バケツ1からバケツ2への 振替	(1,824)	7	1,824	(7)					
バケツ2からバケツ1への 回復	481	(12)	(481)	12					
バケツ3への振替 <sup>(1)</sup>	(230)		(20)		249	(3)	(1)	(3)	
バケツ3からバケツ2/ バケツ1への回復									
振替後計	124,296	(80)	4,840	(155)	283	(6)	129,419	(241)	129,178
契約金額および損失評価 引当金の変動	3,796	12	(1,345)	8	(137)	(5)	2,314	15	
新たに供与した コミットメント <sup>(2)</sup>	47,683	(32)	438	(65)			48,121	(97)	
コミットメントの消滅	(50,317)	46	(1,745)	74	(64)	1	(52,126)	121	
減額									
財政的困難によるリストラク チャリング時のキャッシュ・ フローの条件変更									
当期間におけるモデルの信用 リスクパラメータの変更						(6)		(6)	
モデル/手法の変更									
範囲の変更									
その他	6,430	(2)	(38)	(1)	(73)		6,319	(3)	
2019年6月30日現在	128,092	(68)	3,495	(147)	146	(11)	131,733	(226)	131,507

(1) バケツ3への振替は、当初バケツ1に分類していたが、当期間にバケツ3に直接引き下げた、またはバケツ2を経てバケツ3に引き下げた残高である。

(2) バケツ2の新たに供与したコミットメントには、当期間にバケツ2に振り替えたバケツ1で組成したコミットメントが含まれている場合がある。



## 保証コミットメント

	正常コミットメント				減損コミットメント (バケツト3)			合計	
	12ヶ月ECLの 対象となる コミットメント (バケツト1)		全期間ECLの 対象となる コミットメント (バケツト2)		コミッ トメン ト額	損失 評価 引当金	コミット メント額 (a)	損失 評価 引当金 (b)	コミット メント 純額 (a)+(b)
	コミット メント額	損失 評価 引当金	コミッ トメン ト額	損失 評価 引当金					
百万ユーロ									
2019年1月1日現在	46,711	(14)	2,855	(28)	304	(92)	49,870	(134)	49,736
当期間のバケツト間の コミットメントの振替	(745)	(2)	699	(5)	46	(14)		(21)	
バケツト1からバケツト2への 振替	(1,159)	1	1,159	(1)					
バケツト2からバケツト1への 回復	430	(3)	(430)	3					
バケツト3への振替 <sup>(1)</sup>	(16)		(46)	(7)	62	(14)		(21)	
バケツト3からバケツト2/ バケツト1への回復			16		(16)				
振替後計	45,966	(16)	3,554	(33)	350	(106)	49,870	(155)	49,715
契約金額および損失評価引当 金の変動	576	2	97	(1)	(10)	14	663	15	
新たに供与したコミットメン ト <sup>(2)</sup>	14,994	(6)	607	(17)			15,601	(23)	
コミットメントの消滅	(14,520)	5	(512)	14	(27)	18	(15,059)	37	
減額					(8)		(8)		
財政的困難によるリストラク チャリング時のキャッシュ・ フローの条件変更									
当期間におけるモデルの信用 リスクパラメータの変更		2		1		(4)		(1)	
モデル/手法の変更									
範囲の変更									
その他	102	1	2	1	25		130	2	
2019年6月30日現在	46,542	(14)	3,651	(34)	340	(92)	50,534	(140)	50,393

(1) バケツト3への振替は、当初バケツト1に分類していたが、当期間にバケツト3に直接引き下げた、またはバケツト2を経てバケツト3に引き下げた残高である。

(2) バケツト2の新たに供与したコミットメントには、当期間にバケツト2に振り替えたバケツト1で組成したコミットメントが含まれている場合がある。

## 注記4:純利益および資本に直接認識された利得/(損失)に対する注記

## 4.1 受取利息および支払利息

百万ユーロ	2019年6月30日	2018年12月31日	2018年6月30日
償却原価で測定する金融資産	3,465	5,717	2,728
金融機関との取引	684	1,024	528
クレディ・アグリコルの内部取引			
顧客との取引	2,481	4,368	2,079
ファイナンス・リース取引			2
負債性証券	300	325	119
資本を通じて公正価値で測定する金融資産	79	202	91
金融機関との取引			
顧客との取引			
負債性証券	79	202	91
ヘッジ手段に係る未収利息	115	294	231
その他の受取利息および類似収益	7	2	1
受取利息 <sup>1</sup>	3,666	6,215	3,051
償却原価で測定する金融負債	(2,195)	(3,514)	(1,649)
金融機関との取引	(776)	(1,277)	(648)
クレディ・アグリコルの内部取引			
顧客との取引	(885)	(1,357)	(667)
ファイナンス・リース取引			
発行債券	(437)	(707)	(251)
劣後債務	(97)	(173)	(83)
ヘッジ手段に係る未払利息	(106)	(228)	(193)
その他の支払利息および類似費用	(34)	(16)	(36)
支払利息	(2,335)	(3,758)	(1,878)

<sup>1</sup> うち、減損債権(パッケージ3)に係る金額は、2019年6月30日現在19百万ユーロである。

## 4.2 受取報酬および手数料ならびに支払報酬および手数料

百万ユーロ	2019年6月30日			2018年12月31日			2018年6月30日		
	収益	費用	純額	収益	費用	純額	収益	費用	純額
金融機関との取引	19	(14)	5	38	(19)	19	22	(9)	13
顧客との取引	288	(65)	224	650	(141)	509	329	(74)	255
証券取引	17	(48)	(31)	32	(76)	(44)	17	(37)	(20)
外国為替取引	7	(23)	(17)	7	(42)	(35)	4	(24)	(20)
デリバティブに係る取引および その他のオフバランスシート取引	145	(104)	40	212	(136)	76	128	(76)	52
支払手段ならびにその他の銀行 業務および金融サービス	165	(63)	103	374	(106)	268	188	(52)	136
OPCVM(訳者注:欧州連合の法律に従 い設立・運用されている投資ファン ドのこと)の管理、受託および同種 の業務	133	(58)	74	268	(104)	164	141	(39)	102

受取報酬および手数料ならびに 支払報酬および手数料合計	774	(375)	398	1,581	(624)	957	829	(311)	518
--------------------------------	-----	-------	-----	-------	-------	-----	-----	-------	-----

## 4.3 純損益を通じて公正価値で測定する金融商品に係る純利得/(損失)

百万ユーロ	2019年6月30日	2018年12月31日	2018年6月30日	
受取配当金		288	313	287
売買目的保有金融資産/金融負債に係る未実現利得/(損失)または実現利得/(損失)		991	166	(129)
純損益を通じて公正価値で測定する資本性金融商品の処分に係る実現利得/(損失)		12	66	64
SPPI要件を満たさない負債性金融商品の処分に係る実現利得/(損失)		14	6	
資産担保ユニットリンク契約に係る純利得/(損失)				
純損益を通じて公正価値で測定するものとして指定した金融資産/ 金融負債に係る未実現利得/(損失)または実現利得/(損失) <sup>1</sup>		(431)	(244)	(20)
為替取引および同種の金融商品に係る利得/(損失)(在外営業活動体に対する純投資のヘッジに係る利得/(損失)を除く)		96	1,466	872
ヘッジ会計による利得/(損失)		(2)	1	
純損益を通じて公正価値で測定する金融商品に係る純利得/(損失)		968	1,774	1,074

<sup>1</sup> 純損益を通じて公正価値で測定するものとして指定した金融負債に係る発行体の信用スプレッドを除く。

ヘッジ会計による利得/(損失)の内訳は以下の通りである。

百万ユーロ	2019年6月30日			2018年12月31日			2018年6月30日		
	利得	損失	純額	利得	損失	純額	利得	損失	純額
公正価値ヘッジ	1,567	(1,569)	(2)	760	(759)	1	469	(469)	
ヘッジ対象リスクに起因するヘッジ 対象の公正価値の変動	1,108	(458)	650	329	(431)	(102)	114	(355)	(241)
ヘッジ手段であるデリバティブの 公正価値の変動 (ヘッジの中止を含む)	459	(1,110)	(651)	431	(328)	103	355	(114)	241
キャッシュ・フロー・ヘッジ									
ヘッジ手段であるデリバティブの 公正価値の変動 - 非有効部分									
在外営業活動体に対する純投資の ヘッジ									
ヘッジ手段であるデリバティブの 公正価値の変動 - 非有効部分									
金融商品ポートフォリオの金利リス ク・エクスポージャーの公正価値 ヘッジ	50	(50)		18	(18)		21	(21)	
ヘッジ対象の公正価値の変動	2	(48)	(47)	12	(5)	7	19	(2)	17
ヘッジ手段であるデリバティブの 公正価値の変動	48	(2)	47	6	(13)	(7)	2	(19)	(17)
金融商品ポートフォリオの金利リス ク・エクスポージャーのキャッ シュ・フロー・ヘッジ									
ヘッジ手段の公正価値の変動 - 非有効部分									
ヘッジ会計による利得/(損失)合計	1,617	(1,619)	(2)	778	(777)	1	490	(490)	

## 4.4 資本を通じて公正価値で測定する金融商品に係る純利得/(損失)

百万ユーロ	2019年6月30日	2018年12月31日	2018年6月30日
資本(純損益に振り替えられる)を通じて公正価値で測定する負債性金融商品に係る純利得/(損失) <sup>1</sup>			2
資本(純損益に振り替えられない)を通じて公正価値で測定する資本性金融商品に係る報酬収益(配当金)	50	92	48
うち、当期間に認識を中止した金融商品に係る配当金			
資本を通じて公正価値で測定する金融商品に係る純利得/(損失)	50	92	50

<sup>1</sup> 注記4.9「リスク費用」に記載の、減損した負債性金融商品(バケット3)に係る処分損益を除く。

#### 4.5 償却原価で測定する金融資産の認識の中止による純利得/(損失)

百万ユーロ	2019年6月30日	2018年12月31日	2018年6月30日
負債性証券		3	3
金融機関に対する貸出金および債権			
顧客に対する貸出金および債権			
償却原価で測定する金融資産の認識の中止による利得		3	3
負債性証券			
金融機関に対する貸出金および債権			
顧客に対する貸出金および債権	(1)	(4)	(3)
償却原価で測定する金融資産の認識の中止による損失	(1)	(4)	(3)
償却原価で測定する金融資産の認識の中止による純利得/(損失) <sup>1</sup>	(1)	(1)	

<sup>1</sup> 注記4.9「リスク費用」に記載の、減損した負債性金融商品(バケット3)の認識の中止に係る損益を除く。

#### 4.6 その他の業務純収益/(費用)

百万ユーロ	2019年6月30日	2018年12月31日	2018年6月30日
営業用以外の固定資産に係る利得/(損失)	1		
保険事業によるその他の純収益	3	4	2
保険責任準備金の変動	(2)	(4)	(2)
その他の純収益/(費用)	15	(3)	18
その他の業務に関連する純収益/(費用)	17	(3)	18

#### 4.7 営業費用

百万ユーロ	2019年6月30日	2018年12月31日	2018年6月30日
人件費	(1,054)	(2,069)	(1,038)
税金および規制拠出金 <sup>1</sup>	(181)	(208)	(186)
外部サービスおよびその他の一般営業費用	(433)	(958)	(469)
営業費用	(1,668)	(3,235)	(1,693)

<sup>1</sup> うち、破綻処理基金(FRU)に関して認識した額は164百万ユーロであった。

#### 4.8 有形固定資産および無形資産の減価償却費、償却費および減損

百万ユーロ	2019年6月30日	2018年12月31日	2018年6月30日
-------	------------	-------------	------------

減価償却費および償却費	(92)	(86)	(41)
有形固定資産 <sup>1</sup>	(71)	(45)	(21)
無形資産	(21)	(41)	(20)
減損損失(戻入)			
有形固定資産			
無形資産			
有形固定資産および無形資産の減価償却費、償却費および減損	(92)	(86)	(41)

<sup>1</sup> うち、使用权の償却に関して認識した金額は、2019年6月30日現在51.8百万ユーロであった。

#### 4.9 リスク費用

百万ユーロ	2019年6月30日	2018年12月31日	2018年6月30日
正常資産に係る減損損失計上額およびオフバランスの正常コミットメントに対する引当金繰入額(戻入額控除後)(パッケージ1およびパッケージ2)	27	93	33
パッケージ1: 損失評価引当金繰入額(今後12ヶ月の予想信用損失)	(16)	(56)	(70)
資本(純損益に振り替えられる)を通じて公正価値で測定する負債性金融商品		2	1
償却原価で測定する負債性金融商品	(25)	(30)	(42)
契約コミットメント	9	(28)	(29)
パッケージ2: 損失評価引当金繰入額(全期間の予想信用損失)	43	149	103
資本(純損益に振り替えられる)を通じて公正価値で測定する負債性金融商品			
償却原価で測定する負債性金融商品	35	84	69
契約コミットメント	8	65	34
減損資産に係る減損損失計上額およびオフバランスの減損コミットメントに対する引当金繰入額(戻入額控除後)(パッケージ3)	(80)	(39)	(77)
資本(純損益に振り替えられる)を通じて公正価値で測定する負債性金融商品			
償却原価で測定する負債性金融商品	(73)	(122)	(103)
契約コミットメント	(7)	83	26
その他の資産		(9)	(9)
リスクおよび費用	(9)	5	14
減損損失計上額および引当金繰入額(戻入額控除後)	(62)	50	(39)
資本(純損益に振り替えられる)を通じて公正価値で測定する減損した負債性金融商品の処分に係る実現利得/(損失)			
償却原価で測定する減損した負債性金融商品に係る実現利得/(損失)			
減損していない回収不能貸出金および債権に係る損失	(20)	(52)	(25)
償却債権取立益	41	55	41
償却原価で測定	41	55	41
資本(純損益に振り替えられる)を通じて公正価値で測定			
リストラクチャリング債権に係る割引額			
契約コミットメントに係る損失		(4)	(3)

その他の損失	(17)	(9)	(3)
その他の収益		15	11
リスク費用	(59)	55	(18)

4.10 その他の資産に係る純利得/(損失)

百万ユーロ	2019年6月30日	2018年12月31日	2018年6月30日
営業用有形固定資産および無形資産	6		
処分利得	7		
処分損失	(1)		
連結対象の資本性証券			
処分利得			
処分損失			
結合取引に係る純利得/(損失)			
その他の資産に係る純利得/(損失)	6		

## 4.11 資本に直接認識された利得/(損失)の変動

当期間に計上した利得および損失の詳細は以下の通りである。

## 資本に直接認識された利得/(損失)の内訳

百万ユーロ	2019年6月30日	2018年12月31日	2018年6月30日
<b>資本(純損益に振り替えられる)に直接認識された利得/(損失) (税引後)</b>			
為替換算調整勘定に係る利得/(損失)	17	148	84
当期間の再評価差額			
純損益への振替額			
その他の変動額	17	148	84
資本(純損益に振り替えられる)を通じて公正価値で測定する負債性金融商品に係る利得/(損失)	2	(41)	(7)
当期間の再評価差額	(1)	(36)	(4)
純損益への振替額		(1)	(2)
その他の変動額	3	(4)	(1)
ヘッジ手段であるデリバティブに係る利得/(損失)	360	(109)	(121)
当期間の再評価差額	363	(111)	(122)
純損益への振替額			
その他の変動額	(3)	2	1
資本(純損益に振り替えられる)に直接認識された持分法適用会社の利得/(損失)に対する持分相当額(税引前)	1	1	(1)
資本(純損益に振り替えられる)に直接認識された利得/(損失)に係る法人所得税、持分法適用会社を除く	(125)	47	48
資本(純損益に振り替えられる)に直接認識された持分法適用会社の利得/(損失)に対する持分相当額に係る法人所得税			
資本(純損益に振り替えられる)に直接認識された非継続事業に係る利得/(損失)(税引後)			
<b>資本(純損益に振り替えられる)に直接認識された利得/(損失) (税引後)</b>	<b>255</b>	<b>46</b>	<b>3</b>
<b>資本(純損益に振り替えられない)に直接認識された利得/(損失) (税引後)</b>			
退職後給付に係る数理計算上の利得/(損失)	(78)	51	29
自己の信用リスクの変動に起因する金融負債に係る利得/(損失)	(45)	368	173
当期間の再評価差額	(48)	350	159
純損益への振替額	3	18	14
その他の変動額			
資本(純損益に振り替えられない)を通じて公正価値で測定する資本性金融商品に係る利得/(損失)	144	264	321
当期間の再評価差額	199	170	246
純損益への振替額	(20)	71	53
その他の変動額	(35)	23	22
資本(純損益に振り替えられない)に直接認識された持分法適用会社の利得/(損失)に対する持分相当額(税引前)			
資本(純損益に振り替えられない)に直接認識された利得/(損失)に係る法人所得税、持分法適用会社を除く	58	(262)	(130)
資本(純損益に振り替えられない)に直接認識された持分法適用会社の利得/(損失)に対する持分相当額に係る法人所得税			

資本(純損益に振り替えられない)に直接認識された利得/(損失) (税引後)	79	421	393
資本に直接認識された利得/(損失)(税引後)	334	467	396
うち、当社グループ持分	333	472	394
うち、非支配持分	1	(4)	2



## 資本に直接認識された利得/(損失)および税効果の変動額

百万ユーロ	2018年12月31日				変動				2019年6月30日			
	総額	法人 所得 税	税効果 考慮後	税効果 考慮 後、当 社グ ループ 持分	総額	法人 所得 税	税効果 考慮後	税効果 考慮 後、当 社グ ループ 持分	総額	法人 所得 税	税効果 考慮後	税効果 考慮 後、当 社グ ループ 持分
資本(純損益に振り替えられる)に直接認識された利得/(損失)												
為替換算調整勘定に係る利得/(損失)	352		352	352	17		17	16	369		369	368
資本(純損益に振り替えられる)を通じて公正価値で測定する負債性金融商品に係る利得/(損失)	30	(9)	21	21	2		2	2	32	(9)	23	23
ヘッジ手段であるデリバティブに係る利得/(損失)	249	(83)	166	164	360	(125)	235	235	609	(208)	401	399
<b>資本(純損益に振り替えられる)に直接認識された利得/(損失)、持分法適用会社を除く</b>	<b>631</b>	<b>(92)</b>	<b>539</b>	<b>537</b>	<b>379</b>	<b>(125)</b>	<b>254</b>	<b>253</b>	<b>1,010</b>	<b>(217)</b>	<b>793</b>	<b>790</b>
資本(純損益に振り替えられる)に直接認識された持分法適用会社に係る利得/(損失)に対する持分相当額	(1)		(1)	(1)	1		1	1				
資本(純損益に振り替えられる)に直接認識された利得/(損失)	630	(92)	538	536	380	(125)	255	254	1,010	(217)	793	790
資本(純損益に振り替えられない)に直接認識された利得/(損失)												
退職後給付に係る数理計算上の利得/(損失)	(333)	65	(268)	(266)	(78)	1	(77)	(76)	(411)	66	(345)	(342)
自己の信用リスクの変動に起因する金融負債に係る利得/(損失)	(137)	41	(96)	(96)	(45)	15	(30)	(30)	(182)	56	(126)	(126)
資本(純損益に振り替えられない)を通じて公正価値で測定する資本性金融商品に係る利得/(損失)	57	(58)	(1)		144	42	186	185	201	(16)	185	185
<b>資本(純損益に振り替えられない)に直接認識された利得/(損失)、持分法適用会社を除く</b>	<b>(413)</b>	<b>48</b>	<b>(365)</b>	<b>(362)</b>	<b>21</b>	<b>58</b>	<b>79</b>	<b>79</b>	<b>(392)</b>	<b>106</b>	<b>(286)</b>	<b>(283)</b>
資本(純損益に振り替えられない)に直接認識された持分法適用会社に係る利得/(損失)に対する持分相当額												
資本(純損益に振り替えられない)に直接認識された利得/(損失)	(413)	48	(365)	(362)	21	58	79	79	(392)	106	(286)	(283)
<b>資本に直接認識された利得/(損失)</b>	<b>217</b>	<b>(44)</b>	<b>173</b>	<b>174</b>	<b>401</b>	<b>(67)</b>	<b>334</b>	<b>333</b>	<b>618</b>	<b>(111)</b>	<b>507</b>	<b>507</b>

百万ユーロ	2017年12月31日				2018年1月1日				変動				2018年12月31日			
	総額	法人 所得 税	税効果 考慮 後	税効果 考慮 後、当 社グ ループ 持分	総額	法人 所得 税	税効果 考慮 後	税効果 考慮 後、当 社グ ループ 持分	総額	法人 所得 税	税効果 考慮 後	税効果 考慮 後、当 社グ ループ 持分	総額	法人 所得 税	税効果 考慮 後	税効果 考慮 後、当 社グ ループ 持分
資本(純損益に振り替えられる)に直接認識された利得/(損失)																
為替換算調整勘定に係る利得/ (損失)	204		204	204	204		204	204	148		148	148	352		352	352
売却可能金融資産に係る利得/ (損失)	50	(35)	15	15												
資本(純損益に振り替えられ る)を通じて公正価値で測定す る負債性金融商品に係る利得/ (損失)					70	(19)	51	51	(40)	10	(30)	(30)	30	(9)	21	21
ヘッジ手段であるデリバティ ブに係る利得/(損失)	358	(120)	238	235	358	(120)	238	235	(109)	37	(72)	(71)	249	(83)	166	164
<b>資本(純損益に振り替えられ る)に直接認識された利得/ (損失)、持分法適用会社を 除く</b>	<b>612</b>	<b>(155)</b>	<b>457</b>	<b>454</b>	<b>632</b>	<b>(139)</b>	<b>493</b>	<b>490</b>	<b>(1)</b>	<b>47</b>	<b>46</b>	<b>47</b>	<b>631</b>	<b>(92)</b>	<b>539</b>	<b>537</b>
資本(純損益に振り替えられ る)に直接認識された持分法適 用会社に係る利得/(損失)に対 する持分相当額									(1)		(1)	(1)	(1)		(1)	(1)
資本(純損益に振り替えられ る)に直接認識された利得/ (損失)	612	(155)	457	454	632	(139)	493	490	(2)	47	45	46	630	(92)	538	536
資本(純損益に振り替えられ ない)に直接認識された利得/ (損失)																
退職後給付に係る数理計算上 の利得/(損失)	(385)	81	(304)	(305)	(385)	81	(304)	(305)	52	(16)	36	39	(333)	65	(268)	(266)
自己の信用リスクの変動に起 因する金融負債に係る利得/ (損失)					(505)	174	(331)	(331)	368	(133)	235	235	(137)	41	(96)	(96)
資本(純損益に振り替えられ ない)を通じて公正価値で測定す る資本性金融商品に係る利得/ (損失)					(207)	55	(152)	(152)	264	(113)	151	152	57	(58)	(1)	(1)
<b>資本(純損益に振り替えられ ない)に直接認識された利得/ (損失)、持分法適用会社を 除く</b>	<b>(385)</b>	<b>81</b>	<b>(304)</b>	<b>(305)</b>	<b>(1,097)</b>	<b>310</b>	<b>(787)</b>	<b>(788)</b>	<b>684</b>	<b>(262)</b>	<b>422</b>	<b>426</b>	<b>(413)</b>	<b>48</b>	<b>(365)</b>	<b>(362)</b>
資本(純損益に振り替えられ ない)に直接認識された持分法適 用会社に係る利得/(損失)に対 する持分相当額																
資本(純損益に振り替えられ ない)に直接認識された利得/ (損失)	(385)	81	(304)	(305)	(1,097)	310	(787)	(788)	684	(262)	422	426	(413)	48	(365)	(362)
<b>資本に直接認識された利得/ (損失)</b>	<b>227</b>	<b>(74)</b>	<b>153</b>	<b>149</b>	<b>(465)</b>	<b>171</b>	<b>(294)</b>	<b>(298)</b>	<b>682</b>	<b>(215)</b>	<b>467</b>	<b>472</b>	<b>217</b>	<b>(44)</b>	<b>173</b>	<b>174</b>

## 注記5:セグメント情報

### 事業セグメントの定義

クレディ・アグリコル・CIBの事業部門の名称は、クレディ・アグリコル・エス・エー・グループが使用しているものと同一である。

### 事業部門の表示

事業活動は、4つの事業部門に分類されている。

- ・ ファイナンス事業には、フランス国内および国外での商業銀行業務ならびにストラクチャード・ファイナンス(プロジェクト・ファイナンス、航空機ファイナンス、船舶ファイナンス、買収ファイナンスおよび不動産ファイナンス)が含まれている。
- ・ キャピタル・マーケットおよび投資銀行事業には、市場関連業務(短期金融商品、外国為替、金利デリバティブおよび債券市場)および投資銀行業務(合併・買収ならびに株式市場に関する助言業務)が含まれている。  
これらの2つの事業部門は、クレディ・アグリコル・エス・エーの法人営業および投資銀行部門のほぼすべてを占めている。
- ・ クレディ・アグリコル・CIBは、フランス、ベルギー、スイス、ルクセンブルグ、モナコ、スペイン、ブラジル、イタリア(バンカ・レオナルドの取得後)、さらに最近ではアジア(2017年度におけるシンガポールおよび香港のCICのウェルス・マネジメント事業の取得による。)の拠点を通じてウェルス・マネジメント事業も行っている。
- ・ コーポレート・センターには、他の事業部門に帰属しない様々な影響額が含まれている。

セグメント間取引は、市場条件で行われている。

百万ユーロ	2019年6月30日					
	ファイ ナンス 事業	キャピタル・ マーケット および投資 銀行事業	法人営業 および投資 銀行部門 合計	ウェルス・ マネジ メント事業	コーポレー ト・センター	CACIB
銀行業務純収益	1,277	1,071	2,348	407	9	2,764
営業費用	(521)	(882)	(1,403)	(357)		(1,760)
営業総利益	756	189	945	50	9	1,004
リスク費用	(33)	(20)	(53)	(6)		(59)
持分法適用会社の純利益持分	(1)		(1)			(1)
その他の資産に係る純利得/(損失)	2	4	6			6
のれんの減損						
税引前利益	724	173	897	44	9	950
法人所得税	(207)	(52)	(259)	(7)	12	(254)
非継続事業に係る純利益						
当期間の純利益	517	121	638	37	21	696
非支配持分	(1)		(1)	5		4
当期間の純利益 - 当社グループの持分	518	121	639	32	21	692

クレディ・アグリコル・CIBの発行体スプレッドは、IFRS第9号に従い、2018年1月1日以降、資本(純損益に振り替えられない)に直接認識された利得/(損失)の科目で資本に分類している。

百万ユーロ	2018年12月31日					
	ファイ ナンス 事業	キャピタル・ マーケット および投資 銀行事業	法人営業 および投資 銀行部門 合計	ウェルス・ マネジ メント事業	コーポレー ト・センター	CACIB
銀行業務純収益	2,510	1,944	4,454	822		5,276
営業費用	(994)	(1,616)	(2,610)	(711)		(3,321)
営業総利益	1,516	328	1,844	111		1,955
リスク費用	82	(22)	60	(5)		55
持分法適用会社の純利益持分						
その他の資産に係る純利得/(損失)						
のれんの減損						
税引前利益	1,598	306	1,904	106		2,010
法人所得税	(421)	(79)	(500)	(29)	4	(525)
非継続事業に係る純利益						
当期純利益	1,177	227	1,404	77	4	1,485
非支配持分	(2)		(2)	8		6
当期純利益 - 当社グループの持分	1,179	227	1,406	69	4	1,479

2018年6月30日

百万ユーロ	ファイ ナンス 事業	キャピタル・ マーケット および投資 銀行事業	法人営業 および投資 銀行部門 合計	ウェルス・ マネジ メント事業	コーポレー ト・センター	CACIB
銀行業務純収益	1,276	1,140	2,416	417		2,833
営業費用	(528)	(859)	(1,387)	(347)		(1,734)
営業総利益	748	281	1,029	70		1,099
リスク費用	(4)	(15)	(19)	1		(18)
持分法適用会社の純利益持分	1		1			1
その他の資産に係る純利得/(損失)						
のれんの減損						
税引前利益	745	266	1,011	71		1,082
法人所得税	(206)	(77)	(283)	(21)		(304)
非継続事業に係る純利益						
当期間の純利益	539	189	728	50		778
非支配持分	(1)		(1)	5		4
当期間の純利益 - 当社グループの持分	540	189	729	45		774

注記6:貸借対照表に対する注記

6.1 純損益を通じて公正価値で測定する金融資産および金融負債

純損益を通じて公正価値で測定する金融資産

百万ユーロ	2019年6月30日	2018年12月31日
売買目的保有金融資産	268,940	240,560
純損益を通じて公正価値で測定するその他の金融資産	280	214
資本性金融商品	172	100
SPPI要件を満たさない負債性金融商品	108	114
資産担保ユニットリンク契約		
純損益を通じて公正価値で測定するものとして指定した金融資産		
貸借対照表価額	269,220	240,774
うち、貸付有価証券	3,344	2,852

売買目的保有金融資産

百万ユーロ	2019年6月30日	2018年12月31日
資本性金融商品	5,254	2,777
株式およびその他の変動利付証券	5,254	2,777
負債性証券	27,258	19,447
短期国債および類似商品	20,734	14,116
債券およびその他の固定利付証券	6,506	5,326
OPCVM	18	5
貸出金および債権	104,645	110,184
金融機関に対する債権		191
顧客に対する債権	1,535	1,374
売却条件付買入有価証券	103,110	108,619
担保として受領した有価証券		
デリバティブ	131,783	108,152
貸借対照表価額	268,940	240,560

売却条件付買入有価証券に関する金額には、当社が担保に供することができる金額が含まれている。

純損益を通じて公正価値で測定する資本性金融商品

百万ユーロ	2019年6月30日	2018年12月31日
株式およびその他の変動利付証券	31	31
非連結会社に対する参加持分	141	69
純損益を通じて公正価値で測定する資本性金融商品合計	172	100

SPPI要件を満たさない負債性金融商品

百万ユーロ	2019年6月30日	2018年12月31日

負債性証券	48	38
短期国債および類似商品	8	
債券およびその他の固定利付証券	30	30
OPCVM	10	8
貸出金および債権	60	76
金融機関に対する債権	19	
顧客に対する債権	41	76
売戻条件付買入有価証券		
担保として受領した有価証券		
純損益を通じて公正価値で測定するSPPI要件を満たさない負債性金融商品 合計	108	114

## 純損益を通じて公正価値で測定する金融負債

百万ユーロ	2019年6月30日	2018年12月31日
売買目的保有金融負債	231,806	208,156
純損益を通じて公正価値で測定するものとして指定した金融負債	27,825	26,724
貸借対照表価額	259,631	234,880

## 売買目的保有金融負債

百万ユーロ	2019年6月30日	2018年12月31日
空売り有価証券	26,720	25,433
買戻条件付売却有価証券	77,209	75,945
発行債券		
顧客に対する債務		
金融機関に対する債務		
デリバティブ	127,876	106,778
貸借対照表価額	231,805	208,156

## 純損益を通じて公正価値で測定するものとして指定した金融負債

発行体スプレッドの変動を資本(純損益に振り替えられない)に認識している金融負債

百万ユーロ	2019年6月30日				
	帳簿価額	帳簿価額と満期償還額との差額	自己の信用リスクの変動による公正価値の変動累計額	自己の信用リスクの変動による当期間の公正価値の変動額	認識中止の時点で実現した金額 <sup>1</sup>
預り金および劣後負債					
負債性証券	26,352	183	182	48	(3)
その他の金融負債					
合計	26,352	183	182	48	(3)

<sup>1</sup> 認識中止の時点で実現した金額は、関連する金融商品の認識を中止した時点で連結剰余金に振り替えている。

百万ユーロ	2018年12月31日				
	帳簿価額	帳簿価額と満期償還額との差額	自己の信用リスクの変動による公正価値の変動累計額	自己の信用リスクの変動による当期の公正価値の変動額	認識中止の時点で実現した金額 <sup>1</sup>
預り金および劣後負債					
負債性証券	26,724	138	138	(350)	(18)
その他の金融負債					
合計	26,724	138	138	(350)	(18)

<sup>1</sup> 認識中止の時点で実現した金額は、関連する金融商品の認識を中止した時点で連結剰余金に振り替えている。

IFRS第9号に従い、クレディ・アグリコル・CIBは、自己の信用リスクの変動に起因する公正価値の変動を、市場条件の変動に起因する変動から分離する方法により算定している。

- 自己の信用リスクの算定基礎

自己の信用リスクの算定上考慮する情報源は、発行体によって異なり得る。クレディ・アグリコル・CIBでは、これを発行種類に応じた市場における借換コストの変動により表している。

- 自己の信用リスクにより生じる未実現損益の算定(資本に計上)

クレディ・アグリコル・CIBが選択している手法は、発行商品の流動性要素を基礎としている。実際に、すべての発行商品は一般的な貸出金/借入金の複製といえる。したがって、すべての発行商品に係る自己の信用リスクの変動に起因する公正価値の変動は、貸出金および借入金の公正価値の変動に対応しており、借入コストの変動により生じる貸出/借入ポートフォリオの公正価値の変動と同額となる。

- 自己の信用リスクにより生じる実現損益の算定(連結剰余金に計上)

クレディ・アグリコル・CIBは、自己の信用リスクの変動に起因する公正価値の変動を決済時に連結剰余金に振り替える選択をしている。このため、全額または一部につき早期償還を行った場合には、感応度に基づく計算を行っている。この計算では、発行商品の自己の信用リスクの変動に起因する公正価値の変動を、信用スプレッドに対する感応度の合計に発行日から償還日の信用スプレッドの変動を乗じた額として測定している。

## 6.2 資本を通じて公正価値で測定する金融資産

百万ユーロ	2019年6月30日			2018年12月31日		
	貸借対照表価額	未実現利得	未実現損失	貸借対照表価額	未実現利得	未実現損失
資本(純損益に振り替えられる)を通じて公正価値で測定する負債性金融商品	9,304	35	(3)	9,700	52	(22)
資本(純損益に振り替えられない)を通じて公正価値で測定する資本性金融商品	1,471	413	(212)	1,662	160	(102)
合計	10,775	448	(215)	11,362	212	(124)



## 資本(純損益に振り替えられる)を通じて公正価値で測定する負債性金融商品

百万ユーロ	2019年6月30日			2018年12月31日		
	貸借対照 表価額	未実現 利得	未実現 損失	貸借対照 表価額	未実現 利得	未実現 損失
短期国債および類似商品	2,046	12		1,576	11	
債券およびその他の固定利付証券	7,257	23	(3)	8,124	41	(22)
負債性証券合計	9,303	35	(3)	9,700	52	(22)
貸出金および債権合計						
資本(純損益に振り替えられる)を通じて公正価値で 測定する負債性金融商品合計	9,303	35	(3)	9,700	52	(22)
法人所得税		(9)	1		(10)	1
資本(純損益に振り替えられる)を通じて公正価値で 測定する資本性金融商品に係る資本に直接認識された 利得/(損失)(税引後)		26	(2)		42	(21)

## 資本(純損益に振り替えられない)を通じて公正価値で測定する資本性金融商品

資本(純損益に振り替えられない)を通じて公正価値で測定する資本性金融商品に係る資本に直接認識された  
利得/(損失)

百万ユーロ	2019年6月30日			2018年12月31日		
	貸借対照 表価額	未実現 利得	未実現 損失	貸借対照 表価額	未実現 利得	未実現 損失
株式およびその他の変動利付証券	38	32	(13)	38	31	(14)
非連結会社に対する参加持分	1,432	381	(198)	1,624	129	(88)
資本(純損益に振り替えられない)を通じて公正価値で 測定する資本性金融商品合計	1,470	413	(211)	1,662	160	(102)
法人所得税		(25)	9		(66)	9
資本(純損益に振り替えられない)を通じて公正価値で 測定する資本性金融商品に係る資本に直接認識 された利得/(損失)(税引後)		388	(202)		94	(93)

## 当期間に認識を中止した資本性金融商品

百万ユーロ	2019年6月30日			2018年12月31日		
	認識を中 止した日 現在の公 正価値	実現利得 累計額 <sup>1</sup>	実現損失 累計額 <sup>1</sup>	認識を中 止した日 現在の公 正価値	実現利得 累計額 <sup>1</sup>	実現損失 累計額 <sup>1</sup>
株式およびその他の変動利付証券				20	5	(5)
非連結会社に対する参加持分	463	30	(15)	27	1	(73)
資本性金融商品に対する投資合計	463	30	(15)	47	6	(78)
法人所得税						12
資本(純損益に振り替えられない)を通じて公正価値で 測定する資本性金融商品に係る資本に直接認識された 利得/(損失)(税引後)		30	(15)		6	(66)

<sup>1</sup> 実現利得および損失は、関連する金融商品の認識を中止した時点で連結剰余金に振り替えている。

## 6.3 償却原価で測定する金融資産

百万ユーロ	2019年6月30日	2018年12月31日
金融機関に対する貸出金および債権	17,044	19,172
顧客に対する貸出金および債権	141,179	134,302
負債性証券	33,292	27,897
貸借対照表価額	191,515	181,371

## 金融機関に対する貸出金および債権

百万ユーロ	2019年6月30日	2018年12月31日
金融機関		
預け金および貸出金	16,360	18,583
うち、貸倒懸念のない銀行間預け金 <sup>1</sup>	3,796	3,077
うち、貸倒懸念のないコールローン <sup>1</sup>	969	426
担保として受領した有価証券		
売戻条件付買入有価証券	1,065	969
劣後ローン		
その他の貸出金および債権	16	16
総額	17,441	19,568
減損	(397)	(396)
金融機関に対する貸出金および債権純額	17,044	19,172
クレディ・アグリコルの内部の貸出金および債権合計		
貸借対照表価額	17,044	19,172

<sup>1</sup> これらの取引は、キャッシュ・フロー計算書の「銀行間預け金/預金の残高純額」の科目の一部を構成している。

## 顧客に対する貸出金および債権

百万ユーロ	2019年6月30日	2018年12月31日
顧客との取引		
営業債権	19,174	21,761
顧客に対するその他の貸出金	119,142	109,730
担保として受領した有価証券		
売戻条件付買入有価証券	631	336
劣後ローン	108	100
保険債権		
再保険債権		
短期貸出金 - 関連会社	138	137
当座貸越 - 借方	4,238	4,571
総額	143,431	136,635
減損	(2,252)	(2,333)
顧客に対する貸出金および債権純額	141,179	134,302
ファイナンス・リース取引		
不動産リース		

動産リース、オペレーティング・リースおよび類似取引		
総額		
減損		
ファイナンス・リース取引純額		
貸借対照表価額	141,179	134,302
負債性証券		
百万ユーロ	2019年6月30日	2018年12月31日
短期国債および類似商品	7,158	7,285
債券およびその他の固定利付証券	26,167	20,629
合計	33,325	27,914
減損	(33)	(17)
貸借対照表価額	33,292	27,897

#### 6.4 ソブリン・リスクに対するエクスポージャー

ソブリン・エクスポージャーの範囲は、国(地方自治体を除く。)に対するエクスポージャーを対象としている。未収法人所得税は当該対象から除外している。

ソブリン債に対するエクスポージャーは、減損控除後の純額(貸借対照表価額)であり、ヘッジ考慮前および考慮後の両方の金額を表示している。

クレディ・アグリコル・CIBのソブリン・リスクに対するエクスポージャーは、以下の通りである。

#### 銀行業務

2019年6月30日	減損控除後のエクスポージャー						
	純損益を通じて公正価値で測定する金融資産		資本(純損益に振り替えられる)を通じて公正価値で測定する金融資産	償却原価で測定する金融資産	銀行業務合計 ヘッジ 考慮前	ヘッジ	銀行業務合計 ヘッジ 考慮後
百万ユーロ	売買目的保有 金融資産	純損益を通じて公正価値で測定するその他の金融資産					
サウジアラビア				886	886		886
アルゼンチン							
オーストリア	36			16	52		52
ベルギー			74	256	330	(4)	326
ブラジル	268		46	197	511		511
中国	22			26	48		48
スペイン			871	51	922	(1)	921
米国	4,682	4		2,168	6,854		6,854
フランス			622	2,141	2,763	(40)	2,723
ギリシャ							
香港	110			973	1,083		1,083
イラン							
アイルランド	2				2		2
イタリア	578	8			586		586
日本	426			905	1,331		1,331
英国							

ロシア	1		1	1
シリア				
トルコ				
ウクライナ		36	36	36
ベネズエラ		55	55	55
イエメン				
その他の主権国	1,573	338	2,261	4,172
合計	7,698	12	1,951	9,971
				19,632
				(45)
				19,587

2018年12月31日

減損控除後のエクスポージャー

百万ユーロ	純損益を通じて公正価値で 測定する金融資産		資本(純損益 に振り替え られる)を通 じて公正価 値で 測定する 金融資産	償却原価で 測定する 金融資産	銀行業務 合計 ヘッジ 考慮前	ヘッジ	銀行業務 合計 ヘッジ 考慮後
	売買目的保有 金融資産	純損益を 通じて 公正価値で 測定する その他の 金融資産					
ドイツ							
サウジアラビア	8			880	888		888
オーストリア				15	15		15
ベルギー	50		74	184	308	(2)	306
ブラジル	381			211	592		592
中国	6			19	25		25
スペイン			332	52	384		383
米国	1,577			1,610	3,187		3,187
フィンランド							
フランス			899	1,860	2,759	(22)	2,737
ギリシャ							
香港	71			978	1,049		1,049
アイルランド							
イタリア	494				494		494
日本	23			1,948	1,971		1,971
ラトビア							
ルクセンブルク	5				5		5
モロッコ	18				18		18
オランダ							
ポルトガル							
英国							
ロシア	1		6		7		7
スロバキア	8		9		17		17
スロベニア							
スウェーデン				66	66		66
シリア							
ウクライナ							
ベネズエラ				59	59		59
その他の国家							
合計	2,642		1,320	7,882	11,844	(24)	11,819

## 6.5 償却原価で測定する金融負債

百万ユーロ	2019年6月30日	2018年12月31日
金融機関に対する債務	49,446	47,302
顧客に対する債務	129,145	123,510
発行債券	57,998	51,541
貸借対照表価額	236,589	222,353

#### 金融機関に対する債務

百万ユーロ	2019年6月30日	2018年12月31日
金融機関		
預金および借入金	46,698	45,525
うち、銀行間預金 <sup>1</sup>	4,688	6,255
うち、コールマネー <sup>1</sup>	419	747
買戻条件付売却有価証券	2,748	1,777
貸借対照表価額	49,446	47,302

<sup>1</sup> これらの取引は、キャッシュ・フロー計算書の「銀行間預け金/預金の残高純額」の科目の一部を構成している。

#### 顧客に対する債務

百万ユーロ	2019年6月30日	2018年12月31日
当座勘定 - 貸方	50,627	45,971
特別貯蓄制度	153	151
顧客に対するその他の債務	77,722	76,849
買戻条件付売却有価証券	643	539
保険債務		
再保険債務		
専門的保険契約に対する譲受人および再々保険会社からの預り金		
貸借対照表価額	129,145	123,510

#### 発行債券

百万ユーロ	2019年6月30日	2018年12月31日
利付債券		
銀行間市場の債券		
譲渡可能負債性証券	53,937	49,280
社債	4,061	2,261
その他の発行債券		
貸借対照表価額	57,998	51,541

#### 6.6 有形固定資産および無形資産(のれんを除く。)

百万ユーロ	2018年 12月31日	2019年 1月1日 <sup>2</sup>	範囲の 変更	増加 (取得)	減少 (売却)	為替換算 調整勘定	その他 の増減	2019年 6月30日
有形固定資産								
総額	1,179	1,729		29	(254)	9	(6)	1,507

減価償却および減損 <sup>1</sup>	(824)	(826)	(71)	235	(4)	(666)	
貸借対照表価額	356	903	(42)	(19)	5	(6)	841
無形資産							
総額	885	882	47	(347)	1	583	
償却および減損	(584)	(582)	(21)	336		(267)	
貸借対照表価額	301	300	26	(11)	1	316	

<sup>1</sup> オペレーティング・リースに供している固定資産の減価償却費が含まれている。

<sup>2</sup> IFRS第16号「リース」の当初適用により使用权を認識したことによる影響（注記1.1「適用基準および比較可能性」を参照。）。

百万ユーロ	2017年 12月31日	2018年 1月1日	範囲の 変更	増加 (取得)	減少 (売却)	為替換算 調整勘定	その他 の増減	2018年 12月31日
有形固定資産								
総額	1,130	1,130	5	53	(33)	24		1,179
減価償却および減損 <sup>1</sup>	(791)	(791)	(6)	(45)	33	(14)	(1)	(824)
貸借対照表価額	339	339		8		11	(1)	356
無形資産								
総額	775	775		105	(1)	4		885
償却および減損	(542)	(542)		(42)	1	(1)		(584)
貸借対照表価額	233	233		64		3		301

<sup>1</sup> オペレーティング・リースに供している固定資産の減価償却費が含まれている。

## 6.7 のれん

百万ユーロ	2018年 12月31日 総額	2018年 12月31日 純額	増加 (取得)	減少 (処分)	当期 減損損失	為替換算 調整勘定	その他の 増減	2019年 6月30日 総額	2019年 6月30日 純額
法人営業および投資銀行部門	654	484						654	484
ウェルス・マネジメント事業	541	541				5	5	551	551
その他の事業									
合計	1,195	1,025				5	5	1,205	1,035

のれんは減損テストの検討対象であり、当該テストはのれんが関連する資金生成単位(以下「UGT」という。)の使用価値の評価を基に行っている。使用価値は、当社グループの経営上必要な中期計画から見積ったUGTの将来キャッシュ・フローを割り引いて算定している。

使用価値の算定には、以下の仮定を用いている。

- ・ 将来キャッシュ・フローの見積り: 2019年6月6日公表の2022年度までの新中期計画に沿った4年間の暫定予算に基づき策定した予測データ。

事業予測は、2019年2月の経済シナリオ(以下の仮説を含む。)から算出している。

- ユーロ圏では、堅調かつより一様な成長が見込まれるものの、緩やかなインフレ水準の持続が予想される。主要国の長期金利の上昇は予想より低位となる見込みであるが、これはリスクへの嫌悪感の高まり、特に貿易摩擦やイタリアの財政政策に対する懸念による。
- 米国の成長は高水準を維持するが、貿易摩擦や石油価格の上昇による継続的なインフレ上昇を受け、2020年頃に変曲点に到達することが予想される。

- 新興国の状況は国によって様々である。中国では引き続き減速、ロシアでは若干の成長が見込まれる。ブラジルでは好調な成長が見込まれ、インドでは現在よりも僅かに上回る水準で成長が安定化するはずである。
- 自己資本の配分:当該2つのUGTに係るリスク加重資産の割合9.78%(2018年12月31日比で7ベース・ポイント上昇。フランスを含む一部の国で適用されるカウンターシクリカル・バッファの引き上げによる。フランスでは、2020年4月以降の25ベース・ポイントの追加の引き上げがHCSF(訳者注:金融安定化高等評議会のこと。)で承認されている。)
- 永久成長率:2%。2019年6月30日現在の永久成長率は2018年12月31日時点で使用した率と同一であり、当該2つのUGTに関するクレディ・アグリコル・CIBの成長予測を反映している。
- 割引率:8.70%から9.70%。2019年6月30日現在の全UGTに適用する割引率の算定は、銀行セクターに係るリスクプレミアムの上昇による相殺はあるものの、ここ数年来欧州(特にフランス)で観測されている長期金利の下落が今後も継続することを反映している。

のれん(当社グループの持分)について感応度テストを行った結果、法人営業および投資銀行部門ならびにウェルス・マネジメント事業のUGTについて、減損テストの必要性は識別していない。

- ・ 自己資本のUGTへの配分率を+50ベース・ポイント変化させた場合、のれんに減損は生じない。
- ・ 割引率を+50ベース・ポイント変化させた場合、のれんに減損は生じない。
- ・ 最終年度の売上原価率を+100ベース・ポイント変化させた場合、のれんに減損は生じない。
- ・ リスク費用を+10ベース・ポイント変化させた場合、のれんに減損は生じない。

## 6.8 引当金

百万ユーロ	2018年 12月31日	範囲の 変更	繰入	目的使用	戻入	為替換算 調整勘定	その他 の増減	2019年 6月30日
住宅貯蓄商品に係るリスク								
契約コミットメント の実行リスク	372		195	(1)	(204)	3		365
業務リスク	5		3		(1)			7
退職給付および類似の給付	500		19	(11)	(42)	2	52	520
訴訟	721		20	(3)	(16)	2	54	778
参加持分	1							1
リストラ	1							1
その他のリスク	79		4	(6)			(4)	73
合計	1,679		241	(21)	(263)	6	103	1,745

百万ユーロ	2017年 12月31日	2018年 1月1日	範囲の 変更	繰入	目的使用	戻入	為替換算 調整勘定	その他 の増減	2018年 12月31日
住宅貯蓄商品に係るリスク									
契約コミットメント の実行リスク	221	527		464	(43)	(584)	8		372
業務リスク	1	1		4					5
退職給付および類似の給付	554	554	(1)	35	(64)	(6)	10	(28)	500
訴訟	607	607	5	125	(39)	(37)	5	55	721
参加持分	2	2						(1)	1
リストラ	1	1							1

その他のリスク	48	48	2	41	(5)	(8)	1	79
合計	1,434	1,740	6	669	(151)	(635)	23	1,679

## 6.9 劣後債務

百万ユーロ	2019年6月30日	2018年12月31日
期限付劣後債務	3,252	2,989
無期限劣後債務	1,709	1,970
貸借対照表価額	4,961	4,959

## 6.10 資本

### 2019年6月30日現在の資本構成

2019年6月30日現在の資本および議決権の所有割合は、以下の通りである。

クレディ・アグリコル・CIBの株主	2019年6月30日 現在の株式数	資本に占める 割合	議決権の 所有割合
クレディ・アグリコル・エス・エー	283,037,792	97.33%	97.33%
SACAMデヴェロップモン <sup>1</sup>	6,485,666	2.23%	2.23%
デルフィナンス <sup>2</sup>	1,277,888	0.44%	0.44%
合計	290,801,346	100%	100%

<sup>1</sup> クレディ・アグリコル・グループが所有している。

<sup>2</sup> クレディ・アグリコル・エス・エー・グループが所有している。

2019年6月30日現在のクレディ・アグリコル・CIBの株式資本は7,851,636,342ユーロであり、普通株式290,801,346株、額面価額27ユーロ(全額払込済み)から構成されている。

### 1株当たり利益

	2019年6月30日	2018年12月31日
純利益 - 当社グループ持分(百万ユーロ)	692	1,479
劣後および超劣後債務に帰属する純利益(百万ユーロ)	(124)	(190)
普通株式に帰属する純利益(百万ユーロ)	569	1,290
期中加重平均発行済普通株式数	290,801,346	290,801,346
希薄化後1株当たり利益の計算に使用された加重平均普通株式数	290,801,346	290,801,346
<b>基本的1株当たり利益(ユーロ)</b>	<b>1.96</b>	<b>4.44</b>
継続事業の1株当たり利益(ユーロ)	1.96	4.44
非継続事業の1株当たり利益(ユーロ)		
<b>希薄化後1株当たり利益(ユーロ)</b>	<b>1.96</b>	<b>4.44</b>
継続事業の希薄化後1株当たり利益(ユーロ)	1.96	4.44
非継続事業の希薄化後1株当たり利益(ユーロ)		

劣後および超劣後債務に帰属する純利益は、その他ティア1である劣後債務および超劣後債務の発行に係る発行費および利息相当額である。2019年度上半期の当該金額は-124百万ユーロである。



## 配当金

配当年度	配当額 百万ユーロ
2015年度	899
2016年度	983
2017年度	1,236
2018年度	489

2019年5月7日開催の定時株主総会において、2018年度の配当額を488,546,261.28ユーロとする決議が行われた。

## 無期限金融商品

非支配持分に影響を与える無期限劣後および超劣後金融商品の増減は、以下の通りである。

発行日	通貨	2018年12月31日 現在 外貨建金額	一部買戻 および償還	2019年6月30日現 在 外貨建金額	当初レートによる ユーロ建金額
		単位:百万発行通貨			百万ユーロ
2015年11月16日	ユーロ	1,800		1,800	1,800
2016年6月9日	米ドル	720		720	635
2018年6月27日	ユーロ	500		500	500
2018年9月19日	ユーロ	500		500	500
2019年2月26日	米ドル			470	414
2019年6月18日	ユーロ			300	300
合計					4,149

当社グループの資本に影響を与える無期限劣後および無期限超劣後金融商品の増減は、以下の通りである。

百万ユーロ	2019年6月30日	2018年12月31日
無期限超劣後債務		
剰余金に認識した利息支払額	(124)	(190)
額面金額の変更		
純利益に認識した劣後債保有者への利息支払額に係る税金軽減額		
剰余金に認識した発行費(税引後)		
その他		
無期限劣後債務		
剰余金に認識した利息支払額		
額面金額の変更		
純利益に認識した劣後債保有者への利息支払額に係る税金軽減額		
剰余金に認識した発行費(税引後)		
その他		

## 注記7:融資および保証コミットメントならびにその他の保証

融資および保証コミットメントならびにその他の保証には、非継続事業が含まれている。

## コミットメントの供与および受入

百万ユーロ	2019年6月30日	2018年12月31日
コミットメントの供与	209,744	186,638
融資コミットメント	131,733	129,421
金融機関に供与したコミットメント	19,731	21,024
顧客に供与したコミットメント	112,002	108,397
確約信用状	92,702	92,653
荷為替信用状	4,048	4,655
その他の確約信用状	88,654	87,998
顧客に供与したその他のコミットメント	19,300	15,744
保証コミットメント	50,838	50,172
金融機関に供与したコミットメント	7,034	7,248
確約荷為替信用状	3,368	3,946
その他	3,666	3,302
顧客に供与したコミットメント	43,804	42,924
不動産保証	1,898	1,950
顧客に対するその他の保証	41,906	40,974
証券に関するコミットメント	27,173	7,045
引渡義務のある証券	27,173	7,045
コミットメントの受入	221,026	172,776
融資コミットメント	34,484	17,054
金融機関から受け入れたコミットメント	20,916	11,304
顧客から受け入れたコミットメント	13,568	5,750
保証コミットメント	157,325	145,351
金融機関から受け入れたコミットメント	6,899	5,962
顧客から受け入れたコミットメント	150,426	139,389
政府機関または類似機関から受け入れた保証	24,622	24,366
その他の保証の受入	125,804	115,023
証券に関するコミットメント	29,217	10,371
受入義務のある証券	29,217	10,371

## 担保差入および担保受入金融商品

百万ユーロ	2019年6月30日	2018年12月31日
担保として差し入れた金融資産の帳簿価額(譲渡資産を含む)		
リファイナンス機関(フランス銀行、CRH等)に差し入れた有価証券および債権	45,657	38,021
貸付有価証券	3,565	2,852

市場取引に係る保証金	24,715	17,536
その他の保証金		
買戻条件付売却有価証券	80,619	78,273
担保として差し入れた金融資産の帳簿価額合計	154,556	136,682
担保として受領した金融資産の帳簿価額		
その他の保証金		
再担保可能な担保および再担保として受領した商品の公正価値		
借入有価証券	5	3
売戻条件付買入有価証券	108,413	109,920
空売り有価証券	26,715	29,368
再担保可能な担保および再担保として受領した商品の公正価値合計	135,133	139,291

#### 債権の担保差入

クレディ・アグリコル・CIBは、2019年度上半期に、リファイナンスの一環として、フランス銀行に対して債権2,257百万ユーロ(2018年度:2,566百万ユーロ)を担保として差し入れた。

2019年6月30日現在、クレディ・アグリコル・CIBは、フランス銀行から受け入れたリファイナンスを利用していない。

#### 保有担保

保有担保および信用補完の大部分は、担保資産の質を問わず、受け入れたモーゲージ、担保および保証金である。

保有担保およびクレディ・アグリコル・CIB・グループが担保として受け入れた資産のうち、売却または再担保が可能なものは、2019年6月30日現在135十億ユーロ、2018年12月31日現在139十億ユーロであった。これらは主に、買戻契約に関連するものであった。

当社グループの方針では、差し押さえた担保は可能な限り速やかに処分する。クレディ・アグリコル・CIBは、2019年6月30日現在および2018年12月31日現在いずれにおいてもそのような資産を保有していなかった。

[次へ](#)

## 注記8:金融商品の分類変更

## クレディ・アグリコル・CIBが採用する原則

分類変更は、社内外における変更(すなわち、当社の事業に関連する重大な変更)の結果として、クレディ・アグリコル・CIBの業務執行陣の判断により稀な状況においてのみ行っている。

## クレディ・アグリコル・CIBが行った分類変更

クレディ・アグリコル・CIBグループは、2019年度にIFRS第9号第4.4.1項に基づく分類変更を行っていない。

## 注記9:金融商品の公正価値

公正価値とは、測定日時点で、市場参加者間の秩序ある取引において、資産を売却することで受け取るであろう価格または負債を移転するために支払うであろう価格である。

公正価値は出口価格(出口価格の概念)に基づいている。

以下の公正価値は、観察可能な市場データを優先的に使用した報告日現在の見積額である。それらは、翌期以降において市況の変化やその他の要因により変動する可能性がある。

算定結果は最善の見積りを示しており、多くの仮定に基づいている。市場参加者は経済的利益が最大になるよう行動することが想定されている。

モデルに不確実性が存在する限り、以下の公正価値が関連する金融商品の実際の売却時または直近の決済で実現しない可能性がある。

金融資産および金融負債の公正価値ヒエラルキーは、IFRS第13号の規定に準拠して、評価に使用されたインプットの観察可能性に関する一般的な基準に従い区分されている。

レベル1は、活発な市場における相場価格のある金融資産および金融負債の公正価値が該当する。

レベル2は、観察可能なインプットを用いる金融資産および金融負債の公正価値が該当する。これには、特に、金利リスクまたは信用リスク(クレジット・デフォルト・スワップ(CDS)の価格に基づき再評価できる場合)に関連したパラメータが含まれる。また、活発な市場の相場のある原資産を有する売却および買戻条件付契約も、要求払の特徴を有する金融資産および金融負債と同様に、無調整の償却原価で公正価値が測定され、ヒエラルキーのレベル2に含まれる。

レベル3は、評価に市場で観察可能でないパラメータのみ、または重大な一部につき観察可能でないパラメータを用いた金融商品の公正価値が該当する。

パラメータが観察可能でないと判断されるのは、市場情報が利用可能でない場合、または利用可能な市場情報が十分ではないと考えられる場合である。これに該当するかは専門家の判断が必要となる場合がある。検証する情報としては、実際に成立した取引、確定値または気配値、市場のコンセンサスに基づく情報が挙げられる。

市場の価値が帳簿価額に近似する場合があります、特に以下の場合が該当する。

- ・ 変動利付資産または負債で、その金利が市場金利に応じて頻繁に調整されるため、金利の変動が公正価値に重要な影響を及ぼさないもの
- ・ 償還価額が市場の価値に近似すると考えられる短期の資産または負債
- ・ 公的に価格が固定されている規制市場で取引されている商品
- ・ 要求払資産または負債

## 9.1 償却原価で測定している金融資産および金融負債の公正価値

以下の金額には経過勘定が含まれており、減損控除後である。

## 貸借対照表上償却原価で測定している金融資産の公正価値評価額

百万ユーロ	2019年6月30日 現在の貸借対照 表価額	2019年6月30日 現在の公正価値	同一商品の 活発な市場に おける相場 価格： レベル1	観察可能な データに基づく 評価額： レベル2	観察可能 でないデータに 基づく 評価額： レベル3
貸借対照表上公正価値で測定されていない 負債性金融商品					
貸出金および債権	158,223	158,636		21,296	137,340
金融機関に対する貸出金および債権	17,044	16,990		16,691	299
銀行間預け金およびコールローン	4,764	4,773		4,773	
預け金およびタームローン	11,202	11,139		10,840	299
担保として受領した有価証券					
売戻条件付買入有価証券	1,065	1,065		1,065	
劣後ローン					
その他の貸出金および債権	13	13		13	
顧客に対する貸出金および債権	141,179	141,646		4,605	137,041
営業債権	19,135	19,167			19,167
顧客に対するその他の債権	117,005	117,437			117,437
担保として受領した有価証券					
売戻条件付買入有価証券	631	631		631	
劣後ローン	107	108			108
短期前払金 - 関連会社	138	138			138
当座勘定 - 借方	4,163	4,165		3,974	191
負債性証券	33,292	33,294	16,203	14,280	2,811
短期国債および類似商品	7,157	7,159	7,159		
債券およびその他の固定利付証券	26,135	26,135	9,044	14,280	2,811
公正価値を開示した金融資産合計	191,515	191,930	16,203	35,576	140,151

百万ユーロ	2018年12月31日 現在の貸借対照 表価額	2018年12月31日 現在の公正価値	同一商品の 活発な市場に おける相場 価格： レベル1	観察可能な データに基づく 評価額： レベル2	観察可能 でないデータに 基づく 評価額： レベル3
貸借対照表上公正価値で測定されていない 負債性金融商品					
貸出金および債権	153,475	153,746		23,560	130,186
金融機関に対する貸出金および債権	19,172	19,162		18,854	308
銀行間預け金およびコールローン	3,503	3,503		3,503	
預け金およびタームローン	14,688	14,677		14,369	308
担保として受領した有価証券					

売戻条件付買入有価証券	969	971	971		
劣後ローン					
その他の貸出金および債権	12	11	11		
顧客に対する貸出金および債権	134,303	134,584	4,706	129,878	
営業債権	21,717	21,735	21,735		
顧客に対するその他の債権	107,538	107,795	107,795		
担保として受領した有価証券					
売戻条件付買入有価証券	336	336	336		
劣後ローン	99	99	99		
短期前払金 - 関連会社	137	137	137		
当座勘定 - 借方	4,476	4,482	4,370	112	
負債性証券	27,897	27,970	15,339	8,154	4,477
短期国債および類似商品	7,284	7,320	7,270	50	
債券およびその他の固定利付証券	20,613	20,650	8,069	8,154	4,427
公正価値を開示した金融資産合計	181,372	181,716	15,339	31,714	134,663

### 貸借対照表上償却原価で測定している金融負債の公正価値評価額

百万ユーロ	2019年6月30日 現在の貸借対照 表価額	2019年6月30日 現在の公正価値	同一商品の活発な 市場における 相場価格: レベル1	観察可能なデータ に基づく 評価額: レベル2	観察可能でない データに基づく 評価額: レベル3
貸借対照表上公正価値で測定されて いない金融負債					
金融機関に対する債務	49,446	49,446		49,406	40
銀行間預金およびコールマネー	5,107	5,107		5,107	
預金およびタームローン	41,591	41,591		41,551	40
預り担保有価証券					
買戻条件付売却有価証券	2,748	2,748		2,748	
顧客に対する債務	129,145	129,145		129,145	
当座勘定 - 貸方	50,627	50,627		50,627	
特別貯蓄勘定	153	153		153	
顧客に対するその他の債務	77,722	77,722		77,722	
買戻条件付売却有価証券	643	643		643	
発行債券	57,998	58,016		58,016	
劣後債務	4,961	4,961		4,961	
公正価値を開示した金融負債合計	241,550	241,568		241,528	40

百万ユーロ	2018年12月31日 現在の貸借対照 表価額	2018年12月31日 現在の公正価値	同一商品の活発な 市場における 相場価格: レベル1	観察可能なデータ に基づく 評価額: レベル2	観察可能でない データに基づく 評価額: レベル3
貸借対照表上公正価値で測定されて いない金融負債					
金融機関に対する債務	47,302	47,302		47,302	
銀行間預金およびコールマネー	7,003	7,003		7,003	
預金およびタームローン	38,522	38,522		38,522	
預り担保有価証券					

買戻条件付売却有価証券	1,777	1,777	1,777	
顧客に対する債務	123,510	123,510	123,357	153
当座勘定 - 貸方	45,971	45,971	45,971	
特別貯蓄勘定	151	151		151
顧客に対するその他の債務	76,849	76,849	76,847	2
買戻条件付売却有価証券	539	539	539	
発行債券	51,541	51,548	51,548	
劣後債務	4,959	4,959	4,959	
公正価値を開示した金融負債合計	227,312	227,319	227,166	153

## 9.2 公正価値で測定している金融商品に関する情報

### 評価方法

市場取引の評価は、評価システムにより行われ、市場取引の担当者から独立したリスク管理部門直属のチームがその検証を行っている。

この評価は以下を用いて行われている。

- ・ 独立した情報源から入手した価格またはインプット、および/または市場リスク部門が入手可能な一連の情報(価格算定業者、市場のコンセンサス・データおよびブローカーのデータ等)を使用して評価した価格またはインプット
- ・ 市場リスク部門のクオンツチームが検証したモデル

各金融商品に関して行われる評価は、市場評価額の仲値であり、これには市場動向、銀行の総エクスポージャー、市場流動性および契約相手先の質は考慮されていない。また、これらの要素および使用したモデルまたはインプットに固有の潜在的な不確実性を織り込むために、市場評価額に対する調整が行われる。

主な評価調整の種類は以下の通りである。

**時価評価に関する調整:**この調整は、内部評価モデルおよび関連するインプットを使用して入手した商品の市場評価額の仲値と、外部の情報または市場のコンセンサス・データから入手した当該商品の評価額との潜在的な差異を調整することを目的として行われる。この調整はプラスにもマイナスにもなり得る。

**ビッド・アスク調整:**この調整は、ポジションを戻す際の価格を反映するために、対象となる金融商品に関してビッド・アスク・スプレッドを評価額に織り込むために行われる。この調整は常にマイナスとなる。

**不確実性に関する調整:**市場参加者が考慮するリスク・プレミアムを織り込む。この調整は常にマイナスとなる。

- ・ インプットの不確実性に関する調整:この調整は、使用する1つまたは複数のインプットに不確実性が存在し得ることを商品の評価額に織り込むために行われる。
- ・ モデルの不確実性に関する調整:この調整は、使用するモデルの選択に不確実性が存在し得ることを商品の評価額に織り込むために行われる。

さらに、IFRS第13号「公正価値測定」に従い、クレディ・アグリコル・エス・エーでは店頭デリバティブ(店頭取引)の公正価値の計算に、債務不履行リスクまたは信用度(信用評価調整/債務評価調整)や、将来の調達コストおよび便益(調達評価調整)に関連する様々な調整を織り込んでいる。

### CVA調整

CVA(信用評価調整)は、店頭デリバティブの価値に、契約相手先の債務不履行リスク(債務不履行または信用度の悪化が生じた場合に期限までに債務が支払われないリスク)の市場価値を織り込むための時価評価調整である。この調整は、デフォルト率およびデフォルト時損失率で加重した、トレーディング・ポートフォリオのプラスの将来エクスポージャー(ネットिंग契約および担保契約が存在する場合にはそれらを考慮)を基に、契約相手先ごとに計算する。このCVAの見積方法では、観察可能なインプットを最大限用いる(デフォルト率は優先的に上場CDS、上場CDSのプロキシ、または十分な流動性があると判断される場合にはその他の信用商品から直接算出する。)。この調整は常にマイナスとなり、ポートフォリオ内の店頭デリバティブ資産の公正価値を減額することになる。

### DVA調整



DVA(債務評価調整)は、完全担保の店頭デリバティブの価値に、自己の債務不履行リスク(CASAが債務不履行またはCASAの信用度が悪化した場合に、契約相手先が晒される可能性のある損失)の市場価値を織り込むための時価評価調整である。この調整は、(CASAの)デフォルト率およびデフォルト時損失率で加重したトレーディング・ポートフォリオのマイナスの将来エクスポージャーを基に、担保契約の種類ごとに計算する。この方法では、観察可能なインプットを最大限用いる(デフォルト率の算定にCASAのCDSを使用)。この調整は常にプラスとなり、ポートフォリオ内の店頭デリバティブ負債の公正価値を減額することになる。

#### FVA調整

FVA(調達評価調整)は、無担保または部分担保の店頭デリバティブの公正価値に、ALM(資産負債管理)コストに基づいた追加的な将来の調達コストおよび便益を織り込むための時価評価調整である。この調整は、ALM調達スプレッドで加重したトレーディング・ポートフォリオの将来エクスポージャー(ネットिंग契約および担保契約が存在する場合にはそれらを考慮)を基に、契約相手先ごとに計算する。この際、取引の経済的満期を加味する。

「中央清算機関を通じて清算される(cleared)」デリバティブの範囲におけるFVA調整(IMVA(当初証拠金価値評価調整)とも言われる。)の計算は、デリバティブの主要清算機関にポートフォリオの満期まで差し入れる当初証拠金の将来の調達コストおよび利得を織り込むために行う。

#### LVA調整

LVA(流動性評価調整)は、CSA(クレジット・サポート・アネックス)を締結している契約相手先に対する担保による支払が行われない可能性およびCSAに係る標準的でない手数料を織り込むための、プラスまたはマイナスの評価調整である。

このように、LVAは追加的な流動性コストによる利得または損失を織り込むために行うものであり、CSAを締結している店頭デリバティブを対象に計算する。

#### 評価モデルによる公正価値で測定している金融商品の内訳

金融負債のレベル3からレベル2への振替のうち1,234百万ユーロは、デリバティブおよび公正価値オプションを適用している負債について観察可能性のマッピングを見直したことによる。

残りの金融資産および金融負債のレベル3への、およびレベル3からの振替は、貸借対照表上の次の金融商品の公正価値のレベルをより適切に識別(当初の区分を修正)したことによる:買戻条件付売却有価証券、売却条件付買入有価証券、店頭デリバティブ、短期国債、および公正価値オプションを適用している発行商品。

#### 公正価値で測定している金融資産

百万ユーロ	2019年 6月30日現在	同一商品の活発な市場における相場価格: レベル1	観察可能なデータに基づく評価額: レベル2	観察可能でないデータに基づく評価額: レベル3
売買目的保有金融資産	268,940	40,113	224,158	4,669
金融機関に対する債権				
顧客に対する債権	1,535			1,535
売却条件付買入有価証券	103,110		102,575	533
担保として受領した有価証券				
売買目的有価証券	32,512	31,167	1,187	158
短期国債および類似商品	20,734	20,452	282	
債券およびその他の固定利付証券	6,506	5,462	886	158

OPCVM	18		18	
株式およびその他の変動利付証券	5,254	5,253	1	
デリバティブ	131,783	8,946	120,396	2,441
純損益を通じて公正価値で測定するその他の金融資産	280	26	38	216
純損益を通じて公正価値で測定する資本性金融商品	172	2	13	157
株式およびその他の変動利付証券	31	2	13	16
非連結会社に対する参加持分	141			141
SPP1要件を満たさない負債性金融商品	108	24	25	59
金融機関に対する債権	19		19	
顧客に対する債権	41			41
負債性証券	48	24	6	18
短期国債および類似商品	8			8
債券およびその他の固定利付証券	30	20		10
OPCVM	10	4	6	
純損益を通じて公正価値で測定するものとして指定した金融資産				
金融機関に対する債権				
顧客に対する債権				
純損益を通じて公正価値で測定するものとして指定した有価証券				
短期国債および類似商品				
債券およびその他の固定利付証券				
資本を通じて公正価値で測定する金融資産	10,775	10,564	22	189
資本(純損益に振り替えられない)を通じて公正価値で測定する資本性金融商品	1,471	1,282		189
株式およびその他の変動利付証券	38	4		34
非連結会社に対する参加持分	1,433	1,278		155
資本(純損益に振り替えられる)を通じて公正価値で測定する負債性金融商品	9,304	9,282	22	
金融機関に対する債権				
顧客に対する債権				
負債性証券	9,303	9,281	22	
短期国債および類似商品	2,046	2,046		
債券およびその他の固定利付証券	7,257	7,235	22	
ヘッジ手段であるデリバティブ	1,267		1,267	
公正価値で測定されている金融資産合計	281,262	50,703	225,485	5,074
レベル1からの振替：同一商品の活発な市場における相場価格				110
レベル2からの振替：観察可能なデータに基づく評価額				1,095
レベル3からの振替：観察可能でないデータに基づく評価額		397	551	
各レベルへの振替額合計		397	551	1,205

レベル1からレベル3への振替には、債券およびその他の固定利付証券が含まれている。

レベル2からレベル3への振替には、主に金融機関に対する売戻条件付買入有価証券および金利スワップが含まれている。

レベル3からレベル1への振替には、主に短期国債が含まれている。

レベル3からレベル2への振替には、主に顧客に対する売戻条件付買入有価証券および売買目的保有のデリバティブが含まれている。

百万ユーロ	2018年 12月31日現在	同一商品の活発 な市場における 相場価格： レベル1	観察可能な データに基づく 評価額： レベル2	観察可能でない データに基づく 評価額： レベル3
売買目的保有金融資産	240,560	24,825	211,402	4,333
金融機関に対する債権	191		191	
顧客に対する債権	1,374			1,374
売戻条件付買入有価証券	108,619		107,652	967
担保として受領した有価証券				
売買目的有価証券	22,224	19,583	2,149	492
短期国債および類似商品	14,116	12,127	1,544	445
債券およびその他の固定利付証券	5,326	4,682	597	47
OPCVM	5		5	
株式およびその他の変動利付証券	2,777	2,774	3	
デリバティブ	108,152	5,242	101,410	1,500
純損益を通じて公正価値で測定するその他の金融資産	214	27	16	171
純損益を通じて公正価値で測定する資本性金融商品	100	2	13	85
株式およびその他の変動利付証券	31	2	13	16
非連結会社に対する参加持分	69			69
SPP1要件を満たさない負債性金融商品	114	25	3	86
金融機関に対する債権				
顧客に対する債権	76			76
負債性証券	38	25	3	10
短期国債および類似商品				
債券およびその他の固定利付証券	30	20		10
OPCVM	8	5	3	
純損益を通じて公正価値で測定するものとして指定した金融資産				
金融機関に対する債権				
顧客に対する債権				
純損益を通じて公正価値で測定するものとして指定した有価証券				
短期国債および類似商品				
債券およびその他の固定利付証券				
資本を通じて公正価値で測定する金融資産	11,362	10,859	175	328
資本(純損益に振り替えられない)を通じて公正価値で測定する資本性金融商品	1,662	1,406		256
株式およびその他の変動利付証券	38	4		34
非連結会社に対する参加持分	1,624	1,402		222
資本(純損益に振り替えられる)を通じて公正価値で測定する負債性金融商品	9,700	9,453	175	72
金融機関に対する債権				
顧客に対する債権				
負債性証券	9,700	9,453	175	72
短期国債および類似商品	1,576	1,504		72

債券およびその他の固定利付証券	8,124	7,949	175	
ヘッジ手段であるデリバティブ	965		965	
公正価値で測定されている金融資産合計	253,101	35,711	212,558	4,832
レベル1からの振替：同一商品の活発な市場における相場価格	75			75
レベル2からの振替：観察可能なデータに基づく評価額	455	(6)		461
レベル3からの振替：観察可能でないデータに基づく評価額	116	8	108	
各レベルへの振替額合計	646	2	108	536

## 公正価値で測定している金融負債

百万ユーロ	2019年 6月30日現在	同一商品の活発な 市場における 相場価格： レベル1	観察可能な データに基づく 評価額： レベル2	観察可能でない データに基づく 評価額： レベル3
売買目的保有金融負債	231,805	34,981	194,348	2,475
空売り有価証券	26,720	26,720		
買戻条件付売却有価証券	77,209		76,397	812
発行債券				
金融機関に対する債務				
顧客に対する債務				
デリバティブ	127,876	8,261	117,951	1,663
純損益を通じて公正価値で測定されるものとして指定した金融負債	27,825		20,757	7,068
ヘッジ手段であるデリバティブ	1,695		1,695	
公正価値で測定されている金融負債合計	261,325	34,981	216,800	9,543
レベル1からの振替：同一商品の活発な市場における相場価格				
レベル2からの振替：観察可能なデータに基づく評価額	1,404			1,404
レベル3からの振替：観察可能でないデータに基づく評価額	2,907	241	2,666	
各レベルへの振替額合計	4,311	241	2,666	1,404

レベル2からレベル3への振替には、主に純損益を通じて公正価値で測定するものとして指定した譲渡可能負債性証券および金融機関に対する買戻条件付売却有価証券が含まれている。

レベル3からレベル1への振替には、主に短期国債の空売りが含まれている。

レベル3からレベル2への振替には、主に顧客に対する買戻条件付売却有価証券、純損益を通じて公正価値で測定するものとして指定した譲渡可能負債性証券、および金利スワップが含まれている。

百万ユーロ	2018年 12月31日現在	同一商品の活発な 市場における 相場価格： レベル1	観察可能な データに基づく 評価額： レベル2	観察可能でない データに基づく 評価額： レベル3
売買目的保有金融負債	208,156	29,802	173,984	4,370
空売り有価証券	25,433	24,811	403	219
買戻条件付売却有価証券	75,945		73,621	2,324
発行債券				
金融機関に対する債務				

顧客に対する債務				
デリバティブ	106,778	4,991	99,960	1,827
純損益を通じて公正価値で測定されるものとして指定した金融負債	26,724		18,309	8,415
ヘッジ手段であるデリバティブ	1,067		1,067	
公正価値で測定されている金融負債合計	235,947	29,802	193,360	12,785
レベル1からの振替：同一商品の活発な市場における相場価格				
レベル2からの振替：観察可能なデータに基づく評価額	811			811
レベル3からの振替：観察可能でないデータに基づく評価額	395	10	385	
各レベルへの振替額合計	1,206	10	385	811

### レベル1に分類された金融商品

レベル1は、原資産(金利、為替、貴金属、主要な株価指数)を問わず、組織的な市場で取引されているすべてのデリバティブ(オプション、先物など)、および活発な市場の相場のある株式および債券から構成される。

市場が活発であるとみなされるのは、相場価格が取引所、ブローカー、ディーラー、価格算定業者または規制機関から容易かつ定期的に入手可能な場合であり、相場価格は正常な競争状態にある市場で通常行われる実際の取引を表している。

社債、政府債および政府機関債のうち、独立した情報源から入手した価格に基づき評価され、その評価額が定期的に更新されるものは、レベル1に分類される。これには、ソブリン債、政府機関債および社債の大部分が含まれる。上場されていないものは、レベル3に分類される。

### レベル2に分類された金融商品

レベル2として会計処理された主な金融商品は、以下の通りである。

#### 公正価値で測定するものとして指定した負債

純損益を通じて公正価値で測定するものとして指定した負債は、その組込デリバティブがレベル2に属すると考えられる場合、レベル2に分類される。

#### 店頭デリバティブ

レベル2に分類される主な店頭デリバティブは、観察可能と考えられるインプットを使用して評価されており、その評価技法がモデル・リスクに対する重要なエクスポージャーを生じさせないものである。

したがって、レベル2には主に以下が含まれる。

- ・ 金利スワップ、通貨スワップおよび先物為替契約などの線形デリバティブ。これらは、直接的に観察可能なインプット(為替レート、金利)または観察可能な市場価格(通貨スワップ)から算出されるインプットのいずれかに基づき、市場で広く用いられる単純なモデルを使用して評価される。
- ・ デジタルオプションを含む、キャップ、フロア、スワップション、通貨オプション、エクイティ・オプションおよびクレジット・デフォルト・スワップなどの非線形バニラ商品。これらは、直接的に観察可能なインプット(為替レート、金利、株価)または観察可能な市場価格から算出し得るインプット(ボラティリティ)のいずれかに基づき、市場で広く用いられる単純なモデルを使用して評価される。
- ・ キャンセルラブル・スワップ、主要通貨の通貨バスケットなどの単一の前資産を有する単純なエキゾチック商品

これらの商品は、やや複雑だが市場で広く使用されるモデルを使用して評価される。重大な評価パラメータは観察可能である。市場で観察可能な価格は、主にブローカー価格および市場のコンセンサス(入手可能な場合)であり、これにより内部評価の裏付けが可能となる。

- ・ 活発でないといみなされる市場で取引され、独立の評価額が入手可能な有価証券

### レベル3に分類された金融商品

レベル3に分類された金融商品とは、レベル1およびレベル2に分類するための条件を満たさないものである。つまり、主にモデル・リスクが高いか、評価に重要な観察可能でないインプットの使用が必要となる金融商品である。

レベル3に分類された新たな取引の初日利得は、当初認識時には繰り延べる。初日利得は、インプットが観察可能でない期間にわたり配分する方法で、またはインプットが観察可能になった時点で一括して純損益に認識する。

したがって、レベル3には主に以下が含まれる。

### 有価証券

レベル3の有価証券は、主に以下の通りである。

- 非上場株式または独立した評価額が入手可能でない債券
- 独立した相場の気配値があるが必ずしも実行可能でないABSおよびCLO
- 市場が活発であることを示していないABS、CLO、CDOのスーパーシニアおよびメザニン・トランシェ

### 純損益を通じて公正価値で測定するものとして指定した負債

純損益を通じて公正価値で測定するものとして指定した負債は、その組込デリバティブがレベル3に分類されると考えられる場合、レベル3に分類される。

### 店頭デリバティブ

観察可能でない商品に含まれるのは、重要なモデル・リスク・エクスポージャーに晒されているか、観察可能でない判断されるパラメータを用いた複雑な金融商品である。

これらの方針はすべて、当該3つのレベル(各商品、通貨、および満期に応じて選択した区分)に基づいた観察可能性のマッピングの際に適用している。

主に以下がレベル3に分類される。

- ・ 線形の金利商品または為替商品で、主要通貨の場合満期が非常に長期、新興国通貨の場合満期がより短期の商品。対象取引およびその原資産の満期によっては、レポ取引がこれに該当する。
- ・ 非線形の金利商品または為替商品(主要通貨の場合満期が非常に長期、新興国通貨の場合満期がより短期の商品)。
- ・ 以下の複雑なデリバティブ
  - 一定のエクイティ・デリバティブ。すなわち、十分な市場のないオプション、満期が非常に長期のオプション、またはその評価額が異なる原株式の相関の影響を受ける商品
  - 2つの金利差を基礎とする一定のエキゾチック金利商品(金利差に基づく仕組商品、または金利間の相関が観察可能でない商品)
  - 指標(Euribor、CMSスプレッド)の満期までのボラティリティを基礎とする一定の商品。これらの商品は重要なモデル・リスクを有し、流動性が低く評価パラメータを定期的かつ正確に見積ることができないため、観察可能でないといみなされる。

- 早期償還率に対するエクスポージャーを生じさせる証券化スワップ。早期償還率は、類似のポートフォリオの過去のデータに基づいて算定される。
- パワー・リバース・デュアル・カレンシー債などの金利/為替の長期混合商品または原資産が通貨バスケットである商品。金利と通貨間および2つの金利間の相関パラメータは、過去のデータに基づいた内部手法を用いて算定される。結果は、手法全体に一貫性があることを確かめるために、市場のコンセンサス・データと照合される。
- 複数のリスククラス（金利、信用、為替、インフレーション、および株式）間の相関に対するエクスポージャーを生じさせる複数の原資産をもつ商品
- 企業の信用バスケットに基づくCDO。現在はこれらのCDOに重要性はない。

[次へ](#)

## レベル3の公正価値で測定している金融商品の残高の変動

## レベル3の公正価値で測定している金融資産

百万ユーロ	売買目的保有金融資産						純損益を通じて公正価値で測定する その他の金融資産					資本を通じて公正価値で測定する金融資産				
	売買目的保有有価証券						純損益を通じて公正価値 で測定する資本性金融 商品		SPP1要件を満たさない 負債性金融商品			資本(純損益に振り替え られない)を通じて 公正価値で測定する 資本性金融商品		資本(純損益に振り替えられる) を通じて公正価値で測定する 負債性金融商品		
	合計	顧客に 対する 債権	売戻条件 付買入 有価証券	短期国債 および 類似商品	債券 および その他の 固定利付 証券	売買目的 保有 有価証券	デリバ ティブ	株式 およびその 他の変動利 付証券	非連結 会社に 対する 参加持分	負債性証券			株式および その他の 変動利付 証券	非連結 会社に 対する 参加持分	負債性証券	
										債券および その他の 固定利付 証券	負債性 証券	負債性 証券			債券 および その他の 固定利付 証券	負債性 証券
期首残高 (2019年1月1日)	4,832	1,374	967	445	48	493	1,499	17	69	74	10	10	34	222	72	72
当期間の利得/損失合計 <sup>1</sup>	7	11	19	(2)	(2)	(10)	2	9	(24)			8		(4)		
純損益計上額	1		19	(2)	(2)	(10)	1	9	(24)			8				
資本計上額	7	11												(4)		
購入	1,926	1,497	313		5	5	108							2		
売却	(1,364)	(1,347)						(2)		(11)				(4)		
発行																
決済	(600)		(429)	(121)	(1)	(122)	(34)							(14)		
分類変更																
範囲の変更	17									63				(47)		
振替	257		(334)	(324)	110	(215)	878								(72)	(72)
レベル3への振替	1,205		203		110	110	892									
レベル3からの振替	(948)		(537)	(324)		(324)	(14)								(72)	(72)
期末残高 (2019年6月30日)	5,074	1,535	535		158	158	2,441	16	141	41	10	18	34	155		

<sup>1</sup> この残高には、以下の金額の通り、期末日現在の貸借対照表上の保有資産から生じた当期間の利得および損失が含まれている。

期末日現在の貸借対照表上のレベル3の保有資産に係る当期間の利得/損失 (10)

純損益計上額 (3)



資本計上額

(7)

[次へ](#)

## レベル3の公正価値で測定している金融負債

百万ユーロ	合計	売買目的保有金融負債					純損益を 通じて 公正価値で 測定するもの として指定し た金融負債	ヘッジ手段 である デリバ ティブ
		空売り 有価証券	買戻条件付 売却 有価証券	発行 債券	金融機関に 対する債務	顧客に 対する債務		
期首残高(2019年1月1日)	12,785	220	2,324			1,827	8,414	
当期間の利得/損失合計 <sup>1</sup>	(73)	21				(300)	206	
純損益計上額	(73)	21				(300)	206	
資本計上額								
購入	643		189			453	2	
売却								
発行	1,053						1,053	
決済	(3,348)		(893)			(53)	(2,402)	
分類変更								
範囲の変更	(14)						(14)	
振替	(1,503)	(241)	(808)			(263)	(191)	
レベル3への振替	1,404		624			190	590	
レベル3からの振替	(2,907)	(241)	(1,432)			(453)	(781)	
期末残高(2019年6月30日)	9,543		812			1,663	7,068	

<sup>1</sup>この残高には、以下の金額の通り、期末日現在の貸借対照表上の保有負債から生じた当期間の利得および損失が含まれている。

期末日現在の貸借対照表上のレベル3の保有負債から生じた当期間の利得/損失	(73)
純損益計上額	(73)
資本計上額	

## 9.3 初日利得を考慮に入れた影響の判定

百万ユーロ	2019年6月30日	2018年12月31日
1月1日現在の繰延利得	61	67
期中の新たな取引により生じた繰延利得	21	26
期中に純損益に認識された金額		
償却、および解約/償還/期限切れ取引	(12)	(32)
インセンティブ制度および利益分配		
期中に観察可能となったパラメータまたは商品による影響	(7)	
期末現在の繰延利得	63	61

レベル3の公正価値に該当する市場取引に係る初日利得は、貸借対照表上繰り延べ、時の経過に応じてまたは観察可能でなかったパラメータが観察可能になった時点で、純損益に認識している

## 注記10:会計処理の変更またはその他の事象による影響

## 貸借対照表 - 資産

## 2019年1月1日現在のIFRS第16号の影響

百万ユーロ	2019年1月1日 修正再表示後	IFRS第16号 の影響	2019年1月1日 公表値
現金および中央銀行預け金	46,538		46,538
純損益を通じて公正価値で測定する金融資産	240,774		240,774
売買目的保有金融資産	240,560		240,560
純損益を通じて公正価値で測定するその他の 金融資産	214		214
ヘッジ手段であるデリバティブ	965		965
資本を通じて公正価値で測定する金融資産	11,362		11,362
資本(純損益に振り替えられる)を通じて 公正価値で測定する負債性金融商品	9,700		9,700
資本(純損益に振り替えられない)を通じて 公正価値で測定する資本性金融商品	1,662		1,662
償却原価で測定する金融資産	181,371		181,371
金融機関に対する貸出金および債権	19,172		19,172
顧客に対する貸出金および債権	134,302		134,302
負債性証券	27,897		27,897
金利ヘッジ対象のポートフォリオに係る再評価差額	2		2
当期および繰延税金資産	1,265	120	1,145
経過勘定およびその他の資産	27,862		27,862
投資不動産	1		1
有形固定資産	903	547	356
無形資産	300	(1)	301
のれん	1,025		1,025
資産合計	512,368	666	511,702

## 貸借対照表 - 負債および株主持分

2019年1月1日現在のIFRS第16号の影響

百万ユーロ	2019年1月1日 修正再表示後	IFRS第16号 の影響	2019年1月1日 公表値
中央銀行からの預り金	877		877
純損益を通じて公正価値で測定する金融負債	234,880		234,880
売買目的保有金融負債	208,156		208,156
純損益を通じて公正価値で測定するものとして 指定した金融負債	26,724		26,724
ヘッジ手段であるデリバティブ	1,067		1,067
償却原価で測定する金融負債	222,353		222,353
金融機関に対する債務	47,302		47,302
顧客に対する債務	123,510		123,510
発行債券	51,541		51,541
金利ヘッジ対象のポートフォリオに係る再評価差額	5		5
当期および繰延税金負債	2,079	120	1,959
経過勘定およびその他の負債	24,037	550	23,487
保険契約に係る責任準備金	10		10
引当金	1,675	(4)	1,679
劣後債務	4,959		4,959
<b>負債合計</b>	<b>491,942</b>	<b>666</b>	<b>491,276</b>
株主持分	20,426		20,426
株主持分、当社グループの持分	20,308		20,308
資本金および剰余金	12,860		12,860
連結剰余金	5,795		5,795
資本に直接認識された利得/(損失)	174		174
資本に直接認識された非継続事業に係る利得/ (損失)			
純利益	1,479		1,479
非支配持分	118		118
<b>負債および株主持分合計</b>	<b>512,368</b>	<b>666</b>	<b>511,702</b>

## 注記11:関連当事者

クレディ・アグリコル・CIB・グループの関連当事者には、クレディ・アグリコル・エス・エー・グループの会社、クレディ・アグリコル・CIB・グループが連結または持分法を適用している会社、およびクレディ・アグリコル・CIB・グループの経営幹部が含まれる。

## クレディ・アグリコル・グループとの関係

クレディ・アグリコル・CIB・グループと、クレディ・アグリコル・CIB・グループ以外のクレディ・アグリコル・グループとの間で行われた貸借対照表上およびオフバランスの残高の要約は、下表の通りである。

百万ユーロ	2019年6月30日
<b>資産</b>	
預け金および貸出金	7,106
売買目的保有デリバティブ	26,051
<b>負債</b>	
預金および借入金	18,092
売買目的保有デリバティブ	25,610
劣後債務	4,956
優先株式	
<b>融資および保証コミットメント</b>	
その他の保証の供与	662
保証の受入	2,896
その他の保証の受入	
リファイナンス契約の受入	

預け金および貸出金は、クレディ・アグリコル・CIBとクレディ・アグリコル間の資金的関係を表している。売買目的保有デリバティブは、主にクレディ・アグリコル・グループの金利リスクのヘッジ取引であり、クレディ・アグリコル・CIBが市場との関係を確保している。

1996年12月27日以降クレディ・アグリコル・グループが99.9%を所有しているクレディ・アグリコル・CIB、およびその一部の子会社は、クレディ・アグリコル・エス・エーが形成した連結納税グループの一員となっている。

このため、クレディ・アグリコル・エス・エーは、クレディ・アグリコル・CIBの下位グループに対して、クレディ・アグリコル・グループの課税所得から控除可能な税務上の欠損金について補償を行っている。

## クレディ・アグリコル・CIB・グループの連結会社間関係

クレディ・アグリコル・CIB・グループの連結会社の一覧は、注記12に記載している。

連結会社間取引は、全額消去している。

連結会社と持分法適用会社間の当期間末現在の残高は、当社グループの連結財務諸表上消去していない。

2019年6月30日現在、クレディ・アグリコル・CIBと、その共同支配企業であるUBAFおよびエリプソ間で消去されていない貸借対照表上およびオフバランスの残高は、以下の通りである。

百万ユーロ	2019年6月30日
資産	
預け金および貸出金	4
売買目的保有デリバティブ	2
負債	
預金および借入金	2
売買目的保有デリバティブ	17
融資および保証コミットメント	
その他の保証の供与	6
保証の受入	

## 注記12:2019年6月30日現在の連結の範囲

2019年6月30日現在の連結の範囲の詳細は、以下の通りである。

クレディ・アグリコル・CIB・グループの 連結の範囲	(a)	国	本店 所在地 (左記と異 なる場合)	企業形態 および 支配状況(b)	2019年 6月30日 現在の 連結方法	支配割合(%)		持分割合(%)	
						2019年 6月30日	2018年 12月31日	2019年 6月30日	2018年 12月31日
親会社およびその支店									
クレディ・アグリコル・CIB・エス・エー		フランス		親会社	親会社	100.00	100.00	100.00	100.00
クレディ・アグリコル・CIB(ドバイ)		アラブ首 長国連邦	フランス	支店	全部連結	100.00	100.00	100.00	100.00
クレディ・アグリコル・CIB(ドバイ DIFC)		アラブ首 長国連邦	フランス	支店	全部連結	100.00	100.00	100.00	100.00
クレディ・アグリコル・CIB(アブダビ)		アラブ首 長国連邦	フランス	支店	全部連結	100.00	100.00	100.00	100.00
クレディ・アグリコル・CIB(韓国)		韓国	フランス	支店	全部連結	100.00	100.00	100.00	100.00
クレディ・アグリコル・CIB(スペイン)		スペイン	フランス	支店	全部連結	100.00	100.00	100.00	100.00
クレディ・アグリコル・CIB(インド)		インド	フランス	支店	全部連結	100.00	100.00	100.00	100.00
クレディ・アグリコル・CIB(日本)		日本	フランス	支店	全部連結	100.00	100.00	100.00	100.00
クレディ・アグリコル・CIB(シンガポール)		シンガ ポール	フランス	支店	全部連結	100.00	100.00	100.00	100.00
クレディ・アグリコル・CIB(英国)		英国	フランス	支店	全部連結	100.00	100.00	100.00	100.00
クレディ・アグリコル・CIB(香港)		香港	フランス	支店	全部連結	100.00	100.00	100.00	100.00
クレディ・アグリコル・CIB(米国)		米国	フランス	支店	全部連結	100.00	100.00	100.00	100.00
クレディ・アグリコル・CIB(台北)		台湾	フランス	支店	全部連結	100.00	100.00	100.00	100.00
クレディ・アグリコル・CIB(ルクセンブルグ)		ルクセン ブルグ	フランス	支店	全部連結	100.00	100.00	100.00	100.00
クレディ・アグリコル・CIB(フィンランド)		フィン ランド	フランス	支店	全部連結	100.00	100.00	100.00	100.00
クレディ・アグリコル・CIB(ドイツ)		ドイツ	フランス	支店	全部連結	100.00	100.00	100.00	100.00
クレディ・アグリコル・CIB(スウェーデン)		スウェー デン	フランス	支店	全部連結	100.00	100.00	100.00	100.00
クレディ・アグリコル・CIB(イタリア)		イタリア	フランス	支店	全部連結	100.00	100.00	100.00	100.00
クレディ・アグリコル・CIB(ベルギー)		ベルギー	フランス	支店	全部連結	100.00	100.00	100.00	100.00
クレディ・アグリコル・CIB(マイアミ)		米国	フランス	支店	全部連結	100.00	100.00	100.00	100.00
クレディ・アグリコル・CIB(カナダ)		カナダ	フランス	支店	全部連結	100.00	100.00	100.00	100.00
銀行および金融機関									
バンコ・クレディ・アグリコル・ブラジル・ エスエー		ブラジル		子会社	全部連結	100.00	100.00	100.00	100.00
クレディ・アグリコル・CIB・アルジェリア ・バンク・スバ		アルジェ リア		子会社	全部連結	100.00	100.00	100.00	100.00
クレディ・アグリコル・CIB・ オーストラリア・エルティーディー		オースト ラリア		子会社	全部連結	100.00	100.00	100.00	100.00
クレディ・アグリコル・CIB・チャイナ・ エルティーディー		中国		子会社	全部連結	100.00	100.00	100.00	100.00
クレディ・アグリコル・CIB・チャイナ・ エルティーディー・中国支店		中国		支店	全部連結	100.00	100.00	100.00	100.00
クレディ・アグリコル・CIB・サービス・ プライベート・エルティーディー		インド		子会社	全部連結	100.00	100.00	100.00	100.00
クレディ・アグリコル・CIB・AO		ロシア		子会社	全部連結	100.00	100.00	100.00	100.00
CA・インドスエズ・ウェルス(ヨーロッパ)		ルクセン ブルク		子会社	全部連結	100.00	100.00	100.00	100.00
CA・インドスエズ・ウェルス (ヨーロッパ・スペイン)		スペイン	ルクセン ブルク	支店	全部連結	100.00	100.00	100.00	100.00

CA・インドスエズ・ウェルス (ヨーロッパ-ベルギー)	ベルギー	ルクセンブルク	支店	全部連結	100.00	100.00	100.00	100.00
CA・インドスエズ・ウェルス (ヨーロッパ-イタリア)	イタリア	ルクセンブルク	支店	全部連結	100.00	100.00	100.00	100.00
CA・インドスエズ(スイス)エスエー	スイス		子会社	全部連結	100.00	100.00	100.00	100.00
CA・インドスエズ(スイス)エスエー(香港)	香港	スイス	支店	全部連結	100.00	100.00	100.00	100.00
CA・インドスエズ(スイス)エスエー (シンガポール)	シンガポール	スイス	支店	全部連結	100.00	100.00	100.00	100.00
CA・インドスエズ(スイス)エスエー・ スイス支店	スイス		支店	全部連結	100.00	100.00	100.00	100.00
CFM・インドスエズ・ウェルス	モナコ		子会社	全部連結	70.16	70.13	68.99	68.96
CA・インドスエズ・フィナンツィアール・ エスエー	スイス		子会社	全部連結	100.00	100.00	100.00	100.00
UBAF	フランス		共同 支配企業	持分法	47.01	47.01	47.01	47.01
UBAF(日本)	日本	フランス	共同 支配企業	持分法	47.01	47.01	47.01	47.01
UBAF(韓国)	韓国	フランス	共同 支配企業	持分法	47.01	47.01	47.01	47.01
UBAF(シンガポール)	シンガ ポール	フランス	共同 支配企業	持分法	47.01	47.01	47.01	47.01
CA・インドスエズ・ウェルス(フランス)	フランス		子会社	全部連結	100.00	100.00	100.00	100.00
CA・インドスエズ・ジェスティオン	フランス		子会社	全部連結	100.00	100.00	100.00	100.00
エステール・フィナンシ・ティトリザシオン	フランス		子会社	全部連結	100.00	100.00	100.00	100.00
バンカ・レオナルド・エスピーエー	イタリア		子会社	全部連結	99.99	94.16	99.99	94.06
<b>証券会社</b>								
クレディ・アグリコル・セキュリティーズ (USA)インク	米国		子会社	全部連結	100.00	100.00	100.00	100.00
クレディ・アグリコル・セキュリティーズ (アジア)エルティーディー	香港		子会社	全部連結	100.00	100.00	100.00	100.00
クレディ・アグリコル・セキュリティーズ・ アジア・リミテッド・ソウル支店 (CASALソウル支店)	韓国		支店	全部連結	100.00	100.00	100.00	100.00
クレディ・アグリコル・セキュリティーズ・ アジア・ビーヴィ(東京)	日本	オランダ	支店	全部連結	100.00	100.00	100.00	100.00
<b>投資会社</b>								
CA・インドスエズ・ウェルス(ブラジル) エスエー DTVM	ブラジル		子会社	全部連結	100.00	100.00	100.00	100.00
カンパニー・フランセ・ド・ラジ(CFA)	フランス		子会社	全部連結	100.00	100.00	100.00	100.00
クレディ・アグリコル・CIB・エア・ ファイナンス・エスエー	フランス		子会社	全部連結	100.00	100.00	100.00	100.00
クレディ・アグリコル・セキュリティーズ・ アジア・ビーヴィ	オランダ		子会社	全部連結	100.00	100.00	100.00	100.00
クレディ・アグリコル・グローバル・パー トナーズ・インク	米国		子会社	全部連結	100.00	100.00	100.00	100.00
クレディ・アグリコル・CIB・ ホールディングス・エルティーディー	英国		子会社	全部連結	100.00	100.00	100.00	100.00
CA・インドスエズ・ウェルス(グループ)	フランス		子会社	全部連結	100.00	100.00	100.00	100.00
デュメール・ファイナンス・エスエーエス	フランス		子会社	全部連結	100.00	100.00	100.00	100.00
フィンインベスト	フランス		子会社	全部連結	98.33	98.33	98.33	98.33
フレティレック	フランス		子会社	全部連結	100.00	100.00	100.00	100.00
I.P.F.O.	S3	フランス	子会社	全部連結	0.00	100.00	0.00	100.00
CFM・インドスエズ・コンセイユ・エン・ インヴェステシモン	フランス		子会社	全部連結	70.16	70.13	68.99	68.96
CFM・インドスエズ・ジェスティオン	モナコ		子会社	全部連結	70.16	70.13	67.61	67.58



CFM・インドスエズ・コンセイユ・エン・インヴェスティスモン・ヌメア支店	ニューカレドニア	フランス	支店	全部連結	70.16	70.13	68.99	68.96
保険								
CAIRS・アシュランス・エスエー	フランス		子会社	全部連結	100.00	100.00	100.00	100.00
その他								
カリクシス・ファイナンス	フランス		支配している 組成された 企業	全部連結	100.00	100.00	100.00	100.00
カリオペ・srl	イタリア		支配している 組成された 企業	全部連結	100.00	100.00	100.00	100.00
CLIFAP	フランス		子会社	全部連結	100.00	100.00	100.00	100.00
クレディ・アグリコル・アジア・シップ ファイナンス・エルティーディー	香港		子会社	全部連結	99.99	99.99	99.99	99.99
クレディ・アグリコル・CIB・ファイナンス (ガーンジー)エルティーディー	ガーン ジー		支配している 組成された 企業	全部連結	99.90	99.90	99.90	99.90
クレディ・アグリコル・CIB・ファイナン シャル・プロダクト(ガーンジー)エル ティーディー	S3	ガーン ジー	支配している 組成された 企業	全部連結	0.00	99.90	0.00	99.90
クレディ・アグリコル・CIB・フィナンシャ ル・ソリューションズ	フランス		支配している 組成された 企業	全部連結	99.92	99.92	99.92	99.92
クレディ・アグリコル・CIB・グローバル・ バンキング	フランス		子会社	全部連結	100.00	100.00	100.00	100.00
DGAD・インターナショナル・SARL	ルクセン ブルク		子会社	全部連結	100.00	100.00	100.00	100.00
インドスエズ・ホールディング・SCA	ルクセン ブルク		支配している 組成された 企業	全部連結	100.00	100.00	100.00	100.00
インドスエズ・マネジメント・ ルクセンブルク	ルクセン ブルク		支配している 組成された 企業	全部連結	100.00	100.00	100.00	99.99
アイランド・リファイナンス・Srl	イタリア		支配している 組成された 企業	全部連結	100.00	100.00	100.00	100.00
MERISMA	フランス		支配している 組成された 企業	全部連結	100.00	100.00	100.00	100.00
サグランティノ・イタリア・srl	イタリア		支配している 組成された 企業	全部連結	100.00	100.00	100.00	100.00
ベネルパール	ベルギー		子会社	全部連結	100.00	100.00	97.40	97.40
フィナンシエ・デ・スカラベ	ベルギー		子会社	全部連結	100.00	100.00	98.67	98.67
ラフィナ	ベルギー		子会社	全部連結	100.00	100.00	97.74	97.74
SNGI・ベルギー	ベルギー		子会社	全部連結	100.00	100.00	100.00	100.00
ソコラベク	ベルギー		子会社	全部連結	100.00	100.00	97.74	97.74
TCB	フランス		子会社	全部連結	98.70	98.70	97.40	97.40
モリエ・ファイナンス	フランス		子会社	全部連結	99.99	99.99	97.12	97.12
SNGI	フランス		子会社	全部連結	100.00	100.00	100.00	100.00
ソフィバック	ベルギー		子会社	全部連結	98.58	98.58	96.02	96.02
プラスモン・エ・レアリザシオン・ インモビリエ(SNC)	フランス		子会社	全部連結	100.00	100.00	97.40	97.40
クレディ・アグリコル・リーシング(USA) コープ	米国		子会社	全部連結	100.00	100.00	100.00	100.00
クレディ・アグリコル・アメリカ・ サービス・インク	米国		子会社	全部連結	100.00	100.00	100.00	100.00
CA・インドスエズ・ウェルス(アセット・ マネジメント)	ルクセン ブルク		子会社	全部連結	100.00	100.00	100.00	100.00

アトランティック・アセット・ セキュリティゼーション・エルエルシー	米国	支配している 組成された 企業	全部連結	100.00	100.00	0.00	0.00
LMA・エスエー	フランス	支配している 組成された 企業	全部連結	100.00	100.00	0.00	0.00
FIC-FIDC	ブラジル	支配している 組成された 企業	全部連結	100.00	100.00	100.00	100.00
ヘファイストス・EUR・FCC	フランス	支配している 組成された 企業	全部連結	100.00	100.00	0.00	0.00
ヘファイストス・GBP・FCT	フランス	支配している 組成された 企業	全部連結	100.00	100.00	0.00	0.00
ヘファイストス・USD・FCT	フランス	支配している 組成された 企業	全部連結	100.00	100.00	0.00	0.00
ヘファイストス・マルチデバイス・FCT	フランス	支配している 組成された 企業	全部連結	100.00	100.00	0.00	0.00
ユーカリプタス・FCT	フランス	支配している 組成された 企業	全部連結	100.00	100.00	0.00	0.00
パシフィック・USD・FCT	フランス	支配している 組成された 企業	全部連結	100.00	100.00	0.00	0.00
シャーク・FCC	フランス	支配している 組成された 企業	全部連結	100.00	100.00	0.00	0.00
ヴァルカン・EUR・FCT	フランス	支配している 組成された 企業	全部連結	100.00	100.00	0.00	0.00
ヴァルカン・マルチデバイス・FCT	フランス	支配している 組成された 企業	全部連結	100.00	100.00	0.00	0.00
ヴァルカン・USD・FCT	フランス	支配している 組成された 企業	全部連結	100.00	100.00	0.00	0.00
パシフィック・EUR・FCC	フランス	支配している 組成された 企業	全部連結	100.00	100.00	0.00	0.00
パシフィック・IT・FCT	フランス	支配している 組成された 企業	全部連結	100.00	100.00	0.00	0.00
トリプル・P・FCC	フランス	支配している 組成された 企業	全部連結	100.00	100.00	0.00	0.00
ESNI(コンバルティモン・クレディ・ アグリコル・CIB)	フランス	支配している 組成された 企業	全部連結	100.00	100.00	100.00	100.00
エリプソ・ファイナンス・S.r.l	イタリア	共同 支配企業	持分法	50.00	50.00	50.00	50.00
CA-CIB ベンション・リミテッド・ パートナーシップ	英国	支配している 組成された 企業	全部連結	100.00	100.00	100.00	100.00
イタリアセット・ファイナンス・SRL	イタリア	支配している 組成された 企業	全部連結	100.00	100.00	100.00	100.00
フィナンシエ・ルミス	フランス	子会社	全部連結	100.00	100.00	100.00	100.00
ラファイエット・アセット・セキュリティ ゼーション・エルエルシー	米国	支配している 組成された 企業	全部連結	100.00	100.00	0.00	0.00
ファンドA・デ・インベストメント・ マルチメルカード	ブラジル	支配している 組成された 企業	全部連結	100.00	100.00	100.00	100.00

ツバキ・オン	フランス		支配している 組成された 企業	全部連結	100.00	100.00	0.00	0.00
ツバキ・オフ	フランス		支配している 組成された 企業	全部連結	100.00	100.00	0.00	0.00
アズコール	スイス		子会社	全部連結	80.00	80.00	80.00	80.00
アズコール・シンガポール支店・エスエー	シンガ ポール	スイス	支店	全部連結	80.00	80.00	80.00	80.00
クレディ・アグリコル・CIB・ トランザクションズ	フランス		子会社	全部連結	100.00	100.00	100.00	100.00
FCT・ラ・ルート・アヴァンス	フランス		支配している 組成された 企業	全部連結	100.00	100.00	0.00	0.00
スフィネール B.V.	E1	オランダ	子会社	全部連結	100.00		100.00	
シネフィネール B.V.	E1	オランダ	子会社	全部連結	100.00		100.00	

## (a)説明

(E)は、連結の範囲に含まれたことを意味する。

E1：重要性を超えたため

E2：設立

E3：取得(支配持分を含む。)

(S)は、連結の範囲から除外されたことを意味する。

S1：事業の終了(解散、清算を含む。)

S2：グループ外部への売却または支配の喪失による連結除外

S3：重要性がないため連結除外

S4：合併または買収

S5：すべての資産および負債を譲渡

## その他：

D1：社名変更

D2：連結方法の変更

D3：連結の範囲に係る注記に初めて掲載された企業

D4：IFRS第5号適用企業

D5：IFRS第10号の適用により連結の範囲に含まれた企業

D6：IFRS第11号の適用による連結方法の変更

## (b)説明

## 企業の種類および支配の内容

子会社

支店

支配している組成された企業

共同支配企業

組成された共同支配企業

共同支配事業

関連会社

組成された関連会社

## 注記13:中間会計期間末後の事象

中間会計期間末後に生じた事象はなかった。

[次へ](#)

## 要約中間連結財務諸表に対する法定監査人の報告書

2019年1月1日から6月30日までの期間

株主各位：

貴社定時株主総会から委任された職務の遂行により、および通貨金融法典L.451-1条2 に従い、私たちは以下を実施した。

- ・ 添付の2019年1月1日から6月30日までの期間のクレディ・アグリコル・コーポレート・アンド・インベストメント・バンクの要約中間連結財務諸表のレビュー
- ・ 中間経営報告書に記載された情報の検証

要約中間連結財務諸表を作成する責任は取締役会にある。私たちの責任は、私たちのレビューに基づき、これらの要約中間連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

### 1. 要約中間連結財務諸表に対する結論

私たちは、フランスにおいて適用される職業的専門家の基準に準拠してレビューを行った。レビューにおいては、主として会計および財務に関する事項に責任を有する上級経営陣に対する質問、分析的手続およびその他のレビュー手続が実施される。レビューは、フランスにおいて適用される職業的専門家の基準に準拠して実施される監査に比べて相当程度限定された手続である。このため、全体としての財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについての保証は監査に比べて低いものとなる。

私たちが実施したレビューにおいて、上記の要約中間連結財務諸表が、期中財務情報に関して欧州連合が採択するIFRSの基準であるIAS第34号に準拠していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

上記の結論を限定することなく、注記1.1「適用基準および比較可能性」および注記1.2「会計原則および会計方針」の「リース」の項、ならびに会計方針の変更による影響額の開示が行われている要約中間連結財務諸表のその他の注記に記載されている通り、2019年1月1日から適用された新基準IFRS第16号「リース」に関して行われた会計方針の変更について注意を喚起する。

### 2. 特定の検証

私たちはまた、中間経営報告書に記載された情報のうち、私たちがレビューを実施した要約中間連結財務諸表に関する記載についても検証を実施した。

私たちは、当該情報の適正性および要約中間連結財務諸表との整合性に関して、報告すべき事項はない。

ヌイイ・シュル・セーヌおよびパリ・ラ・デファンヌ、2019年8月7日

### 法定監査人

プライスウォーターハウスクーパース・オーディット  
アニク・ショーマルタン      ローラン・タベルニエ

アーンスト・アンド・ヤング・エ・オートル  
オリビエ・デュラン      マシュー・プレシヨ

## 2 【その他】

### (1) 後発事象

2019年6月30日現在の中間連結財務諸表の注記13に開示した事象以外に、中間会計期間末（2019年6月30日）後、半期報告書提出日（2019年9月9日）までに生じたその他の重要な事象はない。

### (2) 訴訟

2019年6月30日現在、上記「第3 事業の状況 2 事業等のリスク」に記載したもの以外に、当社は重要な訴訟に関与していない。

## 3 【フランスと日本における会計原則および会計慣行の主要な相違】

本書記載の中間連結財務諸表は、欧州連合で採択され、国際会計基準審議会により発行された国際財務報告基準（以下「IFRS」という。）に準拠して作成されている。IFRSは、日本において一般に公正妥当と認められる会計原則（以下「日本の会計原則」という。）とはいくつかの点で相違しており、その主な相違は以下に要約されている。

### (1) 連結手続

#### (a) 連結会社間の会計方針の統一

IFRSでは、IFRS第10号「連結財務諸表」に基づき、親会社は、類似の状況における同様の取引および他の事象に関し、統一された会計方針を用いて、連結財務諸表を作成しなければならない。在外子会社の財務諸表は、それぞれの国で認められている会計原則を使用して作成されている場合でも、連結に先立ち、親会社が使用するIFRSに準拠した会計方針に一致させるよう必要なすべての修正および組替が行われる。また、IFRS第11号「共同支配の取決め」および国際会計基準（以下「IAS」という。）第28号「関連会社および共同支配企業に対する投資」（2011年改訂）に基づき、関連会社または共同支配企業が類似の状況における同様の取引および事象に関して、企業とは異なる会計方針を用いている場合には、企業が持分法を適用するために関連会社または共同支配企業の財務諸表を用いる際に、関連会社または共同支配企業の会計方針を企業の会計方針に合わせるための修正を行わなければならない。

日本では、企業会計基準第22号「連結財務諸表に関する会計基準」に基づき、連結財務諸表を作成する場合、同一環境下で行われた同一の性質の取引等について、親会社および子会社が採用する会計処理の原則および手続は、原則として統一しなければならない。ただし、実務対応報告第18号「連結財務諸表作成における在外子会社等の会計処理に関する当面の取扱い」により、在外子会社の財務諸表がIFRSまたは米国会計基準に準拠して作成されている場合、および国内子会社が指定国際会計基準または修正国際基準に準拠した連結財務諸表を作成して有価証券報告書により開示している場合には、一定の項目（のれんの償却、退職給付会計における数理計算上の差異の費用処理、研究開発費の支出時費用処理など）の修正を条件に、これを連結決算手続上利用することができる。

関連会社についても、企業会計基準第16号「持分法に関する会計基準」に従い、同一環境下で行われた同一の性質の取引等について、投資会社（その子会社を含む）および持分法を適用する被投資会社が採用する会計処理の原則および手続は、原則として統一することとされている。ただし、実務対応報告第24号「持分法適用関連会社の会計処理に関する当面の取扱い」により、在外関連会社の財務諸表がIFRSまたは米国会計基準に準

拠して作成されている場合、および国内関連会社が指定国際会計基準または修正国際基準に準拠した連結財務諸表を作成して有価証券報告書により開示している場合については、当面の間、実務対応報告第18号で規定される在外子会社に対する当面の取扱いに準じて行うことができる。

#### (b) 報告日の統一

IFRSでは、IFRS第10号「連結財務諸表」に基づき、連結財務諸表作成に用いる親会社およびその子会社の財務諸表は、同じ報告日としなければならない。親会社の報告期間の期末日が子会社と異なる場合、子会社は、実務上不可能な場合を除いて、連結のために親会社の財務諸表と同日現在の追加的な財務諸表を作成して、親会社が子会社の財務情報を連結できるようにする。実務上不可能な場合には、親会社は子会社の直近の財務諸表を用いて子会社の財務情報を連結しなければならないが、当該財務諸表の日付と連結財務諸表の日付との間に生じた重要な取引または事象の影響について調整する。いかなる場合でも、子会社の財務諸表と連結財務諸表の日付の差異は3ヶ月を超えてはならず、報告期間の長さおよび財務諸表の日付の差異は毎期同一でなければならない。

また、関連会社および共同支配企業については、IAS第28号「関連会社および共同支配企業に対する投資」（2011年改訂）に基づき、企業が持分法を適用する際には、関連会社または共同支配企業の直近の利用可能な財務諸表を使用する。企業の報告期間の期末日が関連会社または共同支配企業と異なる場合には、関連会社または共同支配企業は、実務上不可能な場合を除いて、企業の使用のために、企業の財務諸表と同じ日付で財務諸表を作成する。子会社と同様に、持分法を適用する際に用いる関連会社または共同支配企業の財務諸表を企業と異なる日付で作成する場合には、その日付と企業の財務諸表の日付との間に生じた重要な取引または事象の影響について調整を行わなければならない。いかなる場合にも、関連会社または共同支配企業の報告期間の末日と企業の報告期間の末日との差異は3ヶ月以内でなければならない。報告期間の長さとその末日の差異は毎期同じでなければならない。

日本では、企業会計基準第22号「連結財務諸表に関する会計基準」に基づき、子会社の決算日と連結決算日の差異が3ヶ月を超えない場合には、子会社の正規の決算を基礎として連結決算を行うことができる。ただし、この場合には、子会社の決算日と連結決算日が異なることから生じる連結会社間の取引に係る会計記録の重要な不一致について、必要な整理を行う。

関連会社についても、企業会計基準第16号「持分法に関する会計基準」に従い、投資会社は、関連会社の直近の財務諸表を使用する。投資会社と関連会社の決算日に差異があり、その差異の期間内に重要な取引または事象が発生しているときには、必要な修正または注記を行う。

#### (2) 連結の範囲および持分法の適用範囲

IFRSでは、IFRS第10号「連結財務諸表」に基づき、支配を有する会社（子会社）に対しては連結、IFRS第11号「共同支配の取決め」およびIAS第28号「関連会社および共同支配企業に対する投資」（2011年改訂）に基づき、投資先に対して共同支配または重要な影響力を有する企業は、関連会社または共同支配企業に対する投資を持分法で会計処理しなければならない。IFRS第10号では、投資者が、投資先に対するパワー、投資先への関与により生じる変動リターンに対するエクスポージャーまたは権利を有し、かつ、投資者のリターンの額に影響を及ぼすように投資先に対するパワーを用いる能力を有している場合には、投資先を支配していると判定される。IFRS第11号では、共同支配の取決めの2つの形態（共同支配事業および共同支配企業）による共同支配の方法の概要について定めている。共同支配事業とは、共同支配を有する当事者が共同支配の取決めに関する資産に対する権利および負債に対する義務を有している共同支配の取決めであり、当該当事者は、共同支配事業

に対する持分に関する資産、負債、収益および費用を認識しなければならない。一方、共同支配企業とは、共同支配を有する当事者が共同支配の取決めの純資産に対する権利を有している場合の共同支配の取決めであり、共同支配企業については、比例連結ではなく、改訂IAS第28号に従い持分法による会計処理が行われる。

またIFRS第12号「他の企業への関与の開示」では、「組成された企業」（特別目的事業体と類似の性格を有すると考えられる。）が規定されており、上記IFRS第10号の支配の概念に照らし、投資者が組成された企業を支配していると判定される場合には、連結の範囲に含めることになる。

日本では、企業会計基準第22号「連結財務諸表に関する会計基準」に基づき、実質支配力基準により連結の範囲が決定され、支配の及ぶ会社（子会社）は連結の範囲に含まれる。ただし、子会社のうち支配が一時的であると認められる企業、または連結することにより利害関係者の判断を著しく誤らせるおそれのある企業については、連結の範囲に含めないこととされている。また、非連結子会社および重要な影響力を行使することができる会社（関連会社）に対しては、持分法の適用範囲に含める。なお、日本でも、IFRSの共同支配企業に該当するものには持分法が適用される。

また、日本では、特別目的会社については、企業会計基準第22号および企業会計基準適用指針第22号「連結財務諸表における子会社および関連会社の範囲の決定に関する適用指針」に基づき、特別目的会社が適正な価額で譲り受けた資産から生じる収益を当該特別目的会社が発行する証券の所有者に享受させることを目的として設立され、当該特別目的会社の事業がその目的に従い適切に遂行されているときは、当該特別目的会社に資産を譲渡した会社から独立しているものと認め、当該特別目的会社に資産を譲渡した会社の子会社に該当しないものと推定される。したがって、当該要件を満たす特別目的会社は、連結の範囲に含まれないことになる。ただし、このように連結の範囲に含まれない特別目的会社については、企業会計基準適用指針第15号「一定の特別目的会社に係る開示に関する適用指針」に基づき、当該特別目的会社の概要、当該特別目的会社を利用した取引の概要、当期に行った当該特別目的会社との取引金額または当該取引の期末残高等の一定の開示を行うことが、特別目的会社に資産を譲渡した会社に求められている。

### (3) 他の企業への関与の開示

IFRSでは、IFRS第12号「他の企業への関与の開示」に従い、次の事項に関する開示が要求されている。

- (a) 重大な判断および仮定（支配、共同支配および重要な影響力等を決定する際に行った重大な判断および仮定）
- (b) 子会社への関与（企業集団の構成、非支配持分が企業集団の活動およびキャッシュ・フローに対して有している関与、企業集団の資産へのアクセス等に対する重大な制限の内容および程度、連結した組成された企業への関与に関連したリスクの内容、所有持分の変動）
- (c) 共同支配の取決めおよび関連会社への関与（共同支配の取決めおよび関連会社への関与の内容、程度および財務上の影響、ならびに当該関与に関連したリスク）
- (d) 非連結の組成された企業への関与（非連結の組成された企業への関与の内容および程度、ならびに当該関与に関連したリスクの内容および変動）

日本では、上記に関して包括的に規定する会計基準はないが、連結の範囲に含まれない特別目的会社に関する開示や、企業会計基準第22号「連結財務諸表に関する会計基準」に基づき、連結の範囲に含めた子会社、非連結子会社に関する事項その他連結の方針に関する重要な事項およびこれらに重要な変更があったときは、その旨およびその理由について開示することが要求されている。

#### (4) 企業結合

IFRSでは、IFRS第3号「企業結合」に基づき、すべての企業結合に取得法が適用されている。(共同支配の取決め自体の財務諸表における共同支配の取決めの形成の会計処理、共通支配下の企業または事業の結合、および事業を構成しない資産または資産グループの取得を除く。)取得法では、取得日において、取得企業は識別可能な取得した資産および引き受けた負債を、原則として、取得日公正価値で認識する。

日本でも、企業会計基準第21号「企業結合に関する会計基準」に基づき、すべての企業結合(共同支配企業の形成および共通支配下の取引を除く。)はパーチェス法(取得法に類似する方法)で会計処理されている。ただし、日本基準とIFRSの間には、主に以下の差異が存在する。

##### (a) 条件付対価の処理

IFRSでは、取得企業は条件付対価を、被取得企業との交換で移転した対価に含め、取得日公正価値で認識しなければならない。また、条件付対価の公正価値に事後的な変動があった場合でも、一定の場合を除き、のれんの修正は行わない。

日本では、条件付取得対価の交付または引渡しが確実となり、その時価が合理的に決定可能となった時点で、支払対価を取得原価として追加的に認識するとともに、のれんの修正を行う。

##### (b) のれんの当初認識および非支配持分の測定

IFRSでは、企業結合ごとに以下のいずれかの方法を選択できる。

- ・ 非支配持分も含めた被取得企業全体を公正価値で測定し、のれんは非支配持分に帰属する部分も含めて測定する方法(全部のれん方式)
- ・ 非支配持分のうち、現在の所有持分であり、清算時に企業の純資産に対する比例的な取り分を保有者に与えているものは、被取得企業の識別可能純資産の認識金額に対する比例持分相当額として測定し、のれんは取得企業の持分相当額についてのみ認識する方法(購入のれん方式)

日本では、IFRSのように非支配株主持分自体を時価評価する処理(全部のれん方式)は認められておらず、のれんは、取得原価が、取得した資産および引き受けた負債に配分された純額を超過する額として算定される(購入のれん方式)。

##### (c) のれんの償却

IFRSでは、のれんの償却は行わず、のれんは、IAS第36号「資産の減損」に従い、每期および減損の兆候がある場合はその都度、減損テストの対象になる。

日本では、原則として、のれんの計上後20年以内に、定額法その他の合理的な方法により定期的に償却する。ただし、金額に重要性が乏しい場合には、当該のれんが生じた事業年度の費用として処理することができる。のれんの未償却残高は、減損処理の対象となる。

#### (5) 非支配持分



IFRSでは、IFRS第3号「企業結合」に基づき、企業結合ごとに、取得企業は、取得日現在で、被取得企業に対する非支配持分のうち、現在の所有持分であり、清算時に企業の純資産に対する比例的な取り分を保有者に与えているものを、以下のいずれかで測定しなければならない。

- ・ 非支配持分の公正価値
- ・ 被取得企業の識別可能純資産の認識金額に対する現在の所有権金融商品の比例的な取り分

非支配持分の他のすべての内訳項目は、他の測定基礎がIFRSで要求されている場合を除き、取得日の公正価値で測定しなければならない。

また、子会社に対する親会社の所有持分の変動（非支配持分との取引）で支配の喪失とならない場合には資本取引として会計処理される。

日本では、IFRSのように非支配株主持分を公正価値で測定する方法は認められず、非支配株主持分は取得日における被取得企業の識別可能純資産に対する現在の持分で測定される。

## (6) 資産の減損

### (a) 固定資産の減損

IFRSでは、IAS第36号「資産の減損」に従い、資産または資金生成単位に減損の兆候が認められ、その資産または資金生成単位の回収可能価額（処分コスト控除後の公正価値と使用価値（資産または資金生成単位から生じると見込まれる見積将来キャッシュ・フローの現在価値）のいずれか高い金額）が帳簿価額を下回ると見積られる場合に、その差額を減損損失として認識する。減損損失計上後、一定の条件が満たされた場合、のれんに対して認識された減損を除き、減損損失の戻入が要求される。なお、耐用年数を確定できない無形資産やのれんについては、減損の兆候の有無にかかわらず、毎年減損テストを実施しなければならない。

日本では、企業会計審議会公表の「固定資産の減損に係る会計基準」に従い、資産または資産グループの減損の兆候が認められ、かつ割引前将来キャッシュ・フローの総額（20年以内の合理的な期間に基づく）が帳簿価額を下回ると見積られた場合に、その資産または資産グループの回収可能価額（正味売却価額と使用価値（資産または資産グループの継続的使用と使用後の処分によって生じると見込まれる将来キャッシュ・フローの現在価値）のいずれか高い方の金額）と帳簿価額の差額につき減損損失を認識する。減損損失の戻入は認められない。

### (b) 金融資産の減損

IFRSでは、IFRS第9号「金融商品」に従い、償却原価で事後測定される金融資産またはその他の包括利益を通じて公正価値で事後測定される金融資産、リース債権、契約資産、純損益を通じて公正価値で事後測定されないローン・コミットメントおよび金融保証契約について、予想信用損失に対する損失評価引当金を認識しなければならない。その他の包括利益を通じて公正価値で事後測定される金融資産に係る損失評価引当金はその他の包括利益に認識し、財政状態計算書における当該金融資産の帳簿価額を減額してはならない。

各報告日における金融商品に係る損失評価引当金は、当該金融商品に係る信用リスクが当初認識以降に著しく増大している場合には、全期間の予想信用損失に等しい金額で測定し、当該金融商品に係る信用リスクが当初認識以降に著しく増大していない場合には、12ヶ月の予想信用損失に等しい金額で測定しなければならない。

各報告日において、企業は、金融商品に係る信用リスクが当初認識以降に著しく増大したかどうかを評価しなければならない。この評価を行う際に、企業は、予想信用損失の金額の変動ではなく、当該金融商品の予想

存続期間にわたる債務不履行発生のリスクの変動を用いなければならない。この評価を行うために、企業は、報告日現在での当該金融商品に係る債務不履行発生のリスクを当初認識日現在での当該金融商品に係る債務不履行発生のリスクと比較し、当初認識以降の信用リスクの著しい増大を示す、過大なコストや労力を掛けずに利用可能な合理的で裏付け可能な情報を考慮しなければならない。

予想信用損失の測定に当たっては、次のものを反映する方法で見積らなければならない。

- ・ 一定範囲の生じ得る結果を評価することにより算定される、偏りのない確率加重金額
- ・ 貨幣の時間価値
- ・ 過去の事象、現在の状況および将来の経済状況の予測についての、報告日において過大なコストや労力を掛けずに利用可能な合理的で裏付け可能な情報

報告日現在の損失評価引当金を本基準に従って認識が要求される金額に修正するために必要となる予想信用損失（または戻入れ）の金額は、減損利得または減損損失として、純損益に認識することが要求される。

日本では、企業会計基準第10号「金融商品に関する会計基準」に従って、満期保有目的の債券、子会社株式および関連会社株式ならびにその他有価証券のうち、時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品以外のものについて時価が著しく下落したときは、回復する見込があると認められる場合を除き、時価をもって貸借対照表価額とし、評価差額は当期の損失として処理しなければならない。時価を把握することが極めて困難と認められる株式については、発行会社の財政状態の悪化により実質価額が著しく低下した場合には、相当の減額をし、評価差額は当期の損失として処理する。また、営業債権・貸付金等の債権については、債務者の財政状態および経営成績等に応じて債権を3つ（一般債権、貸倒懸念債権および破産更正債権等）（金融機関では5つ）に区分し、区分ごとに定められた方法に従い貸倒見積高を算定する。

また日本では、減損の戻入は、株式について禁止されているだけでなく、満期目的保有の債券およびその他の有価証券に分類されている債券についても原則として認められていない。貸付金および債権についても、直接減額を行った場合には、減損の戻入益の計上は認められていない。

## (7) ヘッジ会計

IFRSでは、企業がIFRS第9号「金融商品」を最初に適用する際には、IFRS第9号のヘッジ会計の要求事項に代えて、IAS第39号「金融商品：認識および測定」の要求事項を引き続き選択適用することが認められている（クレディ・アグリコル・グループは、当面の間、IFRS第9号のヘッジ会計のセクションを適用せず、IAS第39号の要求事項を適用することを選択している。）。IAS第39号では、リスク管理方針の文書化等の一定のヘッジ会計の要件を満たす場合には、以下のヘッジ関係に対するヘッジ会計の適用が認められている。

- ・ 公正価値ヘッジ：認識されている資産もしくは負債または認識されていない確定約定（またはこれらの一部）の公正価値の変動に対するエクスポージャーのうち、特定のリスクに起因し、かつ、純損益に影響し得るもののヘッジ。ヘッジ対象の特定のリスクに起因する公正価値の変動とヘッジ手段の公正価値の変動は、ともに純損益に認識される。
- ・ キャッシュ・フロー・ヘッジ：キャッシュ・フローの変動可能性に対するエクスポージャーのうち、認識されている資産または負債に関連する特定のリスクまたは可能性の非常に高い予定取引に起因し、かつ純損益に影響しうるものに対するヘッジ。ヘッジ手段の利得または損失の有効部分はその他の包括利益に直接認識され、非有効部分は純損益に認識される。
- ・ 在外営業活動体に対する純投資のヘッジ：在外営業活動体に対する純投資のヘッジ。有効なヘッジと判断されるヘッジ手段から生じる為替換算差額は、その他の包括利益に直接認識され、非有効部分については純損益に認識される。

日本では、企業会計基準第10号「金融商品に関する会計基準」に従って、原則として、時価評価されているヘッジ手段に係る損益または評価差額を、ヘッジ対象（相場変動等による損失の可能性がある資産または負債で、予定取引により発生が見込まれる資産または負債も含まれる）に係る損益が認識されるまで純資産の部において繰延べる方法（繰延ヘッジ）による。ただし、現時点ではその他有価証券のみを適用対象として、ヘッジ対象に係る相場変動等を損益に反映させることにより、その損益とヘッジ手段に係る損益とを同一の会計期間に認識する方法（時価ヘッジ）の適用も認められている。在外営業活動体に対する純投資のヘッジに関しては、企業会計審議会公表の「外貨建取引等会計処理基準」および関連する実務指針において、IFRSと概ね同様の会計処理が認められている。

また、ヘッジ全体が有効と判定され、ヘッジ会計の要件が満たされている場合には、ヘッジ手段に生じた損益のうち結果的に非有効となった部分についても、ヘッジ会計の対象として繰延処理を行うことができる（合理的に区分できる非有効部分については当期の純損益に計上することができる）。

資産または負債に係る金利の受払条件を変換することを目的として利用されている金利スワップが、金利変換の対象となる資産または負債とヘッジ会計の要件を充たしており、かつ、その想定元本、利息の受払条件および契約期間が当該資産または負債とほぼ同一である場合には、金利スワップを時価評価せず、その金銭の受払の純額等を当該資産または負債に係る利息に加減する「特例処理」が認められている。また、ヘッジ会計の要件を満たす為替予約等については、当分の間、為替予約等により確定する決済時における円貨額により外貨建取引および金銭債権債務等を換算し直物為替相場との差額を期間配分する方法（「振当処理」）によることができる。

## (8) 公正価値測定

IFRSでは、IFRS第13号「公正価値測定」は、一定の場合を除き、他のIFRSが公正価値測定または公正価値測定に関する開示（および、売却コスト控除後の公正価値のような、公正価値を基礎とする測定または当該測定に関する開示）を要求または許容している場合に適用される。IFRS第13号では、公正価値を「測定日時点で、市場参加者間の秩序ある取引において、資産を売却するために受け取るであろう価格または負債を移転するために支払うであろう価格」と定義している。また、IFRS第13号は、公正価値の測定に用いたインプットの性質に基づき3つの階層に分類し、公正価値測定を当該階層別に開示することを求めている。

日本では、2019年7月4日に企業会計基準第30号「時価の算定に関する会計基準」およびその適用指針である企業会計基準適用指針第31号「時価の算定に関する会計基準の適用指針」ならびに関連する基準および適用指針の改正（合わせて「本会計基準等」）が公表され、2021年4月1日以後開始する連結会計年度および事業年度の期首からの適用が求められており、早期適用も認められている。本会計基準等はIFRS第13号の定めを基本的にすべて取り入れている。ただし、これまで日本で行われてきた実務等に配慮し、財務諸表間の比較可能性を大きく損なわせない範囲で、個別項目に対するその他の取扱いを定めている。なお、本会計基準等は、(1)改正企業会計基準第10号「金融商品に関する会計基準」における金融商品および(2)改正企業会計基準第9号「棚卸資産の評価に関する会計基準」におけるトレーディング目的で保有する棚卸資産を対象としている。

本会計基準等が公表されるまでは、すべての金融資産・負債ならびに非金融資産・負債を対象とする公正価値測定を包括的に規定する会計基準はなく、各会計基準において時価の算定方法が個別に定められていた。金融商品の時価については、企業会計基準第10号「金融商品に関する会計基準」において、時価とは公正な評価額をいい、市場価格に基づく価額、市場価格がない場合には合理的に算定された価額と定義されていた。また、公正価値の階層に関する会計基準は基準化されていなかった。

## (9) 株式に基づく報酬

IFRSでは、IFRS第2号「株式に基づく報酬」がすべての株式に基づく報酬取引に適用され、持分決済型、現金決済型および現金選択権付きの株式に基づく報酬取引の3つが規定されている。

- ・ 持分決済型の株式に基づく報酬取引：受け取った財またはサービスおよびそれに対応する資本の増加を、原則として受け取った財またはサービスの公正価値で測定する。従業員および他の類似サービス提供者との取引において受け取ったサービスについては、付与した資本性金融商品の付与日現在の公正価値で測定する。
- ・ 現金決済型の株式に基づく報酬取引：受け取った財またはサービスおよび発生した負債を、当該負債の公正価値で測定する。
- ・ 現金選択権付きの株式に基づく報酬取引：株式に基づく報酬取引または当該取引の構成要素を、現金（または他の資産）で決済する負債が発生している場合にはその範囲で現金決済型の株式に基づく報酬取引として、そのような負債が発生していない場合にはその範囲で持分決済型の株式に基づく報酬取引として、会計処理される。

また持分決済型取引に関して、ストック・オプション等の公正価値と予想される権利確定数に基づいて費用計上額を認識した後は、権利確定後に失効した場合でも費用の戻入等の処理は行われず、認識される株式に基づく報酬費用の総額に影響は生じない。

日本でも、企業会計基準第8号「ストック・オプション等に関する会計基準」に基づき、ストック・オプションの付与日から権利確定日までの期間にわたり、付与日現在のストック・オプションの公正な評価額に基づいて報酬費用が認識され、対応する金額は資本（純資産の部に新株予約権）に計上される。

ただし、同基準の適用範囲は持分決済型株式報酬に限定されており、現金決済型取引等については特段規定がなく、実務上は発生時に費用（引当）処理される。また持分決済型取引について、日本では、権利確定後に失効した場合には失効に対応する新株予約権につき利益計上（戻入）を行う等、IFRSと異なる処理が行われている。

## (10) リース取引

IFRSでは、IFRS第16号「リース」が、リースを「資産（原資産）を使用する権利を一定期間にわたり対価と交換に移転する契約または契約の一部」と定義し、顧客が使用期間全体を通じて次の両方を有している場合にこれを満たすとしている。

- (a) 特定された資産の使用からの経済的便益のほとんどすべてを得る権利
- (b) 特定された資産の使用を指図する権利

IFRS第16号は、借手に、期間が12ヶ月超のすべてのリースについて、資産および負債を認識することを要求している（原資産が少額の場合を除く）。借手は、リース対象の原資産の使用権を表す使用権資産およびリース料の支払義務を表すリース負債を認識することを要求される。借手は、使用権資産をその他の非金融資産（有形固定資産等）と同様に、リース負債をその他の金融負債と同様に測定する。その結果、借手は使用権資産の減価償却費およびリース負債に係る利息を認識する。リースから生じる資産および負債は当初現在価値ベースで測定する。この測定には、解約不能なリース料（インフレに連動する料金を含む）が含まれる。また、借手がリースを延長するオプションを行使する、またはリースを解約するオプションを行使しないことが合理的に確実である場合には、オプション期間に行われる支払も含まれる。

日本では、企業会計基準第13号「リース取引に関する会計基準」が、リース取引を、「特定の物件の所有者たる貸手が、当該物件の借手に対し、合意された期間にわたりこれを使用収益する権利を与え、借手は、合意された使用料を貸手に支払う取引」と定義している。借手は、リース取引をファイナンス・リース取引とそれ以外の取引（オペレーティング・リース取引）に区分し、ファイナンス・リース取引について、財務諸表に資産計上し、対応するリース債務を負債に計上する。ファイナンス・リース取引とは、解約不能かつフルペイアウトの要件を満たすものをいい、ファイナンス・リース取引に該当するかどうかについてはその経済的実質に基づいて判断すべきものであるとしている。ただし、解約不能リース期間がリース物件の経済的耐用年数の概ね75%以上、または解約不能のリース期間中のリース料総額の現在価値がリース物件を借手が現金で購入するものと仮定した場合の合理的見積金額の概ね90%以上のいずれかに該当する場合は、ファイナンス・リースと判定される。リース資産およびリース債務の計上額を算定するにあたっては、原則として、リース契約締結時に合意されたリース料総額からこれに含まれている利息相当額の合理的な見積額を控除する方法による。当該利息相当額については、原則として、リース期間にわたり利息法により配分する。再リースに係るリース料は、企業会計基準適用指針第16号「リース取引に関する会計基準の適用指針」に基づき、借手が再リースを行う意思が明らかな場合を除き、リース料総額に含めない。なお、オペレーティング・リース取引、および少額（リース契約1件当たりのリース料総額が300万円以下の所有権移転外ファイナンス・リース）または短期（1年以内）のファイナンス・リースについては、通常の賃貸借取引に係る方法に準じて会計処理を行うことができる。

#### (11) 売却目的で保有する非流動資産および非継続事業

IFRSでは、IFRS第5号「売却目的で保有する非流動資産および非継続事業」に基づき、売却目的で保有する非流動資産、処分グループに含まれる資産および負債、およびこれらに関連してその他の包括利益で認識された収益または費用の累計額を、財政状態計算書上区分して表示することが求められている。売却目的保有に分類した非流動資産（または処分グループ）は、帳簿価額と売却コスト控除後の公正価値のいずれか低い価額で測定され、当該資産に係る減価償却は中止される。また、IFRSでは、売却目的保有資産グループや処分された資産グループが非継続事業の条件を満たす場合には、包括利益計算書（または純損益およびその他の包括利益計算書）上、非継続事業の経営成績を継続事業と区分して報告することも求められている。

日本では、非継続事業に関する会計基準はないが、売却または廃棄予定の固定資産は企業会計審議会公表の「固定資産の減損に係る会計基準」等に従って会計処理されることになる。

#### (12) 退職後給付（確定給付制度）

##### (a) 確定給付制度債務の期間配分方法

IFRSでは、IAS第19号「従業員給付」に従い、制度の給付算定式に基づいて勤務期間に給付を帰属させる方法（給付算定式基準）が原則とされている。

日本では、企業会計基準第26号「退職給付に関する会計基準」に従い、退職給付見込額について全勤務期間で除した額を各期の発生額とする方法（期間定額基準）と、給付算定式基準のいずれかを選択適用することとされている。

##### (b) 数理計算上の仮定

- ・ 割引率

IFRSでは、報告期間の末日時点の優良社債の市場利回りを参照して決定しなければならない。そのような優良社債について厚みのある市場が存在しない通貨では、報告期間の末日時点の当該通貨建の国債の市場利回りを使用しなければならない。また割引率は、毎期見直さなければならない。

日本では、安全性の高い債券の利回りを基礎として決定するが、これには、期末における国債、政府機関債および優良社債の利回りが含まれ、いずれも選択可能である。また、割引率等の計算基礎に一定の重要な変動が生じていない場合には、割引率を見直さないことが認められている。

- ・ 制度資産に係る利息収益（長期期待運用収益）

IFRSでは、年次報告期間の開始日時点で、制度資産の公正価値に上記の割引率を乗じて算定する（期待運用収益の概念廃止）。なお、制度資産に係る利息収益は、確定給付制度債務に係る利息費用と相殺の上、確定給付負債（資産）の純額に係る利息純額に含める。

日本では、期首の年金資産の額に合理的に予想される収益率（長期期待運用収益率）を乗じて算定する。

(c) 数理計算上の差異（再測定）および過去勤務費用

IFRSでは、数理計算上の差異は、発生時にその全額をその他の包括利益に認識する。その他の包括利益から純損益への振替（リサイクル）は、禁止されている。また、過去勤務費用は、純損益に即時認識する。

日本では、遅延認識が認められており、原則として各期の発生額について平均残存勤務期間内の一定の年数で按分した額を毎期費用処理する。数理計算上の差異の当期発生額のうち費用処理されない部分（未認識数理計算上の差異）および過去勤務費用の当期発生額のうち費用処理されない部分（未認識過去勤務費用）についてはいずれも、その他の包括利益に含めて計上する。また、その他の包括利益累計額に計上された未認識数理計算上の差異および未認識過去勤務費用のうち、当期に費用処理された部分については、その他の包括利益の調整（組替調整）を行う。

(d) 確定給付資産の上限

IFRSでは、確定給付制度が積立超過の場合には、確定給付資産の純額を次のいずれか低い方で測定する。

- ・ 当該確定給付制度の積立超過
- ・ 制度からの返還または制度への将来掛金の減額の形で利用可能な経済的便益の現在価値（資産上限額）

日本では、そのような確定給付資産の上限はない。

(13) 研究開発費

IFRSでは、IAS第38号「無形資産」に基づき、研究費は発生時に費用計上される。開発費は、一定の基準を満たす場合に、資産に計上され耐用年数にわたり償却される。

日本では、すべての研究開発支出は発生時に費用計上しなければならない。

## (14) 金融資産の認識の中止

IFRSでは、IFRS第9号「金融商品」に従い、(1)資産から生じるキャッシュ・フローに対する契約上の権利が消滅した時、または(2)金融資産を譲渡し、かつ企業が金融資産の所有に係るリスクと経済価値のほとんどすべてを他の当事者に移転した時、もしくは企業がリスクと経済価値のほとんどすべてを移転も保持もしないが金融資産に対する支配を保持していない場合、当該金融資産の認識を中止する。企業がリスクと経済価値のほとんどすべてを移転しないが保持もせず、譲渡した資産を支配し続ける場合には、企業は資産に対する留保持分と関連して支払う可能性がある負債を認識する。企業が、譲渡した金融資産のほとんどすべてのリスクと経済価値を保持している場合には、企業は金融資産の認識を継続する。

日本では、企業会計基準第10号「金融商品に関する会計基準」に従い、譲渡金融資産の財務構成要素ごとに、支配が第三者に移転しているかどうかの判断に基づいて、当該金融資産の認識の中止がなされる。

## (15) 投資不動産

IFRSでは、IAS第40号「投資不動産」に従い、投資不動産の当初認識後の評価方法として以下のいずれかを選択できる。

- ・ 公正価値モデル

投資不動産は公正価値で測定され、公正価値の変動は損益計算書において認識される。

- ・ 原価モデル

原価モデルでは、投資不動産を取得原価から減価償却累計額および減損損失累計額を控除して測定することが要求される（IFRS第5号「売却目的で保有する非流動資産および非継続事業」に従って売却目的保有に分類する（または売却目的保有に分類される処分グループに含まれる）要件に合致するものを除く）。原価モデルを選択した場合には、投資不動産の公正価値を開示する。

日本では、投資不動産についても、通常の有形固定資産と同様に取得原価に基づく会計処理を行う（原価モデルを適用）。また、企業会計基準第20号「賃貸等不動産の時価等の開示に関する会計基準」に従い、賃貸等不動産を保有している企業は以下の事項を注記することが求められている。

- ・ 賃貸等不動産の概要
- ・ 賃貸等不動産の貸借対照表計上額および期中における主な変動
- ・ 賃貸等不動産の当期末における時価およびその算定方法
- ・ 賃貸等不動産に関する損益

## (16) 有形固定資産

### (a) 減価償却方法

IFRSでは、IAS第16号「有形固定資産」に従い、資産の将来の経済的便益が企業によって消費されると予測されるパターンを反映する減価償却方法を使用しなければならない。減価償却方法は、少なくとも各事業年度末に再検討を行わなければならない。資産の将来の経済的便益の予測消費パターンに大きな変更があり、減価償却方法の変更を行った場合には、会計上の見積りの変更として会計処理する。

日本では、日本公認会計士協会（以下、JICPAという。）監査・保証実務委員会実務指針第81号「減価償却に関する当面の監査上の取扱い」および企業会計基準第24号「会計上の変更および誤謬に関する会計基準」に基づき、減価償却方法は会計方針に該当するが、その変更については、「会計方針の変更を会計上の見積りの変更と区別することが困難な場合」として、会計上の見積りの変更と同様に取り扱う（遡及適用は行わない。）。

#### (b) コンポーネント・アカウンティング

IFRSでは、IAS第16号に従い、有形固定資産項目の取得原価の合計額に対して重要性のある各構成部分に当初認識された金額を配分し、個別に減価償却を行わなければならない。

日本では、有形固定資産の減価償却の単位に関して、特段の規定はない。

#### (c) 有形固定資産の再評価

IFRSでは、IAS第16号に従い、当初認識後の有形固定資産の測定として再評価モデルを適用することができる。再評価モデルでは、再評価日現在の公正価値から、その後の減価償却累計額およびその後の減損損失累計額を控除した額で計上される。

日本では、有形固定資産は取得原価で計上される。特別の法律によらない限り、資産の再評価は認められていない。

### (17) 借入コスト

IFRSでは、IAS第23号「借入コスト」に基づき、適格資産の取得、建設または生産に直接起因する借入コストは、当該資産の取得原価の一部として資産化される。ただし、借入コストが将来、企業に経済的便益をもたらすことが確実であり、かつ、原価が信頼性をもって測定可能である場合に限る。資産化の条件を満たさないそれ以外の借入コストはすべて、発生した期間の費用として認識される。

日本では、借入コストは原則として発生した期間に費用処理しなければならない。ただし、不動産開発事業を行う場合にはJICPA業種別監査研究部会建設業部会・不動産業部会「不動産開発事業を行う場合の支払利子の監査上の取扱いについて」に基づき、また、固定資産を自家建設する場合には「企業会計原則と関係諸法令との調整に関する連続意見書」第三に基づき、一定の要件を満たす場合には借入コストの資産化が容認されている。

### (18) 金融保証契約

IFRSでは、IFRS第9号「金融商品」に従い、金融保証契約については、純損益を通じて公正価値で測定する金融負債に指定した場合、または金融資産の譲渡が認識の中止の要件を満たさない場合もしくは継続的関与アプローチが適用される場合に生じる金融負債に該当する場合を除いて、当初は公正価値で計上し、当初認識後は予想信用損失に対する損失評価引当金の金額と、当初認識額からIFRS第15号「顧客との契約から生じる収益」の原則に従って認識された収益の累計額を控除した金額とのいずれか高い方の金額で事後測定することが要求されている。



日本では、金融資産または金融負債の消滅の認識の結果生じる債務保証を除いて、保証を当初より公正価値で貸借対照表に計上することは求められていない。銀行の場合には、第三者に負う保証債務は偶発債務として額面金額を支払承諾勘定に計上し、同時に銀行が顧客から得る求償権を偶発債権として支払承諾見返勘定に計上する。保証に起因して、将来の損失が発生する可能性が高く、かつその金額を合理的に見積ることができる場合には、貸倒引当金を計上する。

#### (19) 金融商品の公正価値の開示

IFRSでは、IFRS第7号「金融商品：開示」に基づき、当該基準の対象となるすべての金融資産および金融負債について以下の開示を行うことが要求されている。

- ・ 企業の財政状態および業績に対する金融商品の重要性
- ・ 企業が当期中および報告期間の末日現在でさらされている金融商品から生じるリスクの内容および程度、ならびに企業の当該リスクの管理方法

日本では、企業会計基準第10号「金融商品に関する会計基準」および企業会計基準適用指針第19号「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」に基づき、時価等の開示がすべての金融商品に求められ、かつ金融商品から生じるリスクについての開示も求められている。ただし、金融商品から生じるリスクのうち市場リスクに関する定量的開示が求められているのは、金融商品から生じるリスクが重要な企業（銀行・証券会社等）が想定されている。また、市場リスク以外のリスク（流動性リスク・信用リスク）に関する定量的開示については明確な規定がない。

#### (20) 金融商品の分類および測定

IFRSでは、IFRS第9号「金融商品」により、金融資産および金融負債を以下のように分類し、測定することが要求されている。

金融資産については、金融資産の管理に関する企業の事業モデルおよび金融資産の契約上のキャッシュ・フロー上の特性の両方に基づき、以下のように事後測定するものに分類しなければならない。

- 償却原価で事後測定するもの： 契約上のキャッシュ・フローを回収することを保有目的とする事業モデルの中で保有され、契約条件により元本および元本残高に対する利息の支払のみであるキャッシュ・フローが所定の日に生じる場合。
- その他の包括利益を通じて公正価値で事後測定するもの： 契約上のキャッシュ・フローの回収と売却の両方によって目的が達成される事業モデルの中で保有され、契約条件により元本および元本残高に対する利息の支払のみであるキャッシュ・フローが所定の日に生じる場合。
- 純損益を通じて公正価値で事後測定するもの： 上記以外の場合。

ただし、企業は、当初認識時に、売買目的保有または企業結合における取得企業によって認識される条件付対価ではない資本性金融商品の公正価値の事後変動をその他の包括利益に表示するという取消不能の選択を行うことができる。

金融負債（公正価値オプション、負債であるデリバティブおよびその他（IFRS第9号第4.2.1項で定める金融保証契約、ローン・コミットメントおよび企業結合における条件付対価）を除く）については、償却原価で事後測定するものに分類しなければならない。

またIFRS第9号では、会計上のミスマッチを除去または大幅に低減する等の一定の要件を満たす場合、当初認識時に金融資産および金融負債を純損益を通じて公正価値で測定するものとして取消不能の指定をすることができる（公正価値オプション）。

日本では、企業会計基準第10号「金融商品に関する会計基準」に従い、金融資産および金融負債は以下のよう

- ・ 売買目的有価証券は、時価で測定し、時価の変動は純損益に認識される。
- ・ 個別財務諸表においては、子会社株式および関連会社株式は、取得原価で計上される。
- ・ 満期保有目的の債券は、取得原価または償却原価で測定される。
- ・ その他有価証券（売買目的有価証券、満期保有目的の債券、子会社株式および関連会社株式以外の有価証券）は、時価で測定し、時価の変動額は
  - 純資産に計上され、売却、減損あるいは回収時に損益計算書へ計上されるか、または
  - 個々の証券について、時価が原価を上回る場合には純資産に計上し、下回る場合には損益計算書に計上する。
- ・ 時価を把握することが極めて困難と認められる有価証券については、それぞれ次の方法による。
  - 社債その他の債券の貸借対照表価額は、債権の貸借対照表価額に準ずる（即ち、取得原価または償却原価で測定される）。
  - 社債その他の債券以外の有価証券は、取得原価をもって貸借対照表価額とする。
- ・ 貸出金および債権は取得原価または償却原価で測定される。
- ・ 金融負債は債務額で測定される。ただし社債については、社債金額よりも低い価格または高い価格で発行した場合など、収入に基づく金額と債務額とが異なる場合には、償却原価法に基づいて算定された価額で評価しなければならない。

IFRSで認められている公正価値オプションに関する規定はない。

## (21) 金融商品の分類変更

IFRSでは、IFRS第9号「金融商品」に従い、金融資産の管理に関する事業モデルを変更した場合にのみ、影響を受けるすべての金融資産を同基準に定める分類方法に従って分類変更することが求められている。金融負債の分類変更を行うことは認められていない。

日本では、企業会計基準第10号「金融商品に関する会計基準」に従い、売買目的または売却可能（その他有価証券）から満期保有目的への分類変更は認められず、売買目的から売却可能（その他有価証券）への分類変更については、正当な理由がある限られた状況（例えば、トレーディング業務の廃止を決定した場合に、売買目的として分類していた有価証券をすべて売却可能（その他有価証券）に分類変更することができる。）においてのみ認められている。

## (22) 収益

IFRSでは、IFRS第15号「顧客との契約から生じる収益」に基づき、約束した財またはサービスの顧客への移転を当該財またはサービスと交換に企業が権利を得ると見込む対価の額で描写するように収益を認識することが要求されており、この中心となる原則に従って収益を認識するために、以下の5つのステップを適用する。

- ・ ステップ1：顧客との契約を識別する。

本会計基準の要求事項は顧客と合意され、かつ、所定の要件を満たす契約のそれぞれに適用される。

- ・ ステップ2： 契約における履行義務を識別する。

契約は、顧客に財またはサービスを移転する約束を含んでいる。それらの財またはサービスが別個のものである場合には、当該約束が履行義務であり、区分して会計処理される。

- ・ ステップ3： 取引価格を算定する。

取引価格とは、約束した財またはサービスの顧客への移転と交換に企業が権利を得ると見込んでいる契約における対価の金額である。取引価格は固定金額の顧客の対価である場合もあるが、変動対価または現金以外の形態の対価を含む場合もある。

- ・ ステップ4： 契約における履行義務に取引価格を配分する。

契約において約束した別個の財またはサービスのそれぞれの独立販売価格の比率に基づき、各履行義務に取引価格を配分する。独立販売価格が観察可能でない場合には、当該独立販売価格を見積る。

- ・ ステップ5： 履行義務を充足した時にまたは充足するにつれて収益を認識する。

約束した財またはサービスを顧客に移転することにより履行義務を充足した時に、または充足するにつれて、充足した履行義務に配分された額で収益を認識する。財またはサービスが移転するのは、顧客が当該財またはサービスに対する支配を獲得した時（または獲得するにつれて）である。履行義務は、一時点で充足される場合（顧客に財を移転する約束の場合に一般的）もあれば、一定の期間にわたり充足される場合（顧客にサービスを移転する約束の場合に一般的）もある。

IFRS第15号はまた、契約獲得の増分コストに関する要求事項も含み、本人なのか代理人なのかの検討等に関する適用指針を提供している。

日本では、2018年3月30日に企業会計基準第29号「収益認識に関する会計基準」およびその適用指針である企業会計基準適用指針第30号「収益認識に関する会計基準の適用指針」（合わせて「本会計基準等」）が公表され、2021年4月1日以後開始する連結会計年度および事業年度の期首からの適用が求められており、早期適用も認められている。本会計基準等は、IFRS第15号の基本的な原則を取り入れることを出発点とし、これまで日本で行われてきた実務等に配慮すべき項目がある場合には、比較可能性を損なわせない範囲で代替的な取扱いを追加することを基本的な方針として開発が行われている。

本会計基準等が公表されるまでは、収益認識に関する包括的な会計基準は存在せず、企業会計原則の実現主義の原則に基づき収益が認識されている。物品販売については実務上、出荷基準が広く採用されている。また、割賦販売については販売基準以外に回収基準・回収期限到来基準も容認されている。

### (23) 担保権行使資産

IFRSでは、担保権行使資産は、その資産の内容に応じて該当する基準に従う。なお、IFRS第7号「金融商品：開示」において、報告日現在で保有している担保権行使資産について、獲得した資産の性質および帳簿価額、ならびに容易に換金可能ではない場合に当該資産の処分または事業での使用に関する方針の開示が求められている。

日本では、設定された担保権を実行し取得した資産については、その資産の内容に応じて該当する会計処理に従う。

### (24) 繰延税金資産の回収可能性

IFRSでは、IAS第12号「法人所得税」に基づき、将来減算一時差異を利用できる課税所得が生じる可能性が高い範囲内で、すべての将来減算一時差異について繰延税金資産を認識しなければならない。近年に損失が発生した経歴があるときは、企業は、税務上の繰越欠損金または繰越税額控除より発生する繰延税金資産を、十分な将来加算一時差異を有する範囲内でのみ、または税務上の繰越欠損金もしくは繰越税額控除の使用対象となる十分な課税所得が稼得されるという他の信頼すべき根拠がある範囲内でのみ認識する。

日本では、企業会計基準適用指針第26号「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」に詳細な規定があり、会社を収益力に基づく課税所得の十分性に応じて分類し、当該分類ごとに繰延税金資産の回収可能性を判断するための具体的な指針（数値基準含む。）が例示されている。

#### (25) 株式交付費

IFRSでは、IAS第32号「金融商品：表示」に基づき、株式交付費は、資本からの控除として会計処理される。

日本では、実務対応報告第19号「繰延資産の会計処理に関する当面の取扱い」に従い、株式交付費は、原則として支出時に費用として処理する。ただし、企業規模の拡大のために行う資金調達などの財務活動（組織再編の対価として株式を交付する場合を含む。）に係る株式交付費については、繰延資産に計上することができる。この場合には、株式交付のときから3年以内のその効果の及ぶ期間にわたって、定額法により償却をしなければならない。

#### (26) 負債と資本の区分

IFRSでは、IAS第32号「金融商品：表示」に基づき、当初認識時に、契約の実質、ならびに金融負債、金融資産および資本性金融商品の定義に従って、金融負債、金融資産または資本性金融商品に分類する。

日本では、会社法上の株式として発行された金融商品は、純資産の部に計上される。

#### (27) 損益計算書上の表示

IFRSでは、IAS第1号「財務諸表の表示」に基づき、収益または費用のいかなる項目も、純損益およびその他の包括利益を表示する計算書または注記において、異常項目として表示してはならない。なお、IAS第1号では「営業利益」を定義していないが、純損益およびその他の包括利益を表示する計算書に営業利益を表示することは認められる。

日本では、企業会計原則および企業会計基準第22号「連結財務諸表に関する会計基準」に基づき、損益計算書上、売上総利益、営業利益、経常利益を含む損益の段階別表示を行わなければならない。経常損益計算の結果を受け、特別利益および特別損失を記載することが求められる。

#### (28) 有給休暇

IFRSでは、IAS第19号「従業員給付」に従い、以下のとおり企業は同基準第11項に基づき有給休暇の形式による短期従業員給付の予想コストを認識する。

- (a) 累積型有給休暇の場合には、将来の有給休暇の権利を増加させる勤務に従業員が提供した時
- (b) 非累積型有給休暇の場合には、休暇が発生した時

日本では、有給休暇に関する特段の規定はない。

#### (29) 法人所得税の不確実性

IFRSでは、IFRIC第23号「法人所得税の税務処理に関する不確実性」に基づき、企業は、税務当局が不確実な税務処理（関連する税務当局が税法に基づいてその税務処理を認めるかどうかに関して不確実性がある税務処理）を認める可能性が高いかどうかを検討しなければならない。

税務当局が不確実な税務処理を認める可能性が高いと企業が結論を下す場合には、企業は、課税所得（税務上の欠損金）、税務基準額、税務上の繰越欠損金、繰越税額控除または税率を、法人所得税申告において使用したかまたは使用を予定している税務処理と整合的に決定しなければならない。

税務当局が不確実な税務処理を認める可能性が高くないと企業が結論を下す場合には、企業は、不確実性の影響を、関連する課税所得（税務上の欠損金）、税務基準額、税務上の繰越欠損金、繰越税額控除または税率を決定する際に反映しなければならない。企業は、不確実な税務処理のそれぞれについて、不確実性の影響を、いずれの方法が不確実性の解消をより良く予測すると企業が見込んでいるのかに応じて、最も可能性の高い金額または期待値のいずれかの方法を用いることによって反映しなければならない。

日本では、企業会計基準第27号「法人税、住民税および事業税等に関する会計基準」において、過年度の所得等に対する法人税、住民税および事業税等の更正等による追徴および還付の場合の当該追徴税額および還付税額、または、更正等により追徴税額を納付したが当該追徴の内容を不服として法的手段を取る場合の還付税額の認識の閾値が定められている。同基準に基づき、当該追徴税額または当該還付税額を合理的に見積もることができる場合には、誤謬に該当する場合を除き、追徴される可能性が高い場合および還付されることが確実に見込まれる場合に、それぞれ当該追徴税額および還付税額を損益に計上することが求められている。このように、認識の閾値は、追徴の場合と還付の場合とで異なっている。

## 第7 【外国為替相場の推移】

日本円とユーロとの間の為替相場は、当該半期中において、2以上の日刊新聞紙に掲載されているため、本項の記載を省略する。

## 第8 【提出会社の参考情報】

当該事業年度の開始からこの半期報告書の提出までの期間において提出された書類および提出日は以下の通りである。

発行登録追補書類および添付書類	提出日：2019年1月8日
発行登録追補書類および添付書類	提出日：2019年1月10日
訂正発行登録書	提出日：2019年1月15日
発行登録追補書類および添付書類	提出日：2019年1月15日
発行登録追補書類および添付書類	提出日：2019年1月15日
発行登録追補書類および添付書類	提出日：2019年1月21日
訂正発行登録書および添付書類	提出日：2019年1月23日
訂正発行登録書および添付書類	提出日：2019年1月23日
発行登録追補書類および添付書類	提出日：2019年1月25日
発行登録追補書類および添付書類	提出日：2019年1月25日
訂正発行登録書および添付書類	提出日：2019年1月28日
訂正発行登録書および添付書類	提出日：2019年1月30日
発行登録追補書類および添付書類	提出日：2019年1月31日
訂正発行登録書および添付書類	提出日：2019年1月31日
発行登録追補書類および添付書類	提出日：2019年2月1日
発行登録追補書類および添付書類	提出日：2019年2月4日
発行登録追補書類および添付書類	提出日：2019年2月4日
発行登録追補書類および添付書類	提出日：2019年2月6日
発行登録追補書類および添付書類	提出日：2019年2月8日
訂正発行登録書	提出日：2019年2月8日
発行登録追補書類および添付書類	提出日：2019年2月20日
訂正発行登録書および添付書類	提出日：2019年2月21日
訂正発行登録書および添付書類	提出日：2019年2月21日
発行登録追補書類および添付書類	提出日：2019年2月21日
発行登録追補書類および添付書類	提出日：2019年2月22日
訂正発行登録書および添付書類	提出日：2019年2月25日
発行登録追補書類および添付書類	提出日：2019年2月28日
発行登録追補書類および添付書類	提出日：2019年3月8日
発行登録追補書類および添付書類	提出日：2019年3月8日
発行登録追補書類および添付書類	提出日：2019年3月19日
有価証券報告書および添付書類	提出日：2019年5月23日
訂正発行登録書および添付書類	提出日：2019年5月23日

発行登録追補書類および添付書類	提出日：2019年5月31日
訂正発行登録書および添付書類	提出日：2019年5月31日
訂正発行登録書および添付書類	提出日：2019年5月31日
訂正発行登録書および添付書類	提出日：2019年6月3日
発行登録追補書類および添付書類	提出日：2019年6月7日
訂正発行登録書および添付書類	提出日：2019年6月10日
発行登録追補書類および添付書類	提出日：2019年6月10日
発行登録追補書類および添付書類	提出日：2019年6月17日
発行登録追補書類および添付書類	提出日：2019年6月19日
発行登録追補書類および添付書類	提出日：2019年6月20日
発行登録追補書類および添付書類	提出日：2019年6月21日
訂正発行登録書および添付書類	提出日：2019年6月21日
訂正発行登録書および添付書類	提出日：2019年6月21日
発行登録追補書類および添付書類	提出日：2019年6月28日
発行登録追補書類および添付書類	提出日：2019年6月28日
発行登録追補書類および添付書類	提出日：2019年7月2日
発行登録追補書類および添付書類	提出日：2019年7月2日
訂正発行登録書および添付書類	提出日：2019年7月3日
発行登録追補書類および添付書類	提出日：2019年7月4日
発行登録追補書類および添付書類	提出日：2019年7月5日
訂正発行登録書および添付書類	提出日：2019年7月9日
訂正発行登録書および添付書類	提出日：2019年7月10日
発行登録追補書類および添付書類	提出日：2019年7月10日
発行登録追補書類および添付書類	提出日：2019年7月10日
発行登録追補書類および添付書類	提出日：2019年7月19日
発行登録追補書類および添付書類	提出日：2019年7月22日
発行登録追補書類および添付書類	提出日：2019年7月22日
発行登録追補書類および添付書類	提出日：2019年7月24日
発行登録追補書類および添付書類	提出日：2019年7月25日
発行登録追補書類および添付書類	提出日：2019年7月30日

## 第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

### 第1 【保証会社情報】

該当事項なし

### 第2 【保証会社以外の会社の情報】

#### 第2の1 東ソー株式会社

##### 1 当該会社の情報の開示を必要とする理由

###### (1) 当該会社の名称および住所

東ソー株式会社

山口県周南市開成町4560番地

###### (2) 理由

提出会社は、一定の日における当該会社普通株式の東京証券取引所における価格が一定の額を下回る場合に、当該会社の普通株式および一定の金銭（もしあれば）の交付により償還され、また株価の水準に従い早期償還の有無および変動利息計算期間について支払われる利息額が決定される他社株転換条項付円建社債を下記の通り発行しており、当該会社の企業情報は、提出会社が発行している他社株転換条項付円建社債に関する投資判断に重要な影響を及ぼすと判断される。

名称	発行年月日	売出価額の総額	上場の有無
クレディ・アグリコル・コーポレート・アンド・インベストメント・バンク 2019年11月27日満期 早期償還条項付 ノックイン型 他社株転換条項付 デジタルクーポン円建社債（対象株式：東ソー 株式会社 普通株式）	2018年5月31日	265,000,000円	無

###### (3) 当該会社の普通株式の内容

種類： 普通株式  
 発行済株式数（令和元年8月9日現在）： 325,080,956株  
 上場金融商品取引所名または登録認可金融商品  
 取引業協会名： 東京証券取引所  
 （市場第一部）  
 内容： 単元株式数は100株である。

#### 2 継続開示会社たる当該会社に関する事項

##### (1) 当該会社が提出した書類

###### イ 有価証券報告書およびその添付書類

事業年度 自 平成30年4月1日 令和元年6月26日  
 (第120期) 至 平成31年3月31日 関東財務局長に提出

###### ロ 四半期報告書または半期報告書およびその添付書類 四半期報告書



- 事業年度 自 平成31年4月1日 令和元年8月9日  
(第121期中) 至 令和元年6月30日 関東財務局長に提出
- 八 臨時報告書 イの有価証券報告書提出後、金融商品取引法第24条の5第4項および企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき臨時報告書を令和元年6月27日に関東財務局長に提出
- 二 訂正報告書 該当事項なし
- なお、上記は、令和元年8月28日正午現在において、関東財務局に提出され、かつ、電子開示システム（EDINET）によって現実に閲覧が可能であった書類である。

## (2) 上記書類を縦覧に供している場所

名称	所在地
東ソー株式会社本社	東京都港区芝三丁目8番2号
東ソー株式会社大阪支店	大阪府大阪市中央区高麗橋四丁目4番9号
東ソー株式会社名古屋支店	愛知県名古屋市中区栄一丁目2番7号
株式会社東京証券取引所	東京都中央区日本橋兜町2番1号

## 第2の2 ヤフー株式会社

## 1 当該会社の情報の開示を必要とする理由

## (1) 当該会社の名称および住所

ヤフー株式会社

東京都千代田区紀尾井町1番3号

## (2) 理由

提出会社は、一定の日における当該会社普通株式の東京証券取引所における価格が一定の額を下回る場合に、当該会社の株価の水準に従い決定される金額により償還され、また株価の水準に従い早期償還の有無が決定される他社株式株価連動円建社債を下記の通り発行しており、当該会社の企業情報は、提出会社が発行している他社株式株価連動円建社債に関する投資判断に重要な影響を及ぼすと判断される。

名称	発行年月日	売出価額の総額	上場の有無
クレディ・アグリコル・コーポレート・アンド・インベストメント・バンク 2020年6月22日満期 早期償還条項・ノックイン条項付 参照株式株価連動 円建社債（参照株式：ヤフー株式会社）	2018年12月20日	50,000,000円	無

## (3) 当該会社の普通株式の内容

- 種類： 普通株式
- 発行済株式数（令和元年8月9日現在）： 6,664,690,665株
- 上場金融商品取引所名または登録認可金融商品取引業協会名： 東京証券取引所（市場第一部）
- 内容： 単元株式数は100株である。

(注) 令和元年8月9日現在の発行済株式数には、令和元年8月1日から令和元年8月9日までの新株予約権の行使により発行された株式数は含まない。また当該会社は、令和元年7月17日付で金銭報酬債

権および金銭債権（合計448,431,000円）を出資財産とする譲渡制限付株式報酬として、普通株式1,541,000株を発行している。

## 2 継続開示会社たる当該会社に関する事項

### (1) 当該会社が提出した書類

#### イ 有価証券報告書およびその添付書類

事業年度 (第24期)	自 平成30年4月1日 至 平成31年3月31日	令和元年6月17日 関東財務局長に提出
----------------	-----------------------------	------------------------

#### ロ 四半期報告書または半期報告書およびその添付書類

##### 四半期報告書

事業年度 (第25期中)	自 平成31年4月1日 至 令和元年6月30日	令和元年8月9日 関東財務局長に提出
-----------------	----------------------------	-----------------------

#### ハ 臨時報告書

イの有価証券報告書提出後、金融商品取引法第24条の5第4項および企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき臨時報告書を令和元年6月21日に関東財務局長に提出

イの有価証券報告書提出後、金融商品取引法第24条の5第4項ならびに企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第3号および第4号の規定に基づき臨時報告書を令和元年6月27日に関東財務局長に提出

#### ニ 訂正報告書

該当事項なし

なお、上記は、令和元年8月28日正午現在において、関東財務局に提出され、かつ、電子開示システム（EDINET）によって現実に閲覧が可能であった書類である。

### (2) 上記書類を縦覧に供している場所

名称	所在地
株式会社東京証券取引所	東京都中央区日本橋兜町2番1号

## 第2の3 株式会社資生堂

### 1 当該会社の情報の開示を必要とする理由

#### (1) 当該会社の名称および住所

株式会社資生堂  
東京都中央区銀座七丁目5番5号

#### (2) 理由

提出会社は、一定の日における当該会社普通株式の東京証券取引所における価格が一定の額を下回る場合に、当該会社の株価の水準に従い決定される金額により償還され、また株価の水準に従い早期償還の有無が決定される他社株式株価連動円建社債を下記の通り発行しており、当該会社の企業情報は、提出会社が発行している他社株式株価連動円建社債に関する投資判断に重要な影響を及ぼすと判断される。

名称	発行年月日	売出価額の総額	上場の有無
----	-------	---------	-------

クレディ・アグリコル・コーポレート・アンド・インベストメント・バンク 2020年6月22日満期 早期償還条項・ノックイン条項付 参照株式株価 連動 円建社債 (参照株式：株式会社資生堂)	2018年12月20日	50,000,000円	無
---	-------------	-------------	---

## (3) 当該会社の普通株式の内容

種類：	普通株式
発行済株式数（令和元年8月9日現在）：	400,000,000株
上場金融商品取引所名または登録認可金融商品 取引業協会名：	東京証券取引所 市場第一部
内容：	権利内容に制限のない標準となる株式 単元株式数は100株である。

## 2 継続開示会社たる当該会社に関する事項

## (1) 当該会社が提出した書類

## イ 有価証券報告書およびその添付書類

事業年度	自 平成30年1月1日	平成31年3月26日
(第119期)	至 平成30年12月31日	関東財務局長に提出

## ロ 四半期報告書または半期報告書およびその添付書類

## 四半期報告書

事業年度	自 平成31年4月1日	令和元年8月9日
(第120期中)	至 令和元年6月30日	関東財務局長に提出

## ハ 臨時報告書

イの有価証券報告書提出後、金融商品取引法第24条の5第4項および企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき臨時報告書を平成31年3月27日に関東財務局長に提出

## ニ 訂正報告書

該当事項なし

なお、上記は、令和元年8月28日正午現在において、関東財務局に提出され、かつ、電子開示システム（EDINET）によって現実に閲覧が可能であった書類である。

## (2) 上記書類を縦覧に供している場所

名称	所在地
株式会社東京証券取引所	東京都中央区日本橋兜町2番1号

## 第2の4 第一生命ホールディングス株式会社

## 1 当該会社の情報の開示を必要とする理由

## (1) 当該会社の名称および住所

第一生命ホールディングス株式会社  
東京都千代田区有楽町一丁目13番1号

## (2) 理由

提出会社は、一定の日における当該会社普通株式の東京証券取引所における価格が一定の額を下回る場合に、当該会社の普通株式および一定の金銭（もしあれば）の交付により償還され、また株価の水準に従い早期償還の有無および変動利息計算期間について支払われる利息額が決定される他社株転換条項付円建

社債を下記の通り発行しており、当該会社の企業情報は、提出会社が発行している他社株転換条項付円建社債に関する投資判断に重要な影響を及ぼすと判断される。

名称	発行年月日	売出価額の総額	上場の有無
クレディ・アグリコル・コーポレート・アンド・インベストメント・バンク 2021年12月21日満期 早期償還条項付 他社株転換条項付 デジタルクーポン円建社債（第一生命ホールディングス株式会社）	2018年12月20日	1,000,000,000円	無

### (3) 当該会社の普通株式の内容

種類：	普通株式
発行済株式数（令和元年8月9日現在）：	1,198,443,000株
上場金融商品取引所名または登録認可金融商品取引業協会名：	東京証券取引所 （市場第一部）
内容：	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない、当該会社にとって標準となる株式 （1単元の株式数 100株）

（注）令和元年7月19日付の譲渡制限付株式報酬としての新株式の発行により、令和元年8月9日現在、発行済株式総数が234,800株増加している。

## 2 継続開示会社たる当該会社に関する事項

### (1) 当該会社が提出した書類

#### イ 有価証券報告書およびその添付書類

事業年度 (第117期)	自 平成30年4月1日 至 平成31年3月31日	令和元年6月24日 関東財務局長に提出
-----------------	-----------------------------	------------------------

#### ロ 四半期報告書または半期報告書およびその添付書類

##### 四半期報告書

事業年度 (第118期中)	自 平成31年4月1日 至 令和元年6月30日	令和元年8月9日 関東財務局長に提出
------------------	----------------------------	-----------------------

#### ハ 臨時報告書

イの有価証券報告書提出後、金融商品取引法第24条の5第4項および企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき臨時報告書を令和元年6月25日に関東財務局長に提出

#### ニ 訂正報告書

該当事項なし

なお、上記は、令和元年8月28日正午現在において、関東財務局に提出され、かつ、電子開示システム（EDINET）によって現実に閲覧が可能であった書類である。

### (2) 上記書類を縦覧に供している場所

名称	所在地
株式会社東京証券取引所	東京都中央区日本橋兜町2番1号

## 第2の5 TOTO株式会社

### 1 当該会社の情報の開示を必要とする理由

## (1) 当該会社の名称および住所

TOTO株式会社

福岡県北九州市小倉北区中島二丁目1番1号

## (2) 理由

提出会社は、一定の日における当該会社普通株式の東京証券取引所における価格が一定の額を下回る場合に、当該会社の株価の水準に従い決定される金額により償還され、また株価の水準に従い早期償還の有無が決定される他社株式株価連動円建社債を下記の通り発行しており、当該会社の企業情報は、提出会社が発行している他社株式株価連動円建社債に関する投資判断に重要な影響を及ぼすと判断される。

名称	発行年月日	売出価額の総額	上場の有無
クレディ・アグリコル・コーポレート・アンド・インベストメント・バンク 2020年3月6日満期円建 早期償還条項付 参照株式株価連動社債 (TOTO株式会社)	2019年3月5日	250,000,000円	無

## (3) 当該会社の普通株式の内容

種類： 普通株式  
 発行済株式数（令和元年8月6日現在）： 176,981,297株  
 上場金融商品取引所名または登録認可金融商品取引業協会名： 東京証券取引所（市場第一部）  
 名古屋証券取引所（市場第一部）  
 福岡証券取引所  
 内容： 単元株式数  
 100株

（注）令和元年8月6日現在の発行済株式数には、令和元年8月1日から令和元年8月6日までの新株予約権の行使により発行された株式数は含まれていない。

## 2 継続開示会社たる当該会社に関する事項

## (1) 当該会社が提出した書類

## イ 有価証券報告書およびその添付書類

事業年度 自 平成30年4月1日 令和元年6月25日  
 (第153期) 至 平成31年3月31日 関東財務局長に提出

## ロ 四半期報告書または半期報告書およびその添付書類

## 四半期報告書

事業年度 自 平成31年4月1日 令和元年8月6日  
 (第154期中) 至 令和元年6月30日 関東財務局長に提出

ハ 臨時報告書 イの有価証券報告書提出後、金融商品取引法第24条の5第4項および企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき臨時報告書を令和元年6月25日に関東財務局長に提出

ニ 訂正報告書 該当事項なし

なお、上記は、令和元年8月28日正午現在において、関東財務局に提出され、かつ、電子開示システム（EDINET）によって現実に閲覧が可能であった書類である。

## (2) 上記書類を縦覧に供している場所

名称	所在地
株式会社東京証券取引所	東京都中央区日本橋兜町2番1号
株式会社名古屋証券取引所	名古屋市中区栄三丁目8番20号
証券会員制法人福岡証券取引所	福岡市中央区天神二丁目14番2号

## 第2の6 出光興産株式会社

## 1 当該会社の情報の開示を必要とする理由

## (1) 当該会社の名称および住所

出光興産株式会社

東京都千代田区丸の内三丁目1番1号

## (2) 理由

提出会社は、一定の日における当該会社普通株式の東京証券取引所における価格が一定の額を下回る場合に、当該会社の普通株式および一定の金銭（もしあれば）の交付により償還され、また株価の水準に従い早期償還の有無が決定される他社株転換条項付円建社債を下記の通り発行しており、当該会社の企業情報は、提出会社が発行している他社株転換条項付円建社債に関する投資判断に重要な影響を及ぼすと判断される。

名称	発行年月日	売出価額の総額	上場の有無
クレディ・アグリコル・コーポレート・アンド・インベストメント・バンク 2020年2月10日満期 早期償還条項付 他社株転換条項付 円建社債 (出光興産株式会社)	2019年8月8日	300,000,000円	無

## (3) 当該会社の普通株式の内容

種類：	普通株式
発行済株式数（令和元年8月14日現在）：	301,925,518株
上場金融商品取引所名または登録認可金融商品 取引業協会名：	東京証券取引所 市場第一部
内容：	単元株式数100株

## 2 継続開示会社たる当該会社に関する事項

## (1) 当該会社が提出した書類

## イ 有価証券報告書およびその添付書類

事業年度	自 平成30年4月1日	令和元年6月27日
(第104期)	至 平成31年3月31日	関東財務局長に提出

## ロ 四半期報告書または半期報告書およびその添付書類

## 四半期報告書

事業年度	自 平成31年4月1日	令和元年8月14日
(第105期中)	至 令和元年6月30日	関東財務局長に提出

- 八 臨時報告書 イの有価証券報告書提出後、金融商品取引法第24条の5第4項および企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき臨時報告書を令和元年7月1日に関東財務局長に提出
- 二 訂正報告書 該当事項なし
- なお、上記は、令和元年8月28日正午現在において、関東財務局に提出され、かつ、電子開示システム（EDINET）によって現実に閲覧が可能であった書類である。

(2) 上記書類を縦覧に供している場所

名称	所在地
株式会社東京証券取引所	東京都中央区日本橋兜町2番1号

第2の7 株式会社ニコン

1 当該会社の情報の開示を必要とする理由

(1) 当該会社の名称および住所

株式会社ニコン

東京都港区港南二丁目15番3号

(2) 理由

提出会社は、一定の日における当該会社普通株式の東京証券取引所における価格が一定の額を下回る場合に、当該会社の株価の水準に従い決定される金額により償還され、また株価の水準に従い早期償還の有無が決定される他社株式株価連動円建社債を下記の通り発行しており、当該会社の企業情報は、提出会社が発行している他社株式株価連動円建社債に関する投資判断に重要な影響を及ぼすと判断される。

名称	発行年月日	売出価額の総額	上場の有無
クレディ・アグリコル・コーポレート・アンド・インベストメント・バンク 2020年8月11日満期円建 早期償還条項付 参照株式株価連動社債（株式会社ニコン）	2019年8月8日	200,000,000円	無

(3) 当該会社の普通株式の内容

種類： 普通株式

発行済株式数（令和元年8月6日現在）： 400,878,921株

上場金融商品取引所名または登録認可金融商品取引業協会名： 東京証券取引所 市場第一部

内容： 単元株式数は100株である。

2 継続開示会社たる当該会社に関する事項

(1) 当該会社が提出した書類

イ 有価証券報告書およびその添付書類

事業年度 自 平成30年4月1日 令和元年6月27日  
(第155期) 至 平成31年3月31日 関東財務局長に提出

ロ 四半期報告書または半期報告書およびその添付書類  
四半期報告書

- 事業年度 自 平成31年4月1日 令和元年8月6日  
(第156期中) 至 令和元年6月30日 関東財務局長に提出
- 八 臨時報告書 イの有価証券報告書提出後、金融商品取引法第24条の5第4項および企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき臨時報告書を令和元年7月2日に関東財務局長に提出
- 二 訂正報告書 該当事項なし
- なお、上記は、令和元年8月28日正午現在において、関東財務局に提出され、かつ、電子開示システム（EDINET）によって現実に閲覧が可能であった書類である。

## (2) 上記書類を縦覧に供している場所

名称	所在地
株式会社東京証券取引所	東京都中央区日本橋兜町2番1号

## 第3 【指数等の情報】

## 1 【当該指数等の情報の開示を必要とする理由】

## (1) 日経平均株価

提出会社は、下記の通り、利率、満期償還価格および期限前償還の有無が日経平均株価により決定される社債を発行しているため、日経平均株価に関する情報は、提出会社が発行している社債に関する投資判断に重要な影響を及ぼすと判断される。

名称	発行年月日	売出価額の総額	上場の有無
クレディ・アグリコル・コーポレート・アンド・インベストメント・バンク 2020年5月21日満期 期限前償還条項付 日経平均株価参照 円建社債 (ノックイン65)	2017年5月26日	2,275,000,000円	無
クレディ・アグリコル・コーポレート・アンド・インベストメント・バンク 2022年6月21日満期 円建 早期償還条項付 日経平均株価・S&P500 複数 指数連動社債	2017年6月29日	9,740,000,000円	無
クレディ・アグリコル・コーポレート・アンド・インベストメント・バンク 2020年6月26日満期 早期償還条項付 ノックイン型 日経平均株価連動 デジタルクーポン円建社債	2017年6月29日	875,000,000円	無
クレディ・アグリコル・コーポレート・アンド・インベストメント・バンク 2020年7月28日満期 早期償還条項付 ノックイン型 日経平均株価連動 デジタルクーポン円建社債	2017年7月27日	600,000,000円	無
クレディ・アグリコル・コーポレート・アンド・インベストメント・バンク 2020年9月29日満期 早期償還条項付 ノックイン型日経平均株価連 動 円建社債	2017年9月28日	1,205,000,000円	無
クレディ・アグリコル・コーポレート・アンド・インベストメント・バンク 2020年10月23日満期 早期償還条項付 ノックイン型 日経平均株価連動 デジタルクーポン円建社債	2017年10月20日	930,000,000円	無



クレディ・アグリコル・コーポレート・アンド・インベストメント・バンク 2020年10月27日満期 早期償還条項付 ノックイン型 日経平均株価連動 デジタルクーポン円建社債	2017年10月31日	2,050,000,000円	無
クレディ・アグリコル・コーポレート・アンド・インベストメント・バンク 2020年12月8日満期 早期償還条項付 ノックイン型 日経平均株価連動 デジタルクーポン円建社債	2017年12月7日	3,485,000,000円	無
クレディ・アグリコル・コーポレート・アンド・インベストメント・バンク 2020年12月21日満期 円建 複数株価指数参照型 デジタルクーポン社債 (ノックイン型 期限前償還条項付)	2017年12月20日	1,000,000,000円	無
クレディ・アグリコル・コーポレート・アンド・インベストメント・バンク 2019年12月16日満期 早期償還条項付 ノックイン型日経平均株価連動 円建社債	2017年12月21日	1,790,000,000円	無
クレディ・アグリコル・コーポレート・アンド・インベストメント・バンク 2020年12月16日満期 早期償還条項付 ノックイン型日経平均株価連動 円建社債	2017年12月21日	1,455,000,000円	無
クレディ・アグリコル・コーポレート・アンド・インベストメント・バンク 2020年12月22日満期 早期償還条項付 日経平均株価連動円建社債	2017年12月27日	300,000,000円	無
クレディ・アグリコル・コーポレート・アンド・インベストメント・バンク 2021年1月22日満期 期限前償還条項付 日経平均株価参照 円建社債 (ノックイン65)	2018年1月29日	1,427,000,000円	無
クレディ・アグリコル・コーポレート・アンド・インベストメント・バンク 2020年1月30日満期 早期償還条項付 ノックイン型日経平均株価連動 円建社債	2018年1月30日	3,945,000,000円	無
クレディ・アグリコル・コーポレート・アンド・インベストメント・バンク 2021年1月25日満期 早期償還条項付 ノックイン型 日経平均株価連動 デジタルクーポン円建社債	2018年1月30日	2,035,000,000円	無
クレディ・アグリコル・コーポレート・アンド・インベストメント・バンク 2021年2月12日満期 早期償還条項付 日経平均株価連動円建社債	2018年2月9日	300,000,000円	無
クレディ・アグリコル・コーポレート・アンド・インベストメント・バンク 2020年2月26日満期 早期償還条項付 ノックイン型日経平均株価連動 円建社債	2018年2月23日	2,560,000,000円	無
クレディ・アグリコル・コーポレート・アンド・インベストメント・バンク 2023年2月24日満期 早期償還条項付 ノックイン型複数指標連動 デジタルクーポン円建社債	2018年2月23日	1,740,000,000円	無
クレディ・アグリコル・コーポレート・アンド・インベストメント・バンク 2021年2月26日満期 早期償還条項付 日経平均株価連動円建社債	2018年2月27日	300,000,000円	無

クレディ・アグリコル・コーポレート・アンド・インベストメント・バンク 2023年3月7日満期 日米2指数参照 ステップダウン期限前償還条項付 日経平均株価・S&P500指数連動デジタルクーポン 円建社債	2018年3月6日	2,350,000,000円	無
クレディ・アグリコル・コーポレート・アンド・インベストメント・バンク 2021年3月12日満期 早期償還条項付 ノックイン型 日経平均株価連動 デジタルクーポン円建社債	2018年3月9日	275,000,000円	無
クレディ・アグリコル・コーポレート・アンド・インベストメント・バンク 2021年3月18日満期 期限前償還条項付 日経平均株価参照 円建社債 (ノックイン65)	2018年3月20日	3,523,000,000円	無
クレディ・アグリコル・コーポレート・アンド・インベストメント・バンク 2021年5月25日満期 早期償還条項付 ノックイン型 日経平均株価連動 デジタルクーポン円建社債	2018年5月24日	280,000,000円	無
クレディ・アグリコル・コーポレート・アンド・インベストメント・バンク 2020年5月28日満期 早期償還条項付 ノックイン型日経平均株価連動 円建社債	2018年5月29日	1,450,000,000円	無
クレディ・アグリコル・コーポレート・アンド・インベストメント・バンク 2023年6月5日満期 円建 早期償還条項付 日経平均株価・ユーロ・ ストックス50 複数指数連動社債	2018年6月5日	6,162,000,000円	無
クレディ・アグリコル・コーポレート・アンド・インベストメント・バンク 2023年6月9日満期 期限前償還条項付 日経平均株価連動デジタルクーポン 円建社債	2018年6月8日	320,000,000円	無
クレディ・アグリコル・コーポレート・アンド・インベストメント・バンク 2020年6月26日満期 円建 日経平均株価指数連動 固定利付社債(ノック イン型 期限前償還条項付)	2018年6月25日	500,000,000円	無
クレディ・アグリコル・コーポレート・アンド・インベストメント・バンク 2023年6月19日満期 期限前償還条項付 日経平均株価参照 円建社債 (ノックイン50)	2018年7月2日	755,000,000円	無
クレディ・アグリコル・コーポレート・アンド・インベストメント・バンク 2023年7月21日満期 日米2指数参照 ステップダウン期限前償還条項付 日経平均株価・S&P500指数連動デジタルクーポン 円建社債	2018年7月20日	500,000,000円	無
クレディ・アグリコル・コーポレート・アンド・インベストメント・バンク 2021年1月29日満期 早期償還条項付 ノックイン型日経平均株価連動 円建社債	2018年7月27日	1,410,000,000円	無

クレディ・アグリコル・コーポレート・アンド・インベストメント・バンク 2023年8月14日満期 日米2指数参照 ステップダウン期限前償還条項付 日経平均株価・S&P500指数連動デジタルクーポン 円建社債	2018年8月13日	1,000,000,000円	無
クレディ・アグリコル・コーポレート・アンド・インベストメント・バンク 2021年10月15日満期 早期償還条項付 ノックイン型 日経平均株価連動 デジタルクーポン円建社債	2018年10月12日	345,000,000円	無
クレディ・アグリコル・コーポレート・アンド・インベストメント・バンク 2021年4月28日満期 早期償還条項付 ノックイン型日経平均株価連動 円建社債	2018年10月26日	1,360,000,000円	無
クレディ・アグリコル・コーポレート・アンド・インベストメント・バンク 2023年11月2日満期 日米2指数参照 ステップダウン期限前償還条項付 日経平均株価・S&P500指数連動デジタルクーポン 円建社債	2018年11月1日	830,000,000円	無
クレディ・アグリコル・コーポレート・アンド・インベストメント・バンク 2021年11月9日満期 早期償還条項付 ノックイン型 日経平均株価連動 デジタルクーポン円建社債	2018年11月8日	310,000,000円	無
クレディ・アグリコル・コーポレート・アンド・インベストメント・バンク 2021年11月18日満期 期限前償還条項付 日経平均株価参照 円建社債 (ノックイン65)	2018年11月21日	1,119,000,000円	無
クレディ・アグリコル・コーポレート・アンド・インベストメント・バンク 2021年11月18日満期 期限前償還条項付 日米2指数参照 円建社債 (ノックイン60)	2018年11月21日	930,000,000円	無
クレディ・アグリコル・コーポレート・アンド・インベストメント・バンク 2021年5月28日満期 早期償還条項付 ノックイン型日経平均株価連動 円建社債	2018年11月29日	860,000,000円	無
クレディ・アグリコル・コーポレート・アンド・インベストメント・バンク 2020年12月21日満期 早期償還条項付 ノックイン型日経平均株価連動 円建社債	2018年12月20日	805,000,000円	無
クレディ・アグリコル・コーポレート・アンド・インベストメント・バンク 2024年1月16日満期 円建 複数株価指数参照型 デジタルクーポン社債 (ノックイン型 期限前償還条項付)	2019年1月15日	500,000,000円	無
クレディ・アグリコル・コーポレート・アンド・インベストメント・バンク 2024年1月18日満期 日米2指数参照 ステップダウン期限前償還条項付 日経平均株価・S&P500指数連動デジタルクーポン 円建社債	2019年1月17日	410,000,000円	無

クレディ・アグリコル・コーポレート・アンド・インベストメント・バンク 2022年1月21日満期 期限前償還条項付 日経平均株価参照 円建社債 (ノックイン65)	2019年1月29日	3,117,000,000円	無
クレディ・アグリコル・コーポレート・アンド・インベストメント・バンク 2022年1月21日満期 期限前償還条項付 日米2指数参照 円建社債 (ノックイン60)	2019年1月29日	3,830,000,000円	無
クレディ・アグリコル・コーポレート・アンド・インベストメント・バンク 2022年2月18日満期 期限前償還条項付 日経平均株価参照 円建社債 (ノックイン65)	2019年2月19日	6,151,000,000円	無
クレディ・アグリコル・コーポレート・アンド・インベストメント・バンク 2022年2月18日満期 期限前償還条項付 日米2指数参照 円建社債 (ノックイン60)	2019年2月19日	4,633,000,000円	無
クレディ・アグリコル・コーポレート・アンド・インベストメント・バンク 2024年2月27日満期 日米2指数参照 ステップダウン期限前償還条項付 日経平均株価・S&P500指数連動デジタルクーポン 円建社債	2019年2月26日	400,000,000円	無
クレディ・アグリコル・コーポレート・アンド・インベストメント・バンク 2024年2月27日満期 米ドル建 複数株価指数参照型 デジタルクーポン 社債(ノックイン型 期限前償還条項付)	2019年2月26日	4,600,000米ドル	無
クレディ・アグリコル・コーポレート・アンド・インベストメント・バンク 2021年3月4日満期 早期償還条項付 ノックイン型日経平均株価連 動 円建社債	2019年3月1日	980,000,000円	無
クレディ・アグリコル・コーポレート・アンド・インベストメント・バンク 2022年3月17日満期 期限前償還条項付 日経平均株価参照 円建社債 (ノックイン65)	2019年3月25日	3,462,000,000円	無
クレディ・アグリコル・コーポレート・アンド・インベストメント・バンク 2022年3月17日満期 期限前償還条項付 日米2指数参照 円建社債 (ノックイン60)	2019年3月25日	2,310,000,000円	無
クレディ・アグリコル・コーポレート・アンド・インベストメント・バンク 2024年3月27日満期 日米2指数参照 ステップダウン期限前償還条項付 日経平均株価・S&P500指数連動デジタルクーポン 円建社債	2019年3月26日	665,000,000円	無
クレディ・アグリコル・コーポレート・アンド・インベストメント・バンク 2024年6月18日満期 日米2指数参照 ステップダウン期限前償還条項付 日経平均株価・S&P500指数連動デジタルクーポン 円建社債	2019年6月17日	750,000,000円	無

クレディ・アグリコル・コーポレート・アンド・インベストメント・バンク 2021年6月28日満期 早期償還条項付 ノックイン型日経平均株価連動 円建社債	2019年6月27日	580,000,000円	無
クレディ・アグリコル・コーポレート・アンド・インベストメント・バンク 2024年7月12日満期 日米2指数参照 ステップダウン期限前償還条項付 日経平均株価・S&P500指数連動デジタルクーポン 円建社債	2019年7月11日	570,000,000円	無
クレディ・アグリコル・コーポレート・アンド・インベストメント・バンク 2022年7月21日満期 期限前償還条項付 デジタルクーポン型日経平均 株価参照 円建社債(ノックイン65)	2019年7月19日	5,036,000,000円	無
クレディ・アグリコル・コーポレート・アンド・インベストメント・バンク 2022年7月21日満期 期限前償還条項付 日米2指数参照 米ドル建社債 (ノックイン60)	2019年7月19日	2,850,000米ドル	無
クレディ・アグリコル・コーポレート・アンド・インベストメント・バンク 2024年7月16日満期 期限前償還条項付 日経平均株価・S&P500 複数 株価指数連動3段デジタルクーポン 円建社債	2019年7月29日	1,435,000,000円	無
クレディ・アグリコル・コーポレート・アンド・インベストメント・バンク 2024年7月22日満期 期限前償還条項付 デジタルクーポン型日米2指数 参照 円建社債(ノックイン60)	2019年8月1日	2,006,000,000円	無
クレディ・アグリコル・コーポレート・アンド・インベストメント・バンク 2024年8月6日満期 日米2指数参照 ステップダウン期限前償還条項付 日経平均株価・S&P500指数連動デジタルクーポン 円建社債	2019年8月5日	700,000,000円	無

## (2) S&amp;P500

提出会社は、下記の通り、利率、満期償還価格および期限前償還の有無がS&P500の水準により決定される社債を発行しているため、S&P500に関する情報は、提出会社が発行している社債に関する投資判断に重要な影響を及ぼすと判断される。

名称	発行年月日	売出価額の総額	上場の有無
クレディ・アグリコル・コーポレート・アンド・インベストメント・バンク 2022年6月21日満期 円建 早期償還条項付 日経平均株価・S&P500 複数 指数連動社債	2017年6月29日	9,740,000,000円	無
クレディ・アグリコル・コーポレート・アンド・インベストメント・バンク 2020年12月21日満期 円建 複数株価指数参照型 デジタルクーポン社債 (ノックイン型 期限前償還条項付)	2017年12月20日	1,000,000,000円	無

クレディ・アグリコル・コーポレート・アンド・インベストメント・バンク 2023年3月7日満期 日米2指数参照 ステップダウン期限前償還条項付 日経平均株価・S&P500指数連動デジタルクーポン 円建社債	2018年3月6日	2,350,000,000円	無
クレディ・アグリコル・コーポレート・アンド・インベストメント・バンク 2023年7月21日満期 日米2指数参照 ステップダウン期限前償還条項付 日経平均株価・S&P500指数連動デジタルクーポン 円建社債	2018年7月20日	500,000,000円	無
クレディ・アグリコル・コーポレート・アンド・インベストメント・バンク 2023年8月14日満期 日米2指数参照 ステップダウン期限前償還条項付 日経平均株価・S&P500指数連動デジタルクーポン 円建社債	2018年8月13日	1,000,000,000円	無
クレディ・アグリコル・コーポレート・アンド・インベストメント・バンク 2023年11月2日満期 日米2指数参照 ステップダウン期限前償還条項付 日経平均株価・S&P500指数連動デジタルクーポン 円建社債	2018年11月1日	830,000,000円	無
クレディ・アグリコル・コーポレート・アンド・インベストメント・バンク 2021年11月18日満期 期限前償還条項付 日米2指数参照 円建社債 (ノックイン60)	2018年11月21日	930,000,000円	無
クレディ・アグリコル・コーポレート・アンド・インベストメント・バンク 2024年1月16日満期 円建 複数株価指数参照型 デジタルクーポン社債 (ノックイン型 期限前償還条項付)	2019年1月15日	500,000,000円	無
クレディ・アグリコル・コーポレート・アンド・インベストメント・バンク 2024年1月18日満期 日米2指数参照 ステップダウン期限前償還条項付 日経平均株価・S&P500指数連動デジタルクーポン 円建社債	2019年1月17日	410,000,000円	無
クレディ・アグリコル・コーポレート・アンド・インベストメント・バンク 2022年1月21日満期 期限前償還条項付 日米2指数参照 円建社債 (ノックイン60)	2019年1月29日	3,830,000,000円	無
クレディ・アグリコル・コーポレート・アンド・インベストメント・バンク 2022年2月18日満期 期限前償還条項付 日米2指数参照 円建社債 (ノックイン60)	2019年2月19日	4,633,000,000円	無
クレディ・アグリコル・コーポレート・アンド・インベストメント・バンク 2024年2月27日満期 日米2指数参照 ステップダウン期限前償還条項付 日経平均株価・S&P500指数連動デジタルクーポン 円建社債	2019年2月26日	400,000,000円	無
クレディ・アグリコル・コーポレート・アンド・インベストメント・バンク 2024年2月27日満期 米ドル建 複数株価指数参照型 デジタルクーポン 社債(ノックイン型 期限前償還条項付)	2019年2月26日	4,600,000米ドル	無

クレディ・アグリコル・コーポレート・アンド・インベストメント・バンク 2022年3月17日満期 期限前償還条項付 日米2指数参照 円建社債 (ノックイン60)	2019年3月25日	2,310,000,000円	無
クレディ・アグリコル・コーポレート・アンド・インベストメント・バンク 2024年3月27日満期 日米2指数参照 ステップダウン期限前償還条項付 日経平均株価・S&P500指数連動デジタルクーポン 円建社債	2019年3月26日	665,000,000円	無
クレディ・アグリコル・コーポレート・アンド・インベストメント・バンク 2024年6月18日満期 日米2指数参照 ステップダウン期限前償還条項付 日経平均株価・S&P500指数連動デジタルクーポン 円建社債	2019年6月17日	750,000,000円	無
クレディ・アグリコル・コーポレート・アンド・インベストメント・バンク 2024年7月12日満期 日米2指数参照 ステップダウン期限前償還条項付 日経平均株価・S&P500指数連動デジタルクーポン 円建社債	2019年7月11日	570,000,000円	無
クレディ・アグリコル・コーポレート・アンド・インベストメント・バンク 2022年7月21日満期 期限前償還条項付 日米2指数参照 米ドル建社債 (ノックイン60)	2019年7月19日	2,850,000米ドル	無
クレディ・アグリコル・コーポレート・アンド・インベストメント・バンク 2024年7月16日満期 期限前償還条項付 日経平均株価・S&P500 複数 株価指数連動3段デジタルクーポン 円建社債	2019年7月29日	1,435,000,000円	無
クレディ・アグリコル・コーポレート・アンド・インベストメント・バンク 2024年7月22日満期 期限前償還条項付 デジタルクーポン型日米2指数 参照 円建社債(ノックイン60)	2019年8月1日	2,006,000,000円	無
クレディ・アグリコル・コーポレート・アンド・インベストメント・バンク 2024年8月6日満期 日米2指数参照 ステップダウン期限前償還条項付 日 経平均株価・S&P500指数連動デジタルクーポン円 建社債	2019年8月5日	700,000,000円	無

## (3) ユーロ・ストックス50

提出会社は、下記の通り、利率、満期償還価格および期限前償還の有無がユーロ・ストックス50の水準により決定される社債を発行しているため、ユーロ・ストックス50に関する情報は、提出会社が発行している社債に関する投資判断に重要な影響を及ぼすと判断される。

名称	発行年月日	売出価額の総額	上場の有無
クレディ・アグリコル・コーポレート・アンド・インベストメント・バンク 2023年2月24日満期 早期償還条項付 ノックイン型複数指標連動 デジタルクーポン円建社債	2018年2月23日	1,740,000,000円	無

クレディ・アグリコル・コーポレート・アンド・インベストメント・バンク 2023年6月5日満期 円建 早期償還条項付 日経平均株価・ユーロ・ ストックス50 複数指数連動社債	2018年6月5日	6,162,000,000円	無
--	-----------	----------------	---

## 2 【当該指数等の推移】

### (1) 日経平均株価の過去の推移（終値ベース）

（単位：円）

最近5年間の 年別最高・最低値	年	2014年	2015年	2016年	2017年	2018年	
	最高	17,935.64	20,868.03	19,494.53	22,939.18	24,270.62	
	最低	13,910.16	16,795.96	14,952.02	18,335.63	19,155.74	
当該中間会計期 間における月別 最高・最低値	月	2019年1月	2019年2月	2019年3月	2019年4月	2019年5月	2019年6月
	最高	20,773.56	21,556.51	21,822.04	22,307.58	21,923.72	21,462.86
	最低	19,561.96	20,333.17	20,977.11	21,505.31	20,601.19	20,408.54

出所：ブルームバーグ・エル・ピー

### (2) S&P500の過去の推移（終値ベース）

（単位：ポイント）

最近5年間の 年別最高・最低値	年	2014年	2015年	2016年	2017年	2018年	
	最高	2,090.57	2,130.82	2,271.72	2,690.16	2,930.75	
	最低	1,741.89	1,867.61	1,829.08	2,257.83	2,351.10	
当該中間会計期 間における月別 最高・最低値	月	2019年1月	2019年2月	2019年3月	2019年4月	2019年5月	2019年6月
	最高	2,704.10	2,796.11	2,854.88	2,945.83	2,945.64	2,954.18
	最低	2,447.89	2,706.05	2,743.07	2,867.19	2,752.06	2,744.45

出所：ブルームバーグ・エル・ピー

### (3) ユーロ・ストックス50の過去の推移（終値ベース）

（単位：ポイント）

最近5年間の 年別最高・最低値	年	2014年	2015年	2016年	2017年	2018年	
	最高	3,314.80	3,828.78	3,290.52	3,697.40	3,672.29	
	最低	2,874.65	3,007.91	2,680.35	3,230.68	2,937.36	
当該中間会計期 間における月別 最高・最低値	月	2019年1月	2019年2月	2019年3月	2019年4月	2019年5月	2019年6月
	最高	3,163.24	3,298.26	3,409.00	3,514.62	3,514.62	3,473.69
	最低	2,954.66	3,135.62	3,283.60	3,385.38	3,280.43	3,300.22

出所：ブルームバーグ・エル・ピー